

荒川区 子ども・若者総合計画

(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)

令和7～11年度



令和7年3月
荒川区

荒川区子ども・若者総合計画の策定にあたって

「世代をつなぎ 地域をつなぎ 人の力をつなぐ」

これは、私が区政を推進する上で大切にしたい思いです。

子どもからシニアまで、すべての世代が互いに支え合うこと、区内に長く暮らす人々と新たに移り住んできた人々との絆を深めること、区に関わるすべての人々の力を結集することが、荒川区の明るい未来につながるものと考えています。

このような信念のもと、このたび、「すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ」を基本理念とした、「荒川区子ども・若者総合計画」を策定いたしました。

これまで区では、第1期荒川区子ども・子育て支援計画及び第2期荒川区子ども・子育て支援計画を策定し、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と子ども家庭総合センター（区児童相談所）の設置運営、子どもの貧困対策、困難な状況に置かれた若者の支援等を一体的に推進してまいりました。

一方で、近年、少子化や核家族化、就労状況の多様化等のほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家庭や地域社会において、コミュニティの希薄化、人と人との関わり方の変化など、子ども・若者やその家族が抱える課題は複雑化しており、これまでの計画では不十分な点も生じています。

また、国では、子どもにとって最善の利益を追求しながら、子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できるよう「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、東京都では、「チルドレンファーストの社会」を掲げるなど、私たちは子ども・若者やその家族を社会全体で支えていこうという流れの中にいます。

この流れの中で策定された「荒川区子ども・若者総合計画」では、人と人とのふれあいを大切にする荒川区の地域力を生かしながら、妊娠から出産、また乳幼児期から子育て期、若者期まで一貫とした切れ目ない支援をさらに強化することとしており、一人一人の「ひと」が輝く新時代の荒川区を目指して、子ども・若者やその家族の支援施策の推進に全力で取り組んでまいります。

本計画の策定にあたっては、区民の皆様や関係団体、区議会等の多くの方々から御協力と多様な視点からの御意見をお寄せいただきましたことに心から感謝申し上げ、巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

荒川区長
滝口 学



荒川区子どもの権利条例

子どもは、生まれた時から一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性をもつ、かけがえのない存在です。

子どもは、あらゆる場面において尊重され、権利の主体として誰もが等しく、命が守られ、医療や教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができ、暴力や虐待、搾取や有害な労働等から守られ、自由に意見を表現し、仲間を作ることができる権利を持っています。

荒川区には「下町」の深い絆で結ばれた地域力があります。あらかわ遊園やゆいの森あらかわなど、区民に親しまれている施設があります。

子どもを守り健やかにはぐくむ荒川区として、これからも将来にわたり、私たち大人が協力し合って、様々な問題を解決し、子どもとともに明るい未来を創っていかねばなりません。

子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者及び区の役割を定めることにより、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 「子ども」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- (2) 「保護者」は、親、親に代わって養育をする里親、児童養護施設の施設長等のことをいいます。
- (3) 「区民」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、働いたりする等、荒川区内で生活し、又は活動する人、団体及び事業者のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」は、保育所、幼稚園、学校等の、子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する施設のことをいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。
- (4) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること。

（子どもの権利）

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます。

- （1） 健康に生き、適切な医療が受けられ、命が守られること。
- （2） 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
- （3） 暴力、虐待並びに搾取及び有害な労働等から守られること。
- （4） 自由に意見を表現し、仲間を作ることができること。

2 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子育てについて責任を持つものとして、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つように努めます。

（区民の役割）

第6条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が守られるように努めます。

2 区民は、地域で子どもを見守り、必要な支援を受けながら、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることを理解し、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、必要な支援を受けながら、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、貧困、いじめ等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応します。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び区民に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報の提供を行い、相互に協力しながら施設を運営するように努めます。

（区の役割）

第8条 区は、様々な取組により子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

2 区は、子どもの権利について、子ども、保護者及び区民に理解してもらうように努めます。

3 区は、育ち学ぶ施設、家庭、地域等で、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行います。

4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設及び関係機関等と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

5 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

(子どもの意見等の表明および参加)

第9条 区民、育ち学ぶ施設及び区は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

2 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

(子どもの権利を守るための取組)

第10条 区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合には、適切かつ速やかに子どもを助けるため、子どもの権利を守るための体制づくりその他の必要な取組を行うこととします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景と目的	3
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画期間・計画の対象・計画の策定体制等	5
第2章	子どもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	7
第1節	「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」策定以降の子ども・子育て、若者に 関する主な流れ	9
第2節	荒川区の状況	13
第3章	第2期荒川区子ども・子育て支援計画の取組と今後の課題	27
第1節	第2期計画のこれまでの取組	29
第2節	第2期計画における「子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策」 の実績	45
第4章	ニーズ調査結果	59
第1節	ニーズ調査結果の概要	61
第2節	調査結果の要約	64
第5章	荒川区子ども・若者総合計画の展開	111
第1節	基本理念	113
第2節	計画における基本目標	114
第3節	荒川区子ども・若者総合計画における政策・施策	117
第4節	荒川区子ども・若者総合計画における量の見込み等	208
第6章	荒川区子ども・若者総合計画の推進に向けて	227
第1節	計画の推進体制	229
第2節	計画の点検・評価の実施	230

資料編..... 231

- 1 荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対するパブリックコメント等の実施結果
..... 233
- 2 荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合
計画検討委員会の検討経過 285
- 3 荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合
計画検討委員会の根拠法令等 287
- 4 子どもの相談窓口 302

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

これまで、区では、平成26年度に子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」を一体とした「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定、令和元年度には、さらに「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援計画」を含む総合的な計画とした「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定し、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、なかでも子どもと子育て家庭に対する支援、子ども・若者の健全育成、児童虐待の未然防止と児童相談所の設置運営、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健、困難な状況に置かれた若者の支援などを推進してきました。

若者への支援に関しては、コロナ禍で影響を受けた若者の支援が喫緊の課題であるとして、令和4年12月に若者相談「わっか」を開設し、令和5年には区議会においても若者を取り巻くさまざまな課題に対応していくための調査研究を行う「若者支援・健全育成調査特別委員会」が新たに設置されるなど、若者支援の機運が高まっています。

近年、少子化や核家族化、就労状況の多様化等のほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家庭や地域社会において、コミュニティの希薄化、人と人との関わり方など、子育てを取り巻く環境に変化が生じ、子ども・若者やその家族が抱える課題は、複雑化しています。

国では、出産・子育てへの不安や孤独を抱える保護者の増加や児童虐待の増加など、困難な状況に置かれた子育て家庭が増加していることから、令和4年に児童福祉法を改正し、相談機能の強化や困難な状況に置かれた妊産婦等への支援の強化等を進めてきました。また、令和5年4月には、こども基本法を施行し、こども施策を総合的に推進する体制を整え、12月には「こども大綱」「こども未来戦略」を閣議決定し、「こどもまんなか社会」の推進に向けた取組を進めています。

若者についても、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、子ども期から若者期まで一貫して支援が受けられるよう法整備され、子どもと若者を取り巻く環境は大きな変化の時代を迎えています。

このような背景を踏まえ、妊娠から出産、子育て期を通じて切れ目ない支援を行い、さらに若者期まで一貫して支援が受けられ、これまで以上に子育て世代が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長し、若者期においても自分らしく生きることができる荒川区を目指すため、「荒川区子ども・若者総合計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

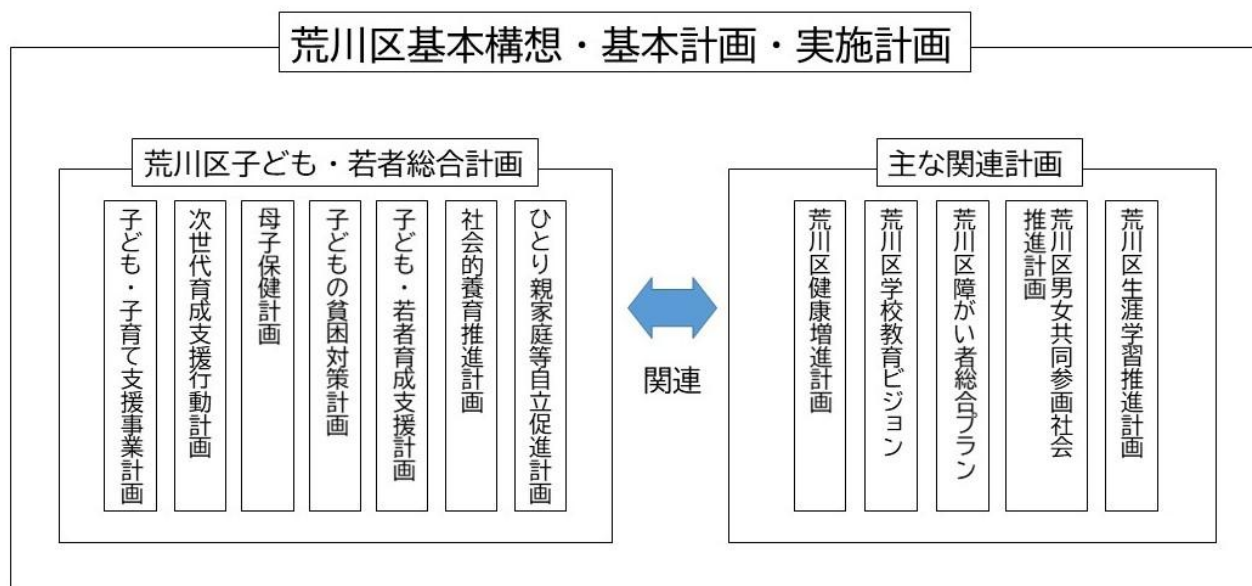
1 計画の位置づけ

「荒川区子ども・若者総合計画」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画として策定しました。

	計画	根拠法等
1	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
2	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
3	母子保健計画	成育基本法・成育医療等基本方針
4	子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
5	子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法
6	社会的養育推進計画	児童福祉法・新しい社会的養育ビジョン
7	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法

また、区の方方向性を示す「荒川区基本構想」のほか、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を本計画の上位計画として調和を保った計画とし、さらに、荒川区の健康づくり施策の指針である「荒川区健康増進計画」や本区における教育振興計画として位置づけられている「荒川区学校教育ビジョン」など、関連する計画とも整合性ある計画として策定します。

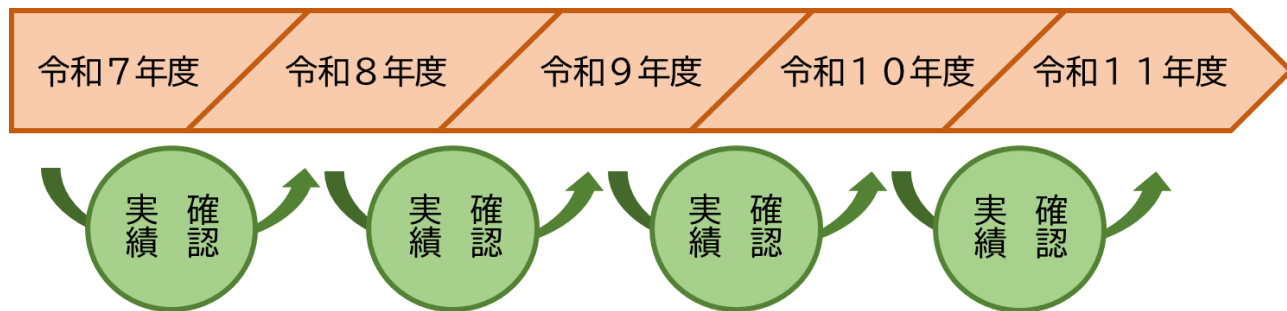
2 他の計画との関連



第3節 計画期間・計画の対象・計画の策定体制等

1 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画と実績にかい離がある場合は、必要に応じて中間見直しを行い、計画を修正する場合があります。



2 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳まで）および若者（概ね16歳から39歳まで）とその家族とします。



3 計画の策定体制等

「荒川区子ども・若者総合計画」の策定にあたっては、庁内関係部署で構成する「荒川区子ども・若者総合計画検討委員会」を設置して検討するとともに、子どもの保護者や学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

また、本計画に内包している「社会的養育推進計画」については、大学教授、医師、弁護士等の学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区児童福祉審議会」の意見を聴きました。

第2章 子どもや若者、子育て家庭を 取り巻く状況

第1節 「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」策定以降の 子ども・子育て、若者に関する主な流れ

1 国における子ども・若者政策の主な流れ

(1) 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てにおいて困難な状況に置かれた家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年に児童福祉法が改正されました。改正児童福祉法では、市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化等が規定されました。

(2) こども基本法の策定

「日本国憲法」および「子どもの権利条約（平成元年国連総会で採択、平成6年日本において批准）」にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映などが規定されました。

(3) こども家庭庁の創設

令和5年に、「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当するための組織として、こども家庭庁が発足しました。

こども家庭庁では「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。こどもまんなか社会とは、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社会としており、「こども大綱」において「すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

(4) こども大綱・こども未来戦略の閣議決定

令和5年に、6つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定した「こども大綱」およびこども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、との基本理念を掲げ、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定した「こども未来戦略」が閣議決定されました。

(5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。法の中で、ヤングケアラーについては、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。

2 東京都における子ども・若者政策の主な流れ

(1) 『未来の東京』戦略』の策定

令和3年3月に、明るい未来の東京を切りひらくための都政の新たな羅針盤となる「未来の東京」戦略を策定しました。

こども政策を中核に位置づけるとともに、目指す2040年代の東京の姿として20の「ビジョン」と、2030年に向けて取り組むべき20+1の「戦略」を提示しました。

(2) 東京都こども基本条例の制定

「子どもの権利条約」の精神にのっとり、令和3年4月に東京都こども基本条例を制定し、こどもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先するという基本理念を明確化しました。

条例には、子どもの安全・安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、権利擁護など、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点が規定されています。

(3) チルドレンファースト社会の実現に向けた施策の強化（018サポート等）

東京から少子化に歯止めをかけるため、令和5年度において、前年度から2,000億円増加の約1.6兆円の予算を計上し、「018サポート」「第2子の保育料無償化」など、さまざまな施策を強化しました。

(4) 東京都の少子化対策 2024の取りまとめ

令和6年度に実践する少子化対策の全体像を整理した「東京都の少子化対策 2024」を令和6年2月に公表しています。

主な少子化対策の基本スタンスとしては、①複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践、②望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを切れ目なく支援、③都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進の3つを掲げています。

(5) こども未来アクション2024の策定

子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」を令和6年2月に策定しました。

重点アクションとして、①誰一人取り残さない視点から、子どもへのサポートを強化、②子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援、③「東京都教育モデル」により、教育の質を向上、④多様な主体と連携し、子どもの笑顔を育むアクションを展開といった4つの柱を掲げています。

3 区における子ども・若者政策の主な流れ

(1) 児童相談所の設置

区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、子どもや家庭に対する切れ目のない相談体制を整備するために、令和2年4月に子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を開設しました。同年7月からは児童相談所業務を開始し、区民に身近な基礎自治体として、子どもと子どもを取り巻く課題の解決に力を発揮するとともに、これまで以上に地域に近く、寄り添った支援体制を構築しています。また、困難な事例に対しては、児童相談所としての法的権限を行使し、厳しい対応を取ることで、子どもの安全・安心を守ることができるようになりました。

(2) 荒川区若者相談「わっか」の開設

ニートやひきこもりなど若者の抱える課題が多様化・複雑化していることに加え、コロナ禍により影響を受けた若者の支援が喫緊の課題となり、若者からさまざまな相談を受け付け、課題に応じて適切な支援につなげられるよう、令和4年12月に荒川区若者相談「わっか」を開設しました。

(3) 児童養護施設の開設とケアリーバー支援の開始

令和5年4月に児童養護施設「クリスマス・フォレスト」を開設し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する本来の機能に加えて、区のことをよく理解している身近な施設において、ショートステイ事業や里親支援事業等を開始しました。

また、児童養護施設の開設に合わせ、児童養護施設等を退所したケアリーバーへの支援として、一時支度金の支給をはじめ、住宅を借りる際の保証料のほか、資格や自動車運転免許取得にかかる費用の補助を開始しました。

(4) 荒川区子どもの権利条例の制定

区では、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、区全体で子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を大切にしていくために、「荒川区子どもの権利条例」を令和5年4月1日に施行しました。

荒川区子どもの権利条例では、子どもの権利に関する基本的な考え方を示すとともに、子どもの健やかな成長を支えていくために、区全体で特に次の4つの基本理念を大切にすることとしています。

- ①子どもの最善の利益を優先して考えること
- ②すべての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること
- ③子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること
- ④子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること

(5) たんぽぽセンターの児童発達支援センターへの移行

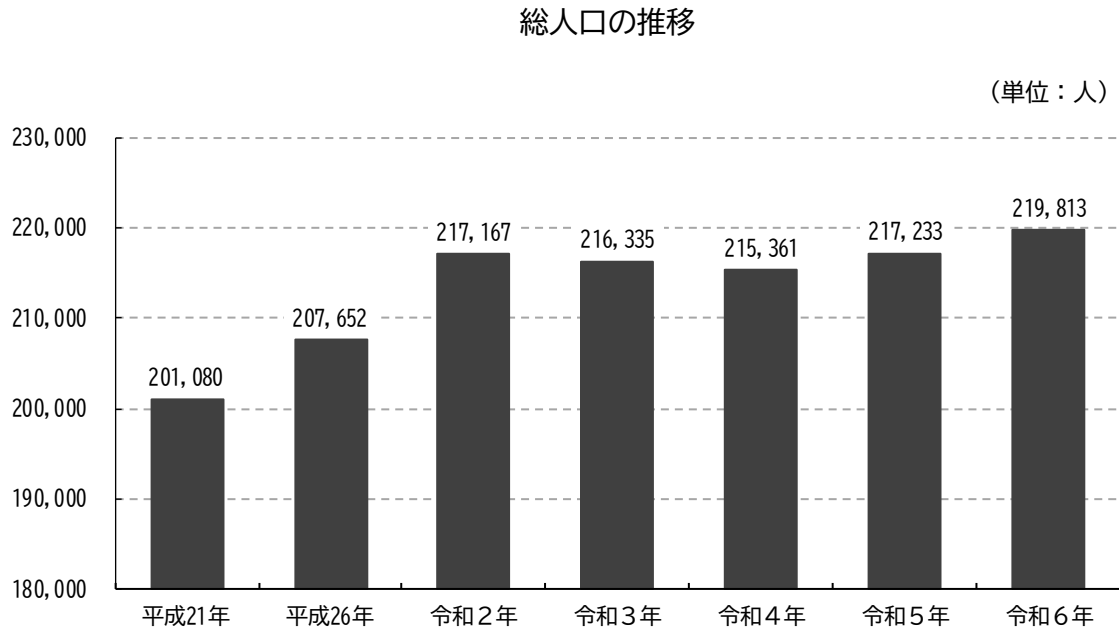
近年の児童発達支援に関する需要増に加え、障がいの重度化、多様化など、さまざまな課題を抱え、支援を必要とする障がい児に対し、早期発見かつ速やかに重層的な支援を行えるよう、たんぽぽセンターでは令和5年度から保育所等訪問支援・障害児相談支援を開始するなど、機能を段階的に拡充し、令和6年10月から地域における児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターとしての運用を開始しました。

第2節 荒川区の状況

1 荒川区の人口推移・人口推計

(1) 荒川区の人口推移（直近5年間、10年前、15年前）

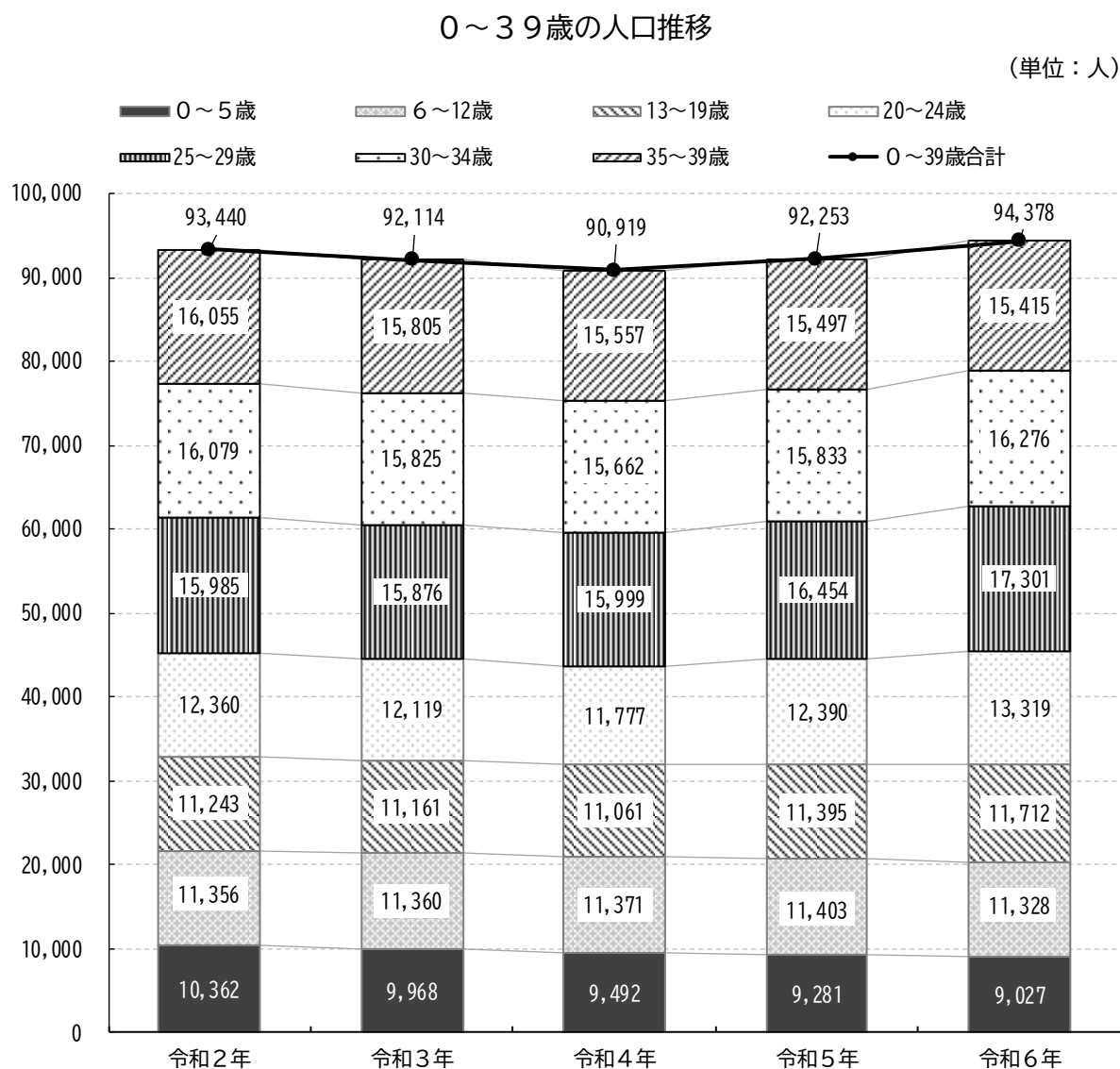
区の人口は、増加傾向にありましたが、令和2年の217,167人から微減となりました。その後、令和4年から再び増加傾向に戻り、令和6年4月1日現在で219,813人となっています。



資料：住民基本台帳（外国人含む。各年4月1日現在）

(2) 0～39歳の人口推移（区全体）

0～39歳の人口推移は、令和4年から増加傾向に転じており、一方で0～5歳は微減傾向がみられます。

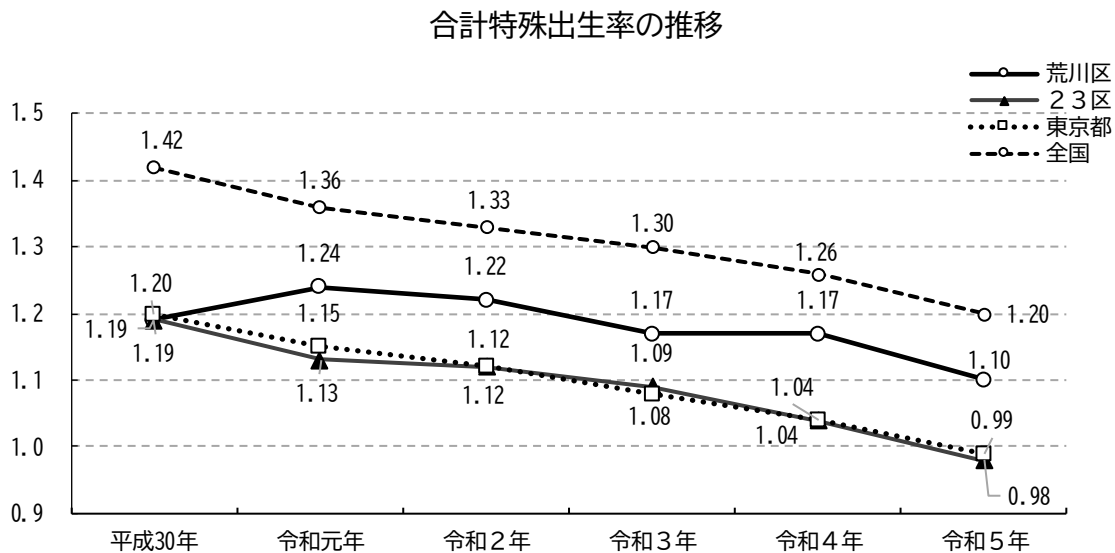


資料：住民基本台帳（外国人含む。各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率および出生数の推移

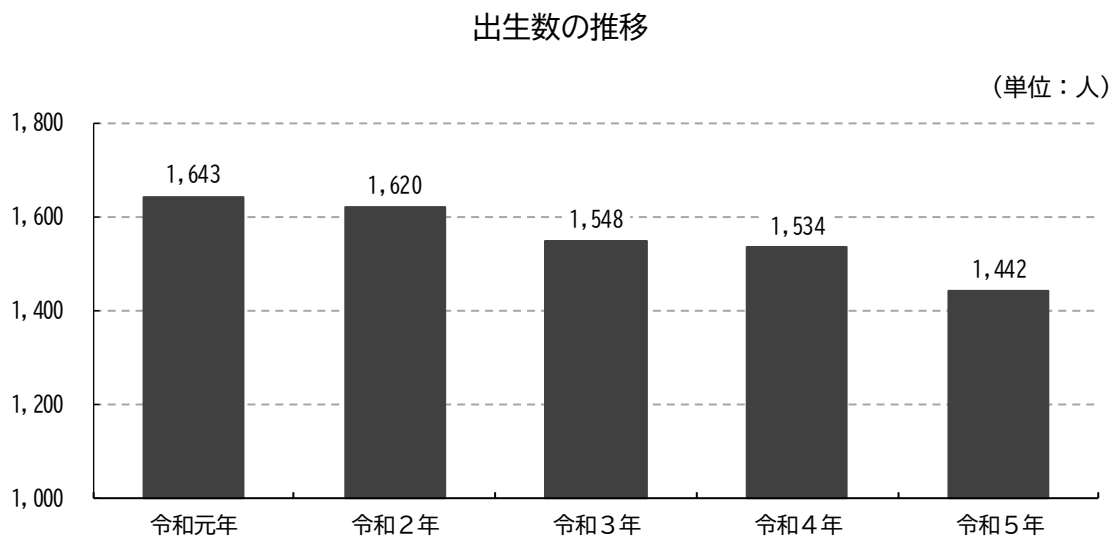
合計特殊出生率は、全国的に低下しており、令和5年には全国の合計特殊出生率が1.20になっています。東京都は全国より小さな値で推移しており、令和5年は0.99と統計以来初めて1を下回る値となっています。

区は、平成30年には東京都、23区の値とほぼ同じで1.19でしたが、令和元年以降は、東京都、23区より0.1程度大きな値で推移しています。



資料：厚生労働省人口動態統計（令和6年9月17日現在）

区の出生数は、微減傾向にあり、令和元年の1,643人から令和5年には1,442人に減少しています。

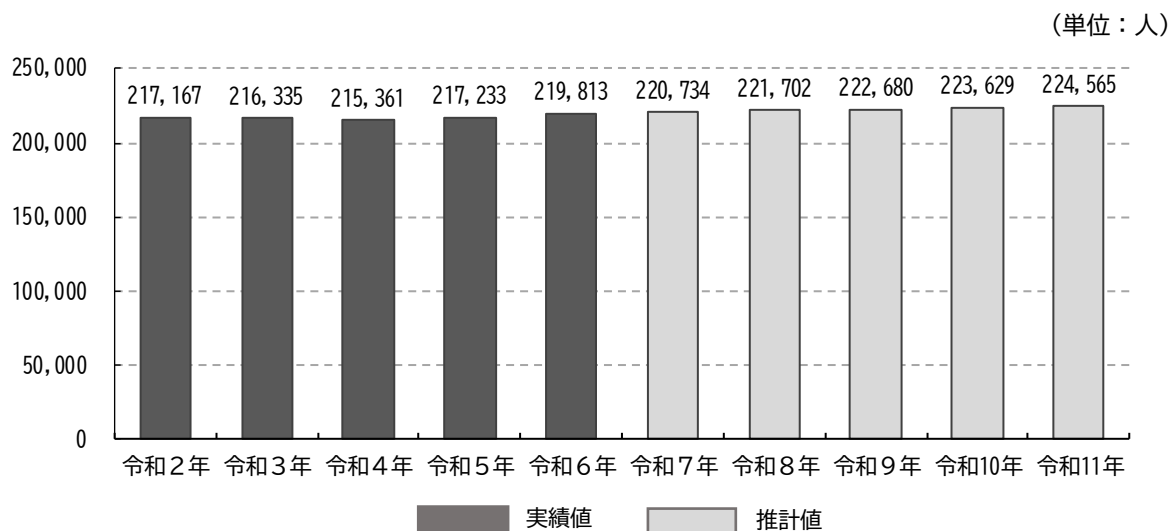


資料：東京都保健医療局（令和6年11月8日現在）

(4) 荒川区の総人口推計

住民基本台帳人口を基準に令和7年以降の総人口を推計した結果、今後も総人口はゆるやかに増加することが見込まれます。

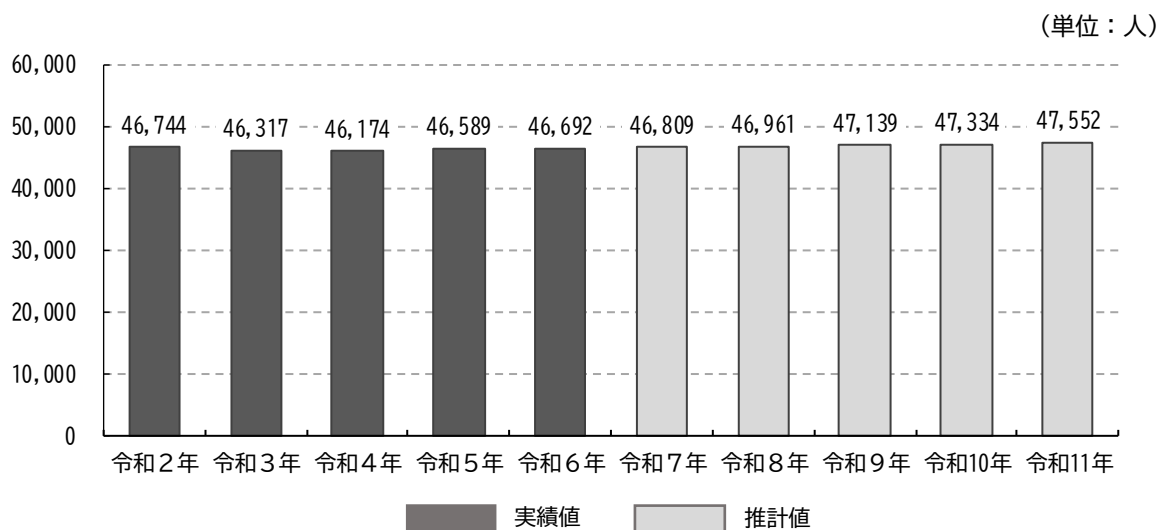
総人口の推移



<地区別>

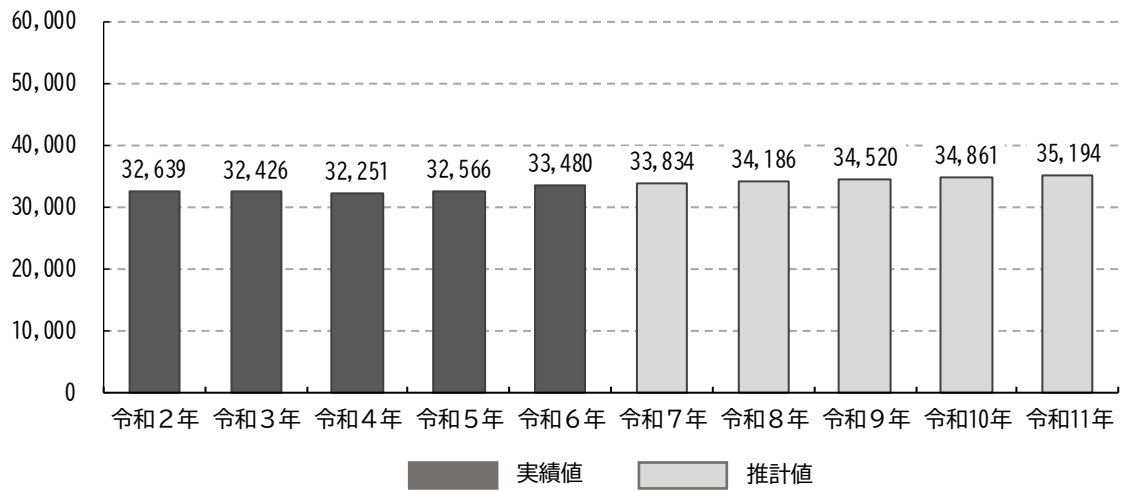
地区別の人口推計は次のようになっています。

●南千住地区



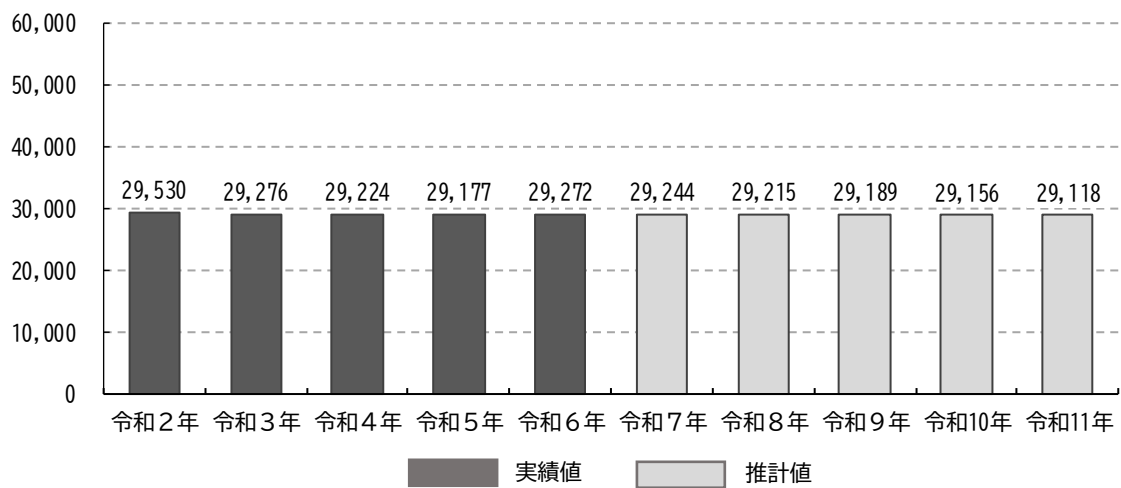
●荒川地区

(単位：人)

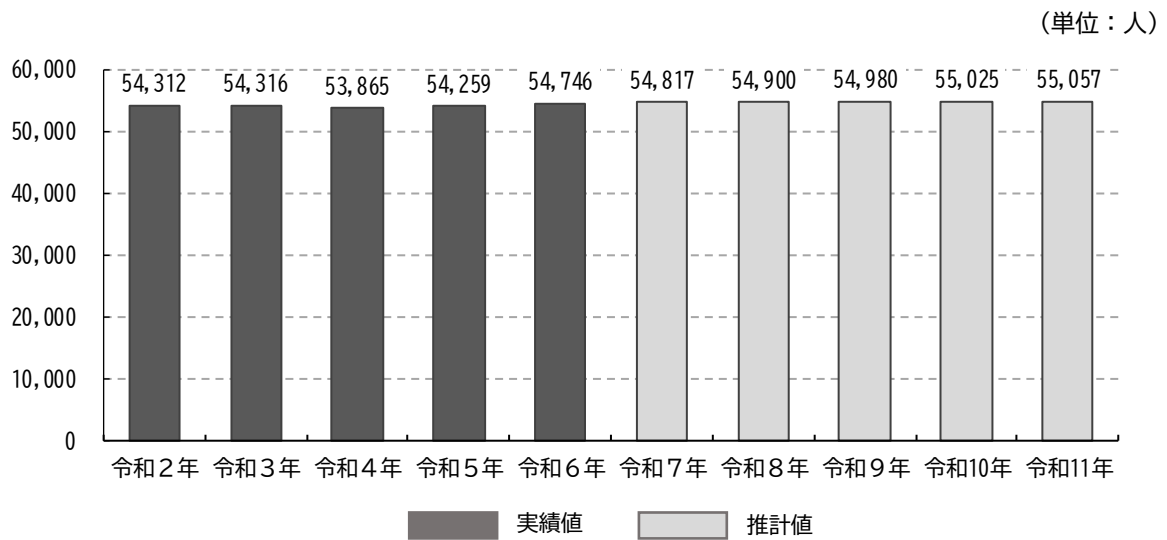


●町屋地区

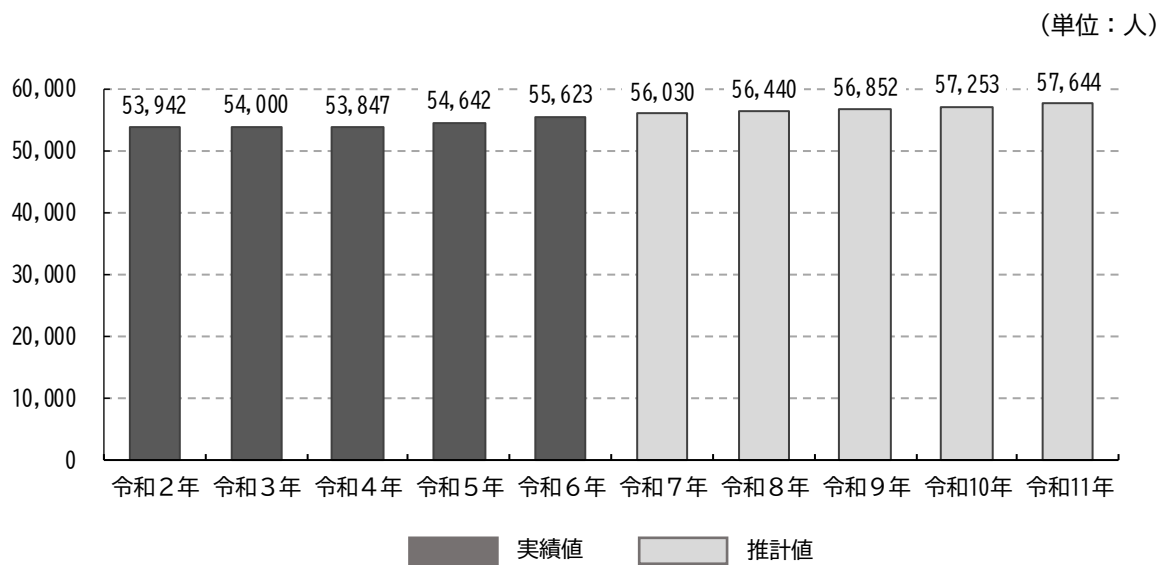
(単位：人)



●尾久地区



●日暮里地区

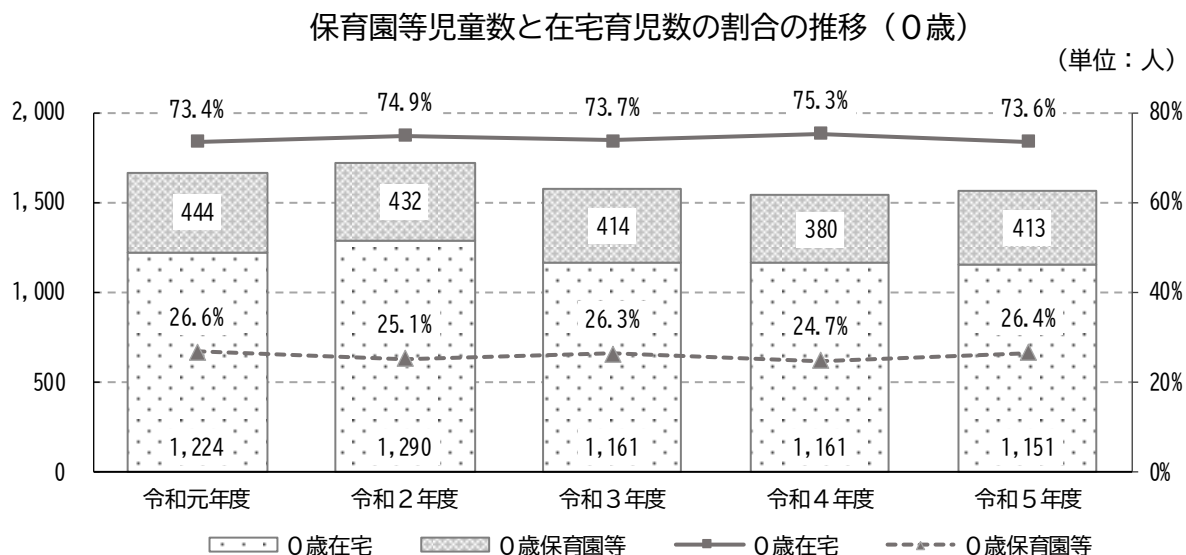


2 荒川区の子どもや若者、子育て家庭を取り巻く現状

(1) 保育園等児童・幼稚園等児数と在宅育児数の割合の推移

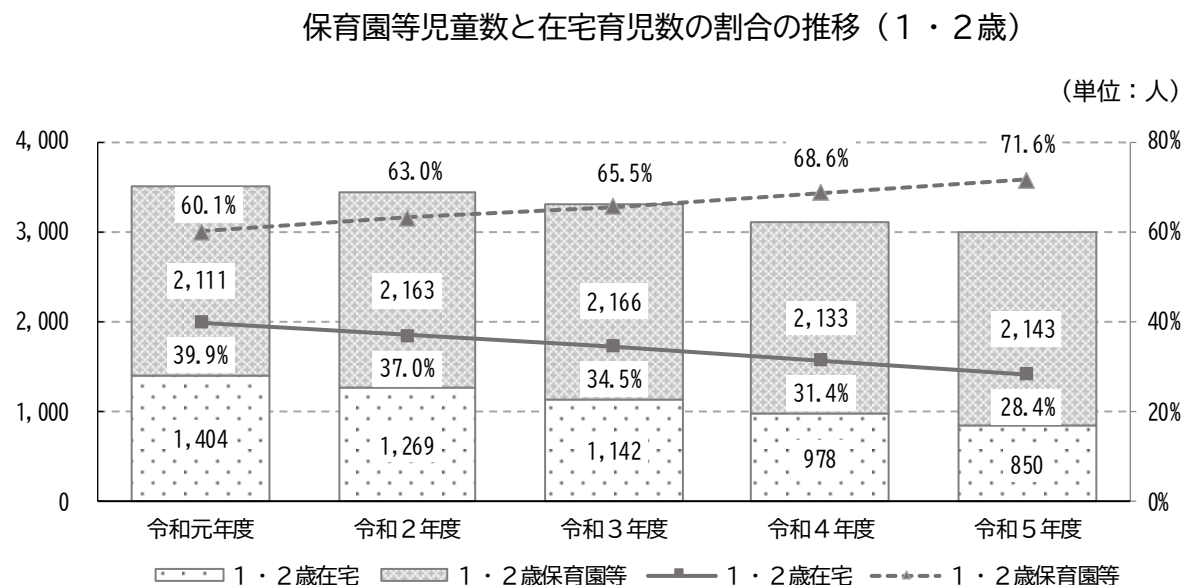
<0歳>

0歳の保育園等の利用率は、令和元年度は26.6%であり、令和5年度は26.4%と、ほぼ横ばいとなっています。



<1・2歳>

1・2歳の保育園等の利用率は、令和元年度は60.1%でしたが、令和5年度は71.6%で、11.5ポイント増加しています。

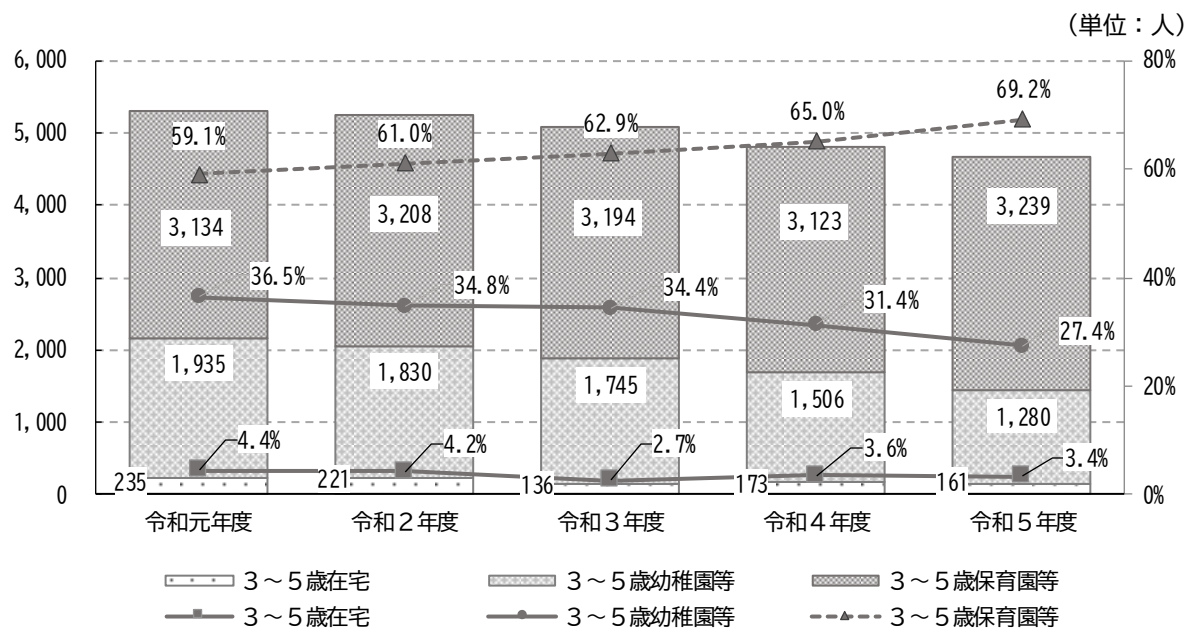


<3～5歳>

3～5歳の保育園等の利用率は、令和元年度では59.1%でしたが、令和5年度では69.2%で、10.1ポイント増加しています。

一方で3～5歳の幼稚園等の利用率は、令和元年度では36.5%でしたが、令和5年度では27.4%で、9.1ポイント減少しています。

保育園等児童・幼稚園児数と在宅育児数の割合の推移（3～5歳）



(2) 養育困難家庭・要保護児童・児童虐待防止等に関する現状

<子ども家庭総合センターにおける相談受理事件数>

相談受理事件数は、令和2年度は合計1,228件となっていました。令和5年度も合計1,228件で横ばいとなっています。

項目別にみると、「児童虐待」が増加しており、令和5年度では全体の約5割を占めています。

子ども家庭総合センターにおける相談受理事件数

(単位：件)

	令和2年度 ※	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待	572	477	516	657
養育困難等	232	224	150	162
保健	3	3	1	0
障害	105	142	118	130
非行	17	44	35	23
性格行動	65	79	80	88
不登校	32	26	23	21
適性	0	0	1	5
育児・しつけ	53	63	36	36
その他	149	128	92	106
合計	1,228	1,186	1,052	1,228

※令和2年度実績について

令和2年7月に児童相談所を開設したことから、令和2年4月～6月の実績は子ども家庭支援センターとして区が受理した件数を計上

<児童虐待相談受理事件数>

児童虐待相談受理事件数の内訳では、令和2年度の572件から令和5年度では657件と増加しています。

項目別にみると、「心理的」が最も多く、令和5年度では全体の約6割を占めております。

児童虐待相談受理事件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的	183	126	135	197
ネグレクト	70	34	44	62
性的	8	1	4	1
心理的	311	316	333	397
合計	572	477	516	657

(3) 子どもの貧困に関する現状

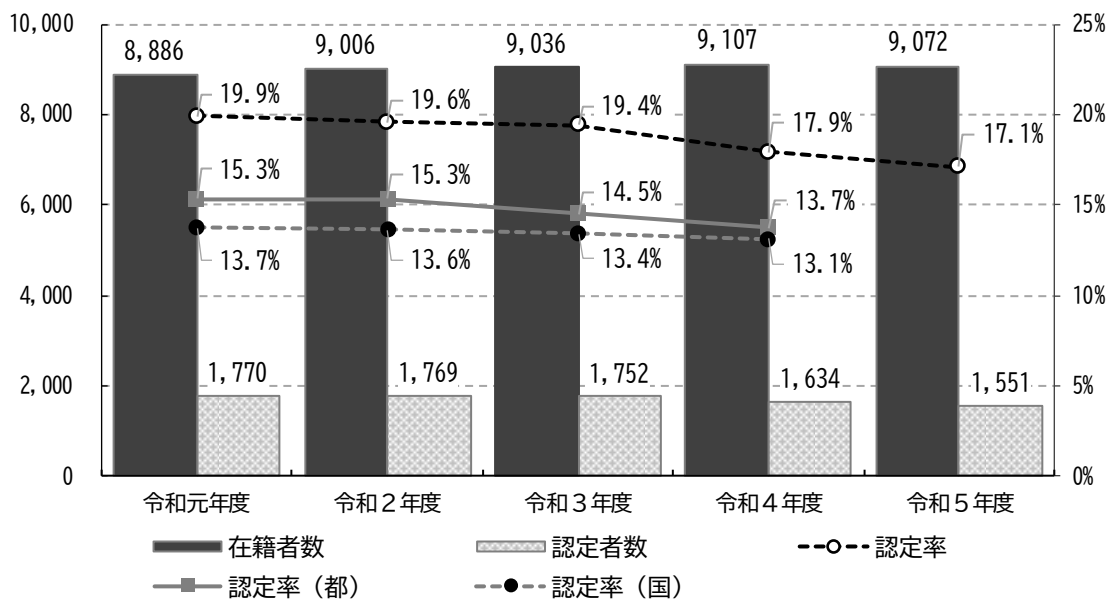
<就学援助認定数>

区立小学校の在籍児童数は、令和元年度では8,886人、令和5年度では9,072人となっています。また、就学援助認定数は、令和元年度では1,770人、令和5年度では1,551人となっています。

区立中学校の在籍生徒数は、令和元年度では3,186人、令和5年度では3,403人となっています。また、就学援助認定数は、令和元年度では990人、令和5年度では892人となっています。認定率はいずれの値も減少傾向にあります。

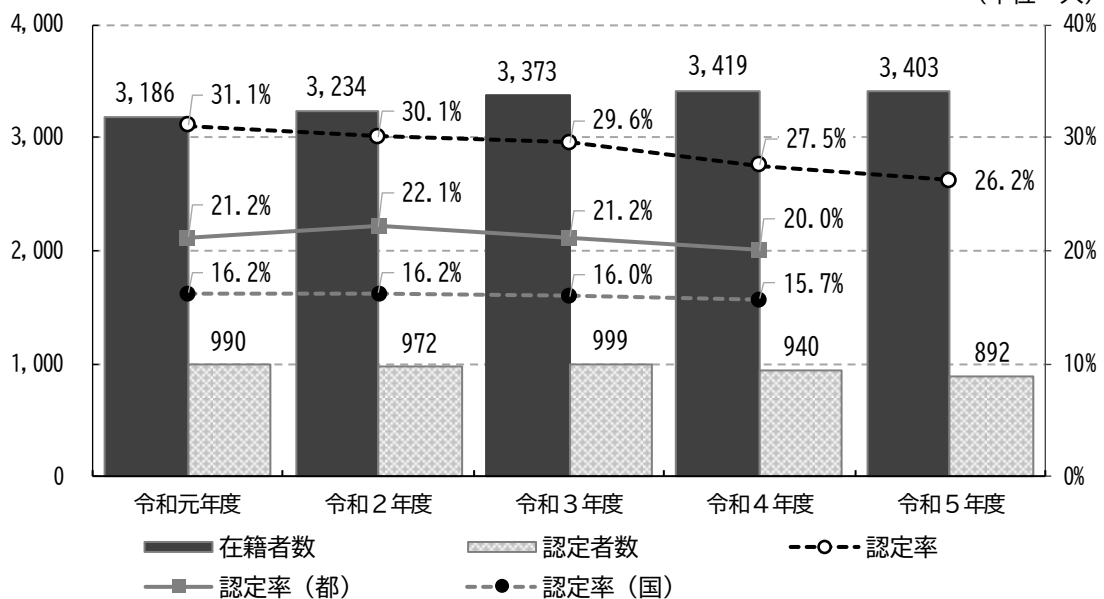
区立小学校在籍児童数・就学援助認定数の推移

(単位：人)



区立中学校在籍生徒数・就学援助認定数の推移

(単位：人)



※在籍者数は各年度5月1日現在

※認定者数は荒川区に住所を有し、他区小中学校へ通学するものを含む各年度の延べ人数

※出典 (国・都の認定率) 文部科学省ホームページ就学援助実施状況等調査 (令和5年の値は未発表)

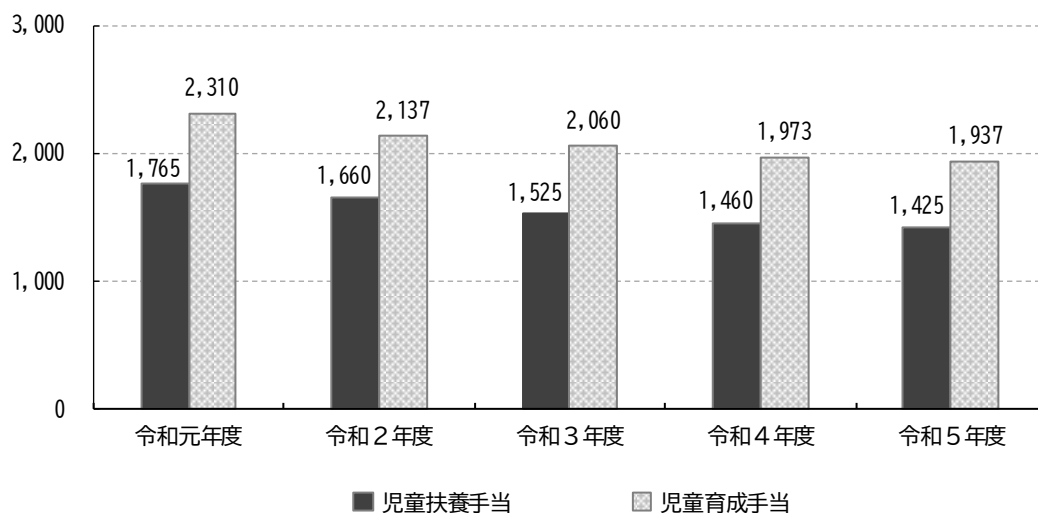
(4) ひとり親家庭に関する現状

<児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童数>

児童扶養手当および児童育成手当の支給対象児童数は、ともに減少傾向がみられます。

支給対象児童数の推移

(単位：人)



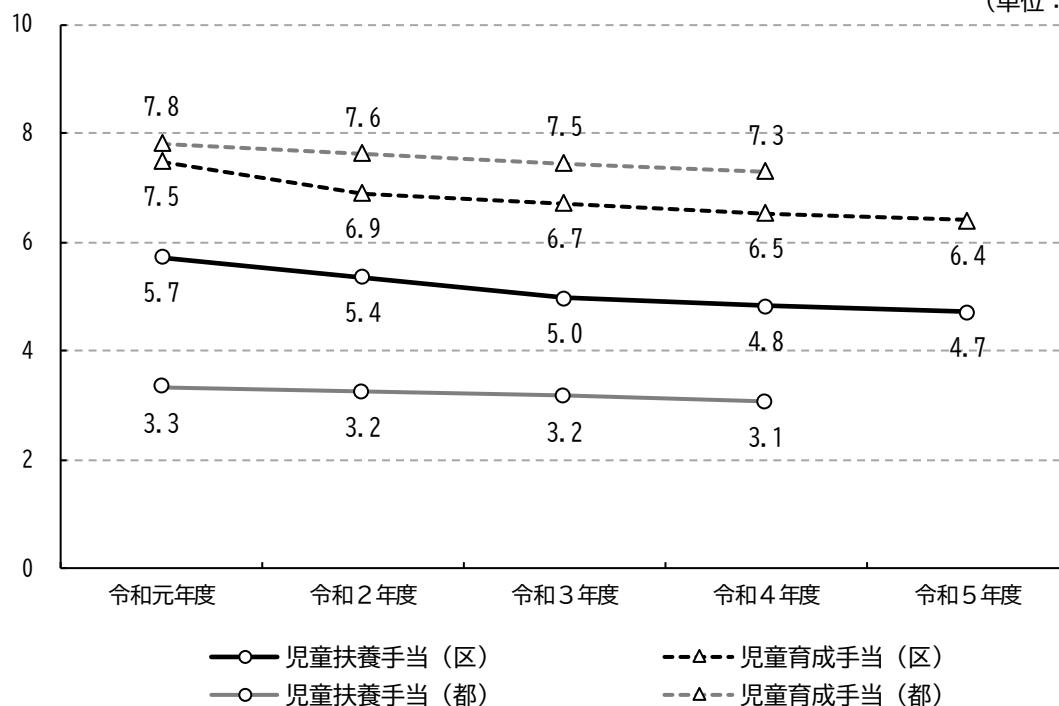
※各年度3月31日現在

<児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童割合>

児童扶養手当と児童育成手当の支給対象児童割合は、区・都ともに減少傾向がみられます。

支給対象児童割合の推移

(単位：%)

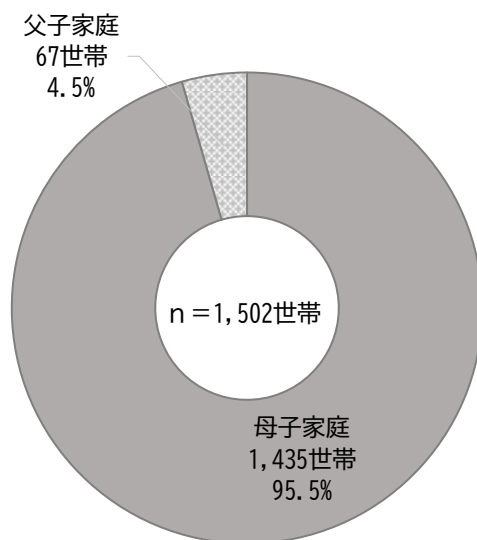


出典：東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生 統計年報（令和元年度～4年度）」（令和5年の値は未発表）

出典：政府統計「福祉行政報告例（令和元年度～4年度）表56」（令和5年の値は未発表）

<児童育成手当（育成手当）の受給者数の内訳>

児童育成手当受給者のうち、母子家庭が1,435世帯で95.5%を占めており、父子家庭は67世帯で4.5%となっています。



※令和6年3月31日現在

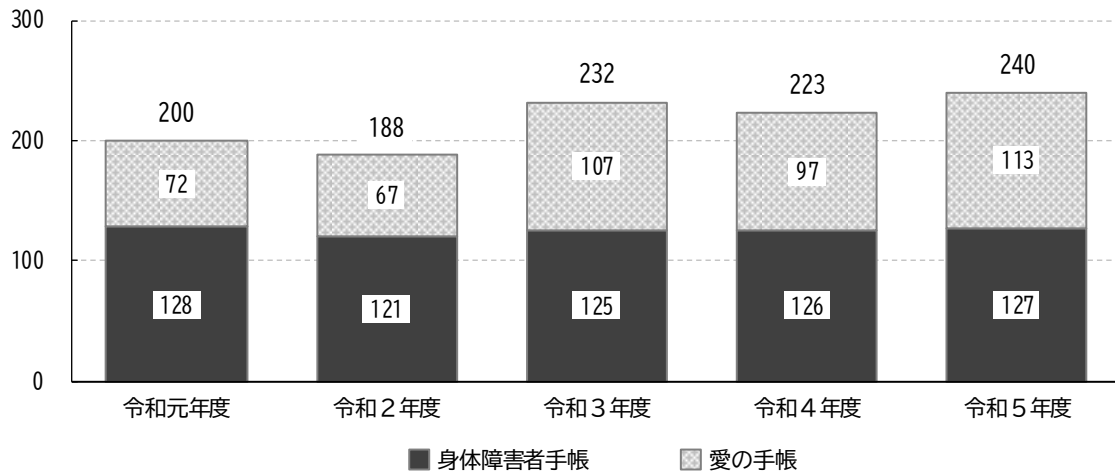
（５）特別な支援を必要とする子ども・若者に関する現状

＜障害者手帳交付数の推移＞

障害者手帳交付数は、令和元年度は合計 200 件でしたが、令和 5 年度には 240 件で増加しています。

18 歳未満の身体障害者手帳および愛の手帳交付数の推移

（単位：件）



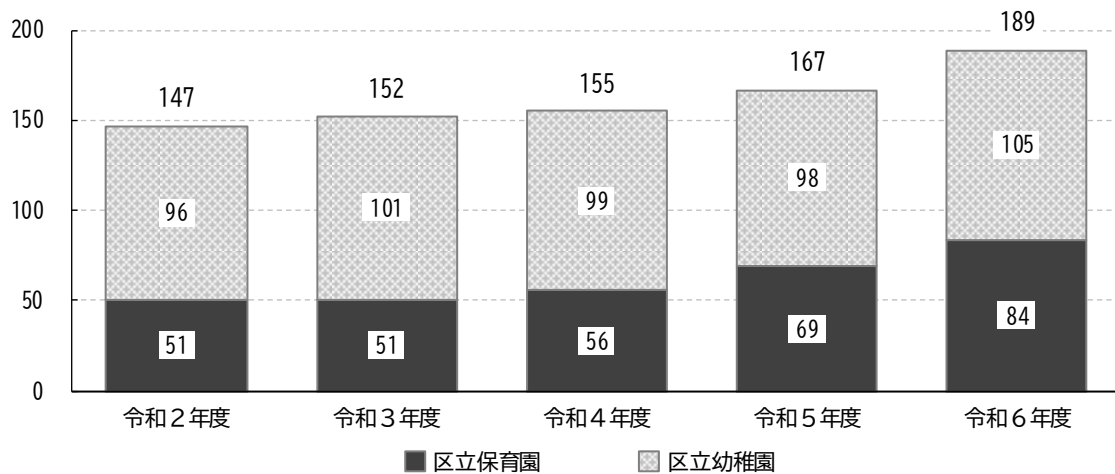
※各年度 3 月 31 日現在

＜区立保育園・区立幼稚園における特別な支援を必要とする子ども＞

特別な支援を必要とする子どもの合計は、令和 2 年度では 147 人でしたが、令和 6 年度では 189 人で増加しています。

特別な支援を必要とする子どもの各施設での在籍数の推移

（単位：人）



※各年度 3 月 31 日現在

(6) 荒川区若者相談「わっか」の実施状況

<受付件数>

相談受付件数は、令和4年度は25件、令和5年度は352件となっています。

相談内容は、令和5年度において、「自分自身」が184件と最も多く、次いで「家族」が92件となっています。

若者相談「わっか」における相談内容別受付件数

(単位：件)

相談内容	令和4年度 (令和4年12月5日から)	令和5年度
自分自身	12	184
家族	4	92
学校・学業	2	20
就労	4	34
その他	3	22
合計	25	352

第3章 第2期荒川区子ども・子育て支援 計画の取組と今後の課題

第1節 第2期計画のこれまでの取組

第2期計画では、基本理念を「みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた 子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ」と定め、基本理念の実現に向けて7つの基本目標に基づき、区民・地域・区が協力し合い、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、さまざまな事業に取り組んできました。

しかしながら、令和元年度末に始まった新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会生活の在り方が大きく変わり、保護者の働き方も多様化したことで、計画策定時には想定されなかったような事業展開をせざるをえなかったり、第2期計画のほとんどの期間で、多くの事業が休止や利用制限、規模の縮小を余儀なくされ、7つの目標を達成するための事業が十分に実施できなくなった状況がありました。

ここでは、第2期計画に示した事業のうち、コロナ禍でもニーズが高かった事業を中心に、その取組と課題について示します。

基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通した健康づくり

<施策1-1> 妊娠・出産期の支援の充実

◆子育て世代包括支援センター機能の運営

【これまでの取組】

- 平成31年から子育て世代包括支援センター機能を整備し、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行ってきました。
- コロナ禍において、児童虐待・養育困難等の課題を抱えた家庭が潜在化する恐れがあり、子育て世代包括支援センターでは、心配なご家庭にアウトリーチで支援を届けるなど、連携を強め、対応を続けてきました。
- 令和6年4月にこれまでの母子保健機能に児童家庭福祉機能を加えることで一体的な組織として支援を行う「こども家庭センター機能」に移行し、妊産婦および子育て世帯、子どもへの一体的な支援を始めました。

【課題】

- 支援の対象となる妊婦、18歳頃までの子どもとその家族を取り巻く環境は多様化、複雑化しており、これまで以上に、母子保健・児童家庭福祉の両機能の連携・協働および情報共有等を円滑に行う必要があります。
- 子育て支援に関わる関係機関・地域の団体などとの連携を強化し、こども家庭センター機能の充実を図ることで、安心して子どもを産み、育てやすい地域社会づくりを推進する必要があります。

◆ゆりかご・あらかわ事業、妊産婦・新生児訪問指導事業、母親・両親学級の開催、保健師
地区活動 等

【これまでの取組】

- 妊娠期から状況を把握し、支援が必要な妊婦への早期支援を行うとともに、妊娠・出産期に生じる不安や育児の孤立化、産後うつなどの予防に向け、必要な時期に支援情報の提供や個別支援を行い、妊娠から産後までの切れ目ない支援を行いました。
- 初妊婦およびそのパートナー等が安心して子育てできるよう、沐浴・だっこ・着換えなどの体験を通じた育児に対する正しい知識の普及や情報の提供を行いました。

【課題】

- 支援が必要な妊婦等に対して、伴走型相談支援と経済的支援を一体とした支援ができるよう、関係機関同士の連携を強化する必要があります。
- 初妊婦等が出産・育児に関する知識や情報を気軽に入手し、不安なく子育てに臨めるよう、社会的資源等の情報周知方法を拡充し、サービスを活用することによって育児負担の軽減と、孤立化を防ぐ必要があります。

◆産後ケア事業

【これまでの取組】

- 対象者の利用要件緩和や所得による利用者負担および多胎児家庭への利用者負担の見直し等により、支援を必要とする母子への支援の充実を図りました。

【課題】

- 核家族化が進むなどする中、産後育児の不安や負担の軽減を図る本事業のニーズの高まりに的確に対応するため、サービス提供事業者の拡大や利便性の向上等、関係機関と連携しながらさらなる充実を図っていく必要があります。

◆子どもと女性の健康への支援（妊産婦健康診査実施費用助成事業、予防接種事業 等）

【これまでの取組】

- 予防接種や口腔ケア、健康診査等により、乳幼児期から就学期までの子どもの健康を支援したほか、女性の各世代に生じる健康課題に関する情報提供や予防に関する普及啓発を行いました。
- 各種ワクチン接種の正しい知識の啓発や接種の勧奨を適切に進めてきました。

【課題】

- 女性の健康づくりや将来の健康な生活の土台となる子どもの健康づくりへの支援の必要性は高まっており、引き続き関係機関と連携しながら、各世代に応じた健康課題の情報提供に取り組み、ヘルスリテラシーを高めていく必要があります。

＜施策１－２＞子育て力発揮のための支援

◆子育て教室事業（家庭教育学級の開催、地域子育て教室の開催、「親育ち」支援事業 等）

【これまでの取組】

○コロナ禍や核家族化で子育て家庭の孤立が課題となる中で、子育ての不安や悩みを解消し、自信をもって子育てできるよう、子育てに関する講座の実施や関係団体への支援を通じて、子育てに関する知識や情報の提供、子どもや保護者、地域の人たちとの交流の場を創出しました。

【課題】

○子育て家庭のニーズに合わせた講座を企画し、子育てに関する知識や情報の提供を行うとともに、子どもと保護者、地域との交流を深め、地域の教育力向上を図っていく必要があります。

◆子育ての環境整備事業（親子ふれあい入浴事業、新生児・３歳児への絵本贈呈、あらかわベビーステーションの設置・普及 等）

【これまでの取組】

○絵本の読み聞かせの実演や絵本の贈呈、区内事業者等との連携を通じて、親子が触れ合える機会の創出や乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう施設等の環境整備を図りました。

【課題】

○さまざまな機会を捉えた事業の周知や区内事業者との連携強化を通じて、親子が触れ合える機会をさらに創出していく必要があります。

◆子育て支援事業（ツイنزサポート事業、ショートステイ事業）

【これまでの取組】

○多胎児のいる家庭への支援として、タクシー利用料助成対象者の拡充や産前産後支援ヘルパー派遣事業を開始しました。

○ショートステイ事業では、区内に開設した児童養護施設や協力家庭との綿密な連携を行うことで、利便性を高め、利用者の育児負担等の軽減を図ることができました。

【課題】

○今後も必要な方に支援が届くよう事業の周知に努めるとともに、よりニーズに合った支援となるよう、さらなる充実策について検討していく必要があります。

基本目標２ 児童虐待の予防と子どもの権利擁護

<施策２－１> 児童相談体制の充実による虐待防止

◆子ども家庭訪問事業（特定妊婦への支援、養育支援訪問事業、安心子育て訪問事業 等）

【これまでの取組】

○健康問題や疾病、育児不安等を抱える家庭に対し、児童福祉司や保健師、育児・家事支援訪問員、ボランティア等が訪問して、相談支援等による児童虐待の予防や、必要に応じて関係機関につなげるなど、課題解決に向けた支援に取り組んできました。

【課題】

○こども家庭センター機能の充実を図り、若年や精神疾患等の課題を抱える特定妊婦や養育困難家庭に対し、関係機関等と連携した支援を行っていく必要があります。

◆子どもに関する相談支援（あらかわキッズ・マザーズコール２４、荒川区子どもの悩み１１０番 等）

【これまでの取組】

○コロナ禍において、育児不安を抱える家庭が増え、気軽に相談できる場として２４時間３６５日体制で相談を受け付け、保護者、家庭の不安に寄り添った対応を継続してきました。

○妊婦および１８歳未満の子どもを持つ保護者からの電話相談を、社会福祉士や心理士、保健師等の専門スタッフが２４時間いつでも受け付け、妊娠や育児等に関する不安解消を図りました。

○学校生活や家庭での悩み等を抱える子どもに対し、相談者に寄り添った助言や必要に応じて関係機関と連携し、課題解決の手助けに取り組んできました。

【課題】

○妊婦や子どもの保護者からの悩みや不安等の相談について、継続して安定した支援が行える体制づくりや環境整備を図る必要があります。

○悩みや不安等の課題を抱える子どもが相談できるよう、事業の周知を強化し、子どもの権利を擁護する環境整備を合わせて図る必要があります。

<施策２－２> 子どもの権利擁護・意識の醸成

◆子どもの権利関連事業（子どもの権利擁護事業、人権教育の推進 等）

【これまでの取組】

○子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者および区の役割を定めた「子どもの権利条例」を制定し、地域全体で子どもを守る機運の醸成や普及啓発を図りました。

【課題】

○これまで以上に、子どもたちが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら健やかに育ちゆく地域社会づくりを推進するため、さまざまな事業等を通じて、子ども自身と周りの大人が、子どもの権利についての理解を深めていく必要があります。

基本目標3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

<施策3-1> 幼児教育・保育の充実と質の向上

◆認可保育園の設置・運営（拠点園）

【これまでの取組】

- 令和2年度以降、新たに6園の認可保育園を開設したほか、既存園の民営化に伴う定員拡大、認証保育所1園の認可保育園への移行などにより、待機児童の解消に向けた保育定員の拡大に取り組み、令和4年度、令和5年度には待機児童ゼロを達成しました。
- 拠点園が主催するネットワーク会議や研修等により保育内容や課題検討、好事例の共有等を行い、地域全体の保育の質の確保・向上に向けた取組と連携強化を図りました。
- コロナ禍でも感染症の拡大防止に努め、臨機応変に保育を受け入れ、保護者と児童の安心・安全を守りました。

【課題】

- 今後の保育需要見込みに基づいた適切な定員管理を行うとともに、保育の質のさらなる向上のため、拠点園や巡回相談の取組の強化、保育施設相互の連携・情報共有を充実させる必要があります。

◆認証保育所、家庭福祉員 等

【これまでの取組】

- 認証保育所に対して運営費等を補助し、保育の充実や施設の運営支援を行うなど、認可保育園だけでは対応できない多様な保育ニーズに対応するための取組を行いました。
- 家庭福祉員に対する運営費等の補助のほか、巡回相談員による支援を行うことで、家庭福祉員の負担軽減や円滑な運営を支援しました。

【課題】

- 運営費等の補助のほか、保育の質の向上や安定した施設運営に向けて相談・支援体制の充実を図る必要があります。

◆延長保育事業、病児・病後児保育事業

【これまでの取組】

- 一部の小規模保育園事業を除く認可保育園にて延長保育を実施し、保護者の就労や通勤等の生活状況に合わせた保育を提供しました。
- 病気または病気回復期の子どもを預かり、看護のための休暇が取得しづらい保護者をサポートすることで、保護者の育児・就労を支援しました。

【課題】

- 仕事と子育てを両立する家庭が増える中で、安定した支援が行えるよう、事業の周知や利用可能時間および実施箇所数の充実について検討していく必要があります。

◆区立幼稚園、私立幼稚園等の運営

【これまでの取組】

- 保護者が就労している家庭においても幼稚園教育を選択できるよう、日暮里幼稚園で預かり教育をモデル実施し、保護者のニーズに応じた取組を行いました。
- 私立幼稚園等の事業費の一部助成や保護者への保育料等補助の拡充および給食費の補助を行い、教育環境の整備を行うとともに、保護者の負担軽減を図りました。
- 区立幼稚園の在り方を検討し、子どもたちが互いに学び合える環境を整備するとともに、私立幼稚園でも積極的に特別な配慮を必要とする幼児を受け入れることができるよう、新たな補助事業を立ち上げるなど、区立幼稚園と私立幼稚園が両輪となって幼児教育を推進できる体制整備に取り組みました。

【課題】

- 仕事と子育てを両立する家庭が増え、幼稚園利用者が減少し、区立幼稚園も閉園する中で、増加する特別な配慮を必要とする幼児への対応を進めるなど、今後の幼稚園全体の在り方を検討するとともに、区立・私立幼稚園が相まって区の幼児教育の一層の質の向上と充実を図る必要があります。

<施策3-2>在宅育児家庭に対する支援の充実

◆ファミリー・サポート・センター事業

【これまでの取組】

- 残業や通院などのときに、子どもの保育園や学校への送迎や自宅での預かりなど、育児の支援を必要とする保護者に対し、協力会員による育児支援をすることで、保護者の育児の負担軽減を図りました。

【課題】

- 多様化する保育需要に対応するために、さらなる利便性と質の向上を図るとともに、協力会員の人材確保について検討していく必要があります。

◆一時保育・一時預かり事業

【これまでの取組】

- 認可保育園での一時保育や地域子育て交流サロン等での一時預かりにより、冠婚葬祭、地域・学校等の行事参加、育児疲れの解消等、家庭における育児の支援に取り組んできました。

【課題】

- より多くの利用希望者にサービスを提供できるよう、関係団体等と連携し、一時保育や一時預かりの充実を図ることで、育児支援の強化を行っていく必要があります。

◆地域子育て支援拠点事業等（地域子育て交流サロン、相談支援 等）

【これまでの取組】

- 子育て交流サロン配置の基本的方針に基づき、各地域に必要な子育て交流サロンの配置を完了し、同世代の親子同士の交流の場の提供や保育士等による相談などを通じて、子育ての不安や悩みの解消を図りました。
- コロナ禍においては大幅な利用制限等を設けざるをえない状況の中、心配なご家庭には丁寧に声がけし、話を聞くなど、子育て家庭の不安解消に努めました。

【課題】

- 多様な育児支援のニーズに応えるために、保護者がより気軽に相談・交流できる場のさらなる充実について検討していく必要があります。

基本目標4 子どもの生きる力と活動の支援

<施策4-1>放課後児童に対する支援

◆放課後等の子どもの居場所事業（学童クラブ、にこにこすくーる、放課後子ども総合プラン 等）

【これまでの取組】

- 学校やひろば館・ふれあい館、ゆいの森あらかわなどの施設を活用し、子どもに放課後の活動の場の提供や地域イベント等を通じて、異学年交流や地域との交流を図ることで、児童の健全育成に取り組みました。
- 学童クラブ等について、適正な職員配置がなされ、子どもが安心して放課後等を過ごすことができる場となるよう運営事業者との連携を強めるために体制等の見直しを図りました。

【課題】

- 安全な運営に不可欠な学童クラブ等の職員配置が確実に行われながら、子どもが安心して楽しく過ごせる居場所として、ニーズに応じた事業内容やサービスの質の向上について検討していく必要があります。
- 学童クラブ以外の第三の場として、ひろば館・ふれあい館等を活用した子どもの居場所づくりについて検討していく必要があります。

<施策4-2>成長と活動の場と機会の充実

◆体験活動事業（自然まるかじり体験塾、チャレンジ共和国における体験学習事業 等）

【これまでの取組】

- コロナ禍において実施定員の制限等を設けざるをえない中、プログラムを工夫するなどし、子どもが異学年や家族以外の大人とともに、自然について考え、触れ合い、子どもの興味や関心を広げるとともに協調性や自主性を養う取組を行いました。

【課題】

- 子どもたちの豊かな心や地域愛、積極性や自己肯定感を育むため、これまでの体験学習に加え、区の芸術や文化にも触れる機会の充実を図っていく必要があります。

<施策4-3>多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

◆人権等に関する事業（LGBT専門相談事業、外国語版母子健康手帳の配布）

【これまでの取組】

- 人権や多様性についての意識啓発や相談事業の実施のほか、同性パートナーシップ制度を開始し、人権の尊重と、多様な生き方等を認め合う社会の醸成に努めてきました。
- 外国人の保護者向けに多言語対応するなど、悩みや生きづらさ等に寄り添った支援に取り組んできました。

【課題】

- 多様性を認め合う社会づくりが求められている中で、引き続き人権や多様性についての意識啓発や相談事業等を行っていく必要があります。

基本目標5 支援が必要な子ども・家庭への支援

<施策5－1>子どもの貧困対策の推進

◆家庭環境に応じた支援事業（入院助産、家庭相談、就学援助、スクールソーシャルワーカーの配置 等）

【これまでの取組】

- さまざまな課題を抱える家庭に対し、経済的な支援に関する情報提供や必要に応じて関係機関へつなぐ等の相談体制の充実を図り、安心して出産や子育てができる環境整備に取り組んできました。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭訪問や電話相談、関係機関との連携等により、子どもが抱えるさまざまな問題の解決に取り組んできました。
- 新たな課題として「ヤングケアラー」に着目し、ヤングケアラーについて周知・啓発を行うとともに、実態の把握に努めてきました。

【課題】

- 支援を必要とする子どもや家庭を早期発見し、速やかに支援を行えるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、子育てに携わる関係団体とも連携し、個々の実情に合わせた支援を行っていく必要があります。
- 若者期まで状態が継続することが多いヤングケアラーについては、早期発見につながるよう支援体制を強化しながら、周囲がヤングケアラーに気づき、必要な支援につなげられるよう、さらなる周知・啓発が必要となっています。

◆学習支援事業（学びサポートあらかわ、あらかわ寺子屋）

【これまでの取組】

- 指導員による学習指導等や放課後に行う教員志望の学生等による補充学習により、子どもたちの基礎的・基本的な学力の習得や学習意欲の向上に取り組んできました。

【課題】

- 家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っていたりする子どもに対する学習支援について、関係機関等との連携を強化し、指導員等による支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

◆子どもの居場所づくり事業および子ども食堂事業

【これまでの取組】

- 食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進し、地域ぐるみで子どもを支える機運の醸成を図ってきました。
- コロナ禍において休止を余儀なくされながらも、家庭の問題が潜在化しないよう、食事を手渡しするなどにより家庭の状況を把握し、必要な支援につなげるなどの活動を続けてきました。

【課題】

○継続して支援を必要とする子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所を確保するために、関係団体の活動の拡充や連携強化を支援し、さまざまな事情を抱える子どもと保護者の生活の質の向上と地域全体で子どもや家庭を支える環境の整備等を進める必要があります。

<施策5－2>社会的養護体制の充実

◆社会的養護体制の整備（家庭養育の推進、児童養護施設の誘致、児童養護施設等退所後の自立支援）

【これまでの取組】

○令和5年4月に児童養護施設を開設し、社会的養護が必要な子どもの受け入れを行うとともに、地域をよく理解している事業者によるショートステイ事業や里親支援事業を実施したことで、里親登録家庭の増加につながりました。

○社会的養護の下を離れる若者が、社会で自立し、安定した生活ができるよう、経済的支援や関係機関と連携した就労支援等の仕組みを構築しました。

【課題】

○児童養護施設等との連携や適切な運営の支援等により、子どもたちが地域社会で健やかに成長していけるよう、養育の質の向上や環境整備を図るとともに、関係機関と連携し、退所者（ケアリーバー）に漏れなく支援が行き渡るよう、周知を図っていく必要があります。

<施策5－3>ひとり親家庭の自立支援の推進

◆ひとり親家庭相談支援事業（ひとり親家庭相談、ひとり親家庭の就業支援事業 等）

【これまでの取組】

○ひとり親家庭あるいはこれからひとり親になる保護者からの住まいや就労、離婚や養育費等のさまざまな相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な社会資源につなぐなど、個々の状況に合わせた生活および自立のための支援を行ってきました。

【課題】

○引き続き、ひとり親家庭が気軽に相談できるよう、関係部署と連携し、相談体制の充実に向けて検討していく必要があります。

◆ひとり親家庭への経済的支援（ひとり親家庭への手当支給、ひとり親家庭医療費の助成、ひとり親家庭サポート事業 等）

【これまでの取組】

○ひとり親家庭への各種手当や助成、就労に向けた資格取得補助や民間賃貸住宅入居保証料補助等の経済的支援のほか、残業や急病などの際の家事援助・育児支援のヘルパー派遣、指定宿泊・日帰り施設の利用助成など、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りました。

【課題】

- ひとり親家庭のサービスの利用向上を図るため、対面による相談・申請のほか、郵送やオンラインを活用するなど、ひとり親家庭の負担等に配慮した相談・申請体制を構築する必要があります。

<施策5－4> 特別な支援を必要とする子どもと若者への支援

◆たんぽぽセンター等における児童発達支援（たんぽぽセンターにおける児童発達の支援、認可保育園における児童発達の支援 等）

【これまでの取組】

- 児童発達支援に加え、保育所等訪問支援、障害児相談支援を新たに事業化するとともに、療育定員の拡大を行うなど地域のニーズに応えるため、児童発達支援センター化を進め、令和6年10月から事業を開始しました。
- 認可保育園において発達の遅れのある子どもの受け入れを行う際は、保育士等を加算配置して受け入れ体制を強化するとともに、必要に応じて、専門的な知見を有する保育相談員による助言等により、園、保育士へのサポート体制を強化しました。
- 私立幼稚園において特別な配慮を必要とする園児の受け入れに対する補助を行う等、支援の充実を図りました。

【課題】

- 児童発達支援について、これまでの保護者向けの講演会等の啓発に加え、支援者に向けた研修会等を実施し、地域の療育力向上を図る必要があります。
- 障がい児や発達障がいを含む療育を必要とする子どもへの相談体制の拡充や、切れ目のない支援体制の整備をより一層充実させていく必要があります。

◆障がい児とその家族への支援（留守番看護師派遣事業、障がい児の日中一時支援事業 等）

【これまでの取組】

- 留守番看護師派遣事業や日中一時支援事業等では、障がい児（者）とその家族一人ひとりのニーズに合うきめ細やかなサービスを提供し、子どもとその家族の負担軽減を図ってきました。

【課題】

- 多様化する利用者の世帯構成や生活実態を踏まえ、留守番看護師派遣事業について利用上限等をはじめとする制度の見直しや事業のさらなる充実を図っていく必要があります。

◆医療的ケア児への対応

【これまでの取組】

- 医療的ケア児の入院治療から在宅医療への移行に向けた保健師による相談対応や訪問支援等を行い、医療的ケア児の地域生活のサポートに努めてきました。
- 保育所、区立幼稚園や小・中学校等での受け入れ体制を整え、医療的ケア児が地域生活を営むための環境整備を図ってきました。

【課題】

- 保育所や小・中学校、学童クラブ等での医療的ケア児の受け入れについては、児童の症状やケア内容に合わせた体制整備が必要となるため、関係機関との連携を図りながら、受け入れの拡大等について検討していく必要があります。

基本目標6 困難を抱える若者とその家族への支援

<施策6-1> 中途退学・若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

◆若者の就労支援（わかもの就労サポートデスク、若者向け就労支援セミナー 等）

【これまでの取組】

- 就労を希望する若者に向けた各種セミナーや個別相談に加えて、キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、社会保険労務士等の専門相談員による相談や助言などを行ってきました。
- ひきこもり傾向にある若者の自宅等への訪問相談などにより、就労を希望する若者への支援を行いました。

【課題】

- 関係機関同士の連携を密に行うとともに、若者が集まる区施設等を利用したアウトリーチ型の就労支援について検討していく必要があります。

◆ひきこもり対策

【これまでの取組】

- 令和4年12月に「ひきこもり支援ステーション」を開設し、家族・親族・当事者からのひきこもりに関する相談を受けるとともに、課題の解きほぐしを行い、関係部署と連携しながら支援を行ってきました。
- 令和5年度からひきこもり支援で開始した居場所事業「ごろリンク」等により、義務教育終了後、行政との関わりが途切れやすい若者への支援に取り組んできました。

【課題】

- ひきこもり支援連携会議や、関係機関に対する勉強会を開催するなど、庁内外の関係機関との連携を強化し、よりよい支援体制の構築を図る必要があります。

◆若者の居場所事業の検討

【これまでの取組】

- コロナ禍で生活に制約が生じ、生きづらさを抱える若者を支援するため、令和4年12月に荒川区若者相談「わっか」を開設し、ふれあい館で相談を受ける「出張わっか」等に取り組んできました。

【課題】

- 自主的な学びの場、同世代の交流の場として若者が気軽に利用できる居場所づくりを、当事者の意見を聴きながら進めるとともに、課題を抱える若者が安心して過ごすことができる環境整備についても検討していく必要があります。

＜施策６－２＞子どもの非行・犯罪防止 ／ ＜施策６－３＞若者の自殺予防

◆子どもの非行・犯罪防止、自殺の予防（社会を明るくする運動、自殺予防のための普及啓発活動 等）

【これまでの取組】

- 区民ギャラリーやイベントでの自殺予防等に関連したポスター等の展示、パレード等による犯罪防止の普及啓発、関係機関と連携した事業等を通じて、困難な状況に置かれた子ども・若者の社会的支援に向けた意識を醸成してきました。
- コロナ禍において若年層の自殺者が増加するなどの状況があったため、スクールソーシャルワーカーを増員し、不安を抱える児童に寄り添った対応を進めてきました。

【課題】

- 子ども、若者を取り巻く環境が変化している中で、犯罪や非行、自殺の予防や早期支援が行えるよう、関係団体との連携を密にし、地域活動や研修内容等の充実を図っていく必要があります。

基本目標 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

<施策 7-1> ワーク・ライフ・バランスの推進

◆ワーク・ライフ・バランスの推進（女性の就労支援のための取組、男女共同参画啓発・相談事業 等）

【これまでの取組】

- 就労を希望する女性へのセミナーの実施やマザーズハローワークと連携した女性の就労支援の推進を図ってきました。
- 夫婦の子育てにおける協働意識の向上を図るためのハローベビー学級の実施等により、すべての人がともに働きながら子育てを担い合う環境づくりを推進しました。
- 各種講座や情報誌などによる男女共同参画の啓発や育児休業制度の周知等により、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義について、区民や区内事業者に対して広くPRを行い、機運の醸成を図りました。

【課題】

- 仕事と子育てを両立する家庭が増えるとともに、テレワークの普及など働き方等が多様化していく中で、区民や区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行うとともに、すべての人がともに地域で生き生きと活躍できる環境整備を進める必要があります。

<施策 7-2> 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

◆中高生リーダー養成講座

【これまでの取組】

- 自分で火おこしやテントを立てるキャンプ体験や自ら企画・運営するレクリエーション活動等、学校以外のネットワークづくりや自発的に活動するきっかけづくりとなる体験活動を通じて、中学生・高校生が地域で主体的に活動できる資質の向上を図る取組を行いました。

【課題】

- より多くの子どもたちが地域に愛着を持ち、主体性を持って地域活動に取り組み、地域の新たな担い手の育成につながるよう、プログラムを工夫していく必要があります。また、活動が定着するよう、定期的に開催できるよう検討する必要があります。

第2節 第2期計画における「子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策」の実績

◆「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方について

子ども・子育て支援法において、計画の中に教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」を算出し、それに対する「確保方策（供給量の確保策）」を定めることとされています。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、区の実態（現在の利用状況や過去の実績）や保護者に対する調査等を踏まえて算出し、具体的な目標設定を行うこととされています。

【量の見込みの算出イメージ】

区の実態（現在の利用状況や過去の実績）



保護者に対する調査等

◆「量の見込み」と「確保方策」の実績

第2期計画における令和2年度から令和6年度の量の見込みと確保方策の実績は、次のとおりです。

なお、令和6年度実績値については、令和6年度末見込み値を記載しています。

(1) 教育・保育

① 幼児期の学校教育

区立および私立幼稚園等において、適切な教育環境を整え、幼児の健やかな成長と心身の発達を図りました。

少子化の影響や、就労により保育園を選択する保護者の増加により、幼稚園等の園児数が減少し、実利用量が計画を下回る実績となっています。

【幼稚園等の必要利用定員】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	2,065	2,031	1,944	1,895	1,861
	確保量	2,505	2,479	2,412	2,375	2,349
実績	実利用量	516	481	423	443	425
	確保量	2,623	2,594	2,439	2,141	1,945

② 保育

令和2年度以降、新たに6園の認可保育園を開設するなど、待機児童の解消に向けた保育定員の拡大に取り組み、保育が必要な乳幼児が保育を受けられるよう適切な保育環境の整備に努めました。

就学前児童人口の減少等により実利用量は計画を下回ったものの、その需要を上回る確保量を整備できました。

(i) 保育(3～5歳)(2号認定)【区全域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
計画	量の見込み	3,321	3,350	3,407	3,413	3,436
	確保量	3,403	3,463	3,523	3,523	3,523
実績	実利用量	3,215	3,175	3,114	3,207	3,212
	確保量	3,366	3,492	3,541	3,588	3,552

保育（3～5歳）（2号認定）【地域別】

【保育園等の必要利用定員】

（単位：人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			3－5歳	3－5歳	3－5歳	3－5歳	3－5歳
南千住	計画	量の見込み	914	910	905	904	906
		確保量	918	918	918	918	918
	実績	実利用量	961	901	870	822	771
		確保量	917	917	897	877	850
荒川	計画	量の見込み	479	476	532	536	544
		確保量	511	511	571	571	571
	実績	実利用量	435	439	425	448	446
		確保量	511	511	511	557	548
町屋	計画	量の見込み	481	476	480	482	488
		確保量	505	505	505	505	505
	実績	実利用量	409	422	405	431	424
		確保量	505	505	505	505	505
尾久	計画	量の見込み	687	688	686	684	684
		確保量	689	689	689	689	689
	実績	実利用量	739	750	760	818	869
		確保量	653	719	718	747	747
日暮里	計画	量の見込み	760	800	804	807	814
		確保量	780	840	840	840	840
	実績	実利用量	671	663	654	688	702
		確保量	780	840	910	902	902

(ii) 保育（0歳）（3号認定）【区全域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
計画	量の見込み	503	509	520	515	527
	確保量	542	548	548	548	548
実績	実利用量	416	390	351	385	338
	確保量	546	541	541	547	544

保育（0歳）（3号認定）【地域別】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
南千住	計画	量の見込み	133	133	136	128	140
		確保量	145	145	145	145	145
	実績	実利用量	78	69	68	77	65
		確保量	146	146	141	135	132
荒川	計画	量の見込み	64	65	66	66	65
		確保量	70	70	70	70	70
	実績	実利用量	58	57	45	56	57
		確保量	71	67	67	65	67
町屋	計画	量の見込み	65	65	67	68	68
		確保量	70	70	70	70	70
	実績	実利用量	54	46	40	38	46
		確保量	69	69	69	70	69
尾久	計画	量の見込み	98	98	99	99	98
		確保量	101	101	101	101	101
	実績	実利用量	118	113	86	100	72
		確保量	96	98	99	109	109
日暮里	計画	量の見込み	143	148	152	154	156
		確保量	156	162	162	162	162
	実績	実利用量	108	105	112	114	98
		確保量	164	161	165	168	167

(iii) 保育（１～２歳）（３号認定）【区全域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		１－２歳	１－２歳	１－２歳	１－２歳	１－２歳
計画	量の見込み	2,091	2,096	2,127	2,166	2,184
	確保量	2,168	2,204	2,204	2,233	2,233
実績	実利用量	2,082	2,082	2,050	2,003	2,138
	確保量	2,138	2,219	2,231	2,216	2,219

保育（１～２歳）（３号認定）【地域別】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
			１－２歳	１－２歳	１－２歳	１－２歳	１－２歳
南千住	計画	量の見込み	554	549	556	560	564
		確保量	573	573	573	573	573
	実績	実利用量	556	518	464	449	490
		確保量	573	572	559	531	521
荒川	計画	量の見込み	279	277	280	306	308
		確保量	289	289	289	318	318
	実績	実利用量	293	274	264	293	328
		確保量	282	285	282	272	306
町屋	計画	量の見込み	289	283	290	294	298
		確保量	307	307	307	307	307
	実績	実利用量	259	253	245	243	253
		確保量	308	308	308	307	308
尾久	計画	量の見込み	418	419	419	418	418
		確保量	420	420	420	420	420
	実績	実利用量	499	530	552	520	529
		確保量	399	440	437	459	459
日暮里	計画	量の見込み	551	568	582	588	596
		確保量	579	615	615	615	615
	実績	実利用量	475	507	525	498	538
		確保量	576	614	645	647	625

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

妊産婦および乳幼児とその家族が妊娠期から子育て期まで切れ目なく円滑に支援を受けられるよう、子育て世代包括支援センター機能を整備し、出産や子育てに関する相談や情報提供、助言等の必要な支援を行いました。

子育て支援課、保育課、健康推進課が連携し、計画どおりの実施状況となっています。

※利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、保育所などの施設や、地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、関係部署において情報の提供や相談・援助などを行う事業です。

【実施部署数】

(単位：力所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	3	3	3	3	3
実績	実施力所	3	3	3	3	3

② 地域子育て支援拠点事業

在宅育児中の保護者とその子どもが、親子同士で交流できる場を提供するとともに、保育士等による相談・助言などを通じて保護者の育児に関する不安や悩みの解消を図りました。

量の見込みに対する実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数を制限するなどしたため、計画を下回る実績となっています。

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】 【区全域】 (単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	85,530	84,752	84,543	84,848	85,802
実績	実利用量	32,794	40,651	49,840	59,398	60,795

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】 【地域別】 (単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南千住	計画	量の見込み	17,729	16,459	15,571	14,977	14,560
	実績	実利用量	6,531	7,594	9,513	10,784	10,473
荒川	計画	量の見込み	45,139	45,578	46,314	46,824	47,717
	実績	実利用量	14,288	20,177	24,258	29,216	31,126
町屋	計画	量の見込み	6,725	6,803	6,808	7,035	7,262
	実績	実利用量	3,888	4,374	5,458	7,350	6,184
尾久	計画	量の見込み	7,516	7,485	7,429	7,447	7,500
	実績	実利用量	5,252	4,732	6,358	6,601	7,185
日暮里	計画	量の見込み	8,421	8,427	8,421	8,565	8,763
	実績	実利用量	2,835	3,774	4,253	5,447	5,827

③ 妊婦健康診査

妊娠届出時に妊婦健康診査等の受診票を交付し、その費用の一部を助成するなど、医療機関と連携したきめ細かい支援を実施しました。

妊娠届出数の減少に伴い、受診者数が減少したため、計画を下回る実績となっています。

【受診者数および受診回数】

(単位：受診者数…人、受診回数…回)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	受診者数	1,912	1,941	1,980	2,029	2,085
		受診回数	20,638	20,948	21,367	21,899	22,503
実績	実利用量	受診者数	1,974	1,961	1,889	1,775	1,645
		受診回数	18,752	17,048	18,548	17,374	16,098

④ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師が訪問し、必要な情報提供や助言を行うとともに、育児不安や産後うつ等の早期発見・早期対応に努めました。

乳児家庭への訪問数は、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で減少していますが、出産子育て応援ギフト等の経済的支援や新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行になったことで、年々増加傾向にあります。出生数の減少のため計画に比べ下回っているものの、ほぼ計画どおりの実利用量となっています。

【生後4か月までの乳児家庭への訪問数】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,568	1,587	1,611	1,644	1,684
実績	実利用量	1,454	1,513	1,577	1,619	1,500

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言や育児支援サービスを行いました。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和3年度以降、計画を下回る実績となっています。

【養育支援が特に必要な家庭への延べ訪問回数】

(単位：回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,215	1,223	1,233	1,249	1,269
実績	実利用量	1,262	1,118	1,202	1,180	1,017

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の育児疲れや疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもに対し、必要な保護を行うことで、子どもと家庭の福祉の向上を図りました。

令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画を下回る実績となりましたが、令和４年度以降、実施施設が変更となり、利便性等が向上したことにより、計画を上回る実績となっています。

【利用日数】

（単位：日）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計 画	量の見込み	501	502	504	505	506
	確保量	883	883	913	913	943
実 績	実利用量	306	492	760	1,060	1,326
	確保量	1,123	1,033	1,375	1,740	1,964

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

保護者が残業や通院などのときに、子どもの保育園や学校への送迎や自宅での預かり等を実施し、保護者の育児と就労等を支援しました。

新型コロナウイルス感染症および少子化の影響により、計画を下回る実績となっています。

【利用会員登録数】

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計 画	量の見込み	2,192	2,176	2,177	2,159	2,168
	確保量	2,701	2,760	2,819	2,878	2,936
実 績	実利用量	1,782	1,857	1,904	1,927	1,868
	確保量	1,782	1,857	1,904	1,927	1,868

⑧ 一時預かり事業

保育園や幼稚園、地域子育て交流サロン等で一時保育・一時預かりを行うことで、家庭における育児や子育て世代の生涯学習等を支援しました。

新型コロナウイルス感染症および少子化の影響により、実利用量の合計が計画を下回る実績となっていますが、年々増加傾向にあります。

【利用人数】

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	私立幼稚園等（預かり保育）	39,670	43,184	45,776	46,832	47,800
		認可保育園（一時保育）	6,650	7,718	8,318	8,919	9,519
		ファミリー・サポート・センター（未就学児）	5,630	5,588	5,591	5,546	5,570
		地域子育て交流サロン（一時預かり）	4,230	4,446	4,451	4,448	4,459
		合計	56,180	60,936	64,136	65,745	67,348
	確保量	私立幼稚園等（預かり保育）	39,670	43,184	45,776	46,832	47,800
		認可保育園（一時保育）	16,701	16,701	17,873	17,873	17,873
		ファミリー・サポート・センター（未就学児）	6,938	7,089	7,240	7,391	7,543
		地域子育て交流サロン（一時預かり）	7,690	7,840	7,840	7,840	7,840
		合計	70,999	74,814	78,729	79,936	81,056
実績	実利用量	私立幼稚園等（預かり保育）	24,101	31,351	32,195	32,512	32,696
		認可保育園（一時保育）	2,608	4,532	5,279	5,925	5,925
		ファミリー・サポート・センター（未就学児）	3,333	4,166	4,211	4,030	3,935
		地域子育て交流サロン（一時預かり）	532	894	962	900	1,016
		合計	30,574	40,943	42,647	43,367	43,572
	確保量	私立幼稚園等（預かり保育）	27,656	36,054	36,822	36,078	35,772
		認可保育園（一時保育）	11,544	17,580	17,580	17,004	16,408
		ファミリー・サポート・センター（未就学児）	3,333	4,166	4,211	4,030	3,935
		地域子育て交流サロン（一時預かり）	1,550	1,700	1,700	1,700	1,850
		合計	44,083	59,500	60,313	58,812	57,965

⑨ 延長保育事業

通常の利用日・時間以外の日・時間に、保育園等で保育を行うことにより、保護者の子育てや就労を支援しました。

延長保育利用者は、就学前児童人口の減少や働き方改革の進展等と思われる要因により減少しており、計画を下回りました。また確保量について、保育施設は増加しましたが、延長保育定員の調整などにより、概ね計画に近い値で推移しました。

【利用人数】

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の 見込み	認可保育園	740	752	752	752	752
		認証保育所	11	11	11	10	10
		家庭福祉員等	1	1	1	1	1
		合計	752	764	764	763	763
	確保 量	認可保育園	1,446	1,469	1,469	1,469	1,469
		認証保育所	110	110	110	110	110
		家庭福祉員等	22	21	18	16	16
		合計	1,578	1,600	1,597	1,595	1,595
実績	量の 見込み	認可保育園	738	625	565	577	547
		認証保育所	11	11	9	8	8
		家庭福祉員等	1	1	1	1	1
		合計	750	637	575	586	556
	実 利 用 量	認可保育園	1,325	1,348	1,353	1,335	1,345
		認証保育所	247	247	201	245	245
		家庭福祉員等	22	20	17	14	13
		合計	1,594	1,615	1,571	1,594	1,603

⑩ 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にあり、保育園等に登園できない子どもを対応可能な保育園にて預かり、看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てと就労等の両立を支援しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により需要が低迷し、実績は計画を下回りましたが、利用者は年々増加傾向にあります。

【利用人数】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,964	1,038	1,111	1,185	1,259
	確保量	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
実績	実利用量	146	296	372	548	548
	確保量	2,736	3,516	3,516	3,516	3,516

⑪ 放課後児童事業

◆ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が共働き等の小学生を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図りました。

利用者数については、学齢児童数の増加に伴い、おおむね計画どおり増加傾向にあります。確保量については、需要増加に伴い、適切な保育体制の確保に努めた結果、計画を上回る実績となりました。

【各小学校の学童クラブ利用者数の合計】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,657	1,705	1,764	1,810	1,832
	確保量	1,695	1,795	1,835	1,835	1,835
実 績	実利用量	1,607	1,718	1,812	1,782	1,857
	確保量	1,695	2,025	2,085	2,035	2,095

◆ 放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）

小学校の全児童を対象に、放課後の安全な活動拠点を設け、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供し、次代を担う人材育成を図りました。

荒川区立小学校全24校で実施しているため、実施校に変動はなく、計画どおりの実績となっています。

【実施校数の合計】

（単位：校）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	24	24	24	24	24
実績	24	24	24	24	24

◆ 総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）

学童クラブとにこにこすくーるを、同一小学校内で実施する一体型を中心に整備し、効率的・効果的に運営する総合的な放課後児童事業「放課後子ども総合プラン」を推進してきました。

学童クラブの需給が整い、連携型とする予定であった学童クラブを廃止したため、計画を下回る実績となっています。

【実施校数の合計】

（単位：校）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	総合プラン 実施校数	20	20	20	21	22
	（一体型）	17	16	16	16	16
	（連携型）	6	7	7	8	9
実 績	総合プラン 実施校数	20	20	20	21	21
	（一体型）	17	16	16	16	16
	（連携型）	6	7	7	8	8

※需要量によって、一体型と連携型を合わせて実施する小学校もあったため、一体型と連携型の合計が総合プラン実施校数よりも多くなりました。

第4章 ニーズ調査結果

第1節 ニーズ調査結果の概要

1 調査実施の目的

本計画の策定のために、区内に居住する18歳未満の子どもをもつ保護者を対象とした子育てサービスの利用状況、希望サービス、生活実態その他に係る調査、子ども本人および39歳以下の若者を対象とした生活実態その他に係る調査を実施しました。

2 調査対象

- ①荒川区内在住の未就学児がいる世帯（以下、「未就学児世帯」という。）
- ②荒川区内在住の就学児がいる世帯（以下、「就学児世帯」という。）
- ③荒川区内在住の小学5年生にあたる年齢の子ども（以下、「小学5年生」という。）
- ④荒川区内在住の中学2年生および高校2年生にあたる年齢の子ども（以下、「中2・高2相当」という。）
- ⑤荒川区内在住の18歳から39歳（以下、「18～39歳の若者」という。）

3 調査方法、調査期間

調査方法：郵送配布、郵送回収およびインターネット回答によるアンケート調査

調査期間：令和6年1月15日から2月5日

4 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回答率
① 未就学児世帯	1,800	1,026	57.0%
② 就学児世帯	1,500	883	58.9%
③ 小学5年生	500	251	50.2%
④ 中2・高2相当	1,000	415	41.5%
⑤ 18～39歳の若者	2,200	671	30.5%
全 体	7,000	3,246	46.4%

5 調査項目

①未就学児世帯（42問）

- ・子どもと家族の状況について
- ・子どもの育ちをめぐる環境について
- ・子どもの保護者の就労状況について
- ・子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- ・子どもの地域の子育て支援事業の利用状況について
- ・子どもの土曜日、日曜日・祝日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について
- ・子どもの病気の際の対応について
- ・子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ・子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方について
- ・育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- ・生活実態について
- ・子育て全般について

②就学児世帯（33問）

- ・子どもと家族の状況について
- ・子どもの育ちをめぐる環境について
- ・子どもの保護者の就労状況について
- ・子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ・子どもの放課後や土曜日、日曜日の過ごし方について
- ・生活実態について
- ・子育て全般について

③小学5年生（29問）

- ・自分と自分の家族について
- ・学校生活について
- ・放課後や休日の生活について
- ・区の場所や取組について
- ・悩み事や相談について
- ・将来について
- ・その他

④中2・高2相当（30問）

- ・自分と自分の家族について
- ・学校（仕事）生活について
- ・放課後（仕事の後）や休日の生活について
- ・区の施設や事業について
- ・悩み事や相談について
- ・将来について
- ・その他

⑤18～39歳の若者（26問）

- ・自分と自分の家族について
- ・ライフスタイル・働き方について
- ・悩み事、子育ての考え方について
- ・荒川区について

6 調査結果を見るうえでの注意事項

- ・集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。
そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、四捨五入の関係で100％にならないことがあります。
- ・回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100％を超えます。
- ・回答者数が極端に少ないものについては、分析対象から外している場合があります。ただし、調査結果には参考値として記載しています。
- ・調査票の選択肢の文章が長い場合、要約して短く表現している場合があります。

第2節 調査結果の要約

1 未就学児世帯・就学児世帯

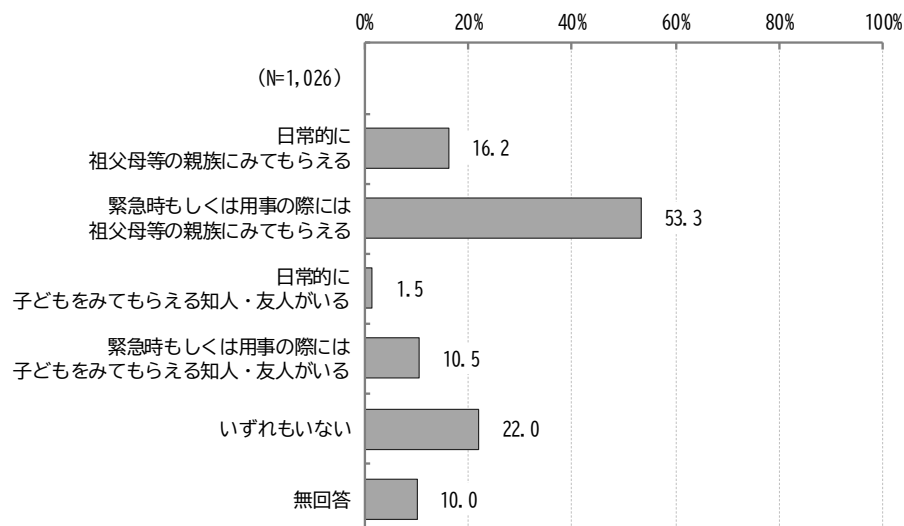
(1) 子どもの育ちをめぐる環境（未就学児世帯・就学児世帯）

① 日頃子どもをみてもらえる親族や友人・知人

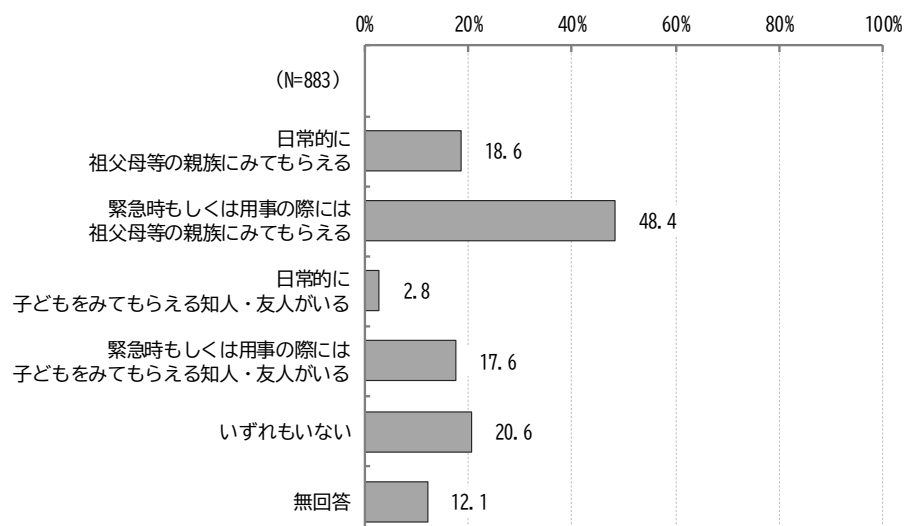
未就学児世帯、就学児世帯ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。未就学児世帯では就学児世帯に比べ、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる知人・友人がいる」割合が高くなっています。

問 祖父母等の親族や友人・知人などで、あて名のお子さんをみてもらえる人はいますか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

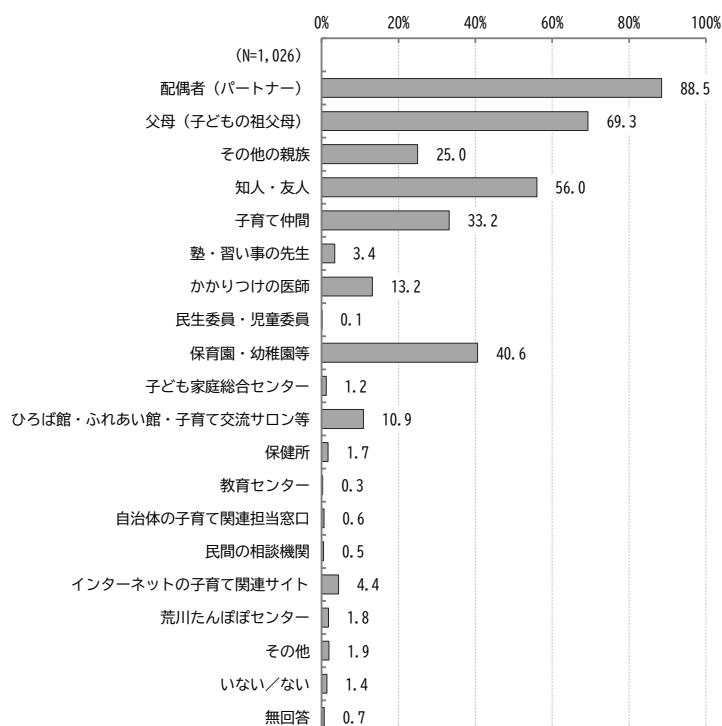


②子育てに関して気軽に相談できる先

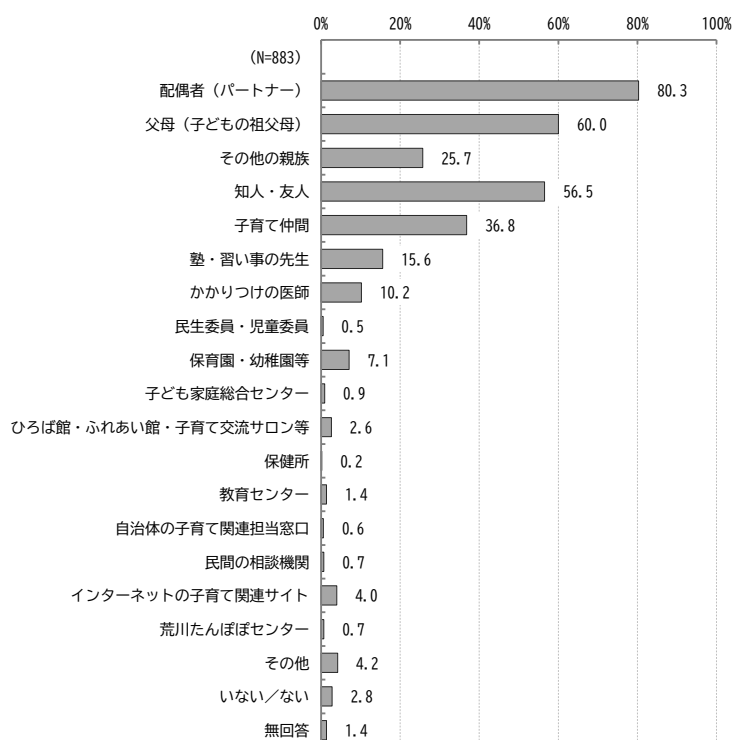
未就学児世帯、就学児世帯ともに「配偶者（パートナー）」の割合が最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」、「知人・友人」となっています。

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人(場所)はいますか（ありますか）。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>



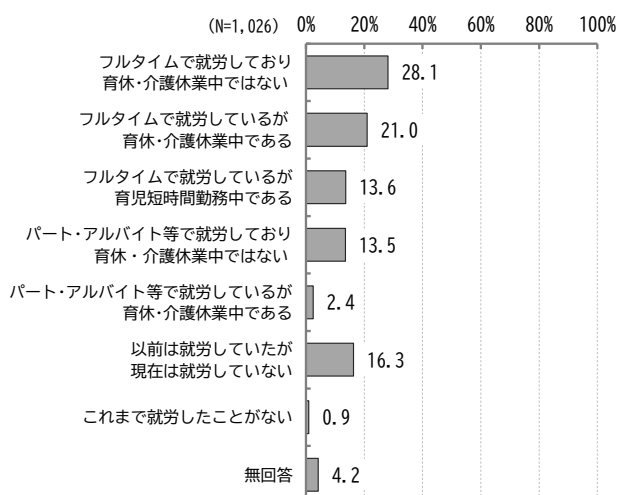
(2) 保護者の就労状況（未就学児世帯・就学児世帯）

①保護者の就労状況

未就学児世帯・就学児世帯ともに、両親とも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が最も高くなっています。

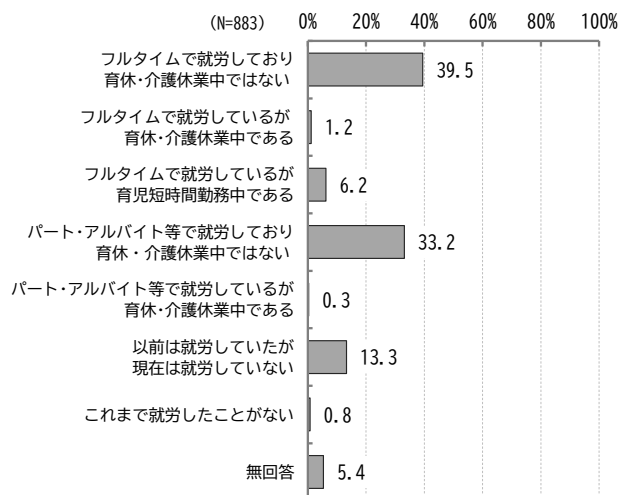
<未就学児世帯>

【母親】

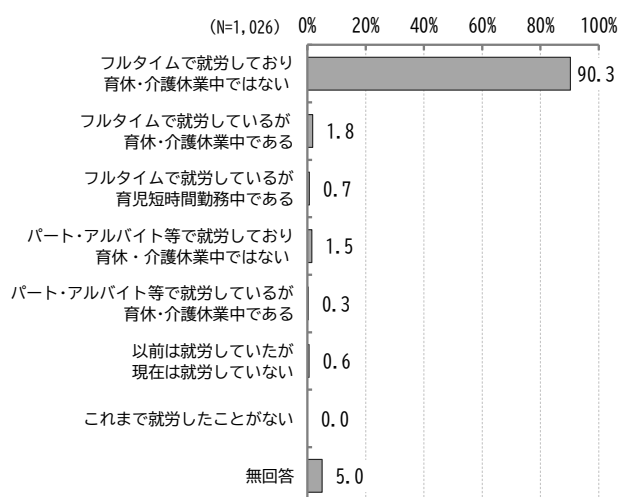


<就学児世帯>

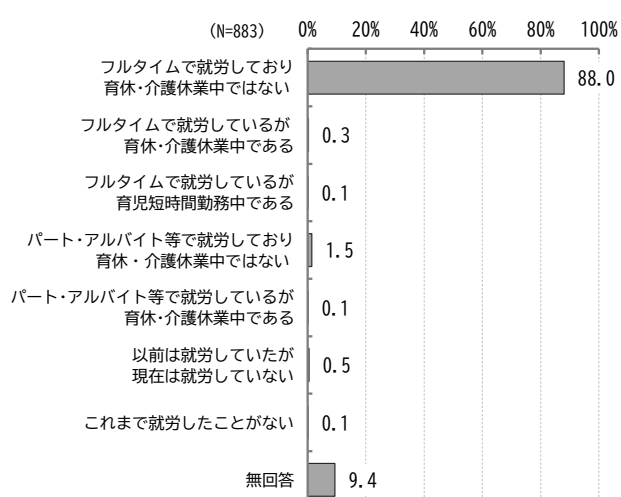
【母親】



【父親】



【父親】

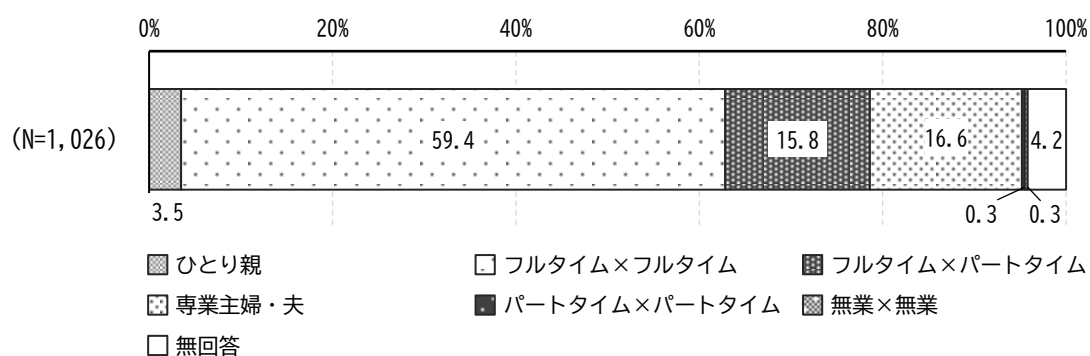


■家庭類型

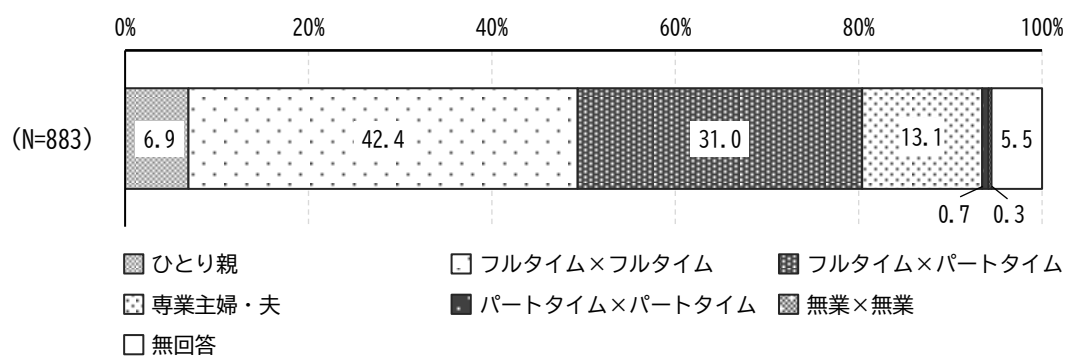
未就学児世帯では、「フルタイム×フルタイム」が59.4%と最も高く、次いで「専業主婦・夫」が16.6%、「フルタイム×パートタイム」が15.8%となっています。

就学児世帯では、「フルタイム×フルタイム」が42.4%と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」が31.0%、「専業主婦・夫」が13.1%となっています。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>



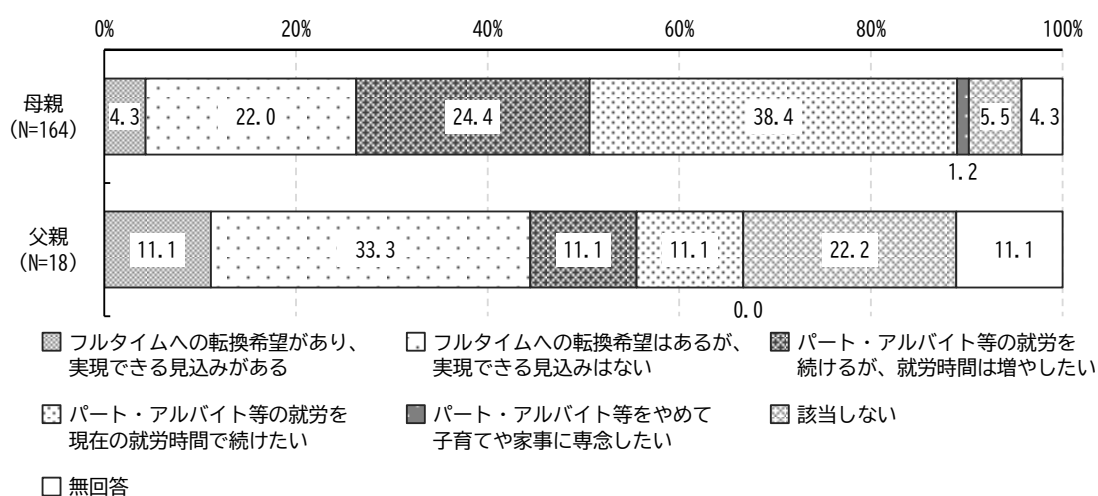
②フルタイムへの転換希望

未就学児世帯では、母親は、「パート・アルバイト等の就労を現在の就労時間で続けたい」の割合が最も高く、父親は、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が最も高くなっています。

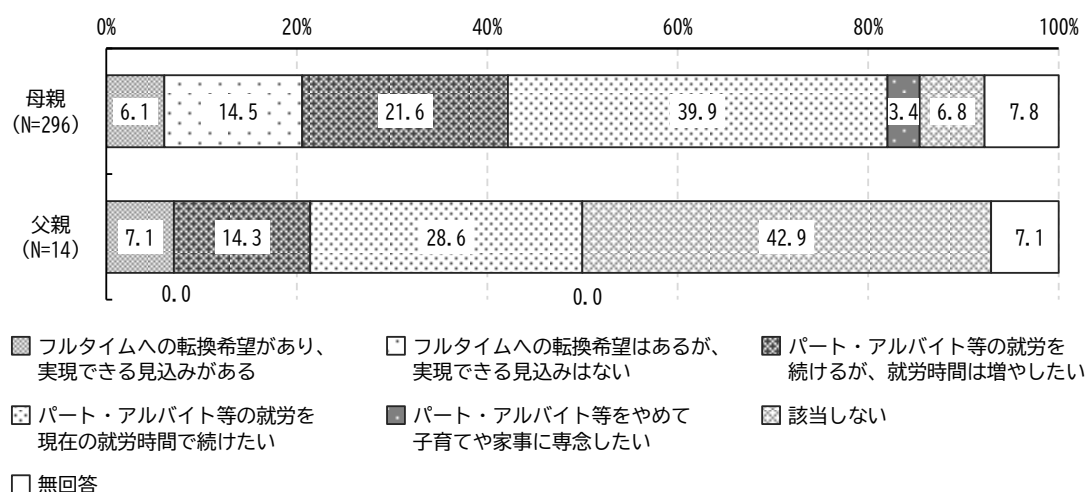
就学児世帯では、母親は、「パート・アルバイト等の就労を現在の就労時間で続けたい」の割合が最も高く、父親は、「該当しない」が最も高くなっています。

問 フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

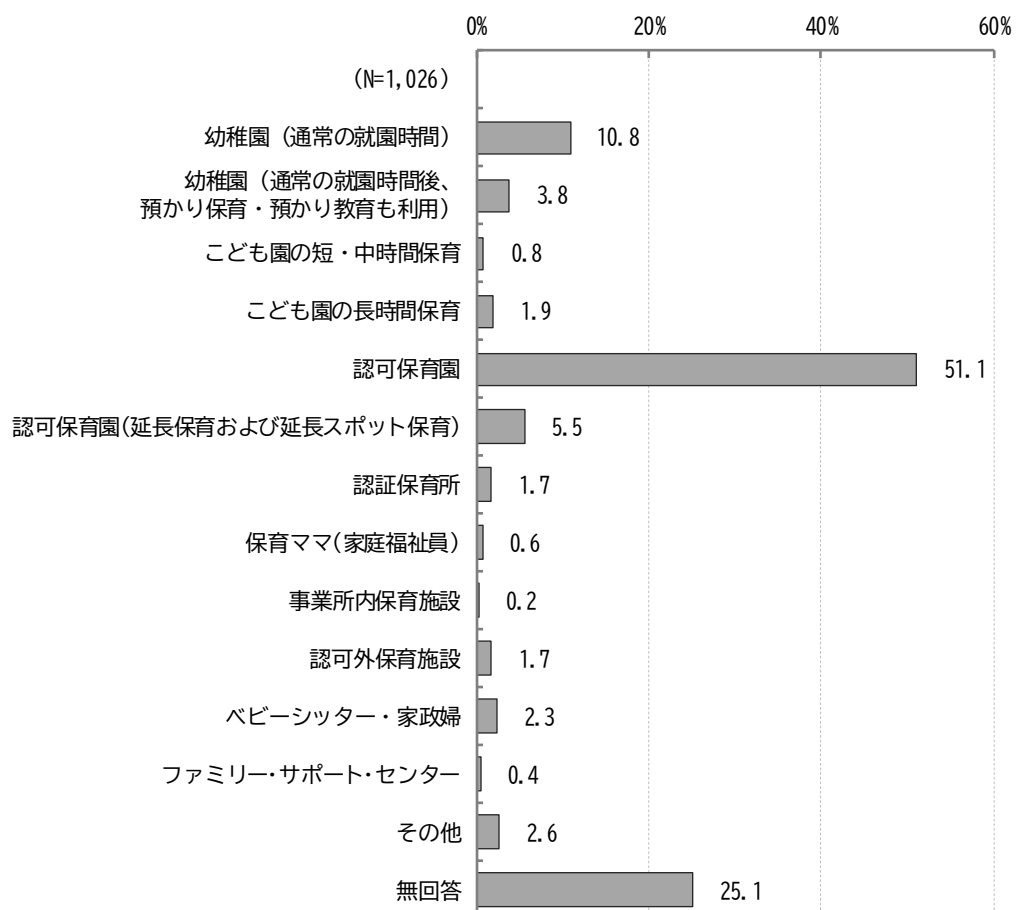


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児世帯）

①平日に利用している教育・保育事業

「認可保育園」の割合が最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」「認可保育園(延長保育および延長スポット保育)」となっています。

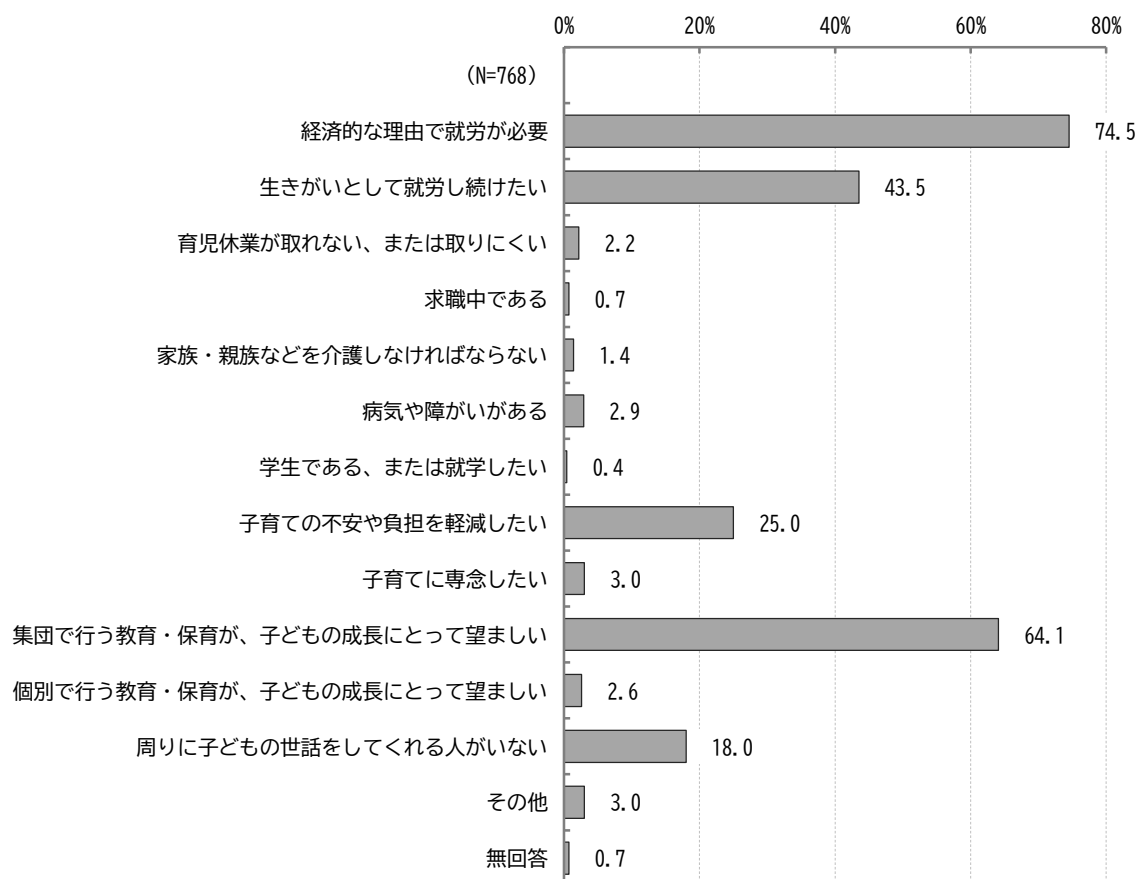
問 あて名のお子さんは、平日どのような定期的な教育・保育事業を利用していますか。



②平日に定期的な教育・保育の事業を利用している理由

「経済的な理由で就労が必要」の割合が最も高く、次いで「集団で行う教育・保育が、子どもの成長にとって望ましい」「生きがいとして就労し続けたい」となっています。

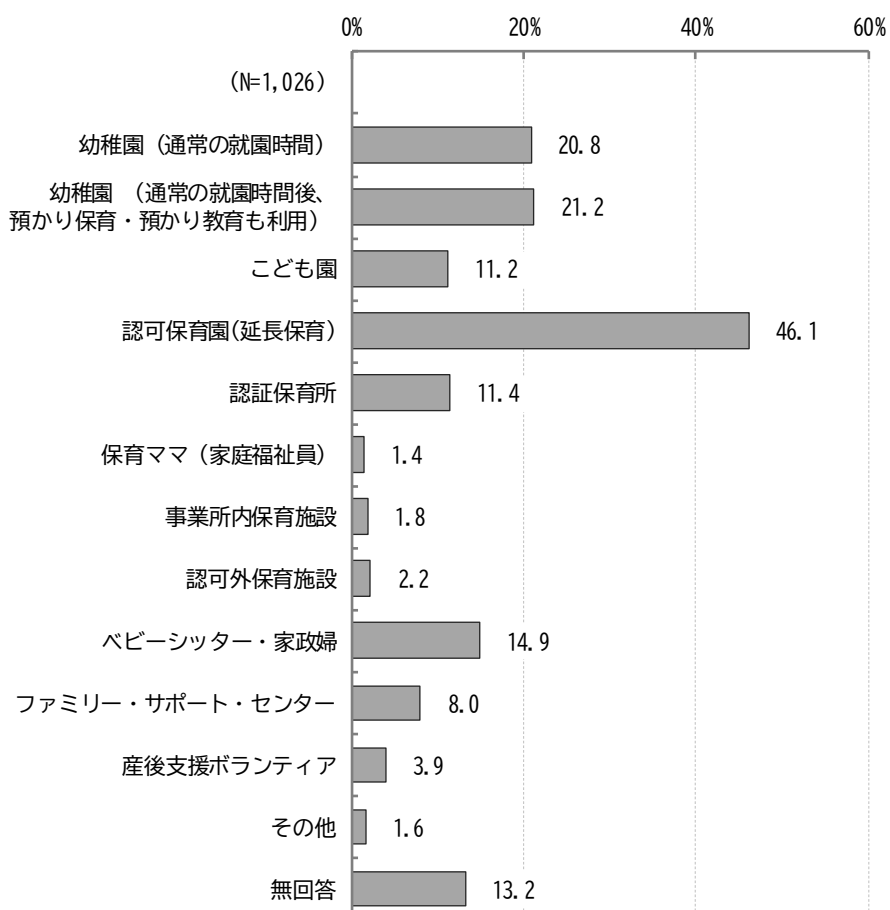
問 定期的な教育・保育事業を利用している理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。



③平日の教育・保育事業で定期的に利用したい事業

「認可保育園(延長保育)」の割合が最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間後、預かり保育・預かり教育も利用)」「幼稚園(通常の就園時間)」となっています。

問 現在利用している、利用していないに関わらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。



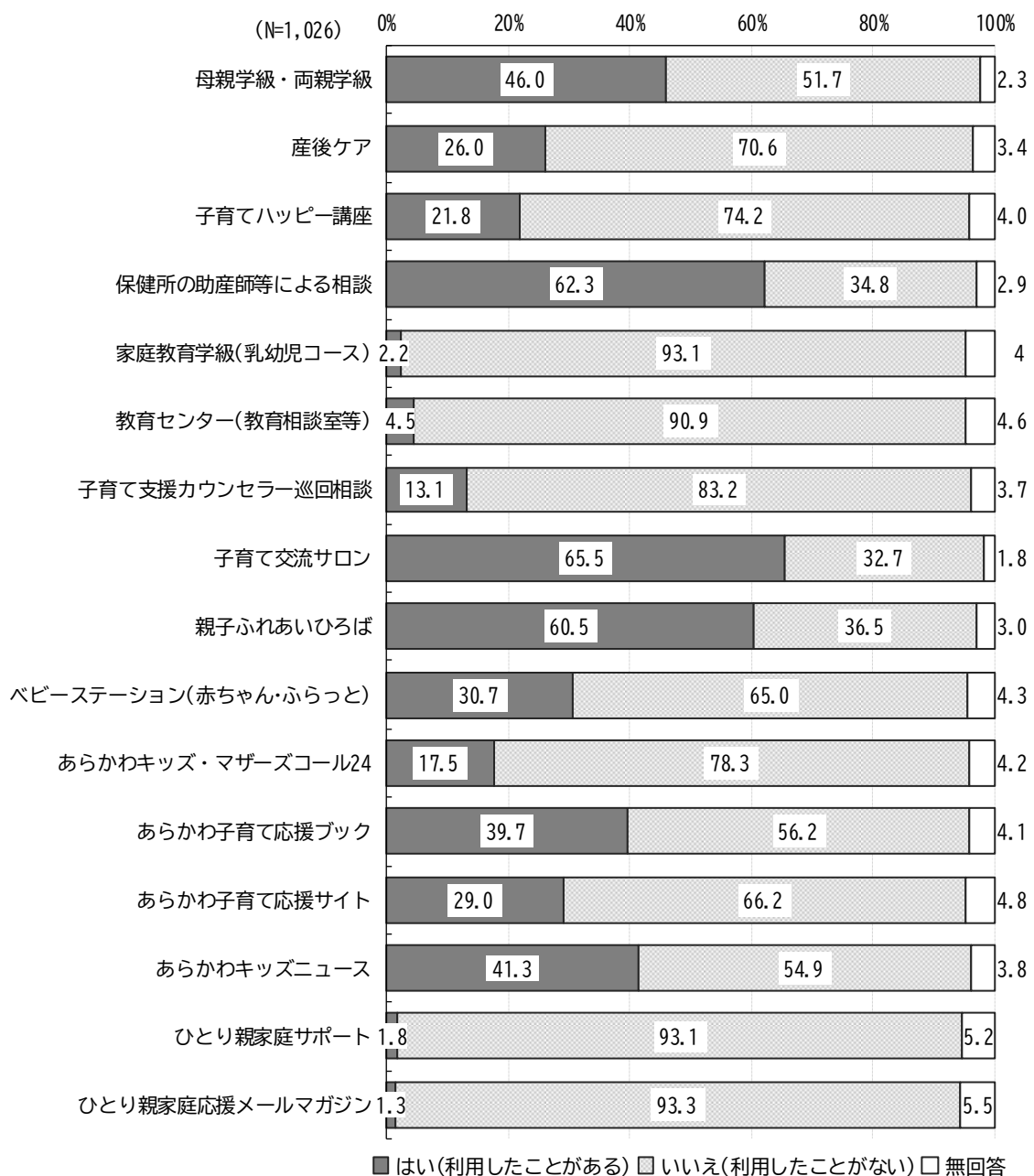
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況（未就学児世帯）

①子育て支援事業の利用経験

子育て支援事業の利用経験は、「保健所の助産師等による相談」「子育て交流サロン」「親子ふれあいひろば」は「利用したことがある」の割合が高くなっています。

一方で、「家庭教育学級（乳幼児コース）」「教育センター（教育相談室等）」「子育て支援カウンセラー巡回相談」「ひとり親家庭サポート」「ひとり親家庭応援メールマガジン」は「利用したことがない」の割合が高くなっています。

問 下記の事業ごとに、「これまでに利用したことがある」かについて、それぞれ「はい」「いいえ」のどちらか1つに○をつけてください。

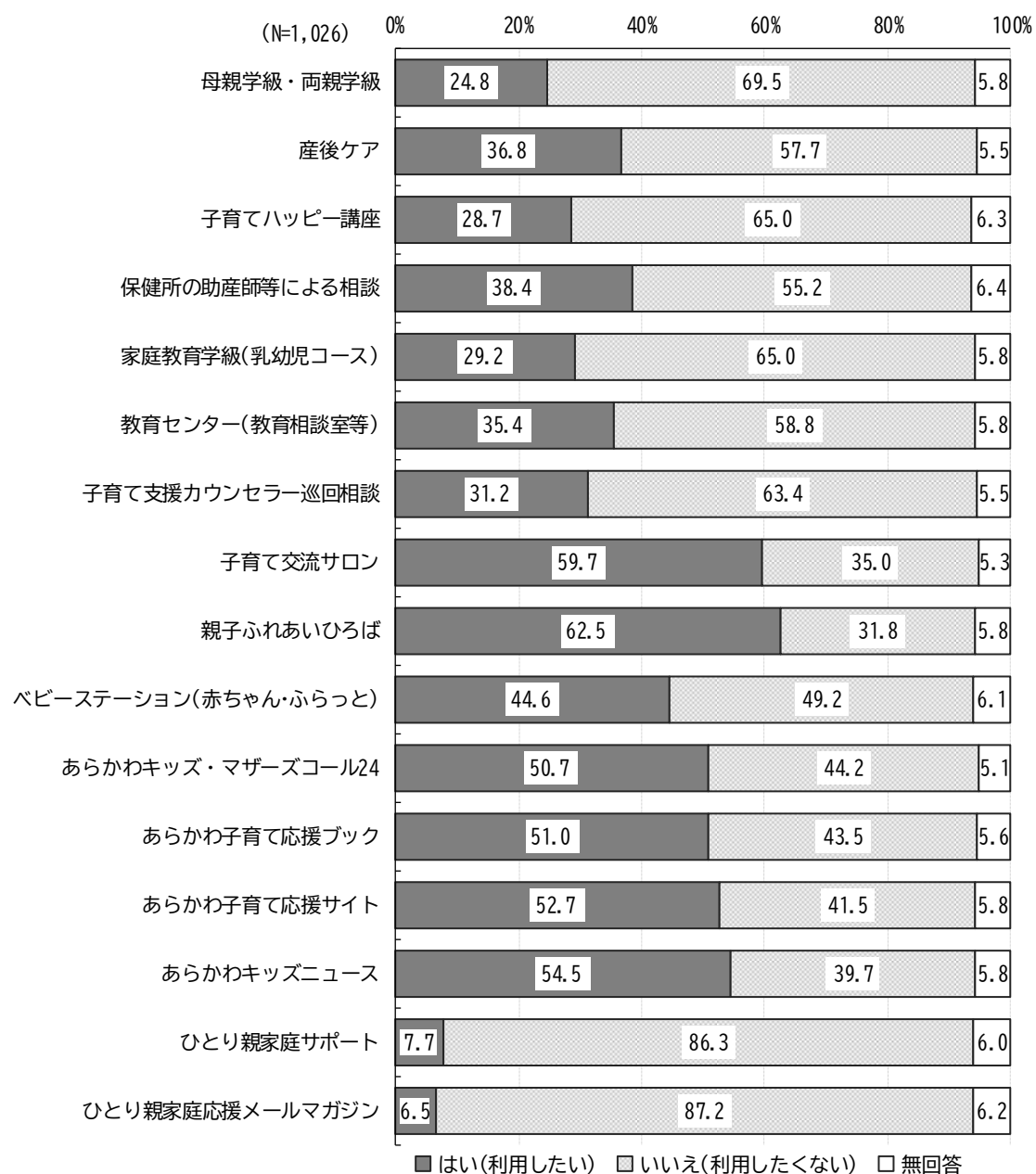


②今後の利用希望

子育て支援事業の今後の利用希望は、「子育て交流サロン」「親子ふれあいひろば」で「利用したい」の割合が特に高くなっています。

一方、「ひとり親家庭サポート」「ひとり親家庭応援メールマガジン」は「利用したくない」の割合が特に高くなっています。

問 下記の事業ごとに、「今後利用したい」かについて、それぞれ「はい」「いいえ」のどちらか1つに○をつけてください。



(5) 土曜日、日曜日・祝日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望 (未就学児世帯)

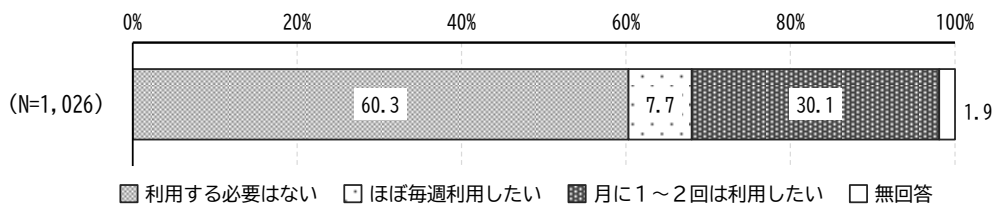
①未就学児の土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜日・祝日ともに、「利用する必要はない」の割合が最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」、「ほぼ毎週利用したい」となっています。

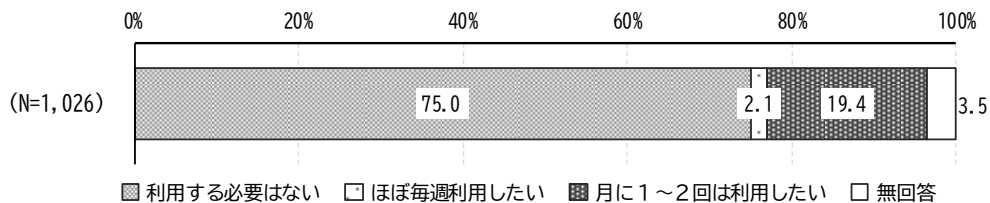
長期休暇中の幼稚園の利用希望は「休みの期間中、週に数日利用したい」が最も高くなっています。長期休暇中、毎日ではなく、たまに利用したい理由は「息抜きのため」が最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」となっています。

問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。当てはまる番号1つに○をつけてください。

<土曜日>

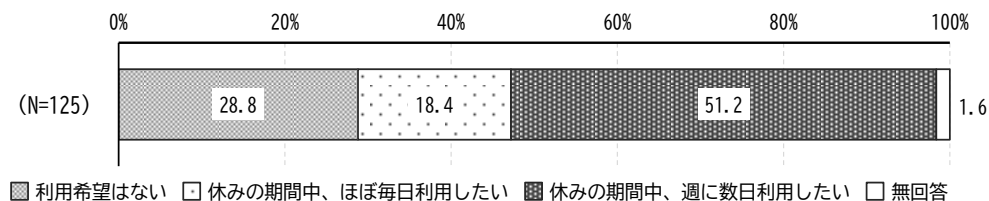


<日曜日・祝日>

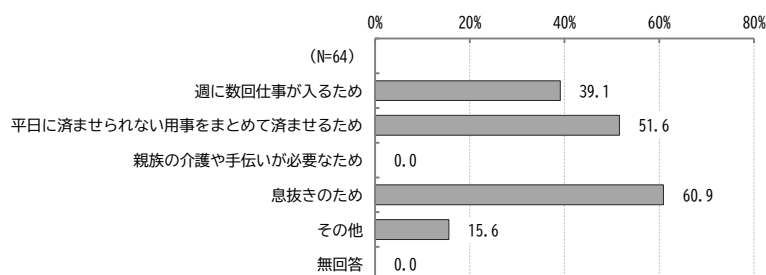


問 あて名のお子さんについて、夏休み・冬休み等長期の休暇期間中の幼稚園の利用希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

<長期休暇中の幼稚園の利用希望>



<長期休暇中、毎日ではなく、たまに利用したい理由>

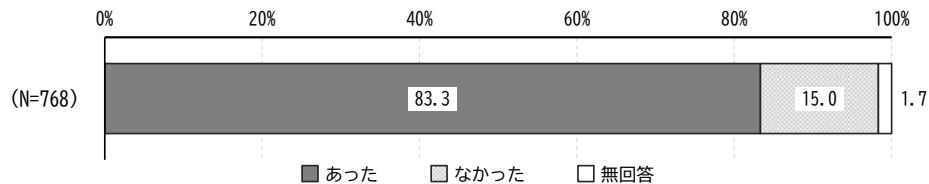


(6) 病気の際の対応（未就学児世帯）

①子どもが病気やケガで事業が利用できなかったこと

「あった」が 83.3%、「なかった」が 15.0%となっています。

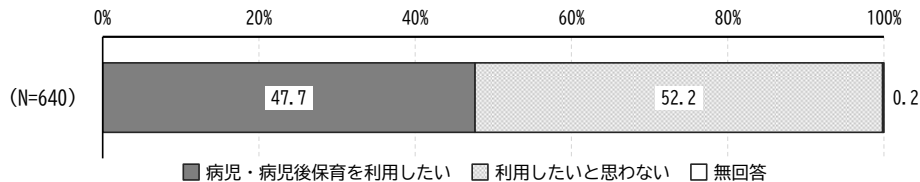
問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで幼稚園や保育園等を利用できなかったことはありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



②利用希望

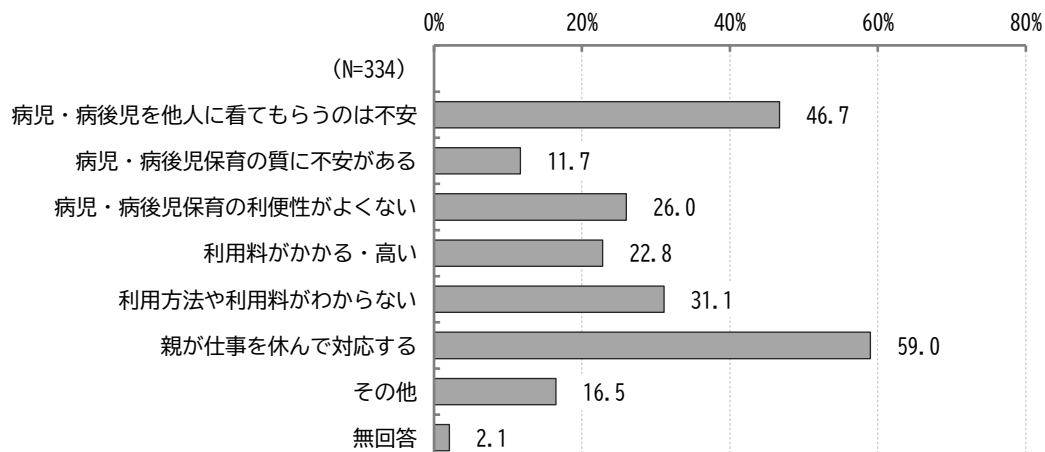
「病児・病児後保育を利用したい」が 47.7%、「利用したいと思わない」が 52.2%となっています。

問 その際、「病児・病後児のための保育サービスを利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



③病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由

「親が仕事を休んで対応する」が 59.0%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 46.7%、「利用方法や利用料がわからない」が 31.1%となっています。



(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況 (未就学児世帯・就学児世帯)

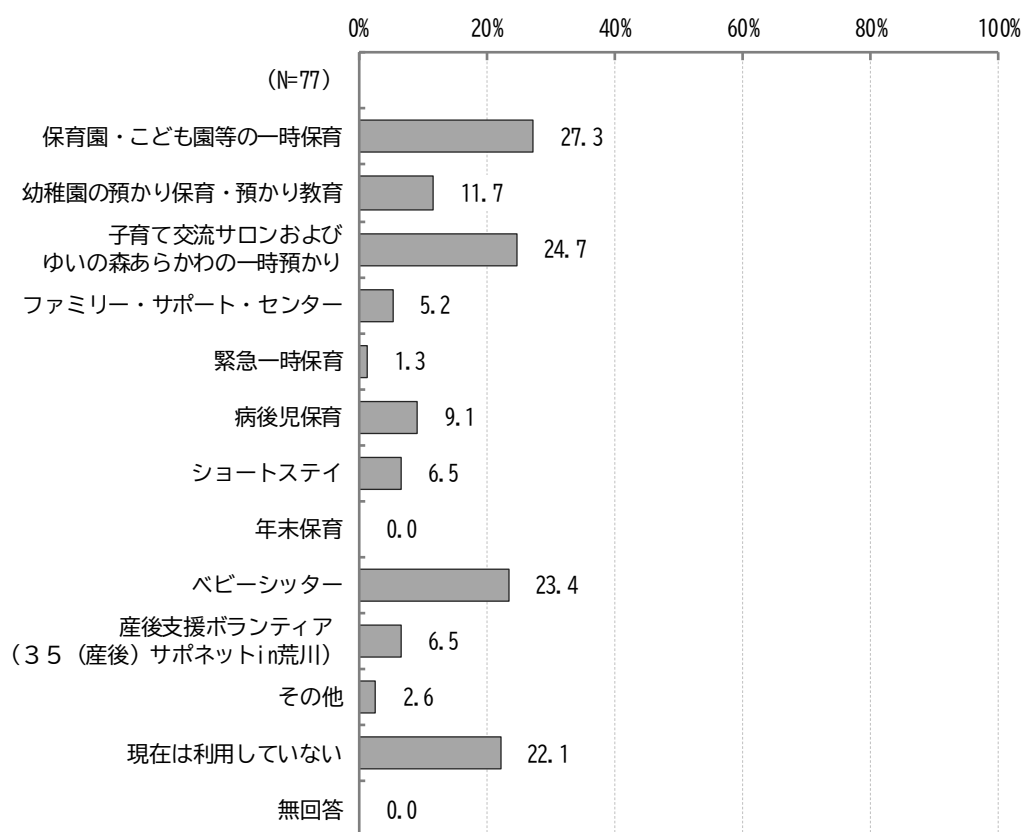
①不定期の教育・保育事業の利用状況

未就学児世帯では、「保育園・こども園等の一時保育」が最も高く、次いで「子育て交流サロンおよびゆいの森あらかわの一時預かり」「ベビーシッター」となっています。

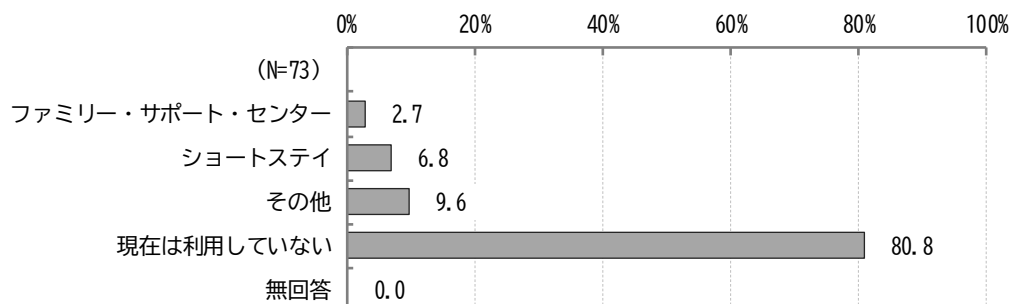
就学児世帯では、「現在は利用していない」が最も高くなっています。

問 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、残業・休日出勤や不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はありますか。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>



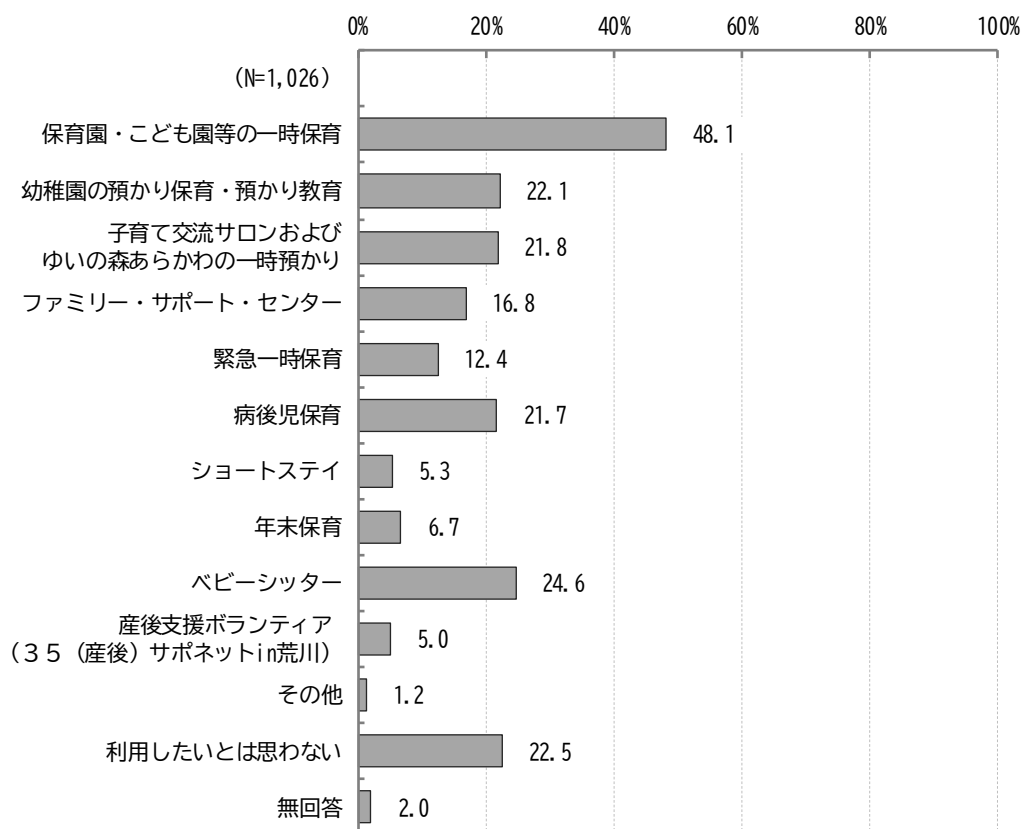
②不定期の教育・保育事業の利用希望

未就学児世帯では、「保育園・こども園等の一時保育」が最も高く、次いで「ベビーシッター」「利用したいとは思わない」となっています。

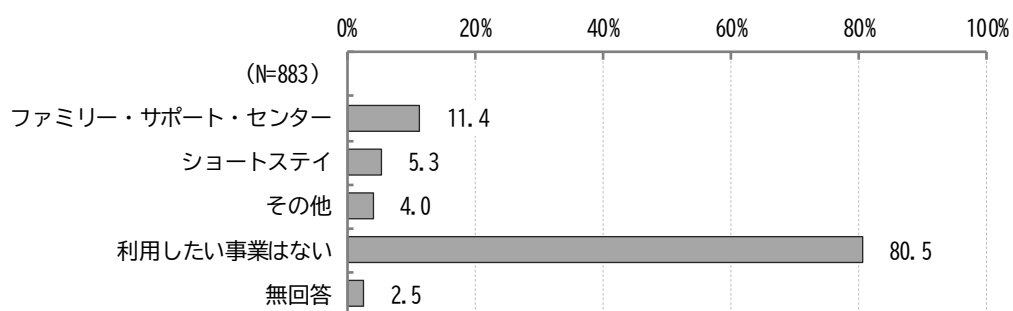
就学児世帯では、「利用したい事業はない」が最も高くなっています。

問 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、残業・休日出勤や不定期の就労等の目的で利用したいと思う事業はありますか。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

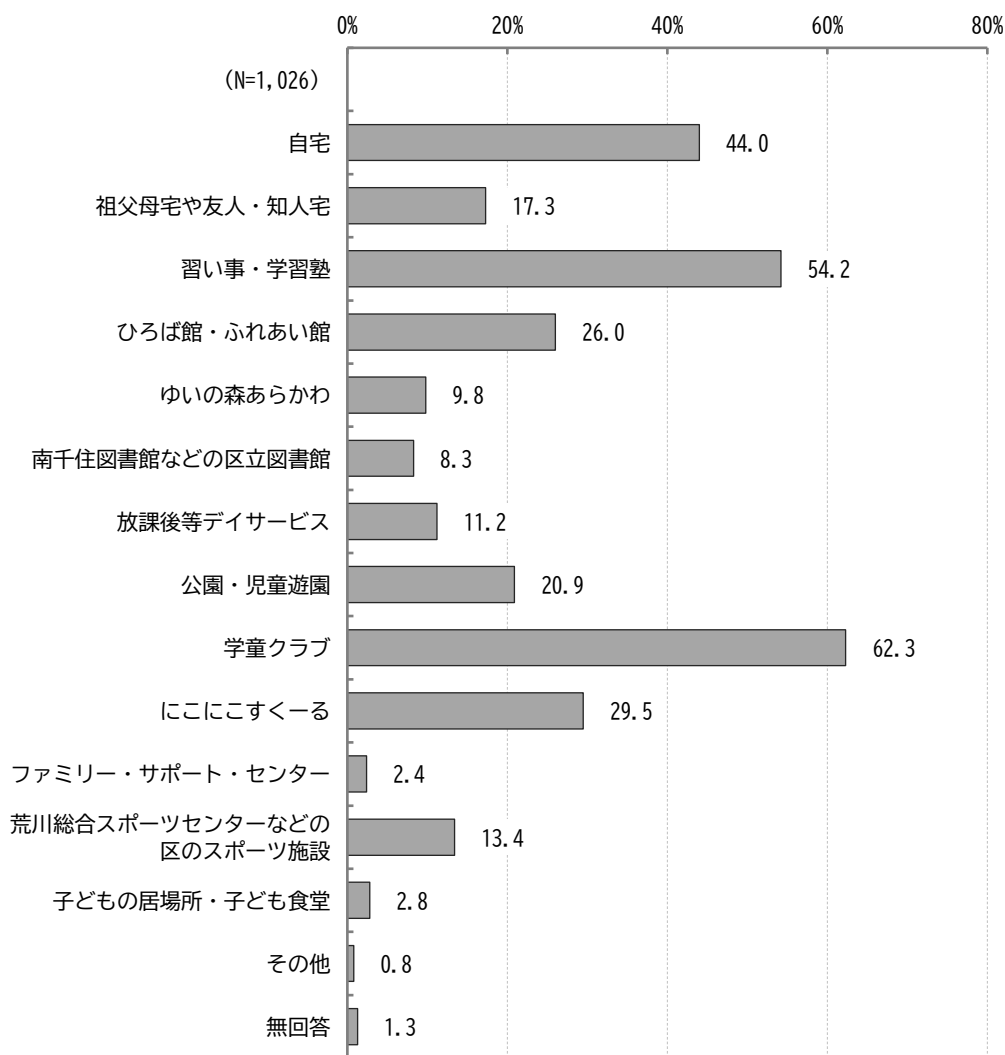


(8) 子どもの放課後の過ごし方（未就学児世帯・就学児世帯）

①未就学児が小学生になったら、子どもに放課後過ごさせたい場所

「学童クラブ」が最も高く、次いで「習い事・学習塾」「自宅」となっています。

問 あて名のお子さんについて、小学生になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。

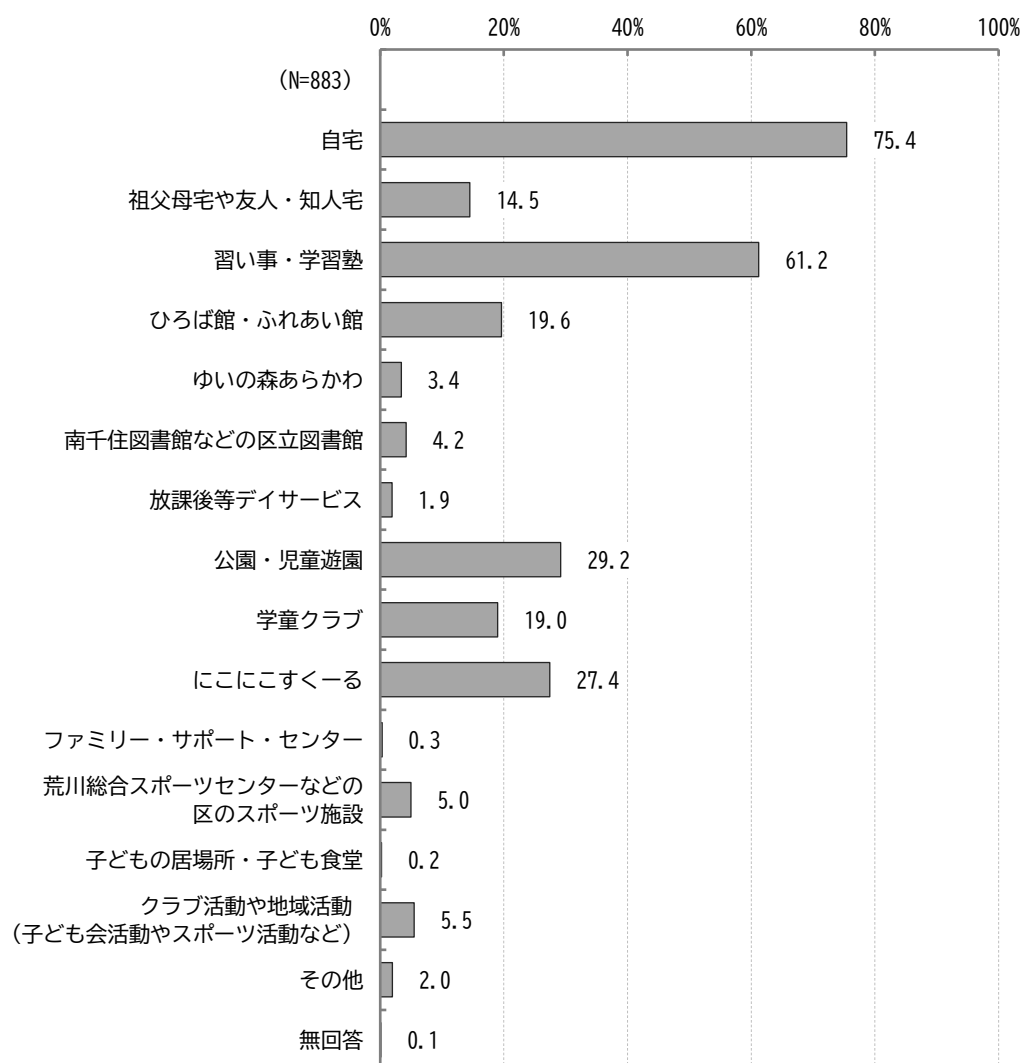


②就学児の放課後の過ごし方

「自宅」が最も高く、次いで「習い事・学習塾」「公園・児童遊園」となっています。

問 あて名のお子さんについて、放課後や土曜日、日曜日の時間をどのような場所で過ごしていますか。

<放課後>



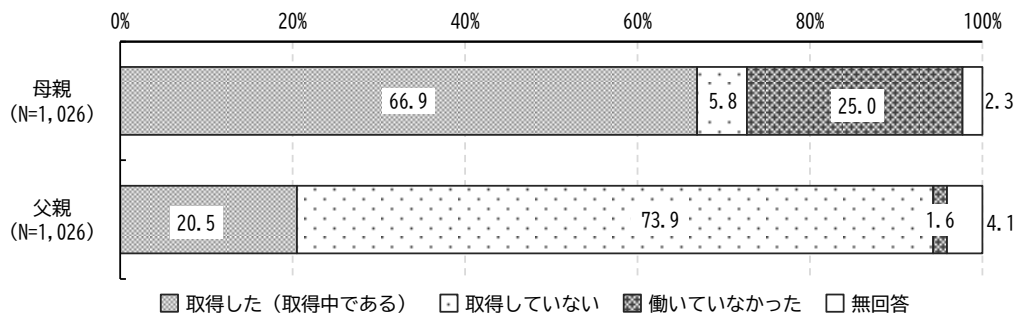
(9) 子育てと職場の両立支援制度（未就学児世帯）

① 育児休業の取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が最も高く、次いで「働いていなかった」「取得していない」となっています。

父親は「取得していない」が最も高く、次いで「取得した（取得中である）」「働いていなかった」となっています。

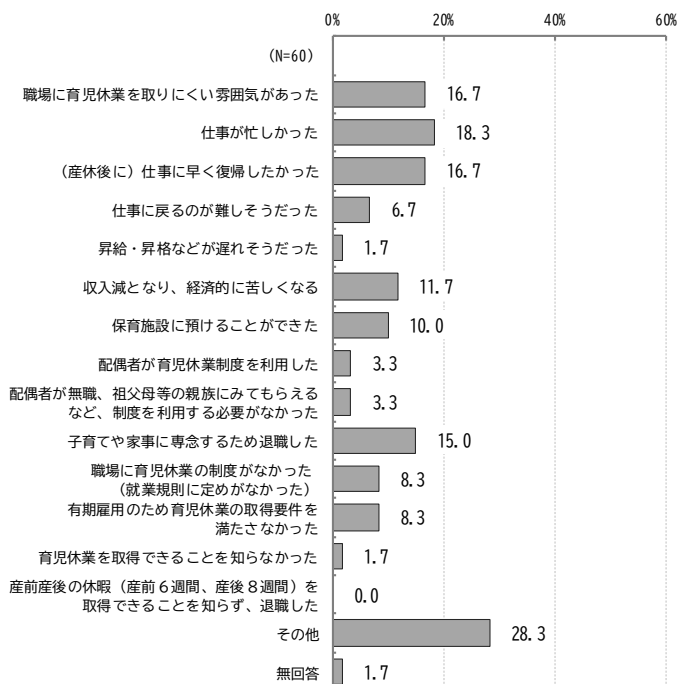
問 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかまたは双方が育児休業を取得しましたか。
（１）父親、（２）母親それぞれについてお答えください。
また、取得していない方はその理由を選んでください。



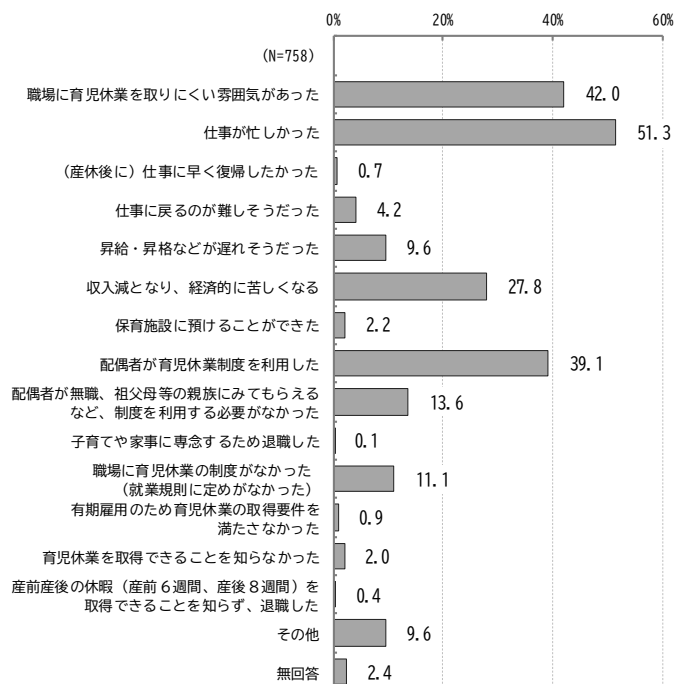
② 育児休業を取得しなかった理由

父母ともに「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。

<母親>



<父親>



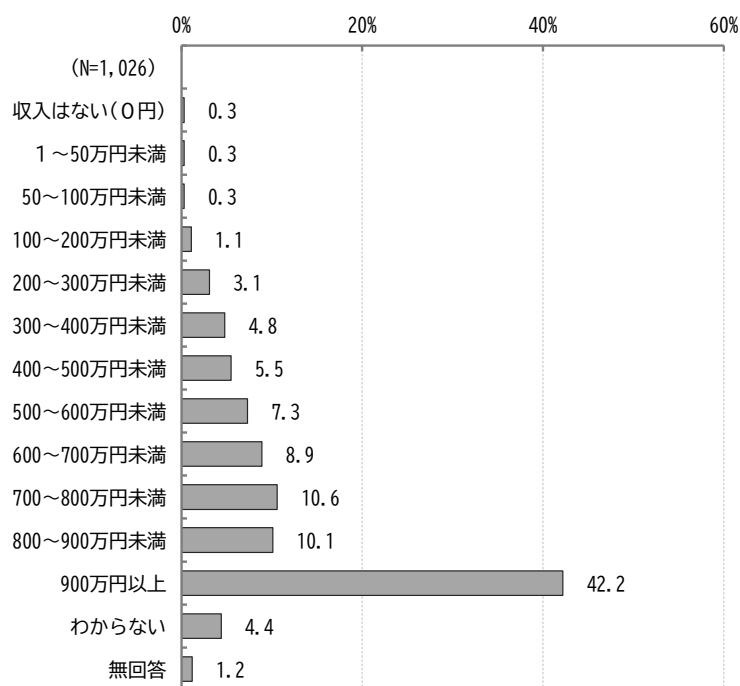
(10) 生活実態について（未就学児世帯・就学児世帯）

①世帯年収について

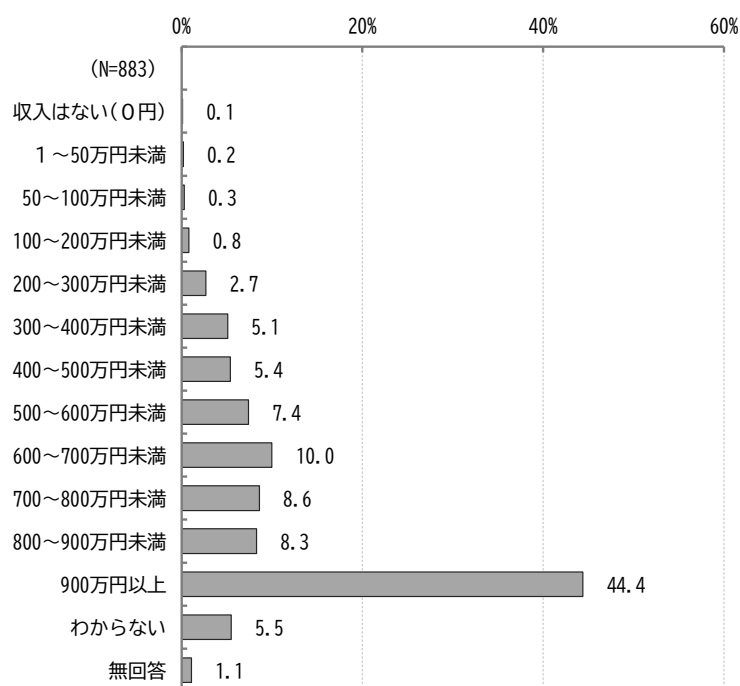
未就学児世帯、就学児世帯ともに「900 万円以上」が最も高くなっています。

問 あて名のお子さんと生計をともにしている世帯全員の方の、おおよその年間収入（税込）はいくらですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

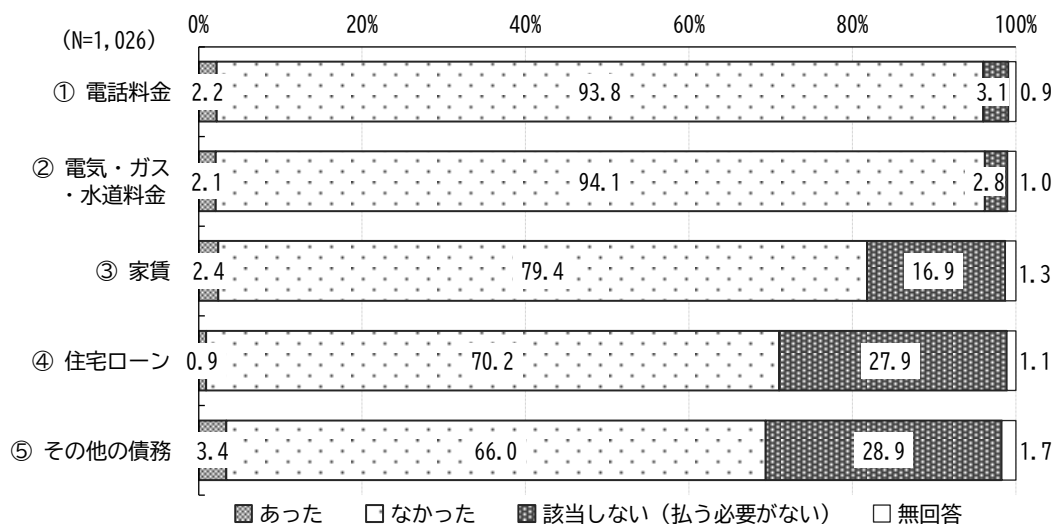


②光熱水費・家賃等の滞納の経験

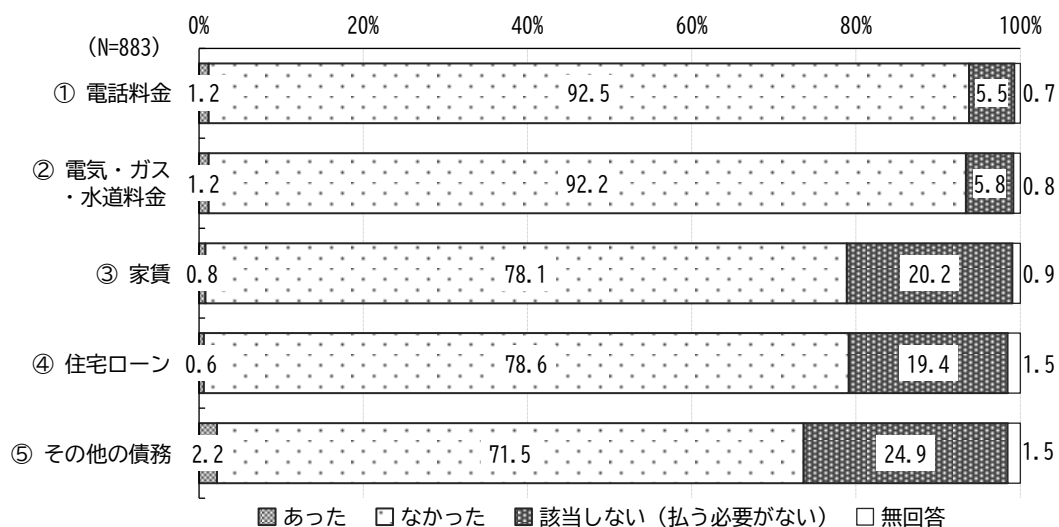
光熱水費、家賃の滞納の経験は、未就学児世帯、就学児世帯ともに、どのサービス・料金も「なかった」「該当しない（払う必要がない）」が大半を占めており、「あった」は、5.0%以下となっています。

問 過去1年間に、経済的な理由により以下の①～⑤のサービス・料金について、支払えないことがありましたか。それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

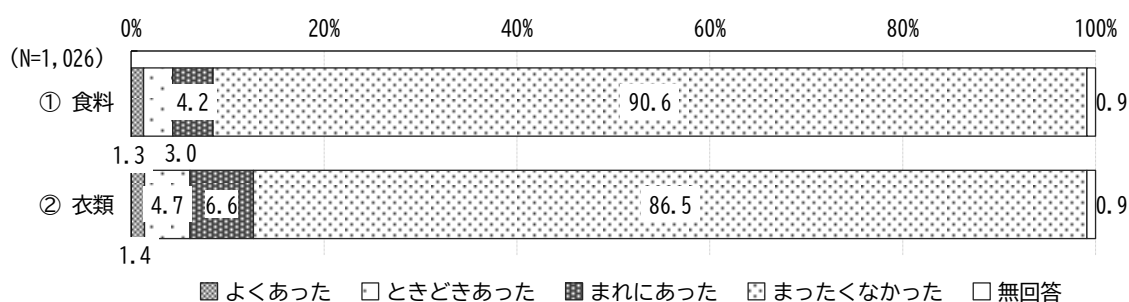


③食料、衣類が買えなかった経験

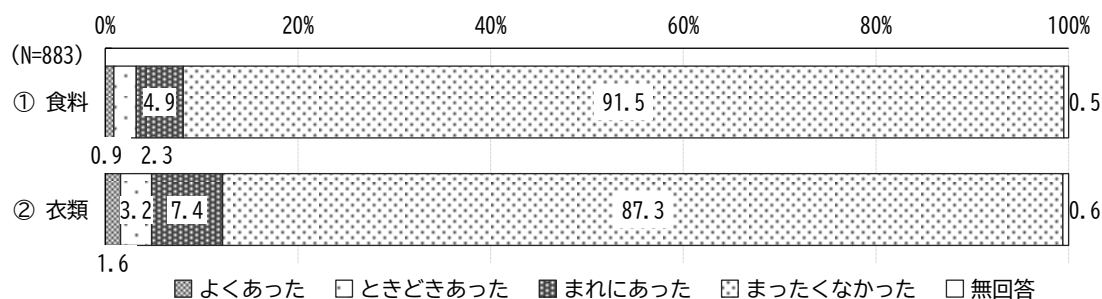
食料、衣類が買えなかった経験は、未就学児世帯、就学児世帯ともに「まったくなかった」が大半を占めており、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた「あった（計）」は、13.0%以下となっています。

問 あなたのご家庭では、過去1年間に、経済的な理由により家族が必要とする以下の①、②の物を買えないことがありましたか。それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>



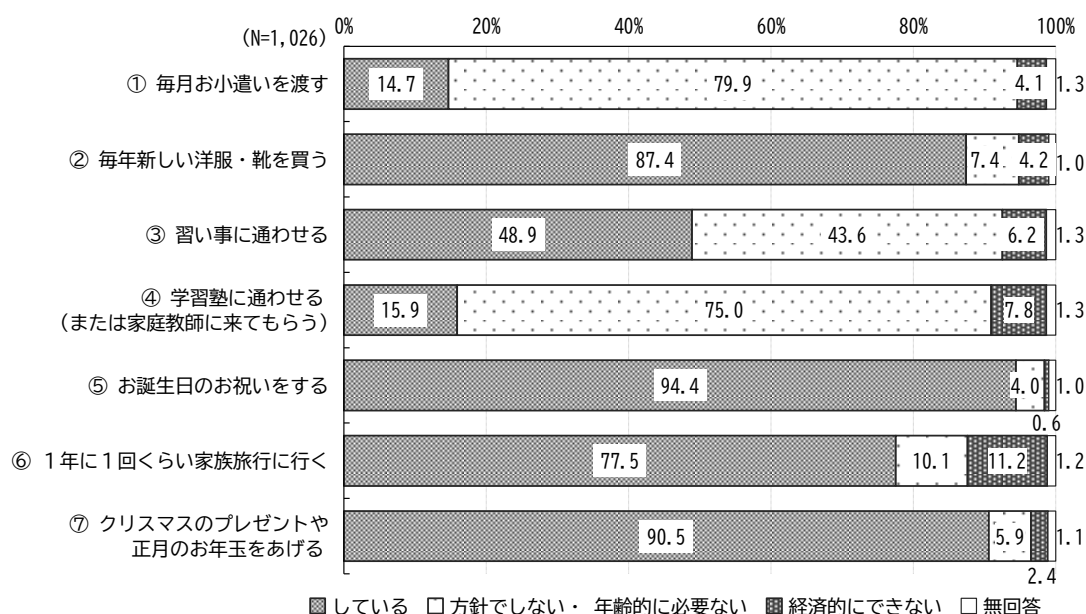
④経済的な理由で行っていないこと

①～⑦の経験のうち「②毎年新しい洋服・靴を買う」「⑤お誕生日のお祝いをする」「⑦クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」は、いずれも「している」の割合が高くなっています。

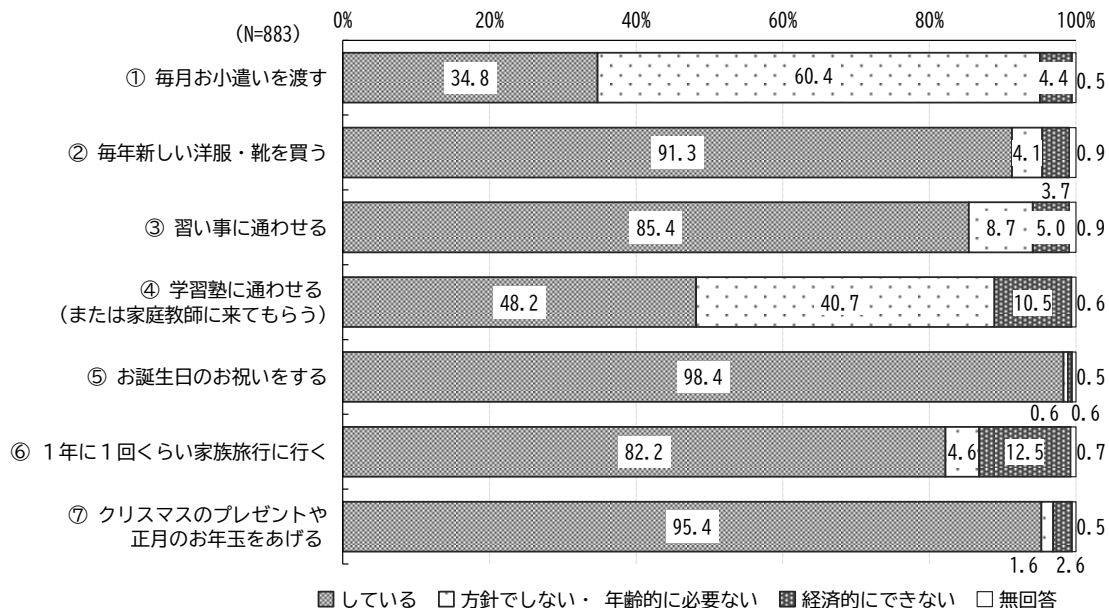
一方、「④学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」「⑥1年に1回くらい家族旅行に行く」では、「経済的にできない」の割合が1割前後となっています。

問 あなたのご家庭では、過去1年間に、経済的な理由により家族が必要とする以下の①～⑦の物が買えなかったり、できなかったりしたことがありますか。
それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

<未就学児世帯>



<就学児世帯>



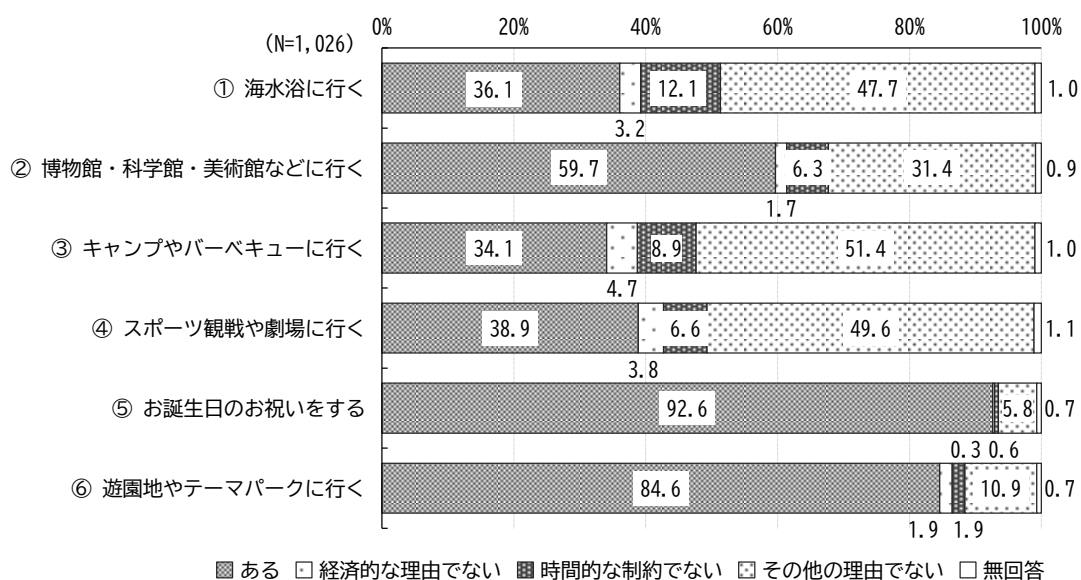
⑤過去1年間の外出の経験

過去1年間の外出（遊園地等）の経験は「⑤お誕生日のお祝いをする」「⑥遊園地やテーマパークに行く」が80.0%を超えて高くなっています。

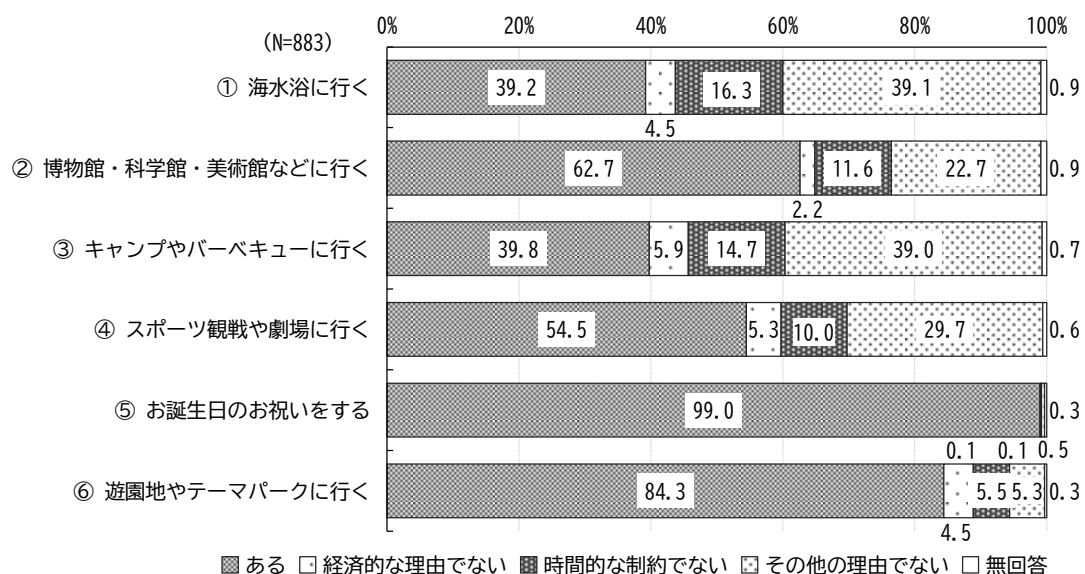
一方、「経済的な理由でない」は「③キャンプやバーベキューに行く」が未就学児世帯では4.7%、就学児世帯では5.9%と最も高くなっています。

問 あなたのご家庭では、過去1年間に、あて名のお子さんと次の①～⑥のような経験をしましたか。それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください

<未就学児世帯>



<就学児世帯>

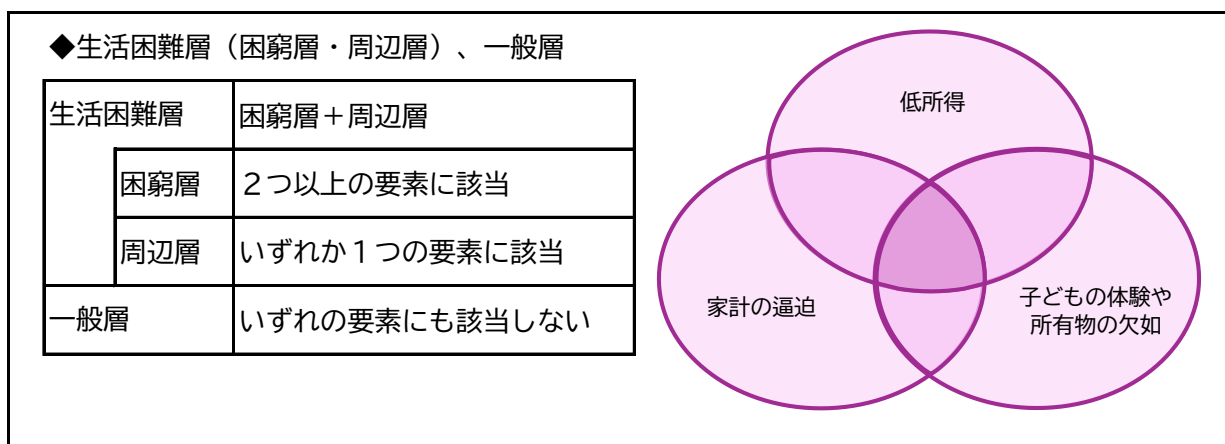


◆生活困難度

第2期荒川区子ども・子育て支援計画と比較するため、同様の考え方である、低所得、家計のひっ迫、子どもの体験・所有物の欠如の3つの要素に基づいて、①～⑤の設問により調査し、「生活困難」の分類を行いました。

低所得 (設問①)	子どもが1人の場合は年間収入300万円未満、 子どもが2人以上の場合は年間収入400万円未満の方
家計のひっ迫 (設問②・③)	経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった 経験、食料・衣服が買えなかったなどの項目のうち、 1つ以上が該当する方
子どもの体験・所有物の 欠如(設問④・⑤)	子どもの経験や所有物に関する項目のうち、経済的な 理由で欠如している項目が3つ以上該当する方

そして、次の図のとおり、上記1～3の2つ以上に該当する層を「困窮層」、1つに該当する層を「周辺層」として位置づけました。



その結果、未就学児世帯の生活困難度は「生活困難層」が19.9%、「一般層」が80.1%となっています。「生活困難層」の内訳をみると、「困窮層」が8.2%、「周辺層」が11.7%となっています。前回と比べると生活困難層が増加しています。

就学児世帯の生活困難度は、「生活困難層」が19.7%、「一般層」が80.3%となっています。「生活困難層」の内訳をみると、「困窮層」が6.5%、「周辺層」が13.2%となっています。前回と比べると差はほとんどありません。

≪未就学児世帯≫					
		令和5年度		平成30年度	
生活困難層		204 件	19.9 %	204 件	15.5 %
	困 窮 層	84 件	8.2 %	61 件	4.6 %
	周 辺 層	120 件	11.7 %	143 件	10.9 %
一般層		820 件	80.1 %	1,109 件	84.5 %

≪就学児世帯≫					
		令和5年度		平成30年度	
生活困難層		192 件	19.7 %	249 件	20.0 %
	困 窮 層	67 件	6.5 %	81 件	6.5 %
	周 辺 層	125 件	13.2 %	168 件	13.5 %
一般層		685 件	80.3 %	997 件	80.0 %

2 小学5年生、中2・高2相当

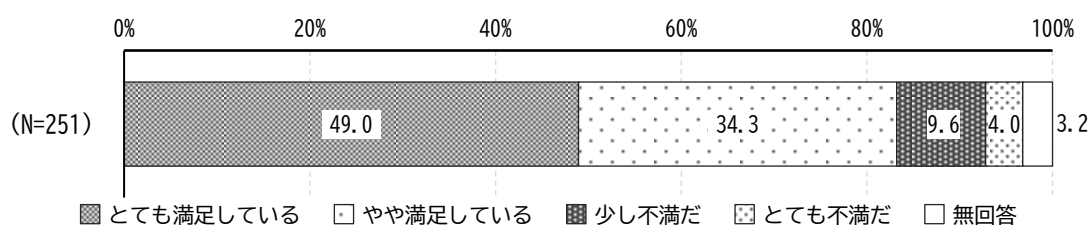
(1) 学校（仕事）生活について

① 学校生活（仕事）の満足度

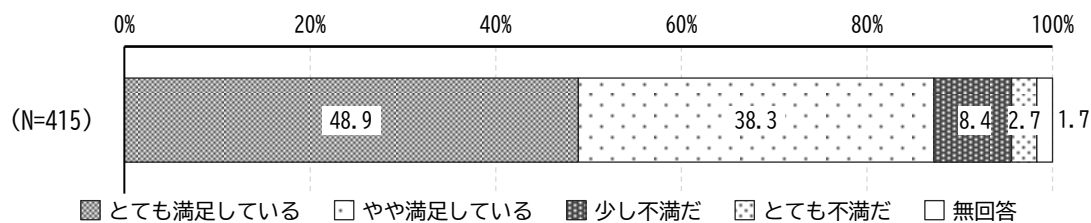
小学5年生、中2・高2相当ともに「とても満足している」の割合が最も高くなっています。

問 あなたは、学校（仕事）生活にどのくらい満足していますか。
当てはまるもの1つに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



(2) 放課後（仕事後）や休日の生活について

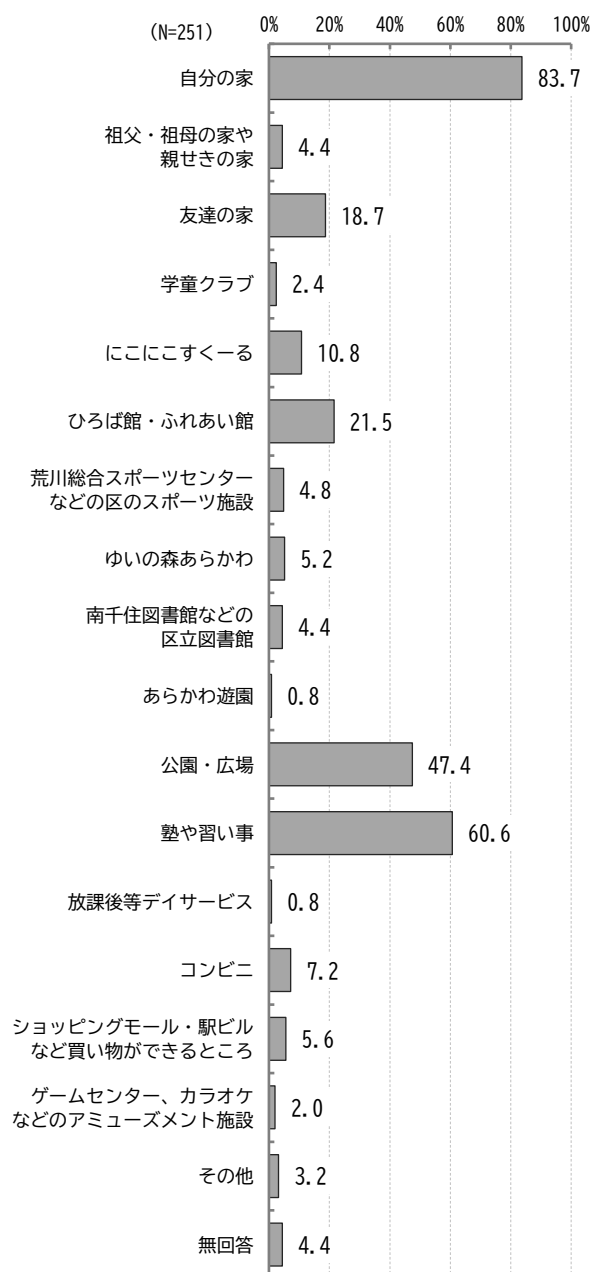
①放課後や休日、過ごす場所（放課後）

小学校5年生では、「自分の家」の割合が最も高く、次いで「塾や習い事」「公園・広場」となっています。

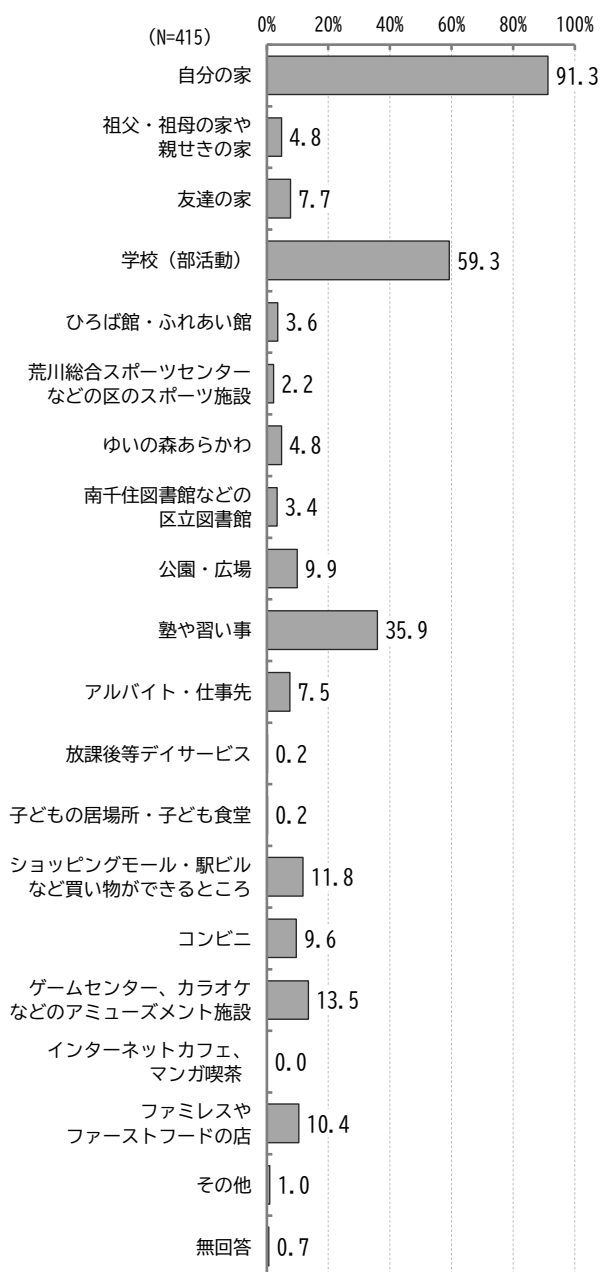
中2・高2相当では、「自分の家」の割合が最も高く、次いで「学校（部活動）」「塾や習い事」となっています。

問 あなたは放課後（仕事の後）や休日にどこで過ごすことが多いですか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>

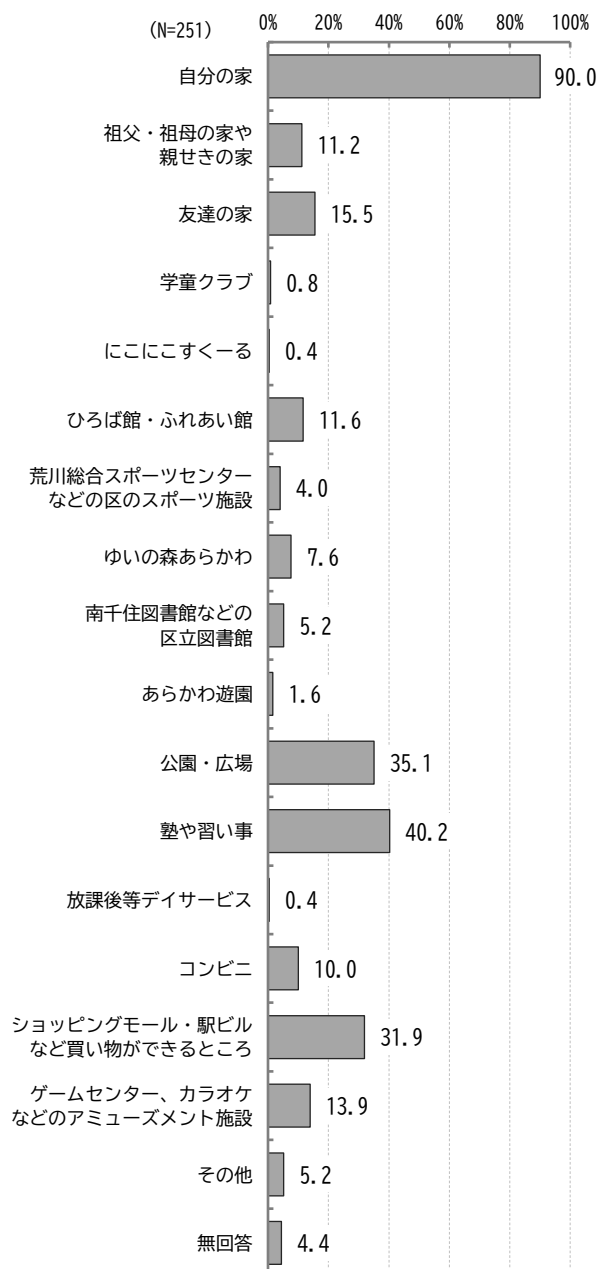


②放課後や休日、過ごす場所（休日）

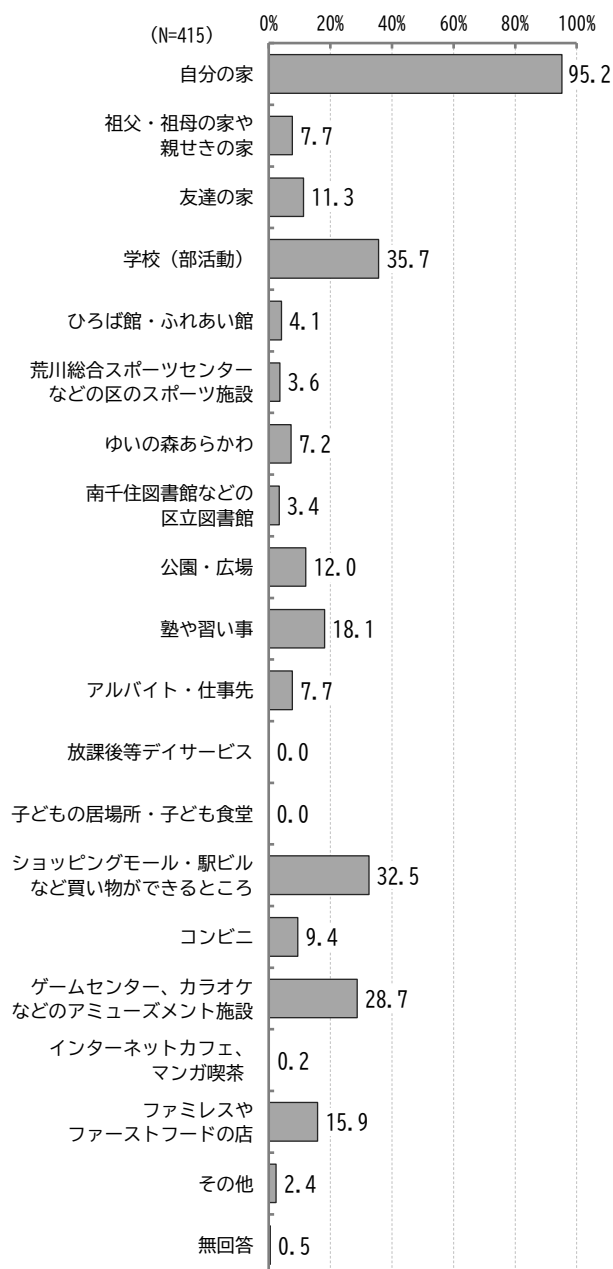
小学校5年生では、「自分の家」の割合が最も高く、次いで「塾や習い事」「公園・広場」となっています。

中2・高2相当では、「自分の家」の割合が最も高く、次いで「学校（部活動）」「ショッピングモール・駅ビルなど買い物ができるところ」となっています。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



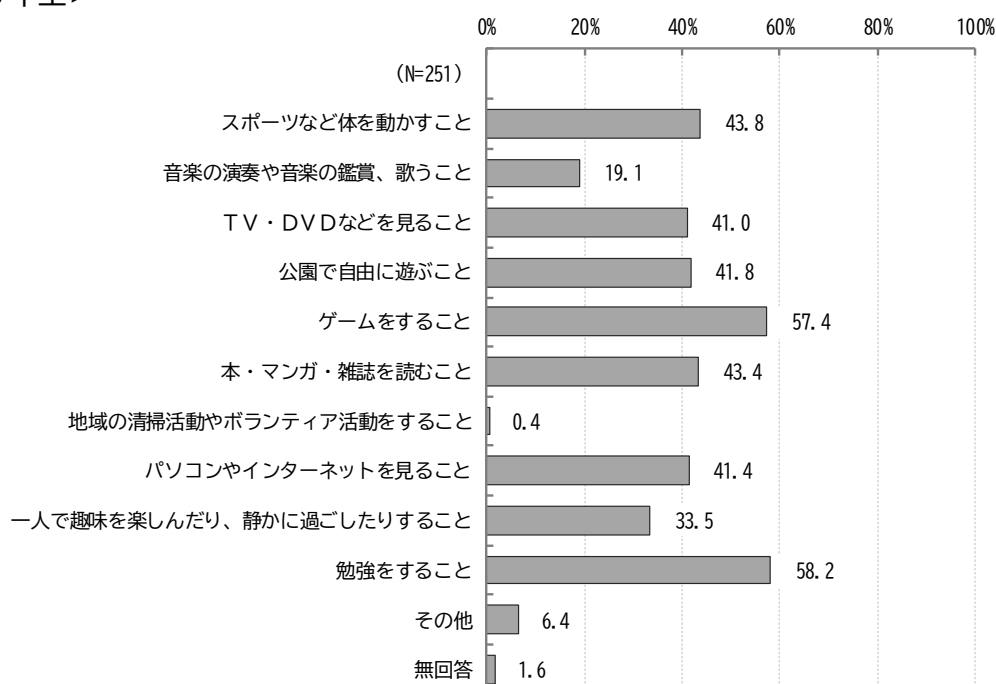
③放課後や休日、何をして過ごすか（放課後）

小学5年生では、「勉強をすること」の割合が最も高く、次いで「ゲームをすること」「スポーツなど体を動かすこと」となっています。

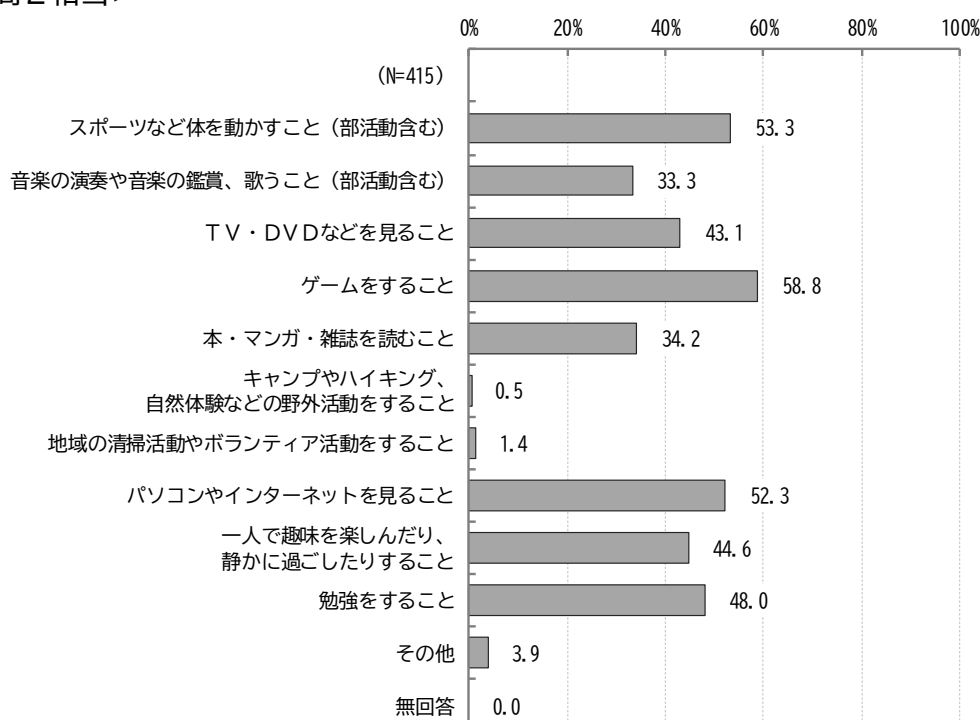
中2・高2相当では、「ゲームをすること」の割合が最も高く、次いで「スポーツなど体を動かすこと」「パソコンやインターネットを見ること」となっています。

問 あなたは放課後（仕事の後）や休日に何をして過ごすことが多いですか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



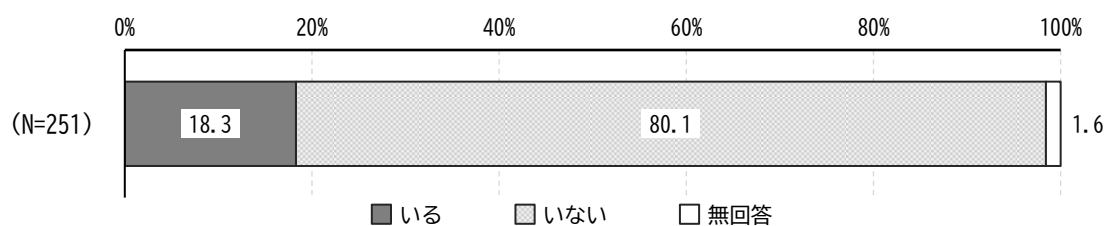
(3) お世話の状況等について

①日常的に家族のお世話や家事をしているか

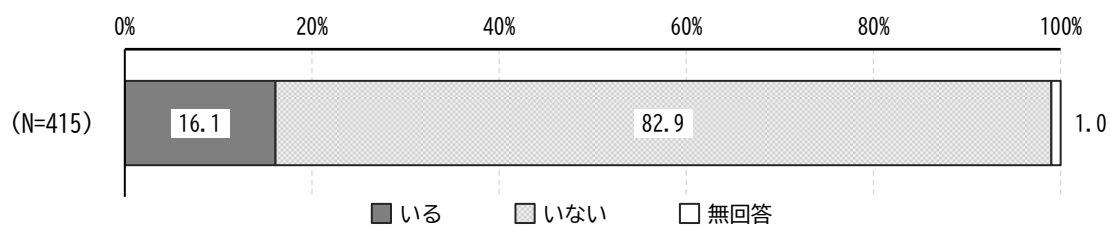
小学5年生では、「いる」が18.3%、中2・高2相当では、16.1%となっています。

問 あなたは、日常的に家族のお世話や家事をしていますか。
当てはまるもの1つに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>

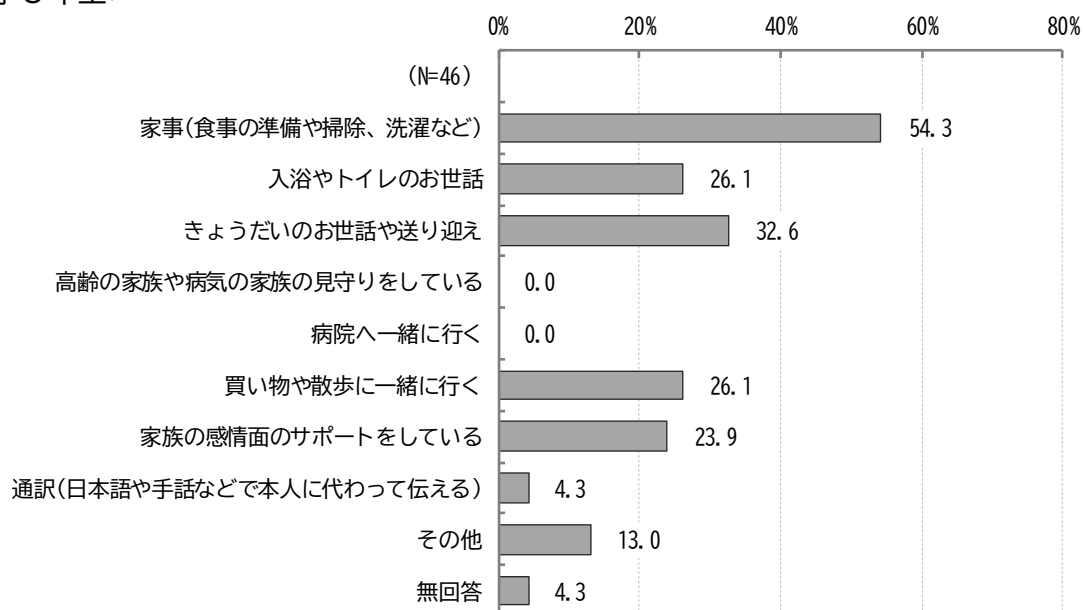


②お世話の内容

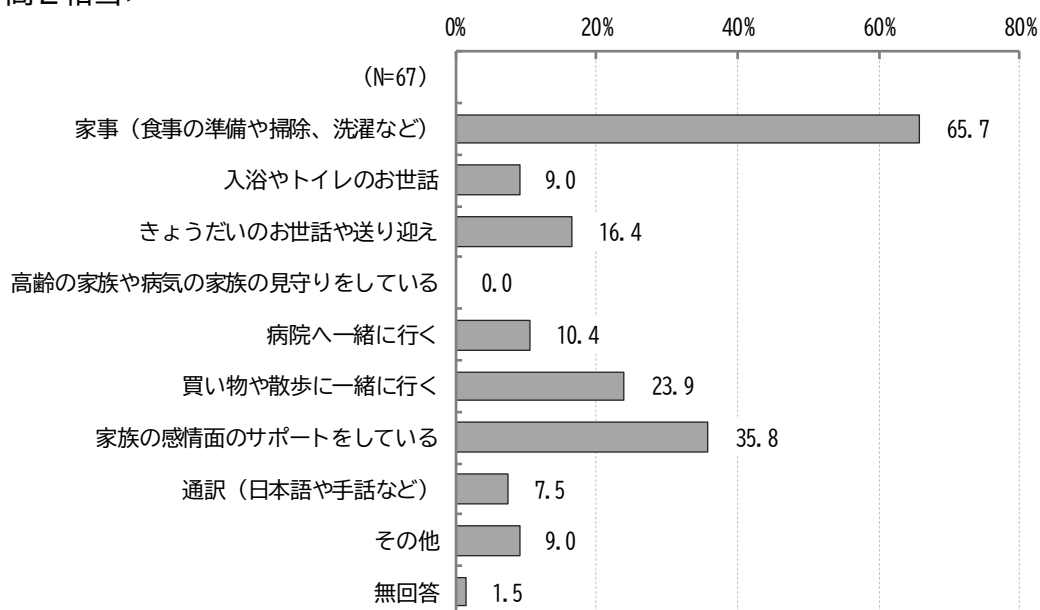
小学5年生、中2・高2相当ともに、「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」の割合が最も高くなっています。小学5年生では、次いで「きょうだいのお世話や送り迎え」、中2・高2相当では、「家族の感情面のサポートをしている」となっています。

問 あなたはどのようなお世話をしていますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>

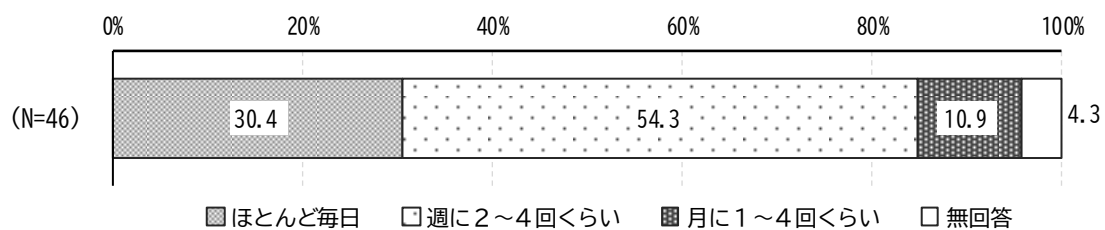


③お世話をしている回数

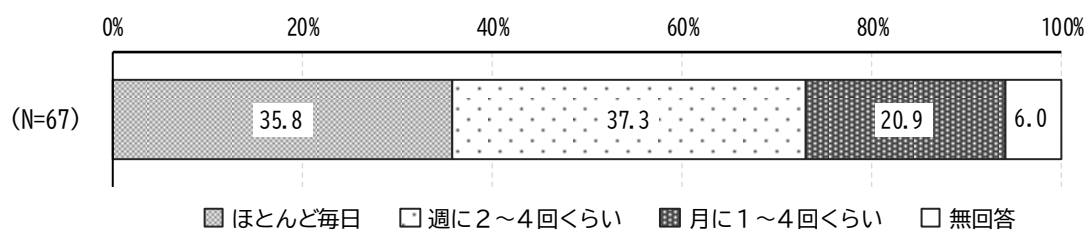
小学5年生、中2・高2相当ともに「週に2～4回くらい」の割合が最も高くなっています。

問 あなたがお世話をしている頻度はどのくらいですか。
当てはまるもの1つに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



(4) 区の施設や事業の利用頻度等について

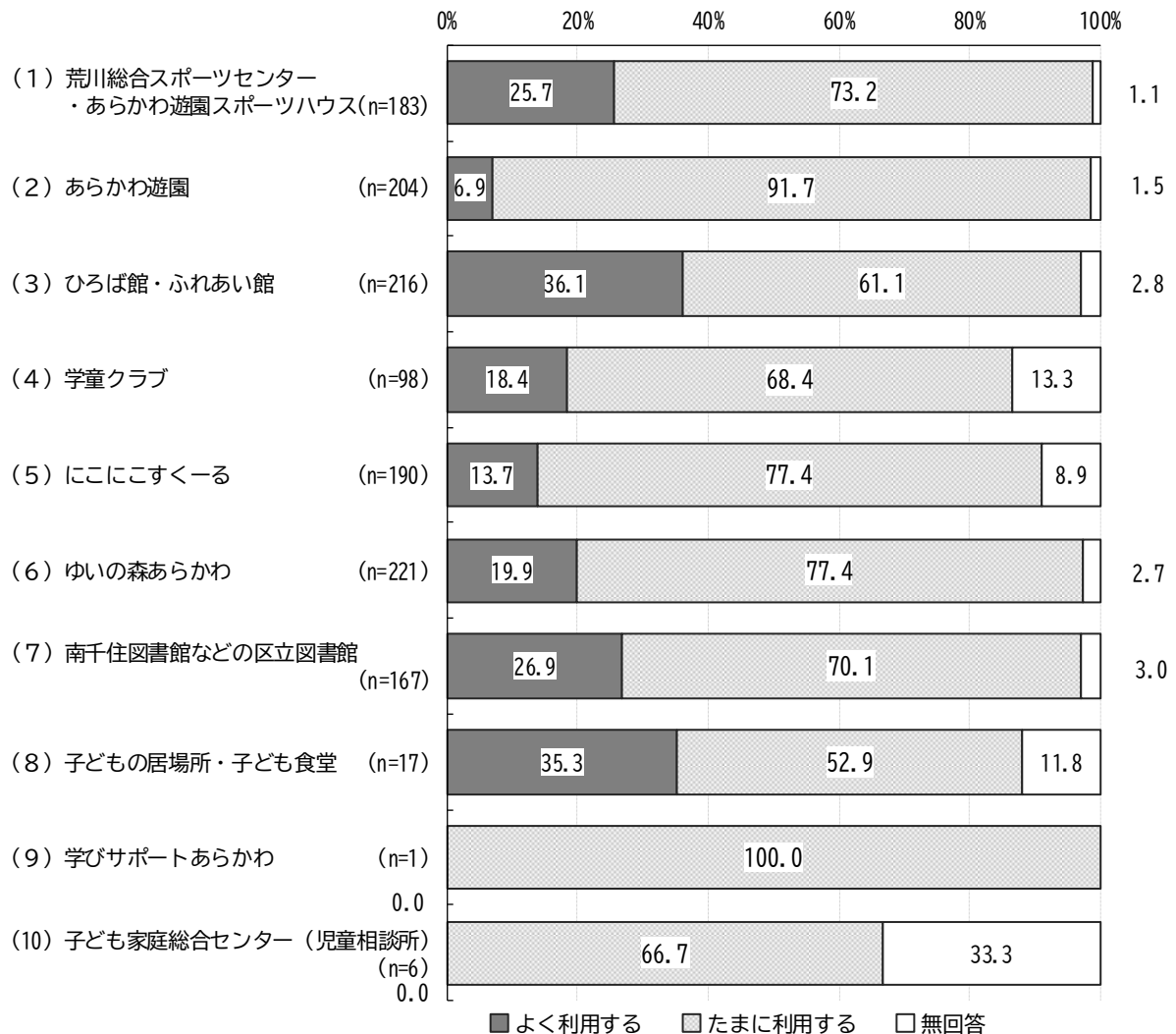
①施設や事業の利用頻度

小学5年生では、“よく利用する”施設や事業は、「ひろば館・ふれあい館」が最も高く、次いで「子どもの居場所・子ども食堂」「南千住図書館などの区立図書館」となっています。

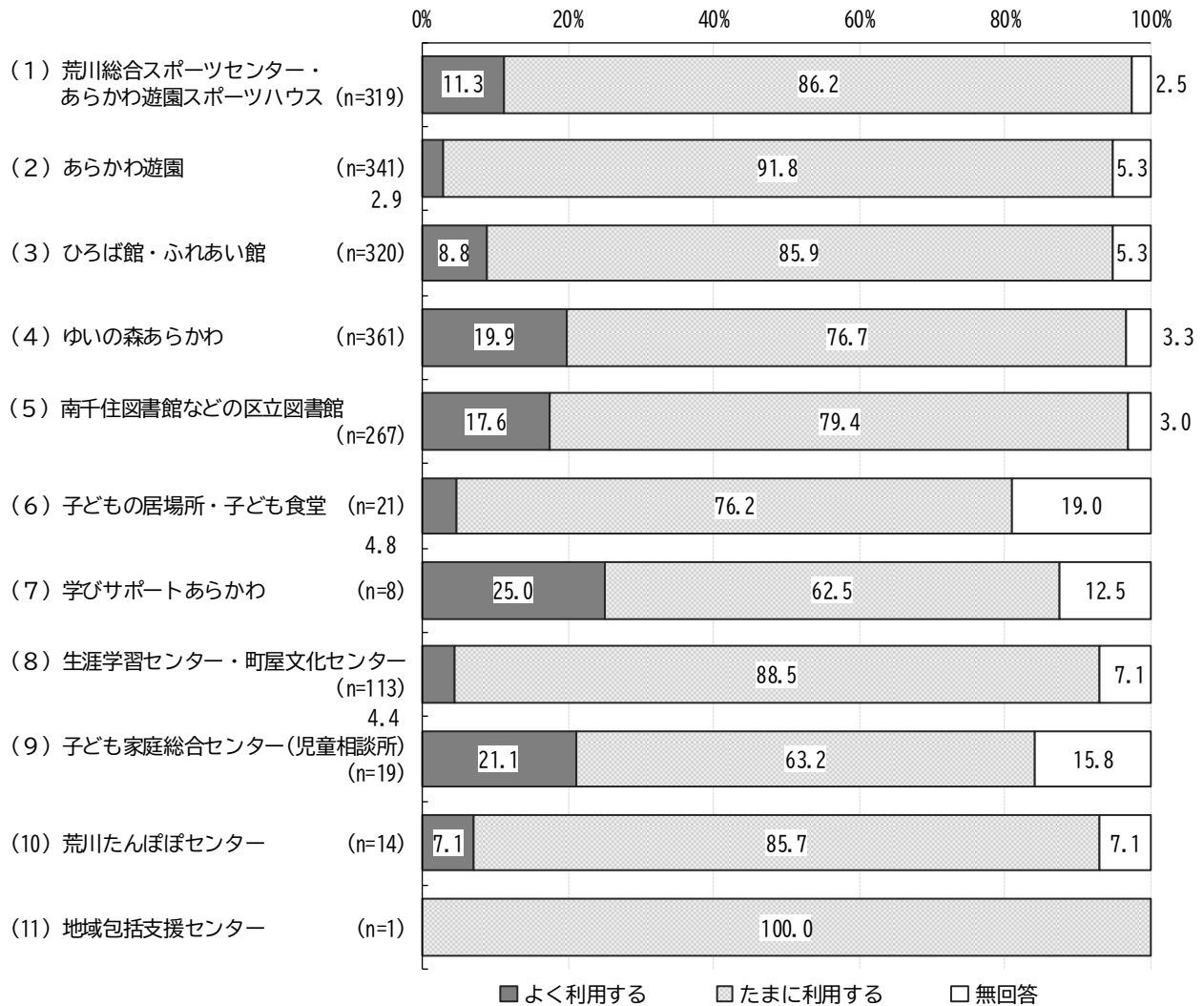
中2・高2相当では、“よく利用する”施設や事業は、「学びサポートあらかわ」が最も高く、次いで「子ども家庭総合センター(児童相談所)」「ゆいの森あらかわ」となっています。

問 あなたは区の施設(場所)や事業(取組)を利用する回数はどのくらいですか。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



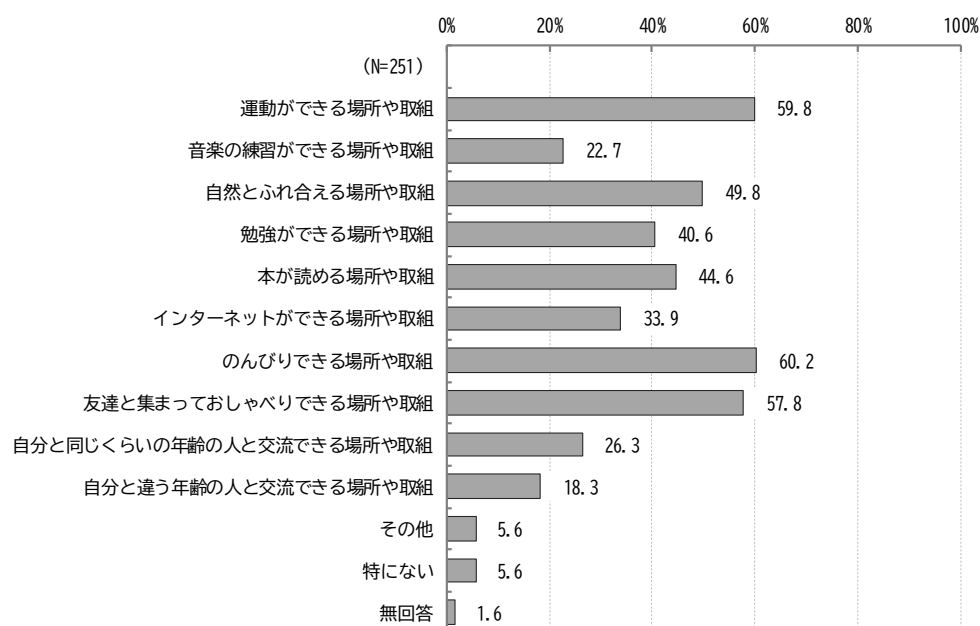
(5) 区に求める施設・事業について

小学5年生では、「のんびりできる場所や取組」が最も高く、次いで「運動ができる場所や取組」「友達と集まっておしゃべりできる場所や取組」となっています。

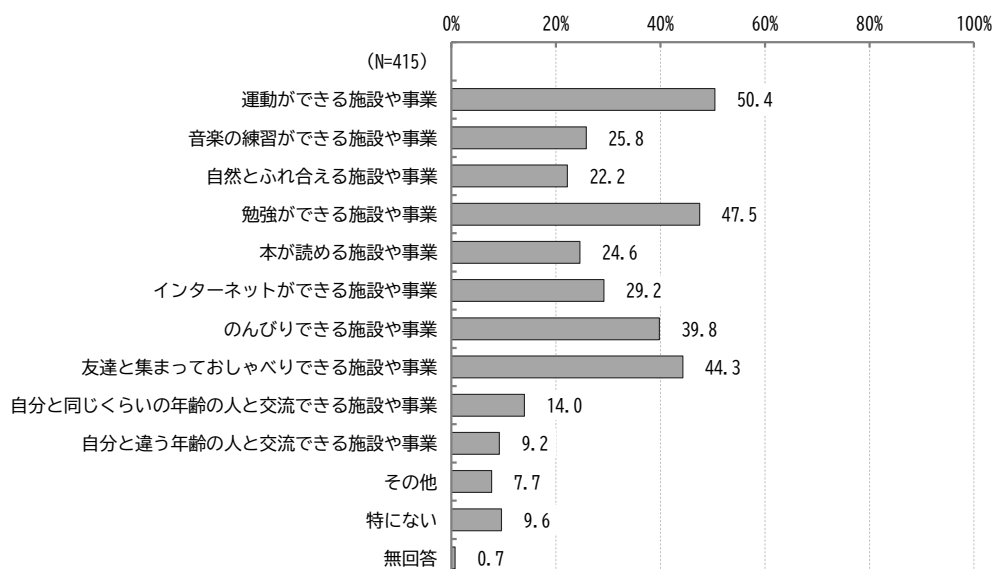
中2・高2相当は、「運動ができる施設や事業」が最も高く、次いで「勉強ができる施設や事業」「友達と集まっておしゃべりできる施設や事業」となっています。

問 荒川区にどのような施設（場所）や事業（取組）があると良いと思いますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



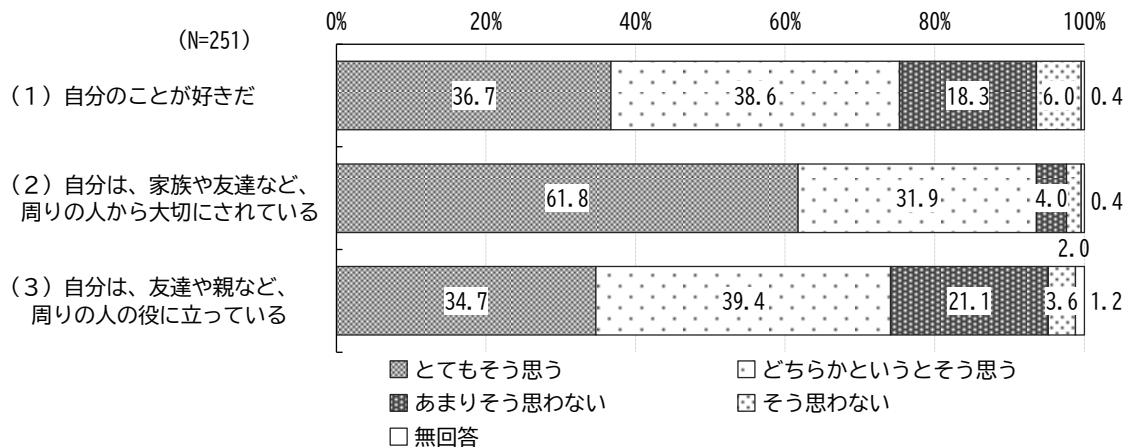
(6) 自己肯定感について

小学5年生では、「自分は、家族や友達など、周りの人から大切にされている」は、“そう思う”（「とてもそう思う」と「どちらかというと思う」の合計）が、93.7%と最も高くなっています。

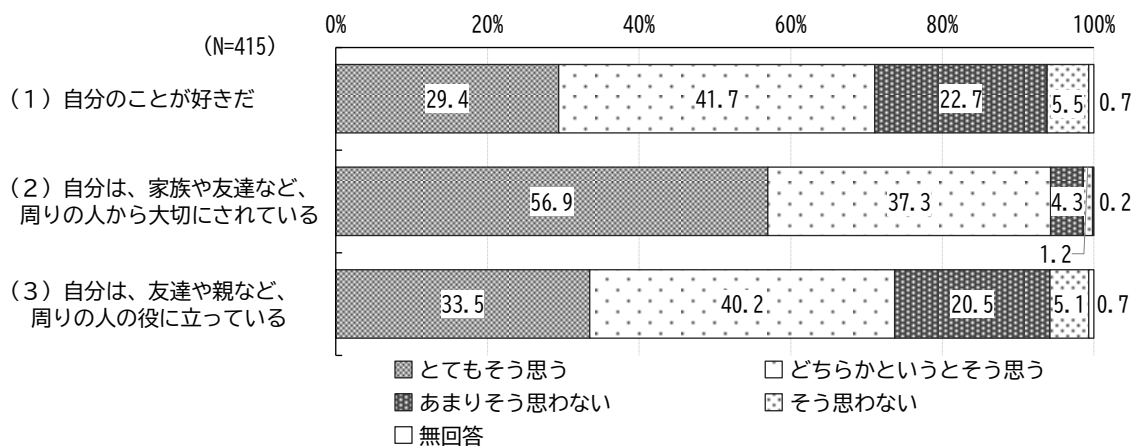
中2・高2相当においても、「自分は、家族や友達など、周りの人から大切にされている」は“そう思う”が、94.2%と最も高くなっています。

問 あなたは、自分のことについてどのように感じていますか。
 (1)～(3)について、「1」～「4」のいずれか1つに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



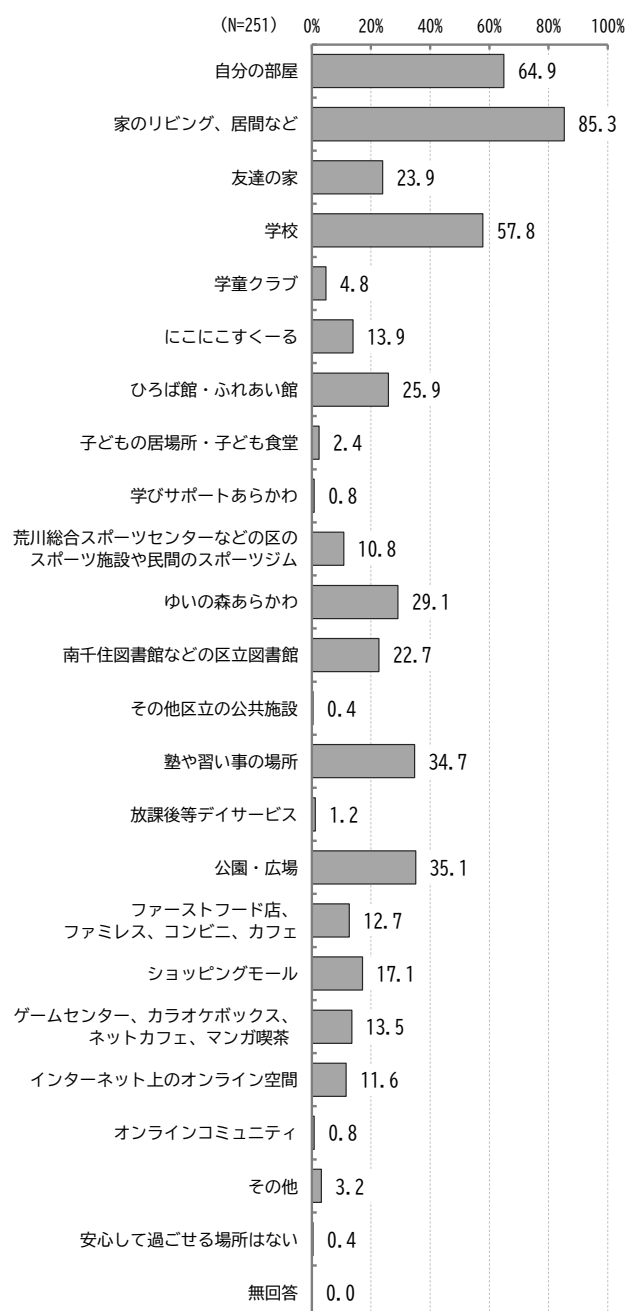
(7) 安心して過ごせる場所について

小学5年生では、「家のリビング、居間など」が最も高く、次いで「自分の部屋」「学校」となっています。

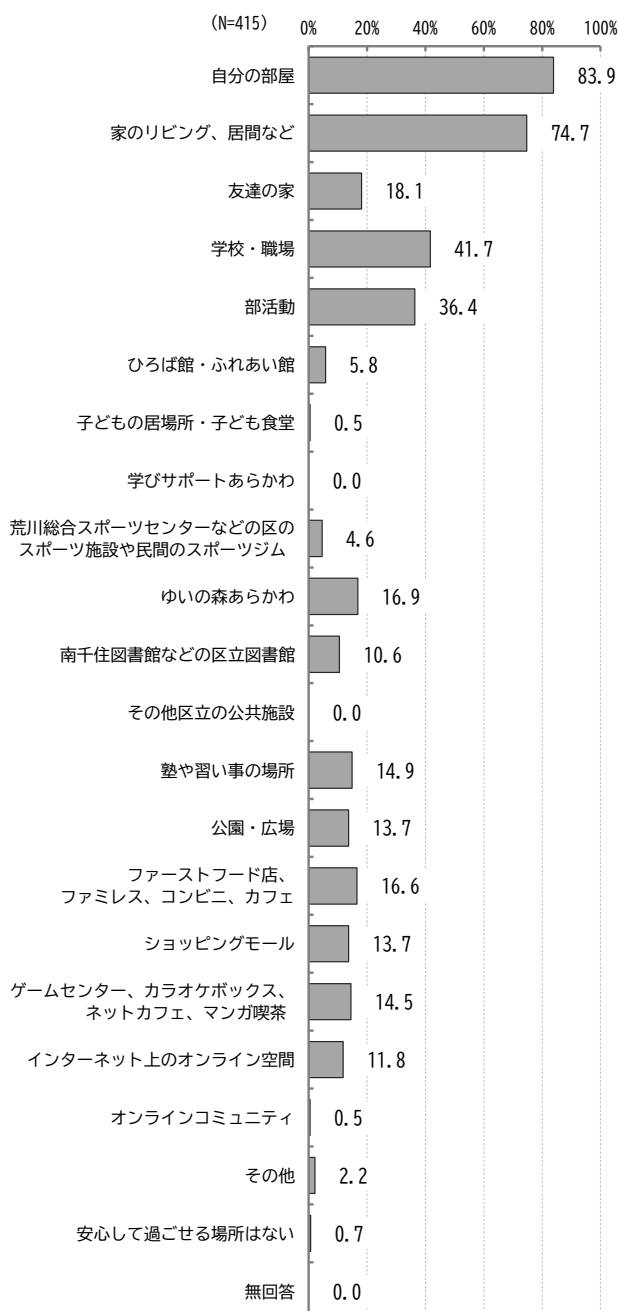
中2・高2相当は、「自分の部屋」が最も高く、次いで「家のリビング、居間など」「学校・職場」となっています。

問 あなたには、安心して過ごせる場所がありますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



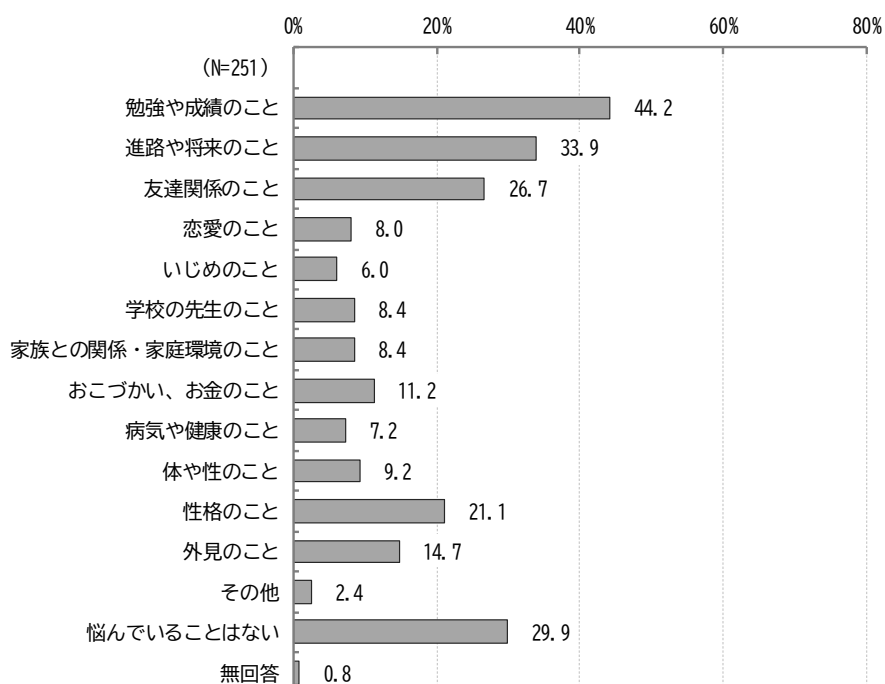
(8) 悩みごとについて

小学5年生では、「勉強や成績のこと」が最も高く、次いで「進路や将来のこと」「悩んでいることはない」となっています。

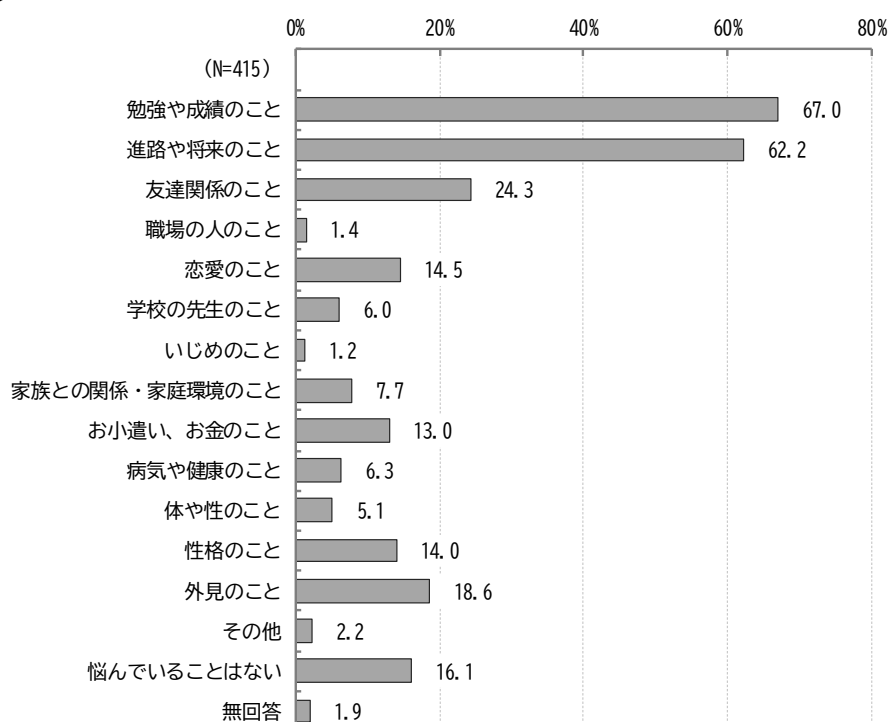
中2・高2相当では、「勉強や成績のこと」が最も高く、次いで「進路や将来のこと」「友達関係のこと」となっています。

問 あなたには、悩み事や困っていることはありますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>



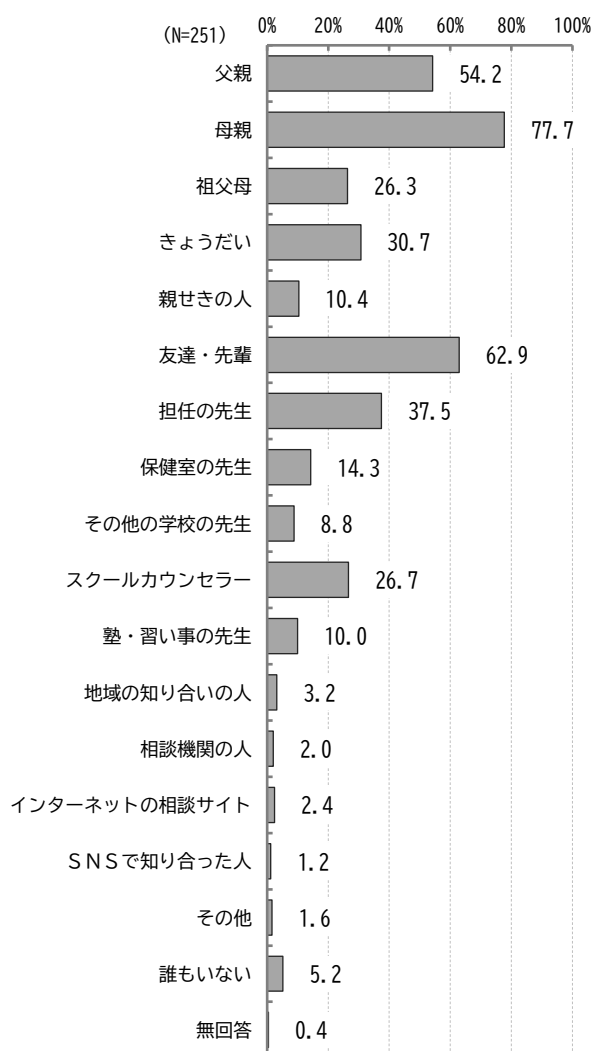
(9) 相談相手の有無について

小学5年生では、「母親」が最も高く、次いで「友達・先輩」「父親」となっています。

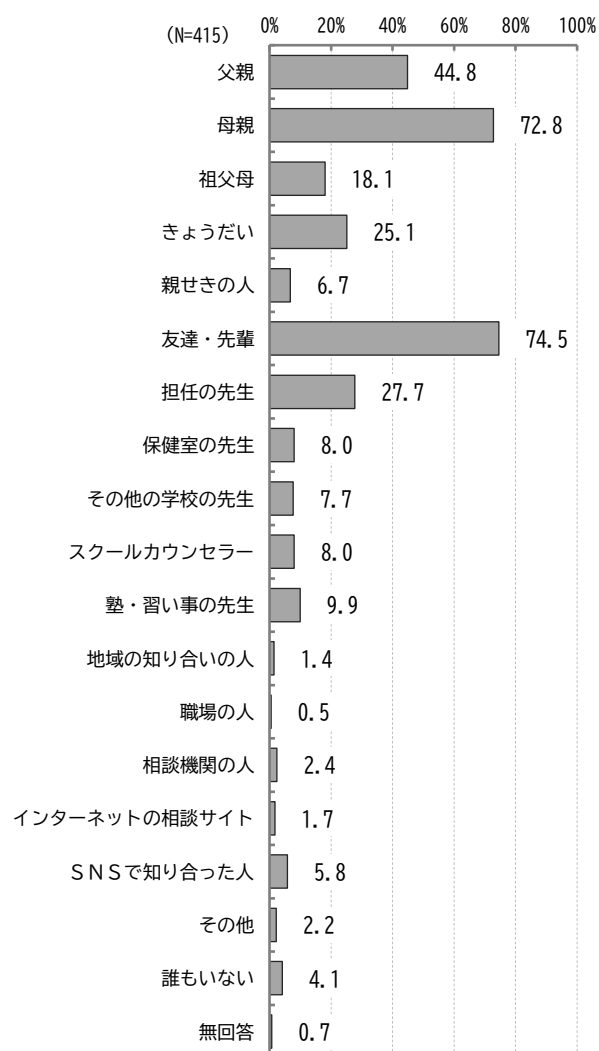
中2・高2相当は、「友達・先輩」が最も高く、次いで「母親」「父親」となっています。

問 あなたには、悩み事や困っていることを相談できる人はいますか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>

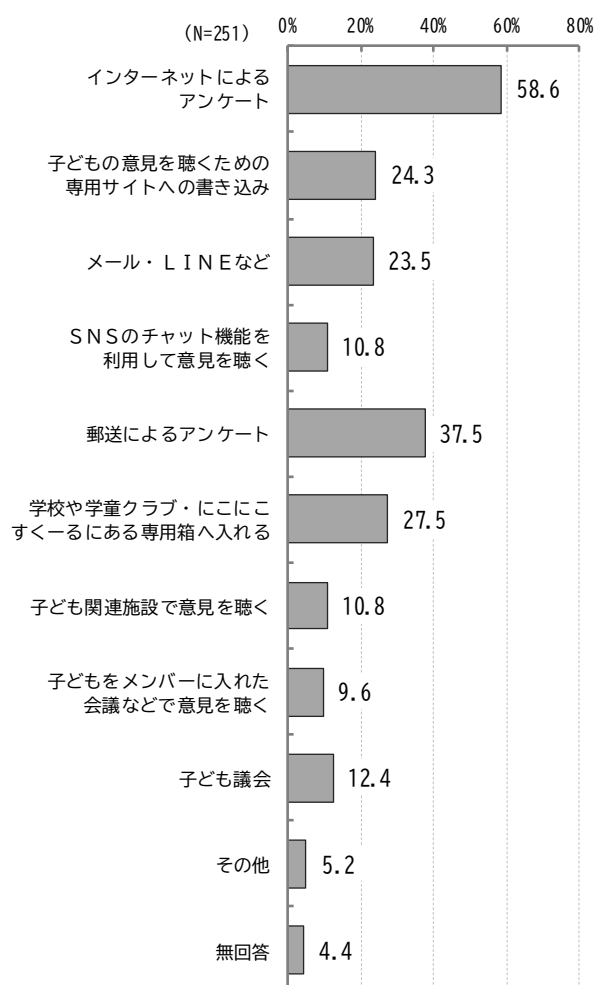


(10) 子どもからの意見聴取について

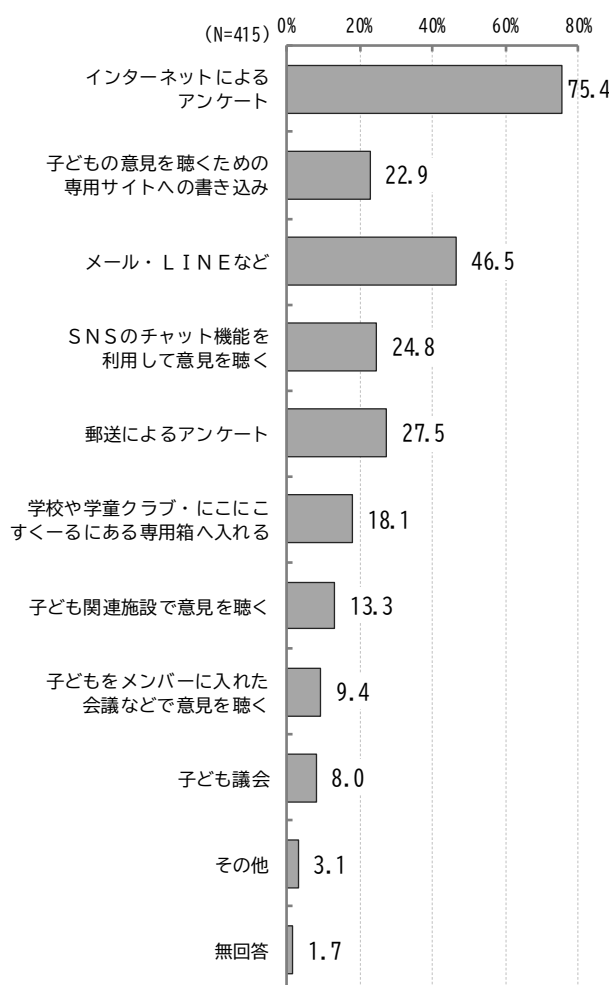
小学5年生、中2・高2相当ともに、「インターネットによるアンケート」が最も高くなっています。次いで、小学5年生は「郵送によるアンケート」、中2・高2相当は「メール・LINEなど」が高くなっています。

問 区では今後、子どもに関する施策を考えていくために、みなさんからの意見を聴きたいと考えています。その場合、意見を聴く方法はどのようなものがいいと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

<小学5年生>



<中2・高2相当>

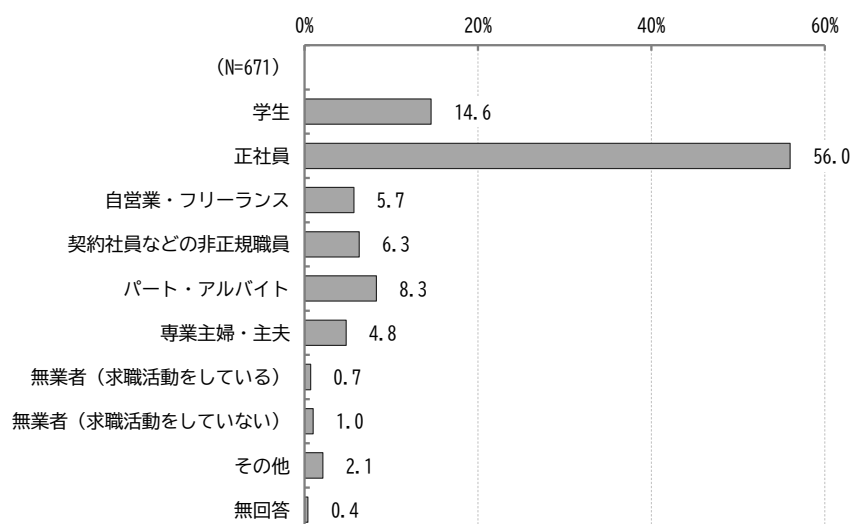


3 18～39歳の若者

(1) 就労状況について

「正社員」が56.0%と最も高く、次いで「学生」が14.6%、「パート・アルバイト」が8.3%となっています。

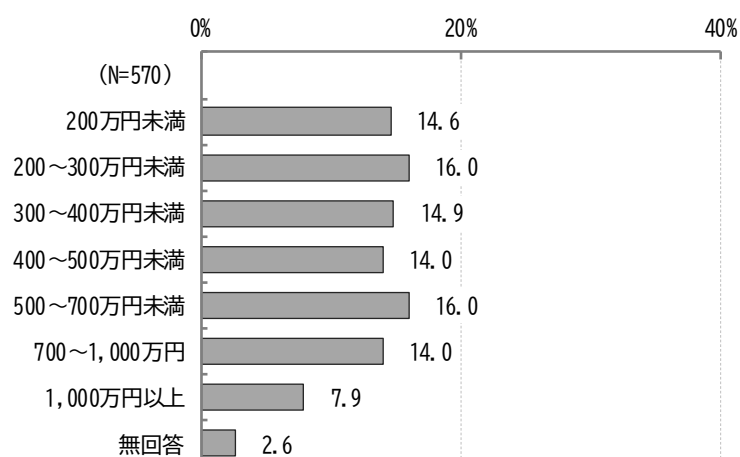
問 あなたの現在の職業として、当てはまる番号1つに○をつけてください。



(2) 年収について（あなたのみ）

「200～300万円未満」「500～700万円未満」がいずれも16.0%と最も高く、次いで「300～400万円未満」が14.9%となっています。

問 あなたの昨年1年間の収入（税込）についてお答えください。
当てはまる番号1つに○をつけてください。

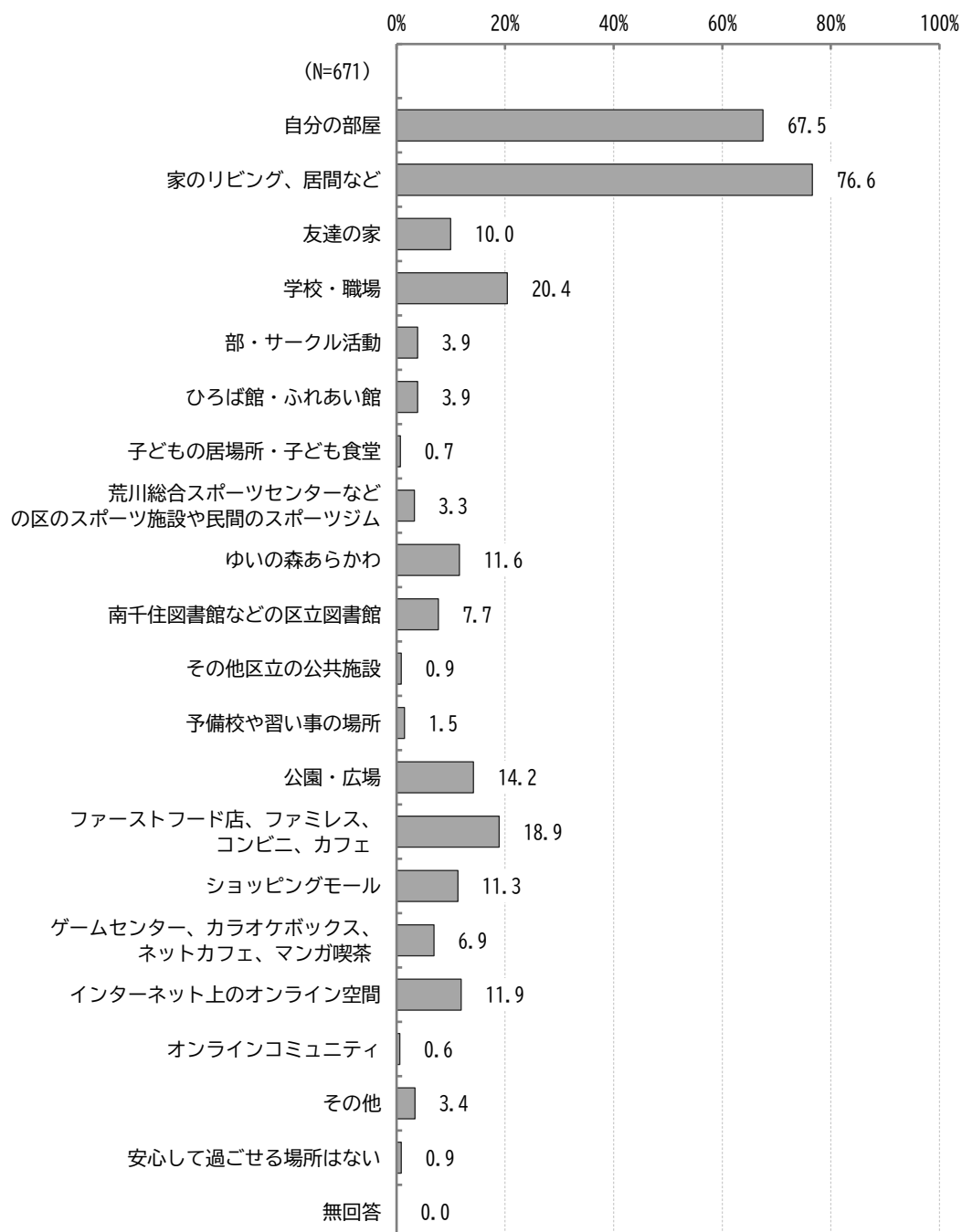


(3) 普段の生活について

①安心して過ごせる場所

「家のリビング、居間など」が76.6%と最も高く、次いで「自分の部屋」が67.5%、「学校・職場」が20.4%となっています。

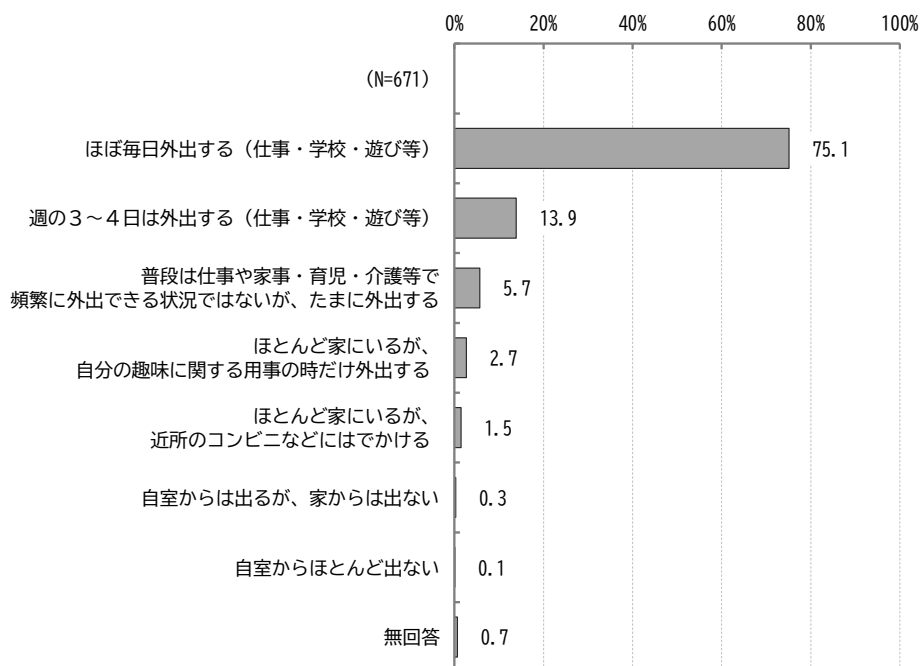
問 あなたには、安心して過ごせる場所がありますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



②外出状況

「ほぼ毎日外出する（仕事・学校・遊び等）」が最も高く、次いで「週の3～4日は外出する（仕事・学校・遊び等）」「普段は仕事や家事・育児・介護等で頻繁に外出できる状況ではないが、たまに外出する」となっています。

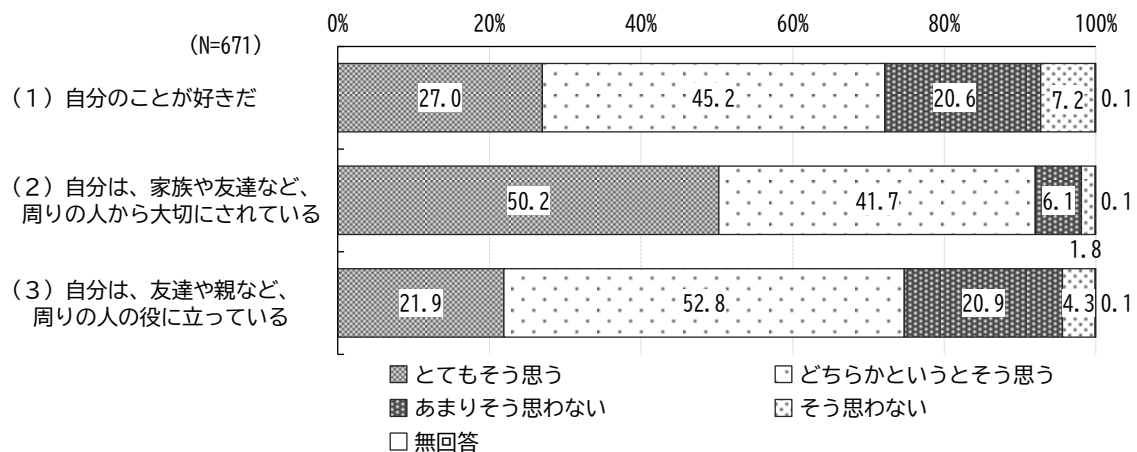
問 あなたの普段の外出状況として、当てはまる番号1つに○をつけてください。



(4) 自己肯定感について

「自分は、家族や友達など、周りの人から大切にされている」は、“そう思う”（「とてもそう思う」と「どちらかというと思う」の合計）が、91.9%と最も高くなっています。

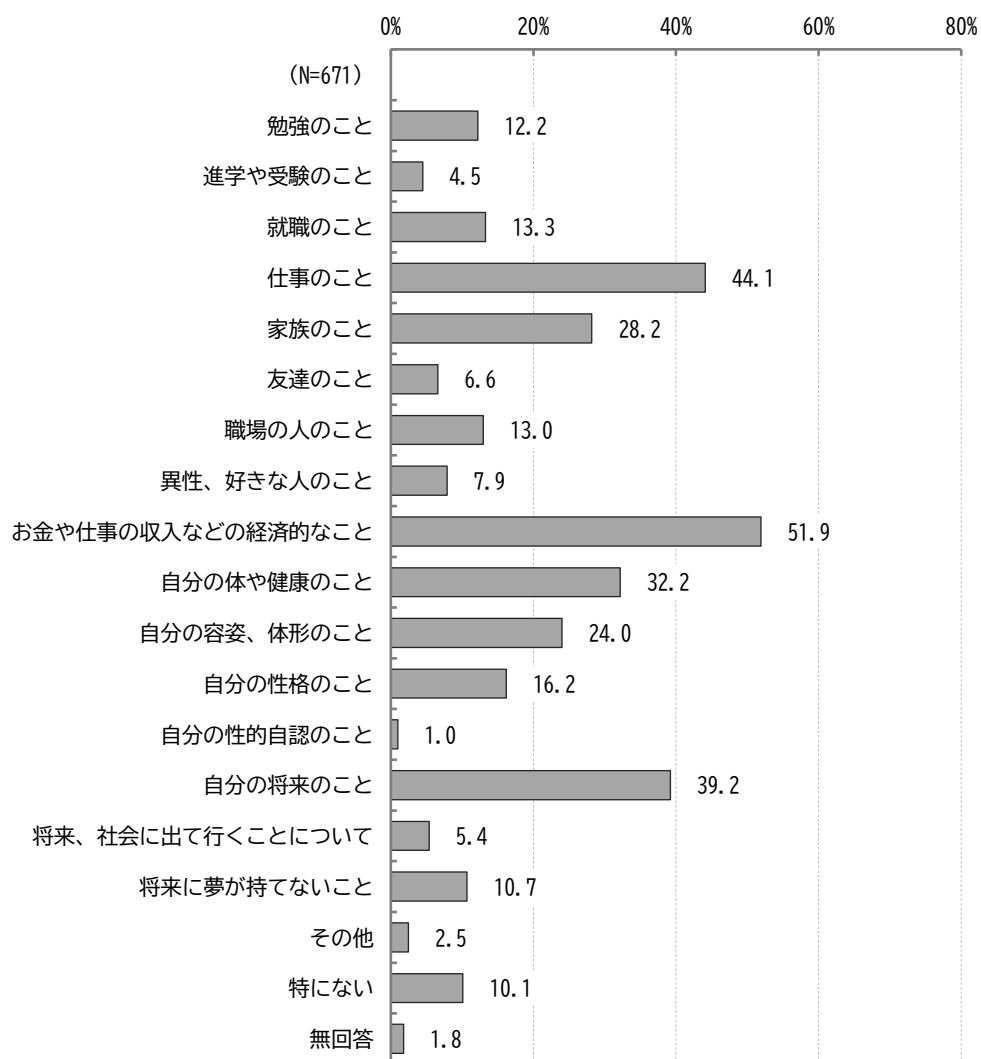
問 あなたは、自分のことについてどのように感じていますか。
 (1)～(3)について、「1」～「4」のいずれか1つに○をつけてください。



(5) 悩みの有無（暮らし・子育て）について

「お金や仕事の収入などの経済的なこと」が最も高く、次いで「仕事のこと」「自分の将来のこと」となっています。

問 あなたには、悩み事や困っていることはありますか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

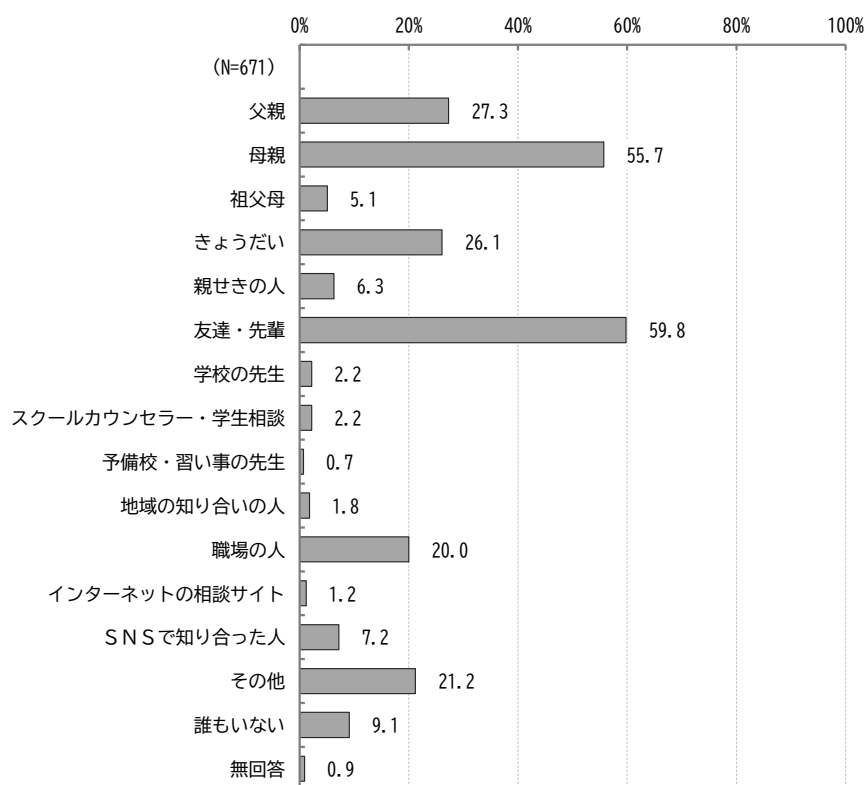


(6) 相談できる環境について

相談できる人

「友達・先輩」が最も高く、次いで「母親」「父親」となっています。

問 あなたには、悩み事や困っていることを相談できる人はいますか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

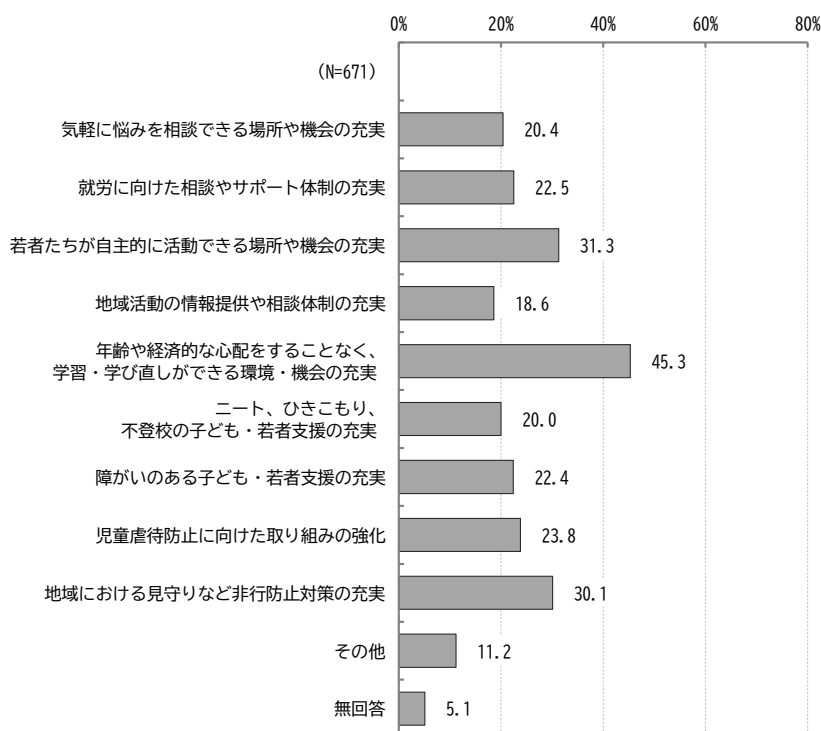


(7) 荒川区について

あったらよいと思う取組

「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」が最も高く、次いで「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」「地域における見守りなど非行防止対策の充実」となっています。

問 あなたは、荒川区にどのような取組があったら良いと思いますか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。



第5章 荒川区子ども・若者総合計画の展開

第1節 基本理念

次世代を担うすべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来が夢や希望にあふれ、自分らしく生活していくことは、大人たちの願いであり、区民の願いでもあります。

これまで、第1期・第2期荒川区子ども・子育て支援計画では、基本理念を「みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ」と定めて、子育て家庭が安心して子育てすることができるとともに、子ども・若者が心豊かに学び育つことができるよう、子ども・子育て家庭、若者支援の充実に取り組んできました。

しかしながら、共働き世帯の増加や核家族化、社会環境の変化やライフスタイルの多様化といった子育てを取り巻く環境だけでなく、情報化、子ども・子育て家庭や若者の孤独・孤立の顕在化、国際化といった子どもや若者を取り巻く環境も時代とともに大きく変化しており、複雑化する新たな課題への対応が求められています。

すべての子ども・若者の最善の利益の実現を目指し、地域社会全体で子ども・子育て家庭・若者に寄り添い、見守り、子ども・若者が自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを推進していくために、基本理念を次のように定めます。

基本理念

すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、
自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ

第2節 計画における基本目標

本計画では、すべての子ども・若者が夢や希望を持って、自分らしくいきいきと暮らせる荒川区をつくるために、4つの基本目標を掲げ、総合的に子ども・若者政策を推進していきます。

基本目標1 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します

子どもが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら、心身ともに健やかに育つ環境整備を図ります。また、さまざまな事業や体験学習等を通じて、多様な考え方や自然、文化、芸術に触れる機会を創出し、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。

基本目標2 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します

妊娠期から子育て期における不安や悩み等を解消し、安心して出産・子育てができるよう、切れ目ない一体的な支援のさらなる充実を図ります。また、子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、親子が共に学び育つための機会や場所の充実を図ります。

基本目標3 支援が必要な子どもと家庭を支援します

子どものライフステージに合わせて関係機関同士が連携するとともに、地域の皆さんと協働しながら、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見・早期支援につなげます。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、地域社会で健やかに成長できるよう、自立から自立後までの継続的な支援を行います。

基本目標4 若者の社会参画・復帰を支援します

若者が地域社会とつながり、交流や活動ができる機会の充実や安心して過ごすことができる居場所づくり等の環境整備を図ります。また、課題を抱える若者に対して、関係機関同士の連携を強化するとともに、地域の皆さんと協働しながら、福祉、教育、就労等の包括的な支援体制のさらなる充実を図ります。

◆計画の体系

本計画は、以下の体系図に基づき、事業を展開していきます。

目標１ 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します	
	政策１ 子どもの生きる力と活動の支援
	施策１ 成長できる場所や機会の充実
	施策２ 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成
	政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重
	施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成
	施策２ 子どもの社会への参加・参画の機会の充実
	施策３ 子どもや若者の意見反映
	政策３ 子どもの権利侵害の相談、支援
	施策１ 子どもの権利侵害の相談、支援
目標２ 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します	
	政策１ 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援
	施策１ 妊娠期から子育て期の支援の充実
	施策２ 子育て力を養うための支援
	政策２ 子育て家庭を支える環境の整備と質の向上
	施策１ 幼児教育・保育の充実と質の向上
	施策２ 子育て家庭に対する支援の充実
	施策３ 子育てしやすい街づくりの推進
目標３ 支援が必要な子どもと家庭を支援します	
	政策１ 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援
	施策１ 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援
	施策２ 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
	施策３ ひとり親家庭の自立支援の推進
	政策２ 社会的養護体制の充実
	施策１ 社会的養護体制の充実
目標４ 若者の社会参画・復帰を支援します	
	政策１ すべての若者が地域社会で活躍できる支援
	施策１ 若者の社会への参加・参画の機会の充実
	施策２ 若者の居場所の充実
	政策２ 若者の課題解決に向けた支援
	施策１ 課題や困難を抱える若者への支援
	施策２ 特別な配慮を必要とする若者への支援

◆展開する事業の見方（P.122～）

重点事業

各施策を推進していくため、令和7年度からの5年間に、特に注力する事業を掲載しています。

事業名	①									
内 容	②									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
③										
④ 対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当		

主な事業

各施策を推進していくために展開する主な事業を掲載しています。

事業名	①									
内 容	②									
④ 対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当		

【説明】

- ① 事業の名称を記載しています。
- ② 事業内容を記載しています。
- ③ 事業における各年度の成果指標を記載しています。
- ④ 本計画で包含している計画のうち、対応する計画欄に「●」を付けています。

計画名	略 称
子ども・子育て支援事業計画	子・子
次世代育成支援行動計画	次世代
母子保健計画	母 子
子どもの貧困対策計画	貧 困
子ども・若者育成支援計画	子・若
社会的養育推進計画	社・養
ひとり親家庭等自立促進計画	自 立

第3節 荒川区子ども・若者総合計画における政策・施策

基本目標1 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します

◆現状と課題

区では、これまで、子ども家庭総合センターの開設に合わせて被措置児童に対する子どもの権利擁護事業を開始するとともに、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とした「荒川区子どもの権利条例」を制定し、子どもが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら、心身ともに健やかに育つ環境整備を図ってきました。

一方、子ども家庭総合センターに寄せられる児童虐待に関する相談・通告件数は増加傾向にあり、子どもの心身に大変な影響を及ぼしている状況も見受けられ、子どもの健やかな発育・発達を支えるためにも、区民が子どもの権利についての理解をより一層深め、区全体で子どもを守り、育んでいく機運の醸成を図る必要があります。

「こども大綱」では、こども施策を推進するために必要な事項の一つに「こども・若者の社会参画・意見反映」が盛り込まれています。区においても、当事者である子どもや若者の意見表明の機会を創出し、子どもや若者が自ら意見を発し、その意見が施策に反映されるよう、さまざまな手法、仕組みを構築する必要があります。

また、ニーズ調査結果での子ども本人の相談できる場所の認知度や相談場所の利用の意向が低いことを踏まえ、子どもが抱える悩みや困りごと等に対し、気軽に相談できる体制のさらなる充実や、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりの推進が求められています。

同時に、子どもたちが生涯にわたってヘルスリテラシーを高め、自分自身の心と体を大切にできるよう学童期・思春期に学びの機会を提供していくとともに、異学年や家族以外の大人との交流、自然体験や荒川区の財産である芸術・文化への親しむ機会等を創出し、感受性、創造性、社会性などの子どもの情操を養うなど、多岐にわたって子どもの健やかな成長を支援していく必要があります。

◆事業の展開

基本目標1では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
子どもの生きる力と活動の支援	成長できる場所や機会の充実			自然体験、伝統文化、芸術事業 東京藝術大学等との連携事業 シダレザクラ祭り(みどりの条例関係事業) あらかわバラの市 地域資源を活用したスポーツ事業	
	多様性を認め合う社会で 生きる力を醸成			障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等) 人権擁護に向けた普及啓発事業 国際交流事業 ハートフル日本語適応指導事業	

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
放課後等の児童への支援事業		
自然体験、伝統文化、芸術事業		
東京藝術大学等との連携事業		
シダレザクラ祭り(みどりの条例関係事業)		
あらかわバラの市		
生涯学習講座		
ひろば館・ふれあい館事業(児童・中高生対象)		
地域資源を活用したスポーツ事業		
学びラウンジ事業		
読書活動の推進		
障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)		
パラスポーツフェスティバル		
人権教室		
人権擁護に向けた普及啓発事業		
国際交流事業		
ハートフル日本語適応指導事業		
LGBTQ 理解促進・相談事業		

◆事業の展開

基本目標1では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
子どもの権利擁護と意見の尊重	子どもの権利擁護・意識の醸成			子どもの権利普及啓発事業	
		人権擁護に向けた普及啓発事業【再】			
	子どもの社会への参加・参画の機会の充実				
		子どもや若者の意見反映			
子どもの権利侵害の相談・支援	子どもの権利侵害の相談・支援				
		こども家庭センター機能の充実			
		あらかわキッズ・マザーズコール24			
		子育て世帯訪問支援事業			
		養育支援訪問事業			
					意見表明等支援事業
			児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組		

学童期・思春期		青年期
(6～12歳)	(13～17歳)	(18歳以上)
子どもの権利普及啓発事業		
人権教室【再】		
情報モラルの育成		
人権擁護に向けた普及啓発事業【再】		
		みんなで人権を考える講座
	荒川区子ども議会	
ひろば館・ふれあい館事業(児童・中高生対象)【再】		
	中高生リーダー養成講座	
	起業家支援育成事業	
図書館におけるティーンズスタッフ活動		
図書館における子ども司書活動		二十歳のつどい
荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援		
	荒川区子ども議会【再】	
子どもの意見聴取の推進		
スクールソーシャルワーカーの配置		
あらかわ子どもほっとらいん		
荒川区子どもの悩み110番		
こども家庭センター機能の充実		
あらかわキッズ・マザーズコール24		
子育て世帯訪問支援事業		
養育支援訪問事業		
意見表明等支援事業		
児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組		

◆政策・施策の方向性

政策１ 子どもの生きる力と活動の支援

【体系】

政策１ 子どもの生きる力と活動の支援

施策１ 成長できる場所や機会の充実

施策２ 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

○子どもが安心して健やかに成長するために、放課後や土日などに安心して過ごせる場所の充実だけでなく、自分の希望によって活動できる場や活動の機会の充実を図ります。

○さまざまな事業や体験学習等を通じて、子どもの貧困を要因とするような体験格差をなくし、自然・文化・芸術に触れる機会をつくり、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。

○国籍や性別、年齢や障がいの有無、価値観など、さまざまな特徴や特性が存在することを認め合える社会となるよう、多様性への理解を深めます。

施策１ 成長できる場所や機会の充実

○放課後などに安心して安全に利用できる子どもの居場所を提供し、子どもの健やかな成長を支援します。

○自然との触れ合いや伝統文化・芸術に親しむ機会の充実を通じて、子どもの健全育成を図ります。

○ゆいの森あらかわや荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設、ひろば館・ふれあい館等のコミュニティ施設を活用した子どもの居場所づくりや事業の充実を推進します。

重点事業

事業名	放課後等の児童への支援事業					
内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。					
成果指標	令和６年度 現状値	令和７年度 目標値	令和８年度 目標値	令和９年度 目標値	令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
生活・遊びの 満足度 (学童クラブ) (%)	91	91	91	91	92	92

成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
プログラムの 満足度 (にこにこす くーる)(%)	93		93		93		93		94	94
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課	
	●	●			●					

事業名	自然体験、伝統文化・芸術事業									
内 容	鴨川市等の交流都市との交流による自然体験事業、各施設指定管理者による自主事業、あらかわ子ども文化体験フェスタやあらかわの伝統技術展、子ども俳句相撲大会等による伝統文化・芸術事業を通じて、自然や伝統文化・芸術に触れ合える機会の充実を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
自然体験事業 実施件数	3		4		4		4		4	4
伝統文化 ・芸術事業 実施件数	12		12		10		10		12	12
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 文化交流推進課 生涯学習課	
		●		●	●					

主な事業

事業名	東京藝術大学等との連携事業								
内 容	東京藝術大学音楽学部や区内に活動拠点を置く活動団体等との連携・協力による親子向けコンサートや子ども向けワークショップを展開し、子どもが芸術文化に触れる機会や想像力を養う機会の充実を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
		●		●	●				

事業名	シダレザクラ祭り（みどりの条例関係事業）								
内 容	尾久の原公園においてシダレザクラ祭りを開催することで、同所を花の名所として広くPRし、新たな観光資源とするとともに、桜の観賞やステージショーへの出演機会を通じて、子どもの郷土愛を育みます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●							

事業名	あらかわバラの市								
内 容	花と緑によるまちづくりの一環として開催している「あらかわバラの市」を通じて、子どもたちの花や緑に対する興味や関心を引き出し、豊かな心を育むとともに、区内の緑化推進に向けた機運の醸成につなげます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●							

事業名	生涯学習講座								
内 容	区民の生涯学習のきっかけづくりを目的とし、地域を知る、地域活動が始めるきっかけとなる入門講座や、活動が始めるにあたって多様な分野の知識を得るためのステップアップ講座等を実施します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
		●			●				

事業名	ひろば館・ふれあい館事業（児童・中高生対象）									
内 容	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開していきます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 区民施設課	
		●	●		●					

事業名	地域資源を活用したスポーツ事業								
内 容	荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設や小・中学校の体育館を活用してスポーツおよびレクリエーションの普及・振興を図るとともに、荒川リバーサイドマラソンやスポーツひろば等を通じて、子どもの健全育成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●	●		●				

事業名	学びラウンジ事業								
内 容	小・中学生を対象に、遊びながら学べる体験キットや科学実験、ワークショップ等により、子どもたちが学び、夢や生きる力を育む多様な発見・体験の場を提供しています。体験キットやワークショップの充実、デジタル創作体験等、子どもたちに提供する体験の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課
		●			●				

事業名	読書活動の推進								
内 容	館ごとに地域の特色を踏まえ、特集コーナー等の設置やイベント等による読書を楽しむ機会の創出や読書環境の整備による交流の場を提供し、読書活動を推進していきます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
		●			●				

施策2 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

○誰もが参加できる交流事業等を通じて、相互理解や思いやりの心を育みます。

○さまざまな事業等による多様性についての啓発活動や異文化・国際交流事業等を通じて、国籍、性別、年齢、価値観など、多様性への理解を深めます。

重点事業

事業名	障がい者向け事業 (アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)						
内容	知的・発達障がいのある子どものためのワークショップの実施や区内在住のアーティスト等による芸術文化に関する講座を開催し、障がい者が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、ワークショップや障がい者施設で利用者が制作した作品を区施設等で展示し、障がい者に対する区民の理解促進を図ります。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
ワークショップ等への参加人数	14	15	15	15	15	15	
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
					●		
							担当
							文化交流推進課 障害者福祉課

主な事業

事業名	パラスポーツフェスティバル						
内容	パラスポーツ体験会や義足歩行体験、義足・義手の展示等を行い、障がいの有無に関わらず一緒に参加することで、パラスポーツの奥深さやその魅力に触れるとともに、障がい者への理解を深めます。						
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
		●			●		
							担当
							スポーツ振興課

事業名	人権教室								
内 容	人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権尊重や多様性、いじめについての授業を行い、相手を思いやることや互いの個性を認め合うことの大切さについて一緒に考えます。毎回授業内容を工夫する等、一人ひとりが人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらえるよう、取り組んでいきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	人権擁護に向けた普及啓発事業								
内 容	人権週間を中心に、区報特集号の発行や、荒川さつき会館でのパネル展を実施し、子どもの人権をはじめとする社会におけるさまざまな人権課題や相談窓口等について周知啓発を行います。折に触れて、子どもの権利条例の解説パネルの展示や子ども人権クイズ等を実施するほか、会期外も人権に関する子ども向けの絵本や図書等の展示コーナーを設置することにより、意識の醸成を図ります。また、職員向けに人権に関する研修を行い、子どもの人権をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重や多様性の推進のために必要な人権感覚の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	国際交流事業								
内 容	交流都市であるウィーン市ドナウシュタット区と連携した高校生の相互派遣事業や荒川区の国内交流都市を外国人の方とともに巡る国際交流バスハイク等を通じて、国際交流を深めます。また、プログラム内容の充実や事業のPRを積極的に行い、異文化交流の促進を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
					●				

事業名	ハートフル日本語適応指導事業								
内 容	区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援しています。また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童および中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施しています。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
				●	●				

事業名	LGBTQ理解促進・相談事業								
内 容	LGBTQへの理解促進講座等の実施や専門相談、LGBTQレインボーサロンの実施により、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動や支援等に取り組んでいきます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
					●				

政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重

【体系】

政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重

施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成

施策２ 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

施策３ 子どもや若者の意見反映

○荒川区子どもの権利条例をもとに、子ども自身が子どもの権利について理解を深められる取組を進めるとともに、子どもが自分や他者を大切にする意識を高めます。

○大人が社会の一員としての子どもの思いを尊重し、子どもが主体的に社会へ参加・参画する機会の充実を図ります。

○子どもの最善の利益を追求しながら、子ども・若者の意見を区の施策等に反映させる仕組みづくりを進めます。

施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成

○さまざまな事業や学校での取組等を機会と捉え、子どもの権利について、子ども自身が理解し、自分や他者を大切にする意識を高めます。

○地域全体で子どもを育むために、子どもの権利に関する研修・講座等により、子どもの人権を考える機運の醸成を図ります。

重点事業

事業名	子どもの権利普及啓発事業					
内容	区報、ホームページ、SNS等での情報発信やリーフレット配布、講演会等の開催、児童虐待防止推進月間（１１月）に合わせた区内施設等における子どもの権利に関するパネル展による普及啓発を行うほか、新たに区施設等へのポスター掲示を行うなど、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。 また、子どもの権利擁護委員による「あらかわ子どもほっとらいん」の周知を工夫し、子どもが相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。					
成果指標	令和６年度 現状値	令和７年度 目標値	令和８年度 目標値	令和９年度 目標値	令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
子どもの権利の普及啓発	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
あらかわ子ども ほっとらいん 相談件数	20		30		30		30		30	30
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	子育て支援課	
	●	●			●	●				

主な事業

事業名	人権教室【再掲】								
内 容	人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権尊重や多様性、いじめについての授業を行い、相手を思いやることや互いの個性を認め合うことの大切さについて一緒に考えます。毎回授業内容を工夫する等、一人ひとりが人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらえるよう、取り組んでいきます。								
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	情報モラルの育成								
内 容	子どもたちがいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、SNSやインターネット等を活用する際の子どもの情報モラルの育成に取り組んでいきます。								
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	児童青少年課 指導室 教育センター
	●	●		●	●				

事業名	人権擁護に向けた普及啓発事業【再掲】								
内 容	人権週間を中心に、区報特集号の発行や、荒川さつき会館でのパネル展を実施し、子どもの人権をはじめとする社会におけるさまざまな人権課題や相談窓口等について周知啓発を行います。折に触れて、子どもの権利条例の解説パネルの展示や子ども人権クイズ等を実施するほか、会期外も人権に関する子ども向けの絵本や図書等の展示コーナーを設置することにより、意識の醸成を図ります。また、職員向けに人権に関する研修を行い、子どもの人権をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重や多様性の推進のために必要な人権感覚の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	みんなで人権を考える講座								
内 容	基本的人権を尊重することの大切さについて理解を深め、子どもの主張や意見を聴くための関わり方や対話の手法について実践的に学び、子どもの人権を考える機運の醸成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●			●				

施策2 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

○子ども議会等への参加を通じて、子どもが社会の一員として地域への興味や関心を高め、主体的に地域活動等に参加する機会の充実を図ります。

○町会活動や地域イベントの周知強化等を通じて、子どもの社会への参加・参画の機会の充実を図ります。

重点事業

事業名	荒川区子ども議会									
内容	区内の子どもたちに子どもの権利条例の周知を図るとともに、子どもの意見を聴く機会を創出することで、今後の区の施策へ反映させ、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	
参加後の 区政への 興味・関心度 (%)	85		85		90		90		95	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
					●					

主な事業

事業名	ひろば館・ふれあい館事業（児童・中高生対象）【再掲】									
内容	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開していきます。									
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 区民施設課	
		●	●		●					

事業名	中高生リーダー養成講座								
内 容	中高生が地域で主体的に活動できる力をつけるため、レクリエーションの実践方法やプログラムを企画する手法等を学習します。また、地域で青少年のために活動している関係団体との交流を通じて、地域で自発的に活動するきっかけとなるよう、プログラムを工夫する等、定期的な活動を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
		●			●				

事業名	起業家支援育成事業								
内 容	中高生を対象とした起業家教育プログラムの実施を通じて起業機運を高めるとともに、地域への興味や関心を高め、新しいことに挑戦する起業家精神を養います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	経営支援課
					●				

事業名	図書館におけるティーンズスタッフ活動								
内 容	中学生から19歳までを対象に、月1回のミーティングを実施し、スタッフ自らが主体的に活動内容を考えるほか、イベントの企画や運営を行うことで、図書館を中心に地域と関わる機会を提供します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
					●				

事業名	図書館における子ども司書活動									
内 容	区内在住の小学４年生から６年生を対象に、図書館の職場体験による子ども司書養成講座を通じて、図書館利用を促進し、子どもの読書への興味、関心を高めるとともに、養成講座を修了した子どもに、子ども同士の読書のリーダー役として活躍する場を設けます。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課	
		●			●					

事業名	荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援								
内 容	小学生から社会人を対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供する「サマーボランティアスクール」の実施に係る経費を補助することで、ボランティア人材の育成とともに、地域社会への関心を深め、多様な人と共に生きることの大切さを学ぶ機会の創出を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●			●				

施策3 子どもや若者の意見反映

○子どもや若者が意見表明しやすい環境を整え、その意見を子どもや若者への支援や施策の推進、施設の運営等に反映させる仕組みづくりを推進します。

重点事業

事業名	荒川区子ども議会【再掲】									
内 容	区内の子どもたちに子どもの権利条例の周知を図るとともに、子どもの意見を聴く機会を創出することで、今後の区の施策へ反映させ、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
参加後の 区政への 興味・関心度 (%)	85		85		90		90		95	95
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
					●					

主な事業

事業名	子どもの意見聴取の推進									
内容	区政運営において、子どもの意見を聴取・反映するために効果的な方法を検討し、子どもの意見聴取の機会を創出します。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
	●	●			●					

事業名	二十歳のつどい									
内 容	対象者自らが「二十歳のつどい」の企画・運営の一部を担うことで、当事者のニーズに合った事業を展開し、地域への愛着や関心を高める機会を創出します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課	
					●					

政策3 子どもの権利侵害の相談、支援

【体系】

政策3 子どもの権利侵害の相談、支援

施策1 子どもの権利侵害の相談、支援

- 子どもやその保護者、子どもに関わる大人に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができる体制や環境づくりを行います。
- こども家庭センター機能の充実等により、児童虐待等の未然防止や支援体制の強化を図ります。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。

施策1 子どもの権利侵害の相談、支援

- 妊婦や子どもの保護者からの悩みや不安等の相談について、継続して安定した支援が行える体制づくりや環境整備を進めます。
- 子どもや妊産婦への適切な支援を包括的に行うため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関が連携して支援していく体制を作っていくなど、こども家庭センター機能の充実等により、児童虐待等に関する相談や支援体制の強化を図ります。
- 子どもの権利が守られていない時に、子どもが自分の意思を周囲に伝えられるよう、意見表明を支援する体制づくりを行います。

重点事業

事業名	スクールソーシャルワーカーの配置					
内容	学校だけでは解決困難なケースについて、より効果的な取組を進めるため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーによる課題解決に向けた支援を行います。					
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
相談件数	2,500	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000
対応する計画	子・子 ●	次世代 ●	母子 ●	貧困 ●	子・若 ●	社・養 ●
				自立 ●	担当	教育センター

主な事業

事業名	あらかわ子どもほっとらいん								
内 容	学校や家庭での困りごと等、子どもの権利侵害に関する相談について、弁護士や臨床心理士の資格を持つ「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決の手助けを行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●	●		●				

事業名	荒川区子どもの悩み１１０番								
内 容	学校生活、勉強や進路、友人関係や家庭事情等、さまざまな悩みを抱える小・中学生からの相談について、相談者に寄り添った助言や必要に応じて関係機関と連携する等、課題解決に向けた手助けを行います。また、事業の周知を強化し、子どもの権利を擁護する環境整備を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●	●	●	●				

事業名	こども家庭センター機能の充実								
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および多様な家庭環境等への支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センター連絡会を活用し、支援が必要な家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うなど、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	あらかわキッズ・マザーズコール２４（名称変更予定）								
内 容	妊娠中から１８歳未満の子どもを持つ保護者からの電話相談を、社会福祉士や保健師等の専門スタッフが２４時間いつでも受け付け、妊娠や育児等に関する不安解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	子育て世帯訪問支援事業									
内 容	訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱える妊産婦や子育て家庭を訪問し、子育てに関する相談や家事・育児等の支援を行い、家庭や養育環境を整えます。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●	●	●	●	●				

事業名	養育支援訪問事業								
内 容	育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を訪問し、育児相談や心身の健康ケア、必要な支援調整等を行い、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	意見表明等支援事業								
内 容	社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、里親家庭や施設、一時保護所等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添い、施設等での児童の悩みや不安等の意見を聴き取り、表明する支援体制の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●			●	●			

事業名	児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組								
内 容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援の内容や方法を検討します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●			●	●			

基本目標２ 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します

◆現状と課題

共働き世帯の増加や核家族化、社会環境の変化やライフスタイルの多様化など、時代とともに子育てを取り巻く環境は変化しており、妊娠期から子育て期におけるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない一体的な支援体制のさらなる充実が求められています。

区では平成３１年から子育て世代包括支援センター機能の整備を行い、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制を構築し、令和６年４月施行の改正児童福祉法により、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」へ移行しました。今後、妊産婦から子どもとその家族の支援をさらに包括的に実施するため、こども家庭センター機能の充実を図っていく必要があります。

また、仕事と子育てを両立する家庭をはじめ、多様なライフスタイルによる保育ニーズの変化に、柔軟かつ円滑に対応していく必要があり、全国的にも待機児童が解消されていく中で、今後さらに「量」より「質」が重視される時代に移行していきます。

具体的には、不適切な保育がないよう、区による保育園へのきめ細やかな巡回相談等を実施し、現場の保育士にも寄り添った対応を行うなど、子育て支援に関わる人材の育成や確保を図っていく必要があります。

併せて、緊急事態宣言や行動制限等があったコロナ禍を経て、元の生活に戻りつつある中で、イベント等による親子が触れ合う機会や子育て世代同士の交流の機会等、子育てを楽しめる環境づくりが求められています。

子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、子育てに関する地域資源を活用し、親子が共に学び育つための機会や場所の充実を図る必要もあります。

◆事業の展開

基本目標2では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援	妊娠期から子育て期の支援の充実	妊産婦・新生児訪問事業			
		妊産婦健康診査	産後ケア事業		
		母親学級・両親学級 (ハローベビー学級・新米パパ講座)			
		出産・子育て応援事業			
				乳幼児健診	
		保健師地区活動			
		すくすくサポート事業			
		あらかわキッズ・マザーズコール24【再】			
		こども家庭センター機能の充実【再】			
	子育て力を養うための支援	子育て支援情報の提供			
		健康づくり普及啓発・環境整備事業			
		母親学級・両親学級【再】 (ハローベビー学級・新米パパ講座)	子育てファミリー事業		
		子育て世帯訪問支援事業【再】			
		養育支援訪問事業【再】			
		すくすくサポート事業【再】			
		双子・三つ子の集い			
		あらかわ「親育ち」支援事業			
		安心子育て訪問事業			
		地域子育て教室			
		地域の教育力向上支援事業			

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
保健師地区活動		
あらかわキッズ・マザーズコール24【再】		
こども家庭センター機能の充実【再】		
親子関係形成支援事業		
子育て支援情報の提供		
健康づくり普及啓発・環境整備事業		
子育て世帯訪問支援事業【再】		
養育支援訪問事業【再】		
あらかわ「親育ち」支援事業		
地域子育て教室		
地域の教育力向上支援事業		

◆事業の展開

基本目標2では、以下の事業を展開します。

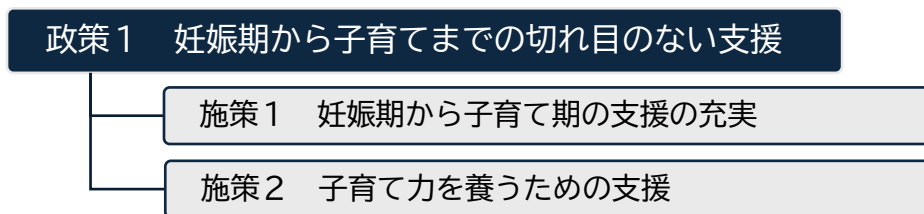
政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
子育て家庭を支える環境の整備と質の向上	幼児教育・保育の充実と質の向上			保育施設の運営	
					区立幼稚園管理運営
					私立幼稚園等・保護者への支援の充実
				認可外保育施設に対する運営支援の取組の拡充	
				延長保育事業	
				病児・病後児保育事業	
				こども誰でも通園制度(仮称)	
	子育て家庭に対する支援の充実			地域子育て支援拠点事業	
				ショートステイ事業	
				認可保育園における一時保育事業	
				子育て交流サロン一時預かり	
				ベビーシッター利用支援事業	
				ファミリー・サポート・センター事業	
				ツインズサポート事業	
				病児・病後児保育事業【再】	
				ふれあい館事業(乳幼児対象)	地域子育て支援事業
				ブックスタート事業	
	子育てしやすい街づくりの推進			子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成	
				ふれあい館整備事業	
				スポーツ施設の管理・整備事業	
				公園・児童遊園の管理・整備事業	
				街路灯維持・改修事業	
				交通安全施設等整備事業	
				治安向上対策事業	

学童期・思春期		青年期
(6～12歳)	(13～17歳)	(18歳以上)
ショートステイ事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
地域子育て支援事業		男女共同参画啓発・相談事業
子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成		
ふれあい館整備事業		
スポーツ施設の管理・整備事業		
公園・児童遊園の管理・整備事業		
街路灯維持・改修事業		
交通安全施設等整備事業		
治安向上対策事業		

◆政策・施策の方向性

政策 1 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援

【体系】



- 妊産婦や子育て家庭に寄り添い、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、安心して出産・子育てができるよう、養育環境の整備を図ります。
- 支援が必要な妊婦や家庭等については、関係機関同士が連携しながら、早期に適切な支援につなげます。
- 子育て家庭の育児不安や孤立解消を図るとともに、子育て家庭および地域の子育て力の育成を図ります。

施策 1 妊娠期から子育て期の支援の充実

- 妊娠期から子育て期における子どもとその家庭における悩みや不安を解消し、安心して出産や子育てができるよう、感染症予防や医療体制の充実を含め、さらなる環境整備を図ります。
- 支援が必要な妊婦や家庭等について、関係機関同士の連携を強化し、子どもとその家族への支援強化を図ります。

重点事業

事業名	妊産婦・新生児訪問事業											
内 容	妊娠届や出生通知票の届出等により、支援を必要とする妊婦や生後4か月までの乳幼児および産婦の家庭全戸に保健師等が訪問し、妊産婦の日常生活や新生児の発育・栄養・生活環境等について適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ症状等の早期発見・早期対応を行います。											
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値	
訪問件数 (延べ)(妊産婦)	1,187		1,139		1,140		1,141		1,143		1,146	
訪問件数 (延べ)(新生児)	1,762		1,691		1,692		1,693		1,697		1,702	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課			
	●	●	●	●								

事業名	産後ケア事業									
内容	支援を必要とする出産後１年以内の産婦および乳児に対して、医療機関等への宿泊および日帰りや、利用者宅への助産師訪問により、心身のケアや育児支援等を行い、育児に対する不安の解消や休息を図ります。また、本事業のニーズの高まりに対応できるよう、サービス提供事業者の拡大や利便性の向上等、関係機関と連携しながらさらなる充実を図ります。									
成果指標	令和６年度 現状値		令和７年度 目標値		令和８年度 目標値		令和９年度 目標値		令和１０年度 目標値	
宿泊型利用 日数（延べ）	674		690		700		710		720	
日帰り型利用 日数（延べ）	134		150		160		170		180	
訪問型利用 日数（延べ）	1,272		1,330		1,360		1,390		1,420	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●							

主な事業

事業名	妊産婦健康診査								
内 容	妊娠届を提出したすべての妊婦を対象に、妊婦健康診査受診票を交付し、検査費用の一部を助成します。支援が必要な妊産婦については、医療機関等と連携し、早期の支援につなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	母親学級・両親学級（ハローベビー学級、新米パパ講座）									
内 容	初めての妊娠・出産を迎える母親と父親が、出産・育児に関する講座や実習により情報や知識の習得を図るとともに、妊婦とその家族同士の交流を促し、育児の負担軽減と孤立の防止を図ります。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	出産・子育て応援事業									
内 容	妊娠届出後に妊婦とゆりかご面接を行い、妊婦とパートナー、家族の状況、産後の育児環境等を把握し経済的支援を行うとともに、出産・子育てに関する相談に応じ、不安の解消を図ります。また、支援が必要な妊婦には、継続して面接や訪問等を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●	●	●					

事業名	乳幼児健診									
内 容	生後4か月、1歳6か月、3歳の身体と精神の発育・発達がめざましい時期に、月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療につなげます。また、心理相談や保健・栄養相談等の実施により、保護者の育児不安の解消を図ります。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●	●						

事業名	保健師地区活動								
内 容	保健師による電話や面接相談、家庭訪問等により、心身の健康に課題を抱える区民を早期に発見し、必要な医療や福祉施策へつなげます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●	●				

事業名	すくすくサポート事業									
内 容	妊娠期から子育て期における保護者が心身の不調をきたしやすい時期において、保健師による相談支援、精神科医による個別相談を行い、産後うつや早期支援や育児不安の解消を図ります。また、同じ悩みを抱えるほかの家族との交流機会を創出し、孤立化を防止します。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	あらかわキッズ・マザーズコール24【再掲】（名称変更予定）								
内 容	妊娠中から18歳未満の子どもを持つ保護者からの電話相談を、社会福祉士や保健師等の専門スタッフが24時間いつでも受け付け、妊娠や育児等に関する不安解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	こども家庭センター機能の充実【再掲】								
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および多様な家庭環境等への支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センター連絡会を活用し、支援が必要な家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行う等、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●		●			

施策2 子育て力を養うための支援

○子育て家庭へのさまざまなツールを活用した子育てに関する情報提供や、親自身が学び育つための学習の場などを充実させることで、子育て家庭の育児への不安の解消を図るとともに、子育て力の育成を図ります。

○子育て家庭と地域住民との交流の機会を創出することなどを通じて、子育て家庭が孤立することなく子育てできるよう、地域の子育て力の育成を図ります。

重点事業

事業名	親子関係形成支援事業									
内容	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、講義やグループワーク等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報、相談および助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が交流を図り、親子間における適切な関係性の構築を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	
親の子育て力 支援講座 参加人数	25		30		30		30		30	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課	
	●	●	●							

主な事業

事業名	子育て支援情報の提供									
内容	区のホームページや子育て応援ブック、子育てアプリを活用し、各種健診に関する情報や育児休業制度などの子育て家庭が必要とする情報の周知やその情報を容易に入手できる環境を整えるとともに、各種手続方法のデジタル化により、子育て家庭の利便性向上を図ります。									
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●		●					

事業名	健康づくり普及啓発・環境整備事業								
内 容	子どもと保護者の健康に関するリーフレットの配布や事業・イベントの実施により、心身の健康に関する普及啓発を図り、主体的な健康づくりの機運の醸成を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	母親学級・両親学級（ハローベビー学級、新米パパ講座）【再掲】								
内 容	初めての妊娠・出産を迎える母親と父親が、出産・育児に関する講座や実習により情報や知識の習得を図るとともに、妊婦とその家族同士の交流を促し、育児の負担軽減と孤立の防止を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●						

事業名	子育てファミリー事業									
内 容	保健師、栄養士、歯科衛生士による講座等を実施し、保護者が月齢に応じた子どもとの接し方等について学ぶとともに、同じ月齢の子を持つ保護者同士の交流により、育児の不安や孤立の解消を図ります。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	子育て世帯訪問支援事業【再掲】								
内 容	訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱える妊産婦や子育て家庭を訪問し、子育てに関する相談や家事・育児等の支援を行い、家庭や養育環境を整えます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	養育支援訪問事業【再掲】								
内 容	育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を訪問し、育児相談や心身の健康ケア、必要な支援調整等を行い、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	すくすくサポート事業【再掲】									
内 容	妊娠期から子育て期における保護者が心身の不調をきたしやすい時期において、保健師による相談支援、精神科医による個別相談を行い、産後うつの早期支援や育児不安の解消を図ります。また、同じ悩みを抱えるほかの家族との交流機会を創出し、孤立化を防止します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	双子・三つ子の集い								
内 容	多胎児を持つ親子の情報交換の場として、主任児童委員が区内3か所で運営している「双子・三つ子の集い」を支援し、多胎児の子育ての悩みや不安等を抱える保護者同士の交流を図り、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
	●	●	●						

事業名	あらかわ「親育ち」支援事業								
内 容	子育てに関する知識・技術の習得や親子・親同士の交流を深める活動を行う区内の団体やサークル等の活動を通じて、保護者の育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●	●						

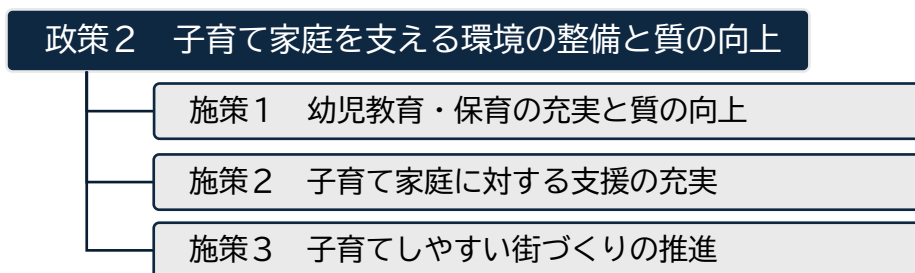
事業名	安心子育て訪問事業								
内容	区とボランティア団体が連携し、育児不安を抱えている家庭にボランティアを派遣して、傾聴や家事・育児を協働で行うことで、育児不安の軽減や負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●		●			

事業名	地域子育て教室								
内容	区内の子育て中の母親を交えた企画会である「あらかわママ企画講座」や、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランスについて学ぶ「あらかわパパスクール」等を通じて、子育てに関する知識を深めるとともに、保護者同士の交流を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●	●						

事業名	地域の教育力向上支援事業								
内容	子どもを中心とした交流事業を行う団体等への支援を通じて、子どもやその保護者、地域住民との交流の機会を創出し、地域の教育力向上を促進します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●							

政策2 子育て家庭を支える環境の整備と質の向上

【体系】



- 子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを保育施設等に預けることができるよう幼児教育・保育のさらなる質の向上を図ります。
- 多様な育児支援のニーズに対応できるよう、子育て家庭に対する支援を充実し、すべての人がワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します。
- 区の施設や、公園・児童遊園等の計画的な整備等を通じて、自然に触れ合いながら、安全で子育てしやすい街づくりを推進します。

施策1 幼児教育・保育の充実と質の向上

- 就学前施設の形態に関わらず、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、各施設等と連携を深めながら、各施設の人材育成や運営等の支援に積極的に取り組むことで、幼児教育・保育の充実や質の向上を推進します。

重点事業

事業名	保育施設の運営
内容	【認可保育園、地域型保育事業】 国が定める基準を満たし、区が設置または認可した保育施設において保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育します。少子化に伴う児童人口の減少と保育利用率の上昇を踏まえた今後の保育需要見込みをもとに適切な定員管理を目指すとともに、安全管理体制の強化や保育施設相互の連携・情報共有を充実させることで、さらなる保育の質の向上を図ります。 【認証保育所】 東京都独自の認証基準を満たした民間事業者が運営する認証保育所において、乳幼児を保育します。 認証保育所に対して運営費等を補助するとともに、保育の充実や健全な施設運営に向けた支援を行うことで、乳幼児の保育の円滑な提供とより一層の保育環境の充実に向けて支援していきます。

内 容		【家庭福祉員】 保育が必要な乳幼児を、家庭福祉員が保護者に代わって保育します。 家庭福祉員に対して運営費等を補助するとともに、巡回相談員による支援を行い、家庭福祉員の負担軽減や円滑な運営を支援します。								
成果指標		令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値			
0 ～ 2 歳	人口	4,502	4,349	4,159	4,106	4,112	4,120			
	保育 利用者数	2,476	2,508	2,410	2,370	2,373	2,381			
	保育 利用率 (%)	55.0	57.7	57.9	57.7	57.7	57.8			
	待機 児童数	33	0	0	0	0	0			
3 ～ 5 歳	人口	4,525	4,385	4,265	4,150	4,010	3,834			
	保育 利用者数	3,212	3,224	3,231	3,212	3,172	3,066			
	保育 利用率 (%)	71.0	73.5	75.8	77.4	79.1	80.0			
	待機 児童数	0	0	0	0	0	0			
※保育利用率とは、利用者数を人口で割った数値である。										
対応する 計 画		子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
		●	●		●	●				

主な事業

事業名	区立幼稚園管理運営								
内 容	学校教育法および幼稚園教育要領に基づき、適切な環境を通して子どもを保育し、心身の発達を図ります。また、預かり教育を実施することにより、保護者の就労等の理由により幼稚園教育を受けられない幼児にも幼稚園教育を受ける機会を提供します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

事業名	私立幼稚園等・保護者への支援の充実								
内 容	幼児教育の一層の質の向上と充実に資するよう、私立幼稚園等の事業費の一部助成や保護者への保育料等および給食費の補助を行い、適切な保育・教育環境の整備と保護者の負担軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●				

事業名	認可外保育施設に対する運営支援の取組の拡充								
内 容	区内に設置している認可外保育施設に対し、定期的な巡回の実施、保育に係る情報提供や研修への参加の呼びかけ等を行うことで、保育の質の向上を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	延長保育事業									
内 容	保護者の子育てと就労等の支援のため、通常の利用時間以外の時間に、認可保育園、一部の地域型保育事業にて保育を実施するとともに、利用しやすい環境の整備を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課	
	●	●		●	●					

事業名	病児・病後児保育事業								
内 容	病気（症状が軽度の場合）または病気の回復期にあり、保育園等に登園できない子どもを預かり、看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てと就労等の両立を支援します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	こども誰でも通園制度（仮称）								
内 容	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を令和8年度から開始します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●			●				

施策2 子育て家庭に対する支援の充実

○保護者が安心して地域で子育てできるよう需要を的確に捉え、さまざまな面で負担軽減を図りながら、必要なときに必要なサービスを受けられる環境づくりを推進します。

○仕事と子育ての両立だけでなく、在宅育児世帯を含めたすべての人がワーク・ライフ・バランスを実現でき、親子が触れ合う機会を増やす等、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

重点事業

事業名	地域子育て支援拠点事業											
内 容	在宅育児中の保護者に対し、各地域の子育て交流サロン等において、子育て中の親子の交流促進や保育士等による相談・助言等を通じて、子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、多様な育児支援のニーズに対応しつつ、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できる場となるよう、環境整備を行います。											
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値	
利用者数	60,795		65,658		70,254		74,469		78,193		81,321	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 保育課 ゆいの森課 学務課			
	●	●	●		●							

事業名	ショートステイ事業									
内 容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭において、養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることで、子どもとその家族の福祉の向上を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
利用日数	1,326		1,478		1,487		1,496		1,505	1,514
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●	●	●		●				

主な事業

事業名	認可保育園における一時保育事業								
内 容	保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、子どもを預かることで、家庭における育児の支援に取り組みます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●	●		●				

事業名	子育て交流サロン一時預かり								
内 容	理由を問わず子どもを預かることで、保護者の育児負担の軽減を図ります。 また、ゆいの森あらかわでは施設利用者に対する一時預かりを実施し、子育て家庭が施設をより利用しやすいよう環境整備を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 ゆいの森課
	●	●	●		●				

事業名	ベビーシッター利用支援事業								
内 容	日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を補助することで、保護者の多様なニーズに応えます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●	●	●	●				

事業名	ファミリー・サポート・センター事業								
内 容	一時的に育児援助を受けたい保護者（利用会員）の育児負担の軽減を図ります。 また、多様化する保育需要に対応するため、利便性と質の向上を図るとともに、 協力会員の人材確保策について検討を進めます。								
対応する 計 画	子 ・ 子	次 世 代	母 子	貧 困	子 ・ 若	社 ・ 養	自 立	担当	子育て支援課
	●	●	●		●				

事業名	ツインズサポート事業									
内 容	多胎児を養育している家庭を支援するため、タクシー利用料および一時保育等の利用料等の助成により、育児の負担と経済的な負担の軽減を図ります。また、必要な方に支援が届くよう事業の周知に努めるとともに、よりニーズに合った支援となるよう、さらなる充実策の検討を進めます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●							

事業名	病児・病後児保育事業【再掲】								
内 容	病気（症状が軽度の場合）または病気の回復期にあり、保育園等に登園できない子どもを預かり、看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てと就労等の両立を支援します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	男女共同参画啓発・相談事業								
内 容	男女共同参画週間講演会やパネル展等の実施により、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義について理解を深めてもらえるよう、これまで以上にさまざまな場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組を実施し、男女共同参画事業のさらなる充実を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	地域子育て支援事業								
内 容	あらかわ遊園のフリーパス贈呈や銭湯入浴券を配布する等、家庭内では経験できない親子の触れ合いの場を提供し、家族のコミュニケーションの円滑化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●	●						

事業名	ふれあい館事業（乳幼児対象）								
内 容	読み聞かせ講座や遊びの機会を提供する等、親子が触れ合える機会の創出に加えて、親子分離での事業を展開し、保護者の育児を支援します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民施設課
	●	●			●				

事業名	ブックスタート事業								
内 容	子どもとその保護者に絵本をプレゼントするブックスタートにより、読書活動に関する取組を促進するとともに、子どもと一緒に絵本を開き、子どもへの読み聞かせを通じて、親子が触れ合える機会を創出します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
	●	●			●				

施策3 子育てしやすい街づくりの推進

○スポーツ施設やふれあい館等の区の施設や、公園・児童遊園等の計画的な整備や管理運営のほか、地域の治安や安全の向上を通じて、子育てしやすい街づくりを推進します。

重点事業

事業名	子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成						
内容	子どもや子ども連れの方たちが、気軽に立ち寄り、利用しやすい施設となるよう、施設整備の考え方をまとめたガイドラインの作成について、検討を進めます。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
ガイドライン の運用	—	検討	策定・実施	実施	実施	実施	
補助制度	—	検討	検討・実施	実施	実施	実施	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
	●	●	●	●	●		
							担当
							子育て支援課

主な事業

事業名	ふれあい館整備事業						
内容	地域コミュニティの拠点となる施設を計画的に整備し、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の相互交流と地域活動を促進し、地域の活性化を図ります。						
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
		●			●		
							担当
							区民施設課

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業								
内 容	子ども同士や親子でスポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、子ども向け教室の充実や親子で参加できるイベントの開催など、各スポーツ施設が子育ての場の一環となるよう、管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、子どもの遊び場やベビールーム、子ども更衣室の設置など、子育て世代の利用環境の向上について検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	公園・児童遊園の管理・整備事業								
内 容	子どもから大人まで、安全・安心で快適に利用できる場を提供するために、清掃・樹木のせんていや遊具の安全点検および修繕、利用マナーの指導等を実施します。また、公園利用の満足度を高めるためにアンケート調査等を通して区民ニーズを把握し、可能な範囲で応えていきます。さらに、ユニバーサルデザインに配慮した魅力的な遊具の導入やトイレの洋式化、バリアフリー化等、計画的な環境整備を行い、安全性や快適性の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課 基盤整備課
		●			●				

事業名	街路灯維持・改修事業								
内 容	夜間における安全確保と犯罪防止のため、街路灯の設置・維持管理を行います。LED化や老朽化した街路灯の改修、新設等を計画的に行い、安全・安心な街づくりを推進します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●			●				

事業名	交通安全施設等整備事業								
内容	通学路の安全対策や防護柵等の交通安全施設の整備により交通事故を防止するとともに、自転車通行空間を整備することで、安全で快適に利用できる道路環境を確保します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	基盤整備課
		●			●				

事業名	治安向上対策事業								
内容	防犯パトロールや地域住民への防犯に関する活動支援、情報提供等、さまざまな防犯啓発活動を通じて、地域の防犯力の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活安全課
		●			●				

基本目標3 支援が必要な子どもと家庭を支援します

◆現状と課題

支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するためには、子どものライフステージに合わせて行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が連携し、ヤングケアラーをはじめ、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見するとともに、子どもが抱える課題やさまざまな家庭環境について包括的な支援体制の強化を図り、ニーズに応じた支援を行っていく必要があります。

医療的ケア児や発達障がい児等、支援が必要な子どもが増加傾向にあるため、医療的ケア児とその家族への支援や保育施設等での受け入れなど、支援を必要とする子どもとその家庭が適切な支援を受けられるよう、環境整備を図る必要があります。

ひとり親家庭では、保護者が子育てと生計の維持を一人で担っていることから、さまざまな困難を伴う場合があります。荒川区ではこれまでも経済上・生活上の課題に寄り添った支援を行ってきており、引き続き、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題やニーズを的確に把握し、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく成長していけるよう、さらなる総合的・継続的な支援をしていくことが求められています。

また、社会的養育においては、子どもの最善の利益を図るため、養育者や生活環境の継続的・永続的な子どもの育ちの場の保障であるパーマネンシー保障の考え方にに基づき、予防的支援により最大限子どもが家庭の中で育つことができるよう、子どもと家庭を支えていくことが必要です。

子どもの最善の利益を念頭に適切な養育環境を提供できるよう、里親家庭や児童養護施設への支援を充実していくとともに、社会的養護経験者が不安を抱えたまま自立していくことがないよう、子どもの自立を地域社会全体で支えていくことが必要です。

◆事業の展開

基本目標3では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
課題や困難を抱える子どもや家庭への支援	課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援				
				医療的ケア児への支援	
				こども家庭センター機能の充実【再】	
				子ども家庭総合センターの運営	
				要保護児童対策地域協議会の運営	
				留守番看護師の派遣	
				医療的ケア児家庭家事サポート事業	
				養育医療費助成制度	
				小児慢性特定疾病医療費支給制度	
	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援			児童発達支援センターの運営	
				乳幼児健診【再】	
				経過観察健診(心理・小児神経・小児)	
				居宅訪問型保育事業	
				就学相談	
				障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)【再】	
				スポーツ施設の管理・整備事業【再】	
	ひとり親家庭の自立支援の推進			ひとり親家庭相談事業	
				ひとり親家庭等への手当支給	
				ひとり親家庭医療費の助成	
				養育費確保のための支援	
				ひとり親家庭への生活支援	
				母子生活支援施設との連携強化	
				ひとり親家庭の就労支援	
				ひとり親家庭の居住支援事業	

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
ヤングケアラーの周知・支援(子ども対象)		
あらかわひきこもり支援ステーション		
医療的ケア児への支援		
こども家庭センター機能の充実【再】		
子ども家庭総合センターの運営		
要保護児童対策地域協議会の運営		
留守番看護師の派遣		
医療的ケア児家庭家事サポート事業		
小児慢性特定疾病医療費支給制度		
次世代育成支援事業(学習環境整備支援)		
		奨学資金貸付
就学援助費・就学奨励費		
児童発達支援センターの運営		
子どもの居場所づくり・子ども食堂事業(子ども向け)		
就学相談		
特別支援学級等における適切な指導支援		
仮想空間を活用した多様な学びの機会の確保		
あらかわ寺子屋		
学習支援事業(学びサポートあらかわ)		
フリースクール等の利用児童生徒への利用料補助		
		受験生チャレンジ支援貸付事業
障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)【再】		
パラスポーツフェスティバル【再】		
スポーツ施設の管理・整備事業【再】		
ひとり親家庭相談事業		
ひとり親家庭等への手当支給		
ひとり親家庭医療費の助成		
養育費確保のための支援		
ひとり親家庭への生活支援		
母子生活支援施設との連携強化		
ひとり親家庭の就労支援		
ひとり親家庭の居住支援事業		

◆事業の展開

基本目標3では、以下の事業を展開します。

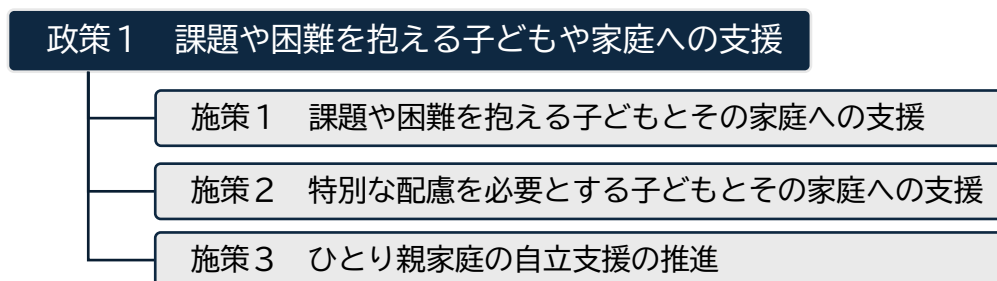
政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
社会的養護体制の充実	社会的養護体制の充実			子どものパーマネンシー保障に向けた取組	
				一時保護の体制整備	
				地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実	
				里親制度の推進	

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
子どものパーマネンシー保障に向けた取組		
一時保護の体制整備		
	社会的養護経験者の自立支援	
地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実		
里親制度の推進		

◆政策と施策の方向性

政策 1 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

【体系】



○課題や困難を抱える子どもやその家庭が支援につながるよう、その特性・個性に応じた包括的な支援体制の充実を図ります。

○特別な配慮を必要とする子どもやその家庭が地域で孤立することのないよう、関係機関同士が連携を強化し、支援のさらなる充実を図ります。

○ひとり親家庭が地域で安心して子育てしながら生活できるよう、ひとり親家庭への総合的・継続的な支援に取り組みます。

施策 1 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援

○課題や困難を抱える子どもやその家庭に対して、その特性・個性に応じた相談体制の整備や支援内容の充実、関係機関同士の連携の強化により、すべての子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

重点事業

事業名	ヤングケアラーの周知・支援（子ども対象）					
内容	11月の児童虐待防止月間に合わせ、チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携して実態を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関同士の連携をこれまで以上に強化するとともに、ヤングケアラーコーディネーターの配置、スクールソーシャルワーカーの増員等について検討を進めます。					
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
パネル展 の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
スクール ソーシャル ワーカー 配置人数	10		18		18		18		18	18
教育センター ・子ども家庭 総合センター 情報連絡会の 開催	実施		実施		実施		実施		実施	実施
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 教育センター	
			●		●	●				

事 業 名	あらかわひきこもり支援ステーション									
内 容	ひきこもりに関する相談窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置しています。ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談機能と必要な支援へつなげるコーディネーター機能を担い、庁内関係部署や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
相談件数 (延べ)	194		214		236		260		286	315
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

事業名	医療的ケア児への支援									
内 容	医療的ケア児が地域において安心して生活を営めるよう、基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な子どもとその家族、関係者からの相談に応じ、ケースに応じた支援へとつなげます。また、幼稚園や保育園、小・中学校等のライフステージにおいて、関係機関同士の連携を密に行い、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
医療的ケア児等 地域コーディネーターへの 相談件数 (延べ)	707	755		804		862		924	990	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 保育課 障害者福祉課 健康推進課 教育センター	
	●	●	●		●					

主な事業

事業名	こども家庭センター機能の充実【再掲】									
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および情報共有等の円滑化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、子育てに困難を抱える家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行う等、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課	
	●	●	●	●	●	●				

事業名	子ども家庭総合センターの運営								
内 容	子どもと子育ての総合的な相談機関として、庁内各部署、地域の関係機関との連携を一層強化するとともに専門職の人材確保・育成を進め、すべての子ども家庭が安心して健やかな暮らしが送れるよう、運営体制のさらなる強化を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
				●	●	●			

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営								
内 容	要保護児童等の早期発見、虐待等の未然防止のため、子ども家庭総合センターを調整機関として関係機関が緊密な連携をとり、情報や支援内容の共有を図ります。さらに保健所や教育委員会等との連携を一層強化し、特定妊婦やヤングケアラー等の早期の把握、早期の支援につなげることができるよう、より効果的な会議体の運営等について検討していきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●		●			

事業名	留守番看護師の派遣								
内 容	在宅で医療的ケアが必要な家庭に対して留守番看護師を派遣し、障がい児（者）等の健康保持や安定した生活の確保、介護者の負担軽減を図るとともに、多様化する利用者の世帯構成や生活実態を踏まえ、利用上限等の制度見直しを行い、事業のさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
	●	●	●		●				

事業名	医療的ケア児家庭家事サポート事業									
内 容	きょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等の必要なサービスを提供することにより、医療的ケア児等の介護を行う家庭の家事の負担軽減、きょうだい児の学習や休養、保護者との触れ合い等の機会の確保を図ります。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課	
	●	●	●		●					

事業名	養育医療費助成制度								
内 容	出生体重が 2,000 グラム以下などで身体の発育が未熟なまま出生し、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児を対象に、医療費を援助します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	小児慢性特定疾病医療費支給制度								
内 容	小児慢性特定疾病を患っている子ども等について、その医療費と日常生活用具費用の自己負担分の一部を助成し、家庭の医療費の負担を軽減するとともに、子どもが適切な医療サービス、治療や療養を受けられるよう支援します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	次世代育成支援事業（学習環境整備支援）								
内 容	生活保護受給世帯の次世代育成支援の観点から、学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等に必要な費用の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減と子どもの自立助長を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課
		●		●	●				

事業名	奨学資金貸付								
内容	保護者の経済的理由により修学困難な者に対して入学に必要な学資金を貸し付け、保護者の経済的理由により、高等学校等への進学を断念することがないよう、保護者の経済的負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

事業名	就学援助費・就学奨励費								
内容	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、遠足費等費用の一部を援助することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。また、特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、遠足費等費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

施策2 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

○特別な配慮を必要とする子どもや生活や学びの基盤が安定しない子どもに対する学習機会の確保や子どもの居場所づくり等について、関係機関同士の連携を強化し、支援のさらなる充実を図ります。

重点事業

事業名	児童発達支援センターの運営											
内 容	さまざまな課題を抱え、支援を必要としている障がい児に対して、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うための施設として整備を進めます。											
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値	
児童発達支援 実利用人数	166		183		200		217		234		250	
保育所等 訪問支援 実利用人数	1		10		20		30		40		50	
障害児 相談支援 実利用人数	3		20		40		60		80		100	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課			
	●	●	●		●							

事業名	子どもの居場所づくり・子ども食堂事業（子ども向け）										
内 容	子どもの居場所づくり事業を行う団体、食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進するとともに、地域全体で子どもを支える機運の醸成を図ります。また、関係団体同士の連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見や支援を含め、地域全体で子どもを支える環境のさらなる充実を図ります。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
利用満足度 (%)	72		74		76		78		80		80
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課		
				●	●						

主な事業

事業名	乳幼児健診【再掲】								
内 容	生後4か月、1歳6か月、3歳の身体と精神の発育・発達がめざましい時期に、月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療につなげます。また、心理相談や保健・栄養相談等の実施により、保護者の育児不安の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	経過観察健診（心理・小児神経・小児）									
内 容	乳幼児健診の結果等で要経過観察が必要となった子どもへ、関係機関同士の連携を図り、発育発達に応じて早期の医療や療育につなげるよう支援します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	居宅訪問型保育事業								
内容	障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる子どもの自宅へ訪問保育事業者から保育者を派遣しています。利用希望があった場合、スムーズに利用につなげられるよう、事業者との連携の強化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●			●				

事業名	就学相談								
内容	特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、子どもや保護者の就学希望と、教育的観点や心理学的、医学的見地を踏まえ、総合的な観点から、適切な教育の場についての相談を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●	●		●				

事業名	特別支援学級等における適切な指導支援								
内容	区立小・中学校における特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室等の設置に加え、各区立幼稚園、こども園、小・中学校に特別支援教育支援員等を配置し、特別支援学級等における適切な指導支援を行うための教育環境整備や幼児児童生徒への指導支援体制強化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●			●				

事業名	仮想空間を活用した多様な学びの機会の確保								
内容	インターネット上に学校を模した仮想空間を設置し、不登校児童生徒が自分を模したキャラクター（アバター）を操作し、仮想空間の学校に登校する仕組みを構築しています。適応指導教室の朝学活や帰り学活、授業や体験活動等に参加し、適応指導教室職員との接点をつくり、通室へとつながるよう支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
		●			●				

事業名	あらかわ寺子屋								
内 容	放課後の時間を活用し、子どもたち一人ひとりの学びの形に合わせて、学校ごとに補充学習「あらかわ寺子屋」を実施しており、子どもたちの特徴や様子に合わせて、実施時間や学習内容もさまざまに工夫しながら、子どもたちの学力向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	指導室
		●		●	●				

事業名	学習支援事業（学びサポートあらかわ）								
内 容	学校の授業についていくことが難しいなど、基礎学力取得について支援が必要な子どもに対する学習支援事業では、区立小・中学校や適応指導教室（みらい）等の関係機関との連携を強化し、子どもへ自由に学習できる場を提供し、基礎的・基本的な学習内容の習得や学習意欲の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
				●	●				

事業名	フリースクール等の利用児童生徒への利用料補助								
内 容	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクール等を利用するための費用の全部または一部を補助することにより、保護者等の負担軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
			●		●	●			

事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業								
内 容	一定所得以下の世帯の子どもに対し、高校入学・大学入学試験に備えるための学習塾・受験対策講座・通信講座の受講料および高校・大学等の受験料について無利子で貸し付けを行い、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちの挑戦を支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●		●	●				

事業名	障がい者向け事業【再掲】 (アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)								
内 容	知的・発達障がいのある子どものためのワークショップの実施や区内在住のアーティスト等による芸術文化に関する講座を開催し、障がい者が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、ワークショップや障がい者施設で利用者が制作した作品を区施設等で展示し、障がい者に対する区民の理解促進を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課 障害者福祉課
					●				

事業名	パラスポーツフェスティバル【再掲】								
内 容	パラスポーツ体験会や義足歩行体験、義足・義手の展示等を行い、障がいの有無に関わらず一緒に参加することで、パラスポーツの奥深さやその魅力に触れるとともに、障がい者への理解を深めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業【再掲】								
内 容	障がいの有無に関わらずスポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、障がい者向け教室メニューの展開など、障がいのある方でも利用しやすいスポーツ施設の管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、スムーズな利用者動線の確保、大型エレベーターや個室の更衣室の設置など、バリアフリー向上が図られるよう検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

施策3 ひとり親家庭の自立支援の推進

○ひとり親家庭の負担等に配慮した相談・申請体制により、ひとり親家庭のサービス利用に関する利便性の向上につなげます。

○ひとり親家庭が抱える課題を把握し、ニーズを的確に捉え、就労、経済、住宅等のさまざまな支援を通じて、安定した生活への総合的・継続的な支援に取り組みます。

重点事業

事業名	ひとり親家庭相談事業						
内容	母子父子自立支援員や就業支援専門員が、住まいや就労、離婚や養育費等のさまざまな相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。 また、関係部署と連携し、ひとり親家庭が気軽に相談できる体制の充実を図ります。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
ひとり親 相談件数	1,948	1,967	1,986	2,005	2,025	2,045	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
	●	●	●	●	●		●
子育て支援課							

主な事業

事業名	ひとり親家庭等への手当支給						
内容	子どもを養育しているひとり親家庭等で所得限度額未満の保護者等に、児童育成手当や児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。 また、児童扶養手当支給対象者には、申し出により、都営交通無料乗車券の配布や粗大ごみ処理手数料の免除等を行います。						
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
	●	●		●	●		●
子育て支援課							

事業名	ひとり親家庭医療費の助成								
内 容	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等の方が保険診療を受けた時、医療費の自己負担分の一部を助成します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	養育費確保のための支援								
内 容	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に係る費用を助成します。また、離婚前後の親支援講座実施において、離婚時に決めておいた方がよい事柄を案内し、生活を守るための支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭への生活支援								
内 容	一時的に育児や家事ができない際のベビーシッター等派遣やひとり親家庭の休養・余暇活動を支援する休養ホーム事業、ひとり親家庭等を対象としたフードパントリー事業に必要な経費を補助すること等により、ひとり親家庭の家事・育児等をサポートします。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	母子生活支援施設との連携強化								
内 容	困難な状況に置かれた母子世帯が入所できる母子生活支援施設との連携を密に図り、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、養育支援や家庭運営支援、就労支援等の自立に向けた支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭の就労支援								
内容	ひとり親の保護者の就職や転職の準備に向けて、ひとり親就業支援専門員による就職活動の進め方や応募書類作成の助言により、経済的自立への支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭の居住支援事業								
内容	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために、民間賃貸住宅の物件探しの支援や、入居にあたっての保証料を補助することで経済的負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

政策2 社会的養護体制の充実

【体系】

政策2 社会的養護体制の充実

施策1 社会的養護体制の充実

○社会的養護が必要な子どもに対して、子どもが地域社会で健やかに成長できる環境整備を図ります。

○社会的養護の下で育った子どもに対し、自立から自立後までの切れ目ない支援体制の充実を図ります。

施策1 社会的養護体制の充実

○社会的養護が必要な子どもが健やかに成長していけるよう、関係機関との連携や適切な運営の支援等により、子どもの養育の質の向上を図り、地域における社会的養護体制の整備を図ります。

○社会的養護の下で育った子どもが、社会に出ても孤立・孤独することなく、自立した生活を送ることができるよう、支援内容の充実を図ります。

重点事業

事業名	子どものパーマネンシー保障 ^{*1} に向けた取組					
内容	家庭支援事業等を活用した予防的支援により子どもが家庭の中で育つことができるよう、最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする子どもに対して適切な養育先を確保できるよう、里親制度の普及啓発、里親家庭やファミリーホーム等への支援の充実を図ります。					
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
里親等委託率 (%)	11.1	13.0	15.6	17.8	20.0	22.2
里親登録 家庭数	21	23	24	26	27	29
ショート ステイ事業 利用日数 【再掲】	1,326	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514

成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
子育て世帯 訪問支援事業 訪問回数 (延べ) 【再掲】	413		427		430		433		436	439
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●		●	●	●				

* 1 パーマネンシー保障：パーマネンシーとは永久性、不変性等を意味する。社会的養護においては養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、パーマネンシー保障とは子どもに安定的なケアを保障するという考え方。

主な事業

事業名	一時保護の体制整備									
内 容	子どもの権利が守られ、子どもにとって安全・安心な環境を提供できるよう、子ども会議の企画によるイベントの実施や給食メニューの提供、意見表明支援員による意見聴取など、子どもの意見が反映された一時保護所の運営に取り組むとともに、家庭的な養育環境での一時保護が可能となる里親・ファミリーホーム等の委託先の確保に努めます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●		●	●	●				

事業名	社会的養護経験者の自立支援									
内 容	児童養護施設、里親家庭や自立援助ホーム等で社会的養護を受ける児童に加え、これまで公的支援につながらなかった児童も含め、就職や進学等で社会的に自立できるよう適切な支援を継続するとともに、関係機関同士が連携し、退所者（ケアリーバー）への支援について周知強化を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 就労支援課	
	●	●		●	●	●				

事業名	地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実								
内容	地域ニーズを的確に捉えながら、児童養護施設内の一部ユニットの分園化や、質の高い個別的なケアを実現するための専門職員の配置、施設の多機能化・機能転換等の施設機能の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●	●	●			

事業名	里親制度の推進								
内容	代替養育を必要とする子どもに対して、家庭養育優先の理念に基づき里親による養育を推進するため、里親登録家庭の増加を目指すとともに、多様な家庭形態のひとつとして地域社会の中で里親家庭の存在が受け入れられるよう、地域への里親に関する理解の促進と普及啓発を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●	●	●			

基本目標4 若者の社会参画・復帰を支援します

◆現状と課題

情報化社会の進展、就業形態の多様化、コミュニティを取り巻く状況の変化等により、若者をとり巻く環境は大きく変化しています。また、中途退学、若年無業者（ニート）やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化しており、本人やその家族だけでは解決が困難な状況になっています。

これらの課題について、若者一人ひとりのニーズに対応するためには、福祉、教育、就労等さまざまな分野において包括的な支援を提供する必要があり、そのためには、関係機関同士の連携を強化し、支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

若者が地域社会とつながり、交流や活動ができる拠点・安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、地域社会において若者が主体的に活動できる環境づくりが求められています。特に、若者の自主的な学びの場、同世代の交流の場として義務教育終了後の高校生を中心とした世代が気軽に利用できる居場所が求められています。

相談事業「わっか」での出張相談（面接相談）の会場となるふれあい館等と連携し、若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていく必要があります。

また、若者が相談しやすいインターネット等を使った相談の場をさらに充実させることにより、一度相談でつながった若者に対し、その後の状況を把握し、適切な支援機関につなぐ必要があります。

非行・犯罪に及んだ若者への支援のみならず、これらを未然に防ぐための取組を充実させるため、過量服薬や「トー横」界限における問題等、新たに生じている課題、若者の「生きづらさ」や悩み、不安等に対して、周囲が早期に気づき、適切な支援が提供できるよう、地域社会による気づきやサポートができる仕組みを構築していく必要があります。

◆事業の展開

基本目標4では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
すべての若者が地域社会で活躍できる支援	若者の社会への参加・参画の機会の充実			地域資源を活用したスポーツ事業【再】	
		持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援			
	若者の居場所の充実			スポーツ施設の管理・整備事業【再】	

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
	ふれあい館事業(中高生対象)	
	図書館におけるティーンズスタッフ活動【再】	
		二十歳のつどい【再】
地域資源を活用したスポーツ事業【再】		
文化団体等と連携した芸術・文化事業		
	荒川区青年団体連合会への支援	
持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援		
荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援【再】		
		生涯学習相談事業
	若者相談「わっか」の充実	
子どもの居場所づくり・子ども食堂事業(若者向け)		
		日本語を母語としない 区民向け日本語教室
読書活動の推進【再】		
	ふれあい館事業(中高生対象)【再】	
スポーツ施設の管理・整備事業【再】		
あらかわ遊園でのイベント等の実施		

◆事業の展開

基本目標4では、以下の事業を展開します。

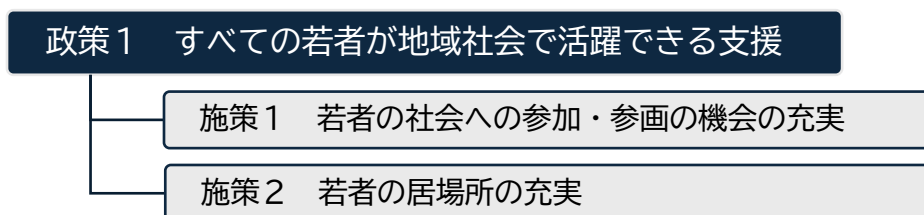
政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0～2歳)	(3～5歳)
若者の課題解決に向けた支援	課題や困難を抱える若者への支援				
	特別な配慮を必要とする若者への支援			児童発達支援センターの運営【再】	
				女性の健康応援事業	
				保健師地区活動【再】	

学童期・思春期		青年期
(6～12 歳)	(13～17 歳)	(18 歳以上)
	ヤングケアラーの周知・支援(若者対象) あらかわひきこもり支援ステーション【再】 居場所づくり事業「ごろリンク」 次世代育成支援事業(若年者社会参加支援) 若者就労サポート事業 精神保健事業 薬物・酒害対策事業	
		LGBTQ 理解促進・相談事業【再】
		自殺予防のための普及啓発活動、自殺予防のための人材育成
	若者相談「わっか」の充実【再】 障がい者相談支援事業	
児童発達支援センターの運営【再】		地域活動支援センター事業
	障がい者就労支援センター運営事業	
	女性の健康応援事業	
	保健師地区活動【再】	
	精神保健事業【再】	

◆政策・施策の方向性

政策１ すべての若者が地域社会で活躍できる支援

【体系】



○若者が社会への参加・参画する機会を充実し、すべての若者が地域社会で主体的に活動できる環境づくりを推進します。

○若者が自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、適切な支援につなげます。

施策１ 若者の社会への参加・参画の機会の充実

○若者が参加しやすい事業や活動の充実を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、若者が地域社会へ参画できる環境を整備します。

○町会活動や地域イベント等の周知強化を図り、若者の地域社会への関心を高めます。

重点事業

事業名	ふれあい館事業（中高生対象）						
内容	中高生の活動場所として自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開するとともに、ふれあい館イベントの実行委員会などに参加し、企画の検討や当日の運営に関わるほか、地域行事などにボランティアとして参加する機会を整えるなど、中高生の社会への参加・参画の機会の充実を図ります。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
中高生 事業参加者数	44,500	44,550	44,600	44,650	46,700	46,750	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
		●			●		
							担当
							区民施設課

事業名	図書館におけるティーンズスタッフ活動【再掲】									
内 容	中学生から１９歳までを対象に、月１回のミーティングを実施し、スタッフ自らが主体的に活動内容を考えるほか、イベントの企画や運営を行うことで、図書館を中心に地域と関わる機会を提供します。									
成果指標	令和６年度 現状値		令和７年度 目標値		令和８年度 目標値		令和９年度 目標値		令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
活動参加 満足度（％）	80		80		80		80		80	80
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課	
					●					

主な事業

事業名	二十歳のつどい【再掲】									
内 容	対象者自らが「二十歳のつどい」の企画・運営の一部を担うことで、当事者のニーズに合った事業を展開し、地域への愛着や関心を高める機会を創出します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課	
					●					

事業名	地域資源を活用したスポーツ事業【再掲】									
内 容	荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設や小・中学校の体育館を活用したスポーツおよびレクリエーション、荒川リバーサイドマラソンやあらスポフェスタ等のイベントを通じて、区民の健康増進と体力の維持向上、スポーツを通じた仲間づくりや地域コミュニティの活性化を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課	
		●	●		●					

事業名	文化団体等と連携した芸術・文化事業								
内 容	ACCや荒川区文化団体連盟と連携し、芸術文化や伝統文化に親しむイベント等を展開しています。子どもから大人まで参加しやすいイベントのさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
					●				

事業名	荒川区青年団体連合会への支援								
内 容	子どもや若者が一同に集まるあらかわ青年大会をはじめ、荒川区内の子ども・若者の交流を深めるとともに、他自治体の青年団体との交流等により、地域活動の活性化を図る団体への支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
					●				

事業名	持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援								
内 容	町会や自治会による活動内容やイベント情報の周知強化に向けて、スマートフォンやタブレットからいつでもどこでも情報を取得できる仕組みづくりを促進し、区民が地域活動へ参加しやすい環境を整備します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民課
					●				

事業名	荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援【再掲】								
内 容	小学生から社会人を対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供する「サマーボランティアスクール」の実施に係る経費を補助することで、ボランティア人材の育成とともに、地域社会への関心を深め、多様な人と共に生きることの大切さを学ぶ機会の創出を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●			●				

事業名	生涯学習相談事業								
内 容	個人や団体からの生涯学習や地域活動に関する相談を受け付ける「トライえるサポート」を開設し、生涯学習のサポートを行っています。 社会教育指導員・社会教育主事が、学習や活動に関する希望や志向の明確化をサポートし、地域とつながる機会の創出を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
					●				

施策2 若者の居場所の充実

- すべての若者が気軽に相談できる体制のさらなる充実を図り、若者が親しみやすいインターネット等を活用した相談方法の充実を図り、適切な支援につなげます。
- 図書館やふれあい館等の施設を活用し、若者が自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

重点事業

事業名	若者相談「わっか」の充実						
内容	課題を抱える若者が気軽に相談できるよう、電話やメールのほか、SNS等のインターネットを活用する等、相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、子ども、若者が安心して過ごすことができる居場所を開設するため、当事者の意見を聴きながら、検討を進めます。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
居場所づくり	検討	実施	実施	実施	実施	実施	
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
					●		
							担当
							児童青少年課

主な事業

事業名	子どもの居場所づくり・子ども食堂事業（若者向け）						
内容	食事の提供や学習支援等を行う団体を支援することを通して、かつて支援を受けていた子どもが支援する側に回ることによる若者の居場所づくりも含め、若者が地域の中で自分らしく安心して過ごすことができる居場所を増やしていきます。						
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
				●	●		
							担当
							子育て支援課

事業名	日本語を母語としない区民向け日本語教室								
内 容	日本語を母語としない区民を対象に日常生活において必要な日本語と基本的な生活習慣を習得できるよう、外国人への支援を行うとともに、日本語や日本文化を通じた交流の機会を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
				●	●				

事業名	読書活動の推進【再掲】								
内 容	館ごとに地域の特色を踏まえ、特集コーナー等の設置やイベント等による読書を楽しむ機会の創出や読書環境の整備による交流の場を提供し、読書活動を推進していきます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
		●			●				

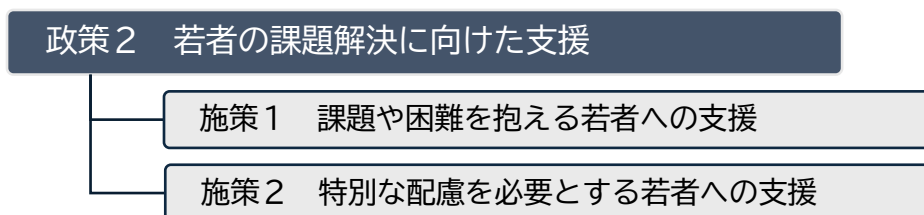
事業名	ふれあい館事業（中高生対象）【再掲】								
内 容	中高生の活動場所として自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開するとともに、ふれあい館イベントの実行委員会などに参加し、企画の検討や当日の運営に関わるほか、地域行事などにボランティアとして参加する機会を整えるなど、中高生の社会への参加・参画の機会の充実を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民施設課
		●			●				

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業【再掲】								
内 容	スポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、各スポーツ施設の管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、子どもから大人まで区民に利用しやすい施設となるよう、施設の運営方法や実施事業等について検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	あらかわ遊園でのイベント等の実施								
内 容	さまざまな広告媒体を活用したPR活動や、来園する度に新たな体験をしてもらえるイベント等の充実を図り、子どもから大人まで楽しめる場を提供します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	荒川遊園課
		●			●				

政策2 若者の課題解決に向けた支援

【体系】



- 課題や困難を抱える若者に対し、地域全体で包括的に支援する体制を強化するとともに、社会参加できるよう、就労面および生活面を一体的に支援します。
- 「生きづらさ」や悩み、不安等を抱えたり、特別な配慮を必要とする若者に対する予防的な支援や相談体制を充実させるとともに、周囲が早期に気づき、支援につなぐ体制を構築します。

施策1 課題や困難を抱える若者への支援

- 若者が抱える課題や困難が多様化、複雑化しているため、関係機関同士の連携をより密に行うなど、地域全体で包括的に支援する体制を強化していきます。
- 一歩踏み出そうとする若者が、安心して生活できる基盤を作るため、就労面および生活面を一体的に支援します。

重点事業

事業名	ヤングケアラーの周知・支援（若者対象）										
内 容	11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を推進します。また、若者相談「わか」において、ヤングケアラーも含めた若者のさまざまな相談への支援とともに、関係機関同士が連携して実態を把握し、適切な支援につなげます。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
ヤングケアラー相談者数	0		11		12		13		15		16
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 児童青少年課		
		●	●	●	●						

事業名	あらかわひきこもり支援ステーション【再掲】									
内 容	ひきこもりに関する相談窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置しています。ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談機能と必要な支援へつなげるコーディネーター機能を担い、庁内関係部署や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
相談件数 (延べ)	194		214		236		260		286	315
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

主な事業

事業名	居場所づくり事業「ごろリンク」									
内 容	当事者の社会参画のきっかけとして、さまざまな人との交流やイベントへの参加だけでなく、一人で自分の時間を自分のペースで過ごすことができ、ごろんとゆったり過ごせる居場所を提供しています。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

事業名	次世代育成支援事業（若年者社会参加支援）									
内 容	若年無業者やひきこもり等により長期間働いていない等、就労や社会参加に不安を抱える被保護世帯の若者に対して、就労支援や社会参加支援等の自立支援プログラムに係る本人負担経費を助成することで、本人および世帯の自立の促進を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
		●		●	●					

事業名	若者就労サポート事業									
内 容	「わかもの就労サポートデスク」を設置し、就職活動に関する相談や就職活動に役立つセミナー、就職に必要な知識や技術を学ぶ職業訓練合宿等を実施しています。就労を希望する若者の支援を行うとともに、若者が集まる区施設等を利用したアウトリーチ型の出張相談を実施し、就労支援の拡充を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	就労支援課	
					●					

事業名	精神保健事業								
内 容	こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発を行うとともに、精神疾患やひきこもり、発達障がい等の生きづらさを抱える区民へ専門医による相談を実施し、必要な医療につなぐ支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
		●	●		●				

事業名	薬物・酒害対策事業								
内 容	アルコールや薬物等の依存症に関する講演会や小・中学校を対象に薬物乱用防止対策教育を実施し、依存症予防の普及啓発を行うとともに、依存症専門医やピアサポーターによる相談を行います。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
			●		●				

事業名	LGBTQ理解促進・相談事業【再掲】								
内 容	LGBTQへの理解促進講座等の実施や専門相談、LGBTQレインボーサロンの実施により、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動や支援等に取り組んでいきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
					●				

事業名	自殺予防のための普及啓発活動、自殺予防のための人材育成								
内 容	自殺対策特別展示やこころと命のカード配布、自殺対策講演会等を実施し、自殺予防のための普及啓発を行うとともに、区職員や関係機関職員を対象にゲートキーパー研修を実施し、身近な人のＳＯＳサインに気づき、必要な機関につなげることができる人材育成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
		●	●	●	●				

施策2 特別な配慮を必要とする若者への支援

- 「生きづらさ」や悩み、不安等を抱えたり、特別な配慮を必要とする若者に対する予防的な支援や相談体制を充実させるとともに、関係機関同士が連携し、適切な支援につなげます。

重点事業

事業名	若者相談「わっか」の充実【再掲】										
内 容	課題を抱える若者が気軽に相談できるよう、電話やメールのほか、SNS等のインターネットを活用する等、相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、子ども、若者が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、当事者の意見を聴きながら、検討を進めます。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
利用者数	100		110		121		133		146		161
相談件数 (延べ)	150		165		182		200		219		242
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課		
					●						

主な事業

事業名	障がい者相談支援事業								
内 容	障がい者やその家族からの相談に応じ、福祉サービスに関する情報提供や助言を行います。また、精神障害者相談支援体制を確立し、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行います。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	児童発達支援センターの運営【再掲】								
内 容	さまざまな課題を抱え、支援を必要としている障がい児に対して、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うための施設として整備を進めます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
	●	●	●		●				

事業名	地域活動支援センター事業								
内 容	地域で自立した生活を過ごすことができ、社会参加ができるよう、高次脳機能障がい等の中途障がい者を対象とした生活訓練や、言語・視覚に障がいのある方を対象とした機能訓練を実施し、障がいの特性に配慮しながら訓練の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	障がい者就労支援センター運営事業								
内 容	身近な地域において就労を希望する方に対して、早い段階から就労や生活の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促すとともに、就労後も切れ目ない支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	女性の健康応援事業								
内 容	思春期、青年期を含め、子育て世代や働き盛り、中高年期までライフステージに合わせ、女性の健康相談や健康情報の提供、講演会等により、自らの健康について考える機会をつくり、早世予防を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	保健師地区活動【再掲】								
内 容	保健師による電話や面接相談、家庭訪問等により、心身の健康に課題を抱える区民を早期に発見し、必要な医療や福祉施策へつなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●	●				

事業名	精神保健事業【再掲】								
内 容	こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発を行うとともに、精神疾患やひきこもり、発達障がい等の生きづらさを抱える区民へ専門医による相談を実施し、必要な医療につなぐ支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
		●	●		●				

第4節 荒川区子ども・若者総合計画における量の見込み等

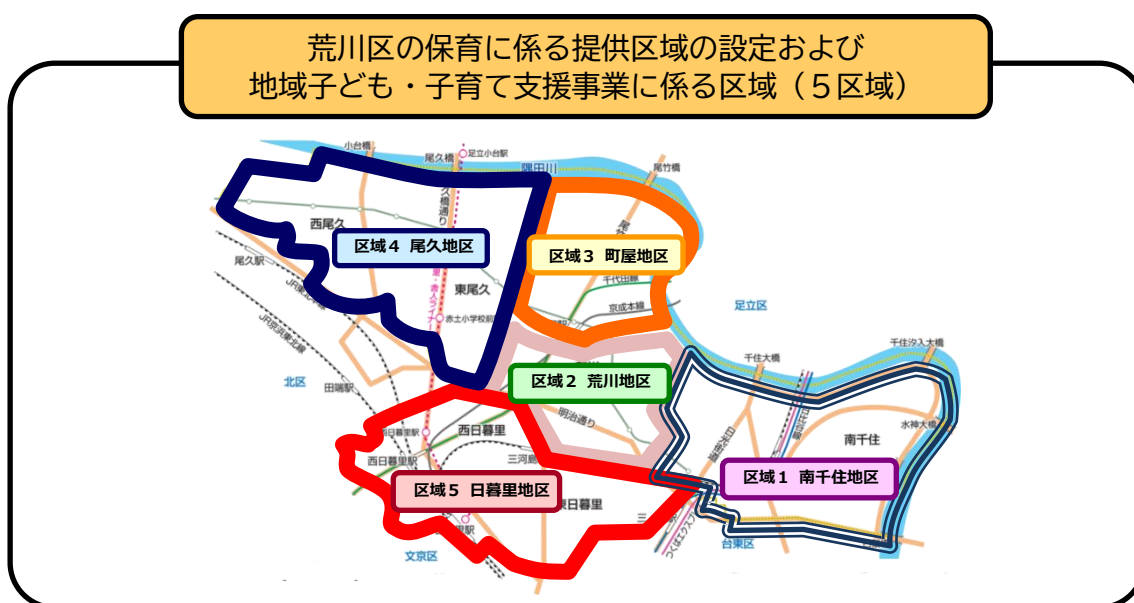
1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みおよび確保方策

(1) 量の見込みおよび確保方策における提供区域と教育・保育施設の認定区分

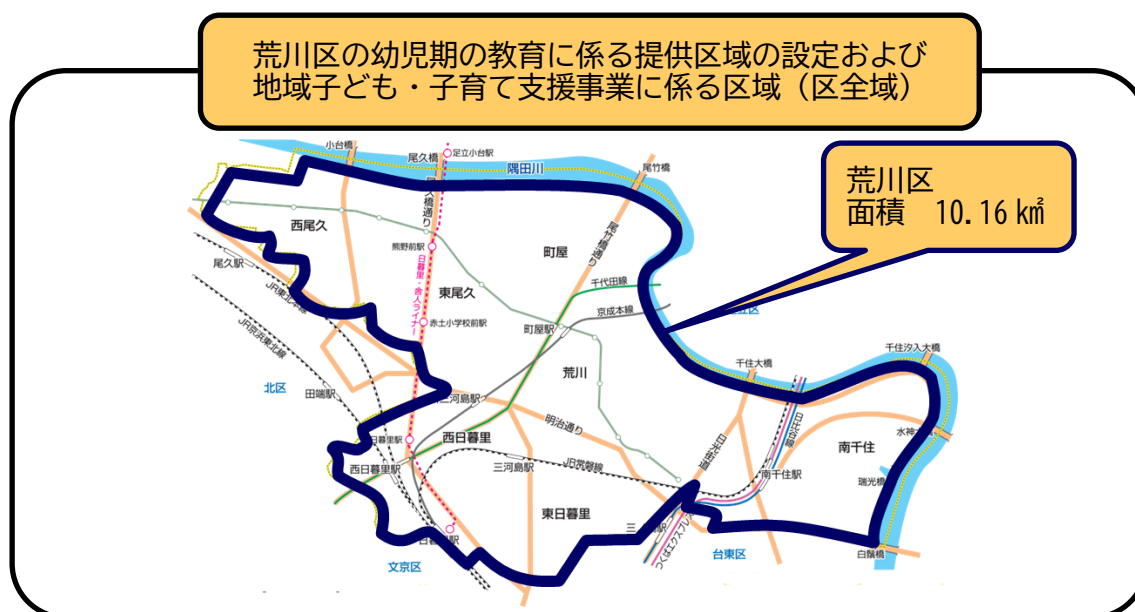
① 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）等の提供区域

子ども・子育て支援法では地理的条件や人口等を総合的に勘案した「教育・保育提供地域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」および「確保方策」を計画するものとされています。本計画では、人口や保育施設の状況を踏まえ、提供区域を以下のとおり設定します。

◆保育および地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン事業）については、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域に設定します。



◆上記以外の幼児期の学校教育および地域子ども・子育て支援事業については、広域利用等の提供体制を確保していくため、区全体をひとつの提供区域として設定します。



② 教育・保育施設の認定区分

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育等の教育・保育施設を利用する場合、保護者の就労状況等により、以下の3つの認定区分に応じて利用できる施設が決まります。また、この認定区分に基づき、教育・保育施設に対して施設型給付等が支給されます。

ア 1号（教育標準時間認定）満3歳から5歳で、教育を希望する場合

利用先：幼稚園・認定こども園

イ 2号（保育認定）満3歳から5歳で、共働き等により保育所等での保育を希望する場合

利用先・保育所：認定こども園

ウ 3号（保育認定）0～2歳で、共働き等により保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所・認定こども園・地域型保育

(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期

① 幼児期の学校教育

区立幼稚園等は園児数が減少する中、令和4年度に策定した「荒川区立幼稚園の方向性」に基づき、再配置を進めるとともに、預かり教育実施園の拡大や、特別な支援を必要とする園児への対応を進めていきます。

また、私立幼稚園等に対しても、さまざまな家庭のニーズに対応できるよう、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を推進し、幼稚園全体で区の幼児教育の一層の質の向上と充実を図ります。

【提供区域：区全域】

【幼稚園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期（年度）		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
(量の 見込み)	1号認定	706	687	668	646	617
	2号認定	243	236	230	230	230
	合計	949	923	898	876	847
	うち他の市区 町村の児童	76	74	72	72	72
確保量	1号認定	641	598	520	520	520
	2号認定					
	※施設型給付 を受けない 私立幼稚園	795	795	795	795	795
	うち他の市区 町村の児童	655	632	619	609	596
	合計	2,091	2,025	1,934	1,924	1,911
②－①（充足数）		1,142	1,102	1,036	1,048	1,064

※私立幼稚園では、施設型給付を受けず、旧制度（私学助成等）のまま継続するかは各園が判断しています。

② 保育（必要利用定員）

これまでの保育施設整備と児童人口の減少により、保育需要は満たせると想定しますが、引き続き、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、区内全体で保育需要に対応できるよう、各園と協議しつつ適切な定員設定を行うとともに、定員に空きのある保育施設と子どもの福祉に資する事業実施についても検討していきます。

また、より質の高い保育サービスの提供のため、保育施設の協力・連携を強化していく必要があります。拠点園を中心としたエリア単位での連携を促進し、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての役割等の取組を強化していきます。

【提供区域：区全域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
① 必要利用定員 総数 (量の 見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	3,224	3,231	3,212	3,172	3,066
	3号認定 (0歳児)	350	352	354	355	359
	3号認定 (1・2歳児)	2,158	2,058	2,016	2,018	2,022
	合計	5,732	5,641	5,582	5,545	5,447
② 確保量	2号認定 (3・4・5歳)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	3号認定 (0歳児)	454	466	466	465	464
	3号認定 (1・2歳児)	2,147	2,119	2,119	2,118	2,116
	合計	6,101	6,085	6,085	6,083	6,080
② － ① (充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	276	269	288	328	434
	3号認定 (0歳児)	104	114	112	110	105
	3号認定 (1・2歳児)	△11	61	103	100	94
	合計	369	444	503	538	633

【提供区域：南千住地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 必要 利用定員 総数 (量の 見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	698	701	688	675	640
	3号認定 (0歳児)	72	72	73	73	74
	3号認定 (1・2歳児)	472	438	429	429	430
	合計	1,242	1,211	1,190	1,177	1,144
② 確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	850	850	850	850	850
	3号認定 (0歳児)	103	108	108	108	108
	3号認定 (1・2歳児)	496	489	489	489	489
	合計	1,449	1,447	1,447	1,447	1,447
② 、 ① (充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	152	149	162	175	210
	3号認定 (0歳児)	31	36	35	35	34
	3号認定 (1・2歳児)	24	51	60	60	59
	合計	207	236	257	270	303

【提供区域：荒川地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 必要 利用定員 総数 (量の 見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	451	468	497	509	516
	3号認定 (0歳児)	60	61	61	61	62
	3号認定 (1・2歳児)	334	343	336	336	337
	合計	845	872	894	906	915
② 確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	548	548	548	548	548
	3号認定 (0歳児)	64	65	65	65	65
	3号認定 (1・2歳児)	306	306	306	306	306
	合計	918	919	919	919	919
② 、 ① (充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	97	80	51	39	32
	3号認定 (0歳児)	4	4	4	4	3
	3号認定 (1・2歳児)	△28	△37	△30	△30	△31
	合計	73	47	25	13	4

【提供区域：町屋地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 必要 利用定員 総数 (量の見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	424	412	420	419	424
	3号認定 (0歳児)	42	42	42	43	43
	3号認定 (1・2歳児)	260	266	260	260	260
	合計	726	720	722	722	727
② 確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	505	505	505	505	505
	3号認定 (0歳児)	58	60	60	60	60
	3号認定 (1・2歳児)	301	297	297	297	297
	合計	864	862	862	862	862
② - ① (充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	81	93	85	86	81
	3号認定 (0歳児)	16	18	18	17	17
	3号認定 (1・2歳児)	41	31	37	37	37
	合計	138	142	140	140	135

【提供区域：尾久地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 必要 利用定員 総数 (量の見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	870	856	800	756	702
	3号認定 (0歳児)	75	76	76	76	77
	3号認定 (1・2歳児)	500	448	439	439	440
	合計	1,445	1,380	1,315	1,271	1,219
② 確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	761	761	761	761	761
	3号認定 (0歳児)	95	94	94	94	94
	3号認定 (1・2歳児)	453	437	437	437	437
	合計	1,309	1,292	1,292	1,292	1,292
② - ① (充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	△109	△95	△39	5	59
	3号認定 (0歳児)	20	18	18	18	17
	3号認定 (1・2歳児)	△47	△11	△2	△2	△3
	合計	△136	△88	△23	21	73

【提供区域：日暮里地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 必要 利用定員 総数 (量の 見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	781	794	807	813	784
	3号認定 (0歳児)	101	101	102	102	103
	3号認定 (1・2歳児)	592	563	552	554	555
	合計	1,474	1,458	1,461	1,469	1,442
② 確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	836	836	836	836	836
	3号認定 (0歳児)	134	139	139	138	137
	3号認定 (1・2歳児)	591	590	590	589	587
	合計	1,561	1,565	1,565	1,563	1,560
② 、 ① (充足 数)	2号認定 (3・4・5歳)	55	42	29	23	52
	3号認定 (0歳児)	33	38	37	36	34
	3号認定 (1・2歳児)	△1	27	38	35	32
	合計	87	107	104	94	118

③ 利用者支援事業

子育て家庭に子育て支援の情報提供等を行う子育て支援課と、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを中心に、関係部署同士で連携を図り、出産や子育てに関する相談体制の整備を進めます。また、保育課では窓口での相談対応に加え出張相談会を開催し、きめ細やかな相談体制を取るなど、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、切れ目のない支援を行っていきます。

【提供区域：区全域】

【実施部署数】

(単位：力所)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
実施力所数	3	3	3	3	3

【妊婦等に対する面談回数】

(単位：回)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	8,073	8,079	8,084	8,102	8,125
確保量	8,073	8,079	8,084	8,102	8,125

④ 地域子育て支援拠点事業

多様な育児支援のニーズに応えるため、各地域子育て交流サロンの質の向上を図るとともに、サロン間や保健所および子ども家庭総合センター等の関連機関との連携を強化し、在宅育児支援の充実を図っていきます。

【提供区域：区全域】

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】

【区全域】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	65,658	70,254	74,469	78,193	81,321
確保量	65,658	70,254	74,469	78,193	81,321
施設数(力所)	24	24	24	24	24

【提供区域：南千住地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】 (単位：人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量の見込み	11,310	12,102	12,828	13,470	14,009
確保量	11,310	12,102	12,828	13,470	14,009
施設数 (力所)	6	6	6	6	6

【提供区域：荒川地域】

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】

【地域別】 (単位：人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量の見込み	33,616	35,969	38,127	40,033	41,635
確保量	33,616	35,969	38,127	40,033	41,635
施設数 (力所)	3	3	3	3	3

【提供区域：町屋地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】 (単位：人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量の見込み	6,679	7,146	7,575	7,954	8,272
確保量	6,679	7,146	7,575	7,954	8,272
施設数 (力所)	5	5	5	5	5

【提供区域：尾久地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】 (単位：人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量の見込み	7,760	8,303	8,801	9,241	9,611
確保量	7,760	8,303	8,801	9,241	9,611
施設数 (力所)	7	7	7	7	7

【提供区域：日暮里地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】 (単位：人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量の見込み	6,293	6,734	7,138	7,495	7,794
確保量	6,293	6,734	7,138	7,495	7,794
施設数 (力所)	3	3	3	3	3

⑤ 妊婦健康診査

ゆりかご面接で把握した妊婦と家族の状況等を踏まえ、早期対応が必要な妊婦について、医療機関等と連携して、きめ細かく支援していくとともに、母子保健システムの利活用により、妊婦健診の受診結果等に基づく健康支援を充実させます。

【受診者数および受診回数】

(単位：受診者数…人、受診回数…回)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	受診者数	2,018	2,020	2,021	2,025	2,031
	受診回数	19,024	19,038	19,051	19,092	19,146
確保量	受診者数	2,018	2,020	2,021	2,025	2,031
	受診回数	19,024	19,038	19,051	19,092	19,146

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）

育児に関する悩みや産後うつなどの症状を早期に把握し、必要な支援につなげていきます。出生通知票の提出のない方に対しては、はがきや電話での勧奨により状況の把握と支援を図ります。外国人に対しては、通訳機等を活用し、不安なく育児が行えるよう支援していきます。

【生後4か月までの乳児家庭への訪問数】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	1,691	1,692	1,693	1,697	1,702
確保量	1,691	1,692	1,693	1,697	1,702

⑦ 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭へ専門の職員が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行うとともに、必要なサービスや事業を速やかに利用できるよう、関係機関同士で連携しながら支援していきます。

【養育支援が特に必要な家庭への延べ訪問回数】

(単位：回)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	健康推進課 実施分	1,139	1,140	1,141	1,143	1,146
	子ども家庭総合 センター実施分	217	218	219	220	221
	合計	1,356	1,358	1,360	1,363	1,367
確保量	健康推進課 実施分	1,139	1,140	1,141	1,143	1,146
	子ども家庭総合 センター実施分	217	218	219	220	221
	合計	1,356	1,358	1,360	1,363	1,367

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭における養育が一時的に困難となったときの預け先として、ショートステイ事業の需要は増加傾向にあり、必要量の確保に努め、子どもと家族の支援を行います。

【利用日数】

(単位：日)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514
確保量	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進し、多様化する子育てニーズに対応するため、運営体制のさらなる充実が必要であり、協力会員の確実な確保および活動の支援を行います。

【利用会員登録数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	低学年	1,018	982	947	911	897
	高学年	900	927	908	884	839
	合計	1,918	1,909	1,855	1,795	1,736
確保量		1,918	1,909	1,855	1,795	1,736

⑩ 一時預かり事業

区立幼稚園において預かり教育の実施園を拡大し、幼稚園を利用する家庭における就労や育児を一層支援していきます。また、私立幼稚園等では、園が実施する預かり保育の運営費に対して、引き続き補助を実施し、2号認定を受けた保護者の需要に対応できるように適切な環境を整備していきます。

保育園の一時保育については、確保量に余裕があるため、引き続き、より利用しやすい方法等の検討を進めるとともに、利用が集中する時期があることから、利用状況も踏まえ、適切な定員設定についても検討していきます。

ファミリー・サポート・センターや地域子育て交流サロンでの一時預かり事業は、利用者数が増加傾向にあります。引き続き、利用者の利便性向上に努め、家庭における育児を支援していきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
① 量の 見込み	私立幼稚園等 (預かり保育)	46,509	45,524	44,867	44,441	43,907
	認可保育園 (一時保育)	5,938	5,727	5,613	5,522	5,408
	ファミリー・ サポート・センター	5,690	5,488	5,379	5,291	5,182
	地域子育て交流 サロン(一時預かり)	1,980	1,909	1,871	1,841	1,803
	合計	60,117	58,648	57,730	57,095	56,300
② 確保 量	私立幼稚園等 (預かり保育)	91,413	91,413	91,290	91,290	91,290
	認可保育園 (一時保育)	17,580	17,580	17,580	17,580	17,580
	ファミリー・ サポート・センター	5,690	5,488	5,379	5,291	5,182
	地域子育て交流 サロン(一時預かり)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	合計	116,683	116,481	116,249	116,161	116,052
②-① (充足数)		56,566	57,833	58,519	59,066	59,752

⑪ 延長保育事業

必要な量は確保できており、保護者の子育てや就労等の支援に寄与していることから、引き続き一定量を確保し、支援の充実に努めていきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 量の 見込み	認可保育園	728	702	688	677	663
	認証保育所	20	19	19	19	19
	家庭福祉員等	1	1	1	1	1
	合計	749	722	708	697	683
② 確保 量	認可保育園	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
	認証保育所	28	28	28	28	28
	家庭福祉員等	13	13	13	12	11
	合計	1,346	1,346	1,346	1,345	1,344
② － ① (充足数)	認可保育園	577	603	617	628	642
	認証保育所	8	9	9	9	9
	家庭福祉員等	12	12	12	11	10
	合計	597	624	638	648	661

⑫ 病児・病後児保育事業

必要な量は確保できていますが、区内の地域バランスを考慮しつつ、事業者の意向や施設の対応状況等も踏まえながら、区民のニーズに対応できる体制の整備に取り組んでいきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	877	846	829	816	799
②確保量	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
②－①(充足数)	2,639	2,670	2,687	2,700	2,717

⑬ 放課後児童事業

◆放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

平成27年度以降、学齢児童数の増加等による利用者数の増加が続いていたことに伴い、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組み、当面は学童クラブの需要を満たすと想定しますが、今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていくとともに、需要が減少傾向にある地域については、確保量の見直しを行っていきます。

【提供区域：全域】

【各小学校の学童クラブ利用者数の合計】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	2,037	2,083	1,994	1,927	1,885
②確保量	2,095	2,190	2,190	2,190	2,270
②－①(充足数)	58	107	196	263	385

◆放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）

平成28年度から区立小学校24校全校でにこにこすくーるを実施しています。引き続き、学校と連携して、子どもたちの安全・安心な居場所を提供していきます。

【実施校数の合計】

（単位：校）

実施時期 （年度）	1年目 （令和7年度）	2年目 （令和8年度）	3年目 （令和9年度）	4年目 （令和10年度）	5年目 （令和11年度）
南千住地域	6	6	6	6	6
荒川地域	5	5	5	5	5
町屋地域	4	4	4	4	4
尾久地域	4	4	4	4	4
日暮里地域	5	5	5	5	5
実施校数（合計）	24	24	24	24	24

◆総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）

放課後子ども総合プランは、平成28年度から本格実施し、学童クラブの新設等に伴い実施校数を増やしています。今後も、総合的な放課後児童事業の充実に努めていきます。

【実施校数の合計】

（単位：校）

実施時期 （年度）	1年目 （令和7年度）	2年目 （令和8年度）	3年目 （令和9年度）	4年目 （令和10年度）	5年目 （令和11年度）
総合プラン 実施校数	21	21	21	21	21
（一体型）	16	17	17	17	17
（連携型）	8	8	8	8	9

※需要量によっては一体型と連携型を合わせて実施する小学校もあるため、一体型と連携型の合計が総合プラン実施校数よりも多くなっています。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

荒川区内外の幼稚園等に在園する、すべての園児を対象とします。

園児の保護者が園に対して支払う給食費の実費について、低所得世帯や多子世帯を含む全世帯に補助しています。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育・保育無償化の対象とならない満3歳児以上の幼児の保護者を対象としています。

保護者が施設に対して支払う保育料を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

⑯ 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子を支援する事業として必要性が高いため、今後も国の動向に注視しつつ、利用者の声を聴きながら、事業を充実していきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
① 量の見込み	宿泊型	249	250	251	251	253
	日帰り型	106	106	107	107	108
	訪問型	965	967	970	973	978
	合計	1,320	1,323	1,328	1,331	1,339
② 確保量	宿泊型	249	250	251	251	253
	日帰り型	106	106	107	107	108
	訪問型	965	967	970	973	978
	合計	1,320	1,323	1,328	1,331	1,339

⑰ 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

制度開始後の需要予測が困難ですが、国の制度の趣旨を各保育施設と共有し、適切な受け入れ体制を構築していきます。

【必要利用定員】

（単位：人）

実施時期 （年度）		1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
① 必要利用定員総数 （量の見込み）	0 歳児	59	59	59	59	59
	1 歳児	26	23	23	23	23
	2 歳児	18	15	15	15	15
	合計	103	97	97	97	97
② 確保量	0 歳児	77	59	59	59	59
	1 歳児	26	23	23	23	23
	2 歳児	0	15	15	15	15
	合計	103	97	97	97	97
② - ①（充足数）	0 歳児	18	0	0	0	0
	1 歳児	0	0	0	0	0
	2 歳児	△18	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に不安を抱える家庭へ迅速に支援を行い、家庭における適切な養育環境の確保を図ります。

【延べ訪問回数】

（単位：回）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	427	430	433	436	439
確保量	427	430	433	436	439

⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える子どもに対して、生活習慣の形成や学習サポート、相談支援や食事の提供等の子どもの居場所となる場の開設のほか、必要に応じて関係機関同士の連携を図り、個々に応じた支援へつなぐ体制づくりについて検討を進めます。

⑳ 親子関係形成支援事業

これまで区で取り組んできた講座（NPプログラム）を引き続き実施し、乳幼児の保護者に子育ての悩みや関心事を互いに話し合う機会を提供し、親の支援を実施していきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	26	26	25	24	25
②確保量	30	30	30	30	30
②－①(充足数)	4	4	5	6	5

2 社会的養育推進計画における量の見込み

社会的養育推進計画では、その策定要領において、計画の各項目について、地域の現状（資源の必要量の見込み等）を明らかにしたうえで、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載することが求められています。

計画期間における代替養育が必要となる児童数は下表のとおりです。子どもの最善の利益を図るため、養育者や生活環境の継続的・永続的な子どもの育ちの場の保障であるパーマネンシー保障の理念に基づき最大限子どもが家庭の中で育つことができるよう、虐待等に至る前の予防的支援として家庭支援事業をはじめとした各種サービスや地域との連携により、子どもと家庭を支えていきます。

社会的養護が必要な子どもに対しては、子どもの最善の利益を念頭に、里親家庭、ファミリーホームにおける家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設における養育においても個別的なケアを実現するための専門職員の加配やユニットの小規模化等に向けた支援と働きかけを行っていきます。

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
代替養育を必要とする 児童数(人)	46	45	45	45	45
里親等委託が必要な 児童数(人)	6	7	8	9	10
施設で養育が必要な 児童数(人)	40	38	37	36	35
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 利用日数(日)【再掲】	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514
子育て世帯訪問支援事業 延べ訪問回数(回)【再掲】	427	430	433	436	439
養育支援訪問事業 (子ども家庭総合センター実施分) 延べ訪問回数(回)【再掲】	217	218	219	220	221

第6章 荒川区子ども・若者総合計画の 推進に向けて

第1節 計画の推進体制

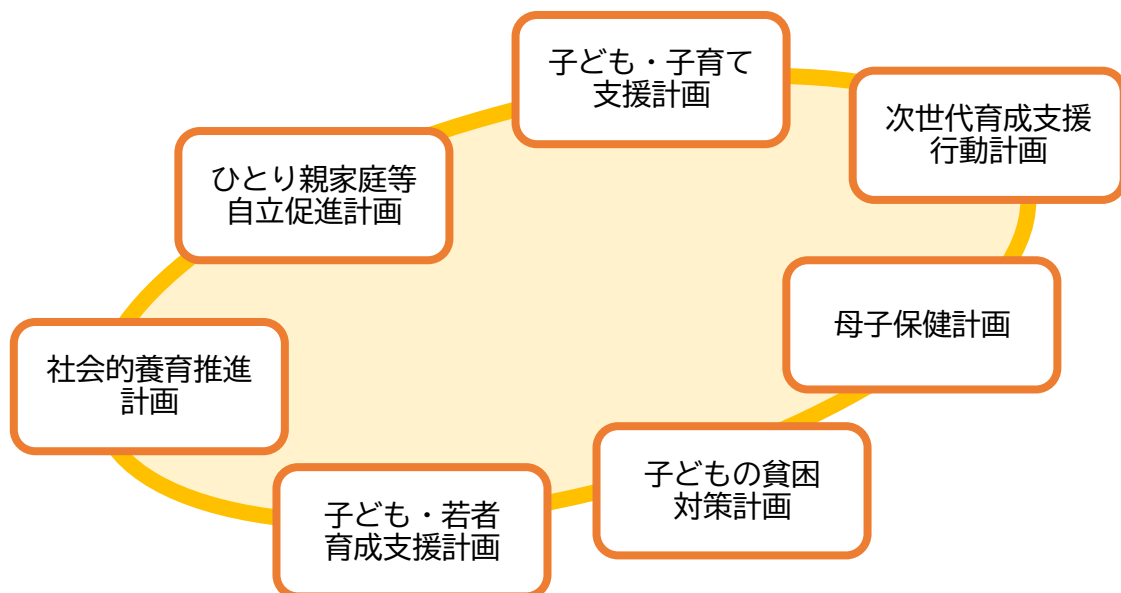
区では地域の皆様のご理解・ご協力をいただき、区における児童相談所の開設などにいち早く取り組み、子どもの権利条例の制定など合わせ、未来社会の守護者としての子どもとそこをご家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。

そのような中で策定される荒川区子ども・若者総合計画を着実に推進し、第5章で掲げた政策・施策を円滑に実施していくには、区と関係機関、地域の皆様との連携が必要不可欠です。

これまでも要保護児童対策地域協議会をはじめ、多くの場で関係機関、地域の皆様と情報を共有し、施策を推進してきましたが、本計画を着実に進めるためには、計画の進捗状況についても広く共有し、管理を行う必要があります。

計画に記載した事業の進捗状況については、子育ての当事者である区民の方や学識経験者、地域団体の代表等の幅広い関係者で構成される「荒川区子ども・子育て会議」で定期的に報告し、進捗の管理を行います。

また、本計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、「子ども・若者育成支援計画」や「社会的養育推進計画」等、子どもや家庭につながる7つの計画を包含する総合的な計画であるため、これまで以上に関係機関同士の連携や地域の皆様との協働を十分に図りながら、取りこぼすことなく事業の推進に取り組みます。



第2節 計画の点検・評価の実施

本計画の基本目標の達成に向け、先述の「荒川区子ども・子育て会議」等の活用により進捗状況を管理するとともに、第5章に掲げた政策・施策により展開される事業や取組について、PDCAサイクルに基づいて定期的に実施状況を点検・評価していきます。

具体的には、毎年前年度の実績確定後、第5章に掲げた政策・施策により展開される事業や取組について、事業や取組ごとに設定している数値目標の達成度などの実施状況を関係部署に調査します。

その結果について、「荒川区子ども・子育て会議」において報告し、順調に取り組まれているか、また、取組が遅れている場合には新たな課題が生じていないか等、点検・評価を行います。

その際に、計画内容と実際の利用状況、整備状況などにかい離がある場合には修正を行うとともに、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年（計画実施から概ね3年目）を目安として計画の見直しを行い、計画の改善を図ります。

また、事業や取組の実施状況等は、「荒川区子ども・子育て会議」の議事録として区ホームページで掲載し、広く区民の皆様公表してまいります。



資料編

1 荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対するパブリックコメント等の実施結果

荒川区子ども・若者総合計画（素案）について、パブリックコメントを実施したほか、子ども基本法に基づき、子どもの意見を聴き、計画に反映するため、区立小・中学校の子どもからも意見聴取を行いました。

（１）荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

①募集期間

令和6年12月11日（水）～12月27日（金） 計17日間

②実施方法

荒川区子ども・若者総合計画（素案）について、区ホームページ、令和6年12月11日発行の区報やSNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）のほか、小・中学校や高校、幼稚園・保育園や民生・児童委員等の子どもの支援に関わる団体への周知を行いました。

意見は、持参、郵送、FAX、電子メールおよび区ホームページにて受け付けました。

③提出意見数

提出意見数 46件（人数21名）

提出意見数		合計	内 訳				
			窓口	郵送	FAX	メール	区HP
全 体 ※		21	1	6	0	5	9
内 訳 ※	子ども （0歳～17歳）	1	0	0	0	0	1
	若者 （18歳～39歳）	6	0	0	0	0	6
	40歳以上	13	1	6	0	4	2

※提出者のうち1名の年齢が不明であったため全体と内訳の合計で異なる箇所があります。

④意見の概要

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		3
計画全般に関する意見		2
計画の具体的な内容に関する意見	地域資源を活用したイベントに関すること	1
	多様性に関すること	5
	子どもの権利擁護に関すること	3
	出産・子育て支援に関すること	4
	保育施設等に関すること	5
	公園・道路等に関すること	2
	ひとり親家庭に関すること	1
	課題等を抱える子ども・若者への支援に関すること	6
その他		14
合 計		46

⑤意見の取扱い

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	6
既に計画に記載している	12
意見・要望として今後の参考にする	28
合 計	46

⑥意見の概要および意見に対する区の考え方

<計画への反映について>

◎：新たに計画へ意見を反映する

○：既に計画に記載

－：ご意見・ご要望として今後の参考にする

<素案に賛成・賛同する>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	ニーズ調査結果から、荒川区の子育てに関して多様なエビデンスデータが明らかになっている。 それをベースに基本理念を定め、4つの基本目標が設定されていることで、とても納得感のある内容になっている。 未来を担う子どもたちの育ちを支える行政の仕事に誇りを持ってこれからも頑張ってもらいたい。	これまでも区では、区民の皆様が安心して過ごせるよう、さまざまな子どもやその家族等を支援する取組を行ってまいりました。いただいた区への期待に応えられるよう、引き続き、皆様に寄り添いながら取組を推進してまいります。	－	－
2	子どもだけでなく保護者に対してのさまざまな利用しやすい支援事業を実施していただき感謝する。利用しやすい事業によって温かい家庭が増え、荒川区に住んでいて良かったと思えるようになると思う。引き続き、子育て支援の強化を期待したい。			
3	現状が表やグラフによって記載されており、分かりやすい。それを見ることで課題などが分かり、今後の取組や施策が見えてくる。			

<計画全般に関する意見>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子ども・若者総合計画全体に対しての具体的な予算額を計画に明記してほしい。	子ども・若者総合計画は、令和7年度から令和11年度まで5年間の計画となっており、全体の予算額を提示することは難しいですが、計画に掲載されている各事業も含めた区全体の予算につきましては、区報や区ホームページ等でご確認いただくことができます。	—	—
2	P D C Aサイクル基づいて定期的に実施状況を点検・評価することについて、より具体的に記載してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、計画第6章第2節「計画の点検・評価の実施」の文言を修正しました。	◎	230

<地域資源を活用したイベントに関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	公園を活用した子どもが自然と触れ合うことのできるイベントを充実させてほしい。	荒川自然公園や宮前公園では、落葉やどんぐりなどを利用したワークショップなど、身近な場所で自然に触れ合うイベントを開催しています。今後も、公園を活用した事業を充実させるとともに、事業の周知方法について検討を進めてまいります。	—	—

<多様性に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	L G B T Qを学校で学ぶ機会をつくってほしい。	東京都教育委員会が作成する人権教育プログラムには「性自認」「性的指向」について示されており、各学校では、その人権教育プログラムを基に、さまざまな人権課題について計画的に学習を進めています。最近では、L G B T Qの当事者や専門家を学校に招き、ゲストティーチャーとして児童生徒に話をする機会を設けるなど、L G B T Qについての理解を深める機会を作っています。	—	—
2	L G B T Qや障がいのある方など、多様性について子どものうちから学べるよう学校教育に取り入れてほしい。	東京都教育委員会が作成する人権教育プログラムには「性自認」「性的指向」について示されており、各学校では、その人権教育プログラムを基に、さまざまな人権課題について計画的に学習を進めています。区では東京都教育委員会の指定を受けた人権尊重教育推進校が研究授業等を通して、L G B T Qや障がいのある方への理解を深めるため、子どもたちへの指導方法等の工夫・改善を行いながら、区内外の学校に向けて研究の成果を発表し、人権教育の推進に努めています。	—	—
3	ふれあい館事業（乳幼児対象）について、聴覚障がいを持つ子どもでも参加できるように、手話によるふれあいの機会があるとよい。	区では、あらゆる世代の区民が交流し、自主的な活動ができる地域コミュニティ施設として「ふれあい館」を管理運営しております。聴覚障がいのある方も参加できるような事業について、いただいたご意見について、可能な限り反映させてまいります。	—	—

4	さまざまな背景を持つ子ども・若者に対して、インクルーシブな環境を提供するための施策が必要である。多文化共生や障がい者支援に関するプログラムの充実を図り、誰もが参加できる社会を目指してほしい。	区ではこれまでも、東京藝術大学音楽学部と連携した、未就学児とその保護者を対象とした親子コンサートの開催や、聞こえる人も聞こえない人も楽しめる手話言語条例制定記念イベントの実施など、障がいの有無などに関わらず、誰もが参加しやすい施策等を実施してまいりました。また、国際交流事業を通じた異文化交流の促進も図ってまいりました。 さらなるインクルージョンの推進に向け、今後ともさまざまな背景を持つ子どもや若者が気軽に参加でき、楽しむことができるイベント等の充実を図り、多様性への理解を深めてまいります。	—	—
5	特に日暮里地域では日本語学校も多く、外国人が急増していると実感しており、日本語の習得に悩んでいる子どももいる。また、災害時の外国人学生への支援なども必要であり、外国語を母語とする子どもへの支援計画をつくるべきと考える。	区では、ハートフル日本語適応指導事業として、各区立小中学校・幼稚園等に在籍する日本語指導が必要な子どもに対し日本語の初期指導等を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援しております。 また地域防災計画において、外国人に対する防災意識の普及・啓発や、避難者への支援体制の構築等について定め、災害時の外国人支援対策を進めています。	○	128

<子どもの権利擁護に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	保育の現場や学校で働く先生に 子どもの権利について学ぶ機会 をつくってほしい。	区では、リーフレットやパネル 展、区報や区ホームページ、ＳＮ Ｓなどのさまざまな方法で子ど もの権利についての周知を行っ ております。今後も、講演会等の 開催や研修への支援等により、保 育士や教職員の皆様にも子ども の権利について学んでいただく 機会を創出してまいります。	◎	129
2	令和５年度に子どもの権利条例 が施行されたことに伴い、子ども の最善の利益を追求するという 観点から、子どもの権利を尊重し た学校環境の整備を行う施策が 必要ではないか。具体的には、子 どもの権利に関する教職員への 研修、自治的な活動を通して子ど もの声に応えていく学校づくり などが必要であるとする。	区においても、子どもの最善の利 益を追求するという観点から、子 どもの権利を尊重した学校環境 の整備は重要であると考えてい ます。「荒川区子どもの権利条例」 の制定に伴い、令和６年度には、 荒川区の全区立幼稚園、全区立 小・中学校の教員を対象に子ども の権利に関する講演を行い、全教 員が子どもの権利に関する理解 を深めました。今後とも機会を捉 え、本条例への教職員の理解を促 進することで、よりよい学校づく りに反映してまいります。	◎	129
3	子どもの声を区政に生かす取組 を充実してほしい。 具体的には、「荒川区子ども議会」 について、各学校の生徒会等と連 携して生徒からの提案や対話を 行う場にし、行われた議論を教育 委員会等において、区政や学校環 境に反映することを検討する機 会を作ってはどうか。また、「子ど もの意見聴取の推進」について、 子どもの意見聴取の方法等をま とめた実践的な手引きを子ども とその保護者、学校等向けに作成 し、公開してはどうか。	子ども議会については、これまで 区と教育委員会、学校で、時期や 方法等を調整し、開催してまいり ました。今後はいただいたご意見 や子ども議員からのアンケート、 他の自治体の開催事例なども参 考にしながら、どのような形で開 催するのがより効果的なのか検 討を進めてまいります。 また、子どもの意見聴取における 手引きの作成については、いただ いたご意見や他自治体の取組も 参考としながら、効果的な意見聴 取の方法を検討していきます。	—	—

<出産・子育て支援に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	地域子育て支援拠点事業について、利用者が自分の子どもとの関わり方を学ぶ機会としてとてもよい事業である。子育て中の保護者が気持ちのリフレッシュができると子どもとの向き合い方が変わると思う。	地域子育て支援拠点事業は、在宅育児家庭の親子同士が地域で交流しながら、安心して子育てできる環境づくりに大きく寄与する取組であると区も認識しております。引き続き、質の高い地域子育て支援拠点事業を運営できるよう努めてまいります。	○	157
2	女性が出産に前向きになれるよう、病院と連携しながら出産できる環境をよりよくするための具体的支援を行ってほしい。	区では妊娠中の皆様が安心して出産を迎え、子育てができるように、助産師または保健師による「ゆりかご面接（妊婦面接）」を行っており、その中で無痛分娩や産後ケアなど出産病院に関する情報提供をしています。 今後も、妊娠前や妊娠中の方が、出産や子育てに関する知識や情報を入手し、不安なく子育てに臨めるよう、社会的資源等の情報周知方法を拡充するなど、引き続き、必要な支援を積極的行ってまいります。	○	144 ・ 146 ・ 147

3	産後ケア事業について、利用施設の多くが区外にある。また、区内施設を利用しようと問い合わせた際に対応が悪く、利用を諦めた。利用施設の実態の把握をしてもらうとともに、区民の利便性の向上につながる取組をしてほしい。	産後ケア事業につきましては、事業の趣旨から、利用者およびお子さんの安全性の確保に十分配慮する必要があることから、国のガイドラインにのっとった内容で実施が可能な施設等に委託しています。 お問い合わせいただいた際の対応については、区として指導し、ご利用いただきやすい環境づくりに努めてまいります。また、今後の実施場所の拡充に関しましては、区外も含め、利用者の利便性を加味しながら新規開拓に取り組んでいきます。 また、施設等の実態把握につきましては、毎年度事業の実施状況を書面で確認するとともに、随時施設等の視察等により行っておりますが、今後も、利用者や対象となる方々の意見を聞く機会を増やすなど、実態把握に努めてまいります。	○	145
4	地域子育て支援事業（親子ふれあい入浴）について、区内の小学校に通う子どもを対象にしていると聞いているが、障がいがあることを理由に区外の小学校に通わざるをえない子どもについても対象になるようにしてほしい。	地域子育て支援事業（親子ふれあい入浴）の入浴券配布につきましては、障がいの有無に関わらず、荒川区民であれば区外の学校に通っている小・中学生も対象となっておりますので、親子のふれあいの機会としてぜひご活用ください。	○	160

<保育施設等に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	保育園民営化に反対である。保育の質を向上させるために現場で働く保育士の環境改善に力を入れてほしい。	区立保育園については、地域の核となる拠点園以外の区立保育園を順次民営化し、民営化により得られる財源や人材を活用して拠点園の機能強化を図るなど、多様化する保育ニーズに対応する体制を整備していく予定としています。 合わせて、国や都の施策を活用した保育士の処遇改善に取り組んでいるほか、区独自に奨学金制度を設けるなど、保育士の環境改善を図っています。また、区内保育士を対象とした研修、保育園相互の見学など学びの機会を確保することで区内の保育の質の向上に取り組んでいます。	—	—
2	マンションの増加などにより区内移住者が増え、近隣の保育園の入園倍率が上がった。保育園の入園審査において、区の在住歴が長い方が優先的に受かりやすくなるような仕組みとなるよう見直しをしてほしい。	保育園入園の利用調整に当たり、同一指数・同一優先順位となった際、荒川区の在住歴が長い方を優先する措置を行っています。	—	—

3	保育園において、オムツのサブスクの導入や保護者が手作りで布団カバーを作ることの廃止など保育園利用者のニーズを踏まえた取組をしてほしい。	オムツのサブスクについては、保護者がオムツを園へ持ち込まずに、保育園において利用でき、保護者の負担軽減の観点からメリットがあることは認識しております。一方、園児の利用枚数によっては保護者の経済的負担が増える可能性もあるほか、各保育園における発注や在庫管理などの業務増も懸念されます。今後も他区や区内保育園の状況などを注視しつつ、利用者のニーズに応じた対応を検討してまいります。 また、保育園の布団カバーなどの保護者への負担についても、利用者のニーズや各保育園の状況等を踏まえ、保育園における限られたスペースの中でコットの収納が可能であれば、順次切り替えるなど、負担軽減への取組を検討してまいります。	—	—
---	--	---	---	---

4	保育の質の確保と向上のため、区が（仮称）「あらかわの子どもの姿」を策定し、各保育園が子どもの育ちのイメージを共有できるようにしてほしい。	区では平成28年3月に、区内すべての保育・教育施設で子どもたちの育ちを保障するために「荒川区就学前教育プログラム」を策定しました。区内すべての保育者と小学校に本プログラムを配布し、区内の保育従事者を対象にプログラム活用についての研修を行うとともに、公立園における保育実地見学会等の実施や理念の共有により、保育の質の向上に努めているところです。本プログラムについては、この間の保育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、令和7年度に本格的な改訂を予定しています。この改訂に合わせ、改めて区内すべての保育施設が本プログラムの内容を学び、共通の認識の下で保育の質の確保と向上に取り組む機会を設けてまいります。	—	—
5	1歳児から11時間保育を利用する子どもが増加しており、安心して保育園を利用できる環境を整備するため、補助員を含む人員体制の確保をお願いしたい。	区では保育標準時間、延長保育実施にあたってそれぞれ補助金を支出しており、これらの経費を活用して必要な体制を確保するよう努めております。補助金の内容については、引き続き、国や都、他自治体の状況も踏まえ検討してまいります。	—	—

<公園・道路等に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	都電沿いの歩道を広げてほしい。	都電通りは、東京都が整備している都市計画道路です。現在、荒川遊園通りから西側の都電通りについて東京都が拡幅整備のための用地取得を推進しており、拡幅整備後は都電通りの南側の白線で区画されている路側帯が、車道と明確に区分された幅員2.5メートルの歩道として、都電通りの北側は幅員2.5～5.5メートルの歩道として整備されることになります。区といたしましては、早期の整備を東京都に対して働きかけてまいります。	—	—
2	あらかわ遊園や公園などで歩きタバコをしている人がいるので、厳密に対処するなど、歩きタバコへの対応を強化してほしい。	あらかわ遊園や公園における喫煙は、全面禁煙としており、禁煙に関する掲示物の設置や巡回などを実施しています。また、施設周辺の路上においても、啓発指導員およびパトロールカーによる巡回指導により喫煙マナーの向上を図っています。今後も、より効果的な喫煙への対応を実施してまいります。	○	162

<ひとり親家庭に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	ひとり親家庭の貧困対策に力を入れてほしい。	区ではひとり親家庭の暮らしの悩み等の相談を受け、問題解決のお手伝いをすることや、安定した収入が得られるよう、仕事探しや資格取得についての支援、育児や家事を援助するためのヘルパー派遣の実施など、それぞれの家庭の状況に応じて、支援策を組み合わせながら、ひとり親家庭の支援を行っております。また、ひとり親家庭の生活の不安の軽減につながるよう、ひとり親家庭を対象としたフードパントリーを実施している団体に対し、食材費の補助を行うとともに、フードパントリーの会場に区の職員が出向き、個別相談を受け付けております。今後も、ひとり親家庭への支援策の充実について検討してまいります。	○	182 ・ 183 ・ 184

<課題等を抱える子ども・若者への支援に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子どもや若者のメンタルヘルスに対する支援が不可欠である。カウンセリングサービスや心の健康に関する啓発活動を強化し、早期発見・早期対応ができる体制を整えることが重要ではないか。	子どもや若者からの相談を受けたときには、関係機関との連携や、専門医による精神保健相談等も活用し、こころの病気の早期発見、早期治療できる体制づくりを進めてまいります。そして、こころの病気やSOSのサインを見逃さないように、子どもから大人まで参加出来る講演会を実施し、メンタルヘルスについても広く普及啓発しています。 また、区では、若者が抱えるさまざまな悩みの相談を受け、適切な支援機関につなげる相談窓口「わっか」を開設しております。今後も、同事業の周知や、気軽にご相談いただける環境づくりにより、メンタルヘルスへの支援を必要とする若者の早期発見・早期対応が可能な体制づくりを整備してまいります。	○	147 ・ 198 ・ 203 ・ 205 ・ 207
2	学校に配置するスクールソーシャルワーカーについて、令和7年度からの増員にあたり、人材の確保と育成をお願いしたい。	スクールソーシャルワーカーの人材の確保については、ハローワークへの求人広告掲載や、関係機関等への求人周知を早期に行いつつ、区ホームページでも公募を行い、子どもたちに寄り添えるスクールソーシャルワーカーを採用したいと考えております。 また、専門知識や経験が豊富な福祉分野等の専門家をスーパーバイザーとして招き、計画的に研修会等を実施しながら、スクールソーシャルワーカー全体の質の向上を図ってまいります。	○	136 ・ 170 ・ 171

3	不登校児童・生徒の保護者はスクールカウンセラーに相談しながら解決方法を探している。「あらかわひきこもり支援ステーション」について学校への周知を強化するなど関係機関同士が連携しながらひきこもり対策を行ってほしい。	あらかわひきこもりステーションはひきこもりの当事者やその家族等からの相談に対し、専門の相談員がそれぞれが抱える課題を解きほぐしながら必要な支援機関につなげるコーディネート機能をその大きな役割としています。その中で当事者が就学期の場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を行う教育センターや児童相談所の機能を持つ子ども家庭総合センターと連携することにより、当事者やその家族等の要望や状況等を勘案した最も適切な支援を行うことができる体制を構築しているところです。引き続き、学校への周知や関係機関相互の連携・協力体制の下、総合的なひきこもり対策に取り組んでいきます。	○	171
4	不登校児童・生徒が自宅以外で過ごせる場所が多くあるのはとてもよい。引き続き、他自治体を参考にしながら、多種多様な居場所づくりを進めてほしい。	区内には、カフェや鮮魚店などの地域の店舗のご協力により実施している子ども食堂や、スポーツイベントに参加する子どもの居場所など、多種多様な子ども食堂および子どもの居場所があります。また、不登校児童・生徒がインターネット上の仮想空間を利用する取組も行っております。今後も、他の自治体の取組を参考にしながら、居場所づくり事業を進めてまいります。	○	177 ・ 178

5	不登校の子どもの支援に関して、不登校初期段階の子どもやその保護者に対する支援が位置づけられていないように思う。「不登校支援ガイドライン」にある不登校の子どもや保護者への支援事業を計画に位置づけつつ、子どもの相談機関となる事業について検討してほしい。	不登校初期段階の子どもやその保護者に対する支援を含め、不登校児童・生徒やその保護者への支援につきましては、「不登校支援ガイドライン」に位置づけて適切に実施しているところです。 また今後も、「荒川区学校教育ビジョン」の推進目標等にのっとり、学校や地域、関係機関とも十分な連携を取りつつ、いただいたご意見も参考とさせていただきながら、課題解決に取り組んでまいります。	—	—
6	P 1 7 9に記載の「学習支援事業（学びサポートあらかわ）」について、どのような点で支援が必要な子どもを対象としているのか、明確でないように思われる。 「支援が必要な子ども」の前に、具体的に「学力向上」や「生活の支援」等の文言を入れてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、「学習支援事業（学びサポートあらかわ）」において、支援が必要な子どもについて、具体的な文言を記載することといたしました。	◎	1 7 9

<その他>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	「子ども・若者ビジョン」における若者の定義（中学生から施策によっては、40歳未満まで）に合わせて、「わかもの就労サポートデスク」の対象年齢を44歳以下から39歳以下に見直しをしてほしい。	わかもの就労サポートデスクの対象年齢については、開設当初は40歳までの方を対象としておりました。しかし、30代半ばから40代半ばのいわゆる就職氷河期世代の多くが非正規雇用で働いているという状況であり、こうした世代に対してもきめ細かくに支援していく必要があることから、令和2年度から就職氷河期世代を含めた概ね44歳以下に対象年齢を拡大しました。	—	—
2	第4章第2節のニーズ調査結果について、グラフの縮尺をそろえてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、できる限りグラフの縮尺を揃え、体裁を整えましたが、見やすさを優先させるために従来通りの表記とさせていただいている箇所もあります。	◎	64 ～ 109
3	さまざまな立場の子どもの不安や悩みに対して、大学生世代の若者が相談を受け、非行防止につなげられるようなBBS（青年ボランティア団体）の組織が荒川区内にできたら、相談場所をゆいの森あらかわに設けたらどうか。	いただいたご意見を踏まえ、今後BBSの活動場所等のご相談があった場合は、区として対応を検討してまいります。	—	—
4	産後体調を崩していたが、荒川区の子育て支援のおかげで、助かったので感謝している。	これまでも区では、区民の皆様が安心して過ごせるよう、さまざまな子育て支援の取組を行ってまいりました。 引き続き、皆様に寄り添いながら取組を推進してまいります。	—	—

5	日本は、性教育後進国と言われていることもあり、 子どもの性教育について力を入れてほしい。	区では、各区立小中学校・幼稚園等での授業や保育園での実践事例集の全園周知等により、生命（いのち）の安全教育を行っています。また、一部の中学校でエイズ予防の講演等を行う等性教育の充実を進めているほか、保育士向けの「子どもの人権」をテーマとした研修の実施等により、性的虐待を含めた不適切保育の防止につなげています。今後も、子ども一人ひとりが自分の体や生命（いのち）を大切にしようとする気持ちを育てるとともに、性教育の充実を図ってまいります。	—	—
6	子どもの性虐待の報道もあり、文部科学省も命の安全教育を推奨していることから、幼児期からの性教育を地域ぐるみで推進することについて、計画に盛り込むべきと考える。			
7	義務教育無償化のために、学用品を無償化してほしい。	区では、東京都の制度を活用し、学校給食の無償化を行っています。また、区立学校における学用品等のうち、補助教材の一部や遠足・修学旅行費用等について公費負担を実施することにより、保護者負担の軽減を図ります。	—	—
8	「あらかわキッズ・マザーズコール24」の事業名称について、母親が子育ての中心であるというジェンダーロールの強要につながるため、事業名称を変更すべきである。	いただいた意見を踏まえ、事業名称の変更に向けて準備を進めてまいります。	◎	137 ・ 147

9	子ども・若者を大切にするという観点からも、気候危機などの環境問題に対して力を入れてほしい。	区では、平成20年に「荒川区環境基本条例」を、令和5年に「荒川区地球温暖化対策推進条例」を制定し、気候問題をはじめとした環境問題に対して、さまざまな取組を進めてきました。また、気候変動に伴う大規模水害の発生に備え、避難場所運営訓練の実施や荒川区防災地図（水害版）を活用した区民等への避難場所、避難方法等の普及啓発等の大規模水害対策を推進するなど、防災の面からも取組を進めています。今後も、さまざまな年代の方々に、関心を持っていただき、当事者意識を持って行動していただけるような施策を行うなど、環境問題に対する取組を推進していきます。	—	—
10	第5章で示す事業の重点事業について、定量的な目標だけでなく内容や質・その取組によってどのような改善が見られたのかなどの定性的な目標の記載があるとよい。	重点目標の事業においては、数値で表すことができない目標があるものと考えており、いただいたご意見は今後計画の実施状況を点検・評価していく際の参考とさせていただきます。	—	—
11	第5章で示す事業について、どの事業をどの担当課が行っているかが分かりにくいので、示し方を工夫したらどうか。	第5章でお示ししている事業の中には、複数の所管で連携して進めている事業や、今後計画を進める中で体制を検討する事業等も含まれており、担当課を並列して記載しました。	—	—

12	第4章第2節のニーズ調査結果において、18～39歳の対象に既婚・未婚など属性関係なくすべて含まれており、実態が見えにくい。ひきこもりの状況を問う項目についても在宅勤務や子育て中の場合なども含まれており、引き出したい情報が分からない。	18～39歳の若者への調査は今回初めての試みでした。次回の調査については、今回の調査で見えた課題やいただいたご意見も踏まえて質問項目や集計方法の検討を進めてまいります。	—	—
13	里親の認定について、経済的要件（一定の収入があること）を緩和してはどうか。里親の認定要件に当てはまらなかった方には、ショートステイ事業の協力家庭やフレンドホームを積極的に勧めてほしい。	子どもの適切な養育のためには、里親の認定にあたり一定の収入は必要であると考えています。里親としての登録が難しい方に、協力家庭やフレンドホームなどで短期間の養育をお願いすることは、温かみのある家庭的な環境の中での養育を推進していくという観点からも重要なことであると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、里親だけではなく、さまざまな社会的養育についてもご案内してまいります。	—	—
14	子どもの愛着が育てられるのは早ければ早いほどよい、と考える。パーマネンシー保障のためにも、里親家庭に養育を依頼する子どもの年齢の引き下げについて検討してほしい。	里親家庭に養育を依頼する子どもの年齢に制限はありません。今後も、パーマネンシー保障の理念に基づきながら、子どもにとっての最善となる養育先が確保されるよう努めてまいります。	○	185

(2) 荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対する区立小・中学校の子ども意見聴取の実施結果

①募集期間

令和6年12月11日（水）～12月27日（金） 計17日間

②実施方法

荒川区子ども・若者総合計画（素案）のうち、子どもに特に関係する「基本目標1」について、区立小学校5年生および区立中学校2年生の子どもから意見を聴取しました。

③提出意見数

提出意見数 1,773件（人数 1,702名）

<内訳>

小学5年生 1,018件（人数 964名）

中学2年生 755件（人数 738名）

④意見の概要および意見の取扱い

<小学5年生>

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		491
区への期待など		34
計画全般に関する意見		93
計画の具体的な内容に関する意見	子どもの権利に関すること	124
	子どもの居場所に関すること	64
	地域との交流に関すること	11
	子育て支援に関すること	3
	公園に関すること	52
	安心・安全な街づくりに関すること	35
その他		28
特になし		83
合 計		1,018

<小学5年生>

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	53
既に計画に記載している	189
ご意見・ご要望として今後の参考にする	776
合 計	1,018

<中学2年生>

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		365
区への期待など		13
計画全般に関する意見		30
計画の具体的な内容に関する意見	子どもの権利に関すること	85
	子どもの居場所に関すること	23
	地域との交流に関すること	5
	子育て支援に関すること	3
	公園に関すること	23
	安心・安全な街づくりに関すること	7
その他		84
特になし		117
合 計		755

<中学2年生>

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	50
既に計画に記載している	72
ご意見・ご要望として今後の参考にする	633
合 計	755

⑤意見の概要および意見に対する区の考え方

<計画への反映について>

◎：新たに計画へ意見を反映する

○：既に計画に記載

－：ご意見・ご要望として今後の参考にする

【小学5年生】

<主な区への期待など>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	さまざまな取組を作ってくれて感謝する。いろいろな目標を作ることによって安心して生活していけると思う。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	－	－
2	この計画が上手くいけば、子どもが荒川区に住みやすくなりよいと思う。これからの荒川区の明るい未来が増えていくことを楽しみにしている。			
3	この計画はよいと思う。子どもの未来のためにこれからも全力で取り組んでくれるとありがたい。応援している。			

<主な計画全般に関する意見>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	このような計画があることを初めて知った。荒川区子ども・若者総合計画を知ってもらうために、ポスターを作ったり、図書館に置くなどして、さまざまな年齢の方に知ってもらうとよいと思う。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきましたが、お知らせが十分ではなかったことがみなさんからのご意見で分かりました。今回いただいたご意見を踏まえ、荒川区子ども・若者総合計画については、ゆいの森あらかわや区立図書館に置いたり、区ホームページに載せたりして、区民のみなさんに見ていただけるようにします。 荒川区がよりよいまちとなるよう区も頑張りますので、みなさんもお協力をお願いします。	—	—
2	知らないところで大人が子どものために助けたり、サポートしてくれていて、子どもが安全に暮らせるようにしてくれていることを初めて知った。感謝している。			
3	区が、子どもが楽しく過ごせるように、嫌な気持ちにならないように考えてくれている事を初めて知った。感謝している。			
4	区が、子どものことをよく考えて安全に過ごせるようにしてくれているのだと知ってうれしかったし、とても心強いと思った。			
5	区が、子どものことをすごく考え、安全・安心のことなどを考えていてうれしかった。			

<子どもの権利に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子どもに関することについて、子どもの意見を聞くことはよいと思うので、今後も、子どもへアンケートするなどして、意見を聴いてほしい。 【ほか、1件】	区では、子どもの意見を聴いて、区の取組に生かしていくために、子ども議会や子どもの意見聴取について、よりよい方法を検討してまいります。	○	135
2	子どもの権利を知ってもらうために、ポスターなどを作るとよいと思う。 【ほか、47件】	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。いただいたご意見を踏まえ、新たにポスターを作成するなど子どもの権利を知るために、よりよい方法を検討してまいります。	◎	129
3	子どもの権利について、ゆいの森やリサイクルセンターなどの区の施設を活用してスタンプラリーなどを行ったらよいと思う。	区では、子どもの権利について、リーフレットやパネル展、イベントのほか、区報や区ホームページ、SNSなどを活用し、お知らせしてきました。スタンプラリーなどいただいたご意見も含め、子どもの権利を知る機会や考える機会について、検討してまいります。	○	129
4	子どもの権利について、区報J r.に掲載し、知ってもらうのはどうか。	区では、区報J r. 令和5年11月号で子どもの権利の特集記事を掲載し、子どもの権利についてお知らせしました。 今後も、区報J r.を含めたさまざまな区のお知らせを活用して、子どもの権利について知る機会や考える機会をつくってまいります。	○	129

5	子どもの権利について知らなかったのもので、子どもの権利についての授業があるとよいと思う。	区で独自に作成している中学校社会科副読本に、令和6年度から「荒川区子どもの権利条例」を掲載し、授業で子どもの権利について学習できるようにしています。また、小学校の社会科副読本には、令和7年度以降に掲載する予定です。	—	—
6	年齢関係なく、人権について学べる機会などがあればよいと思った。	区では、子ども・若者向けの取組として、小中学生を対象とした人権教室等を行うほか、すべての方を対象とした「みんなで考える人権講座」を実施しており、今後も、多くの方に人権について知る機会をつくってまいります。	○	127 ・ 130 ・ 131
7	いじめや虐待等がないように、展示会などで啓発を図るほか、子ども自身が相談しやすいような環境整備等を行うことで、被害にあっている子の早期発見・支援策に力を入れてほしい。 【ほか、4件】	区では、いじめや虐待等がないように、子どもの権利についてのリーフレットやパネル展等による啓発活動を行っています。また、困りごとや悩みごとについて、電話やメール、SNSで相談できる窓口の設置や各学校でのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携による課題解決に向けた支援など、子どもが相談しやすい環境の整備や被害にあっている子どもの早期発見・早期対応に取り組んでおり、引き続き、いじめや虐待の未然防止や支援の強化を進めてまいります。	○	136 ・ 137

8	悩みごとや困りごとについて、LINEなどのSNSやメールで相談できるとよいと思う。 【ほか、4件】	区では、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、LINEなどのSNSやメール等によるさまざまな相談窓口を開設してきましたが、みなさんのご意見を踏まえ、この計画に子どもの相談窓口一覧を掲載しました。 困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	◎	302 ～ 304
9	子どもが困ったり、悩んだりした際の相談について、スマホをもっていない子でも相談できるような工夫が必要なのではないか。 【ほか、6件】	各区立小中学校・幼稚園等では、スクールカウンセラーや教職員がみなさんとの良好な人間関係を築き、直接会うことでも安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。子ども家庭総合センターやひろば館等にいる職員に気軽に相談してください。	—	—
10	具体的にどのようなことが虐待やいじめにあたり、どのように防ぐのか詳しく学べる機会があるとよいと思う。 【ほか、5件】	区では、区報や区ホームページ、パネル展等による虐待予防の啓発活動を行っています。その際には、具体例も含めて確認できるよう工夫しています。また、すべての区立小中学校では、定期的にいじめのアンケートを実施したり、いじめ防止のための授業を行っており、引き続き、いじめや虐待をなくすための取組を進めていきます。	—	—

1 1	保護者からの虐待を防ぐためにも、保護者のカウンセリングなどが行えたらよいと思う。また、その他の虐待の原因も調べ、その原因を解決するための支援を行うとよいと思う。	保護者による児童虐待の一因に、保護者の心の状態が不安定であること等が考えられることから、区では、小さな子どもがいるご家庭への訪問や電話・面接による相談支援などにより、保護者の心のケアを行っています。また、虐待相談等の際には、保護者の面談を行い、必要な支援につなげるなど、原因の解決につなげています。引き続き、いじめや虐待の未然防止に努めてまいります。	○	1 4 6 ・ 1 4 7
1 2	区の施設に、子どもや大人がいつでも相談できる場所があると思う。 【ほか、24件】	各区立小中学校・幼稚園等では、スクールカウンセラーや教職員がみなさんとの良好な人間関係を築き、安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。 そのほかに区では、学校や家庭での子どもの困りごとなどに専門家が電話やメールで相談にのり、解決の手助けを行う「あらかわ子どもほっとらいん」や、悩みを抱える若者がメールやLINEなどで気軽に相談できる窓口「わっか」、ふれあい館などで相談できる「出張わっか」、子ども家庭総合センターなど、さまざまな相談窓口を開始しています。この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、ご確認ください。 今後も引き続き、いつでも相談できる環境づくりを進めてまいりますので、困ったり、悩んでいる場合は、ぜひ区施設の職員に相談してください。	○	1 3 7 ・ 1 9 8 ・ 3 0 2 ～ 3 0 4

13	学校などで、月1回アンケートを実施するなど、子どもの悩みを打ち明けられる環境があるとよいと思う。 【ほか、1件】	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施していますが、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。	—	—
14	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、学校に1つ、意見箱を設置したらよいと思う。 【ほか、2件】	また、この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。		
15	スクールカウンセラーのことを知らない人が多いと思うので、お知らせを行った方がよいと思う。 【ほか、1件】	スクールカウンセラーは現在、各区立小中学校を週2回および幼稚園・こども園を月1回定期巡回し、子どもや保護者の面談等によるさまざまな教育相談対応を行っています。 区ホームページや教育相談の案内しおりのほか、学校だより等でスクールカウンセラーについてお知らせするとともに、みなさんが安心して相談しやすい環境づくりにも努めてまいります。	—	—
16	学校に、いつでも相談できるよう、スクールカウンセラーや相談室を増やした方がよいと思う。 【ほか、13件】	スクールカウンセラーは現在、各区立小中学校を週2回および幼稚園等を月1回定期巡回し、電話や対面、オンラインにより、子どもや保護者からの相談体制を整えています。 また、子どもが安心して相談ができるよう、各区立小中学校・幼稚園等では相談室の雰囲気づくりやスペースの確保等を行っており、今後も、安心して相談しやすい居場所づくりに努めてまいります。	—	—

<子どもの居場所に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	いじめや虐待にあった子どもが逃げられたり、隠れられたりして、安心して過ごせる施設があるとよいと思う。 【ほか、2件】	区には、虐待などを受けている子どもが安全に家へ帰れるようになるまでの間、安心して生活できる区の施設があります。	—	—
2	学校の中に、ゆっくり過ごせたり、自習できたりする場所があるとよいと思う。 【ほか、2件】	各区立小中学校の中には教室以外にも学校図書館や相談室などをはじめ、みなさんの状況に応じて落ち着いて過ごせる空間を各校が工夫して用意していますので、先生とも相談しながら安心して活用してください。	—	—
3	友達と時間を過ごせる場所で、社交性や協働力を高められる経験ができるとよい。	子どもが集まり交流する場として、子どもの居場所があります。子どもの居場所では友達、地域の方々やボランティアの方々との交流を通じて、社交性等を高める経験ができる機会を設けています。子どもの居場所について知りたい時は、まずは、区ホームページでご確認ください。	○	177
4	いろいろな体験や学習ができたり、友達と遊べたりする、安心して過ごせる場所がたくさんあるとよいと思う。 【ほか、33件】	区には、放課後などに安心して過ごせる場所として、さまざまな遊びや制作体験等ができるようプログラムを実施しているひろば館やふれあい館があります。居場所として利用したいときには、いつでも来館してください。また、にこにこすくーるも放課後に友達と一緒に遊ぶことができます。ぜひ、ご利用ください。	○	122 ～ 125

5	ゆっくりできたり、考え事ができるなど、安心して過ごせる居場所が増えると思う。 【ほか、14件】	ひろば館やふれあい館は0～18歳までの子どもがいつでも来館できる施設です。来館した子どもが安心して安全に過ごせるよう、ゆったりと過ごせる場所など環境を整えています。 また、区立図書館でも、ゆっくりと読書等が楽しめるスペースがありますので、ぜひご利用ください。	○	125
6	スポーツ施設を大人だけでなく、子どもも利用できるようにしてほしい。 【ほか、5件】	スポーツ施設につきましては、トレーニングルームを除き、子どもも利用できます。また、さまざまな子ども向けスポーツ教室も行っており、多くの子どもにご参加いただいています。 今後も引き続き、子どもたちもご利用いただきやすいスポーツ施設となるよう努めてまいります。	○	125 ・ 162
7	図書館について、幼稚園児から高校生までの欲しい本のアンケートなどを実施すれば来る機会が増えると思う。	区立図書館では、イベントなどの機会を生かした欲しい本のアンケートの実施を検討してまいります。また、漫画や雑誌など、対象にならないものもありますが、本のリクエストも受け付けています。区立図書館ホームページか貸出カウンターでお申し込みください。	—	—
8	図書館に本を読めるスペースをもっと増やしてほしい。	区立図書館では、大規模改修など大幅なレイアウト変更の際に、スペースの工夫やいすを増やすことで、本を読めるスペースの確保に努めております。	—	—

<地域との交流に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	多世代の人や区内の他の地域の人と交流できる場所やイベントなどがあるとうれしい。 【ほか、7件】	区では、ふれあい館で、多世代が交流することができるおまつりイベントを実施しているほか、地域のイベントに参加し、地域の方々と交流しています。また、キャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室、スポーツイベントなど、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントも開催しています。今後も、区報や区ホームページ、SNS等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	122 ～ 125 ・ 162
2	外国人と交流する機会を増やしてほしい。	区では、荒川区国際交流協会と連携し、日本人と在住外国人が交流できるさまざまなイベント等を開催しています。今後も、イベントをお知らせし、より多くの子どもたちにも参加いただけるよう工夫してまいります。	○	127
3	体験行事などがたくさんあると地域の人と交流を深められてよいと思う。	中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。また、あらかわの伝統技術展、荒川区文化祭等の伝統文化や芸術に触れることができるイベントも開催しています。今後も、区報や区ホームページ、SNS、スクリレ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	123 ～ 125

4	学校や社会科見学でいろいろな人と交流できる機会を作ったらどうか。	各学校では、主に「生活科」「社会科」「総合的な学習の時間」等において、地域のことを調べたり、地域の方との交流を図っています。また社会科見学では、社会科の学習内容と関連する区内外の施設を見学するなど、実感をもった学びの機会をつくっています。	—	—
---	----------------------------------	---	---	---

<子育て支援に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	若くして子育てをしている家庭への支援を行った方がよいと思う。	区では、小さな子どもがいる家庭への訪問や電話・面接による相談支援などにより、若い方も含めてすべての保護者に対して、子育てに関する支援を行っています。今後も、子育てへの不安や悩みの解消や、保護者が必要とする子育て支援へつなげる取組を行ってまいります。	○	144 ～ 160
2	障がいがある子どもやその家族のために、子どもやその家族への支援をすればよいと思う。	区では、たんぽぽセンターでの子どもの発達に関するさまざまな支援や、ご家庭に看護師を派遣して子どもやその保護者の負担を軽減するなど、さまざまな取組を行っております。引き続き、家族のお世話をする子どもの支援を含め、子どもやその保護者が安心して生活できるよう取り組んでまいります。	○	170 ・ 172 ～ 174 ・ 176

3	子どもの面倒を見てくれたり、子ども同士や、子育て中の保護者が交流できる場所があると、保護者もゆっくりできてよいと思う。	区内に24か所ある子育て交流サロンでは、0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者同士の交流とつながりを持つ場となっています。また、子育て交流サロンや保育園の一部では、一時預かりや一時保育を実施しており、両親のリフレッシュ等にも利用されていますので、ぜひご利用ください。	○	157
---	---	--	---	-----

<公園に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	自然や緑に囲まれた公園などを増やしてほしい。【ほか、8件】	区では、「荒川区みどりの保護育成条例」に基づいて自然や緑があふれるまちづくりを進めており、近年では、宮前公園を新たに整備し、自然を身近に感じられる場所として、多くの区民の方に親しまれています。 今後も、みなさんが日常生活の中で自然を感じることができるよう、南千住や町屋にも新たに大きな公園を整備するなど、これからも自然や緑の確保に努めてまいります。	○	162

2	公園について、ボールが使えるなどの規制緩和や遊具の増加、トイレの整備をしてほしい。 【ほか、４２件】	公園には、小さな子どもからお年寄りまで、さまざまな方が利用するため、安全に利用できるようルールを設けています。一方で、なるべく自由に公園を利用できるよう、区では、安全にボール遊びができる場所の整備やプレーパークの開催など、今後も、安全を確保しながら、検討してまいります。 また、トイレの整備についても、トイレを洋式化するなど、きれいで使いやすいトイレを整備していきます。	○	162
---	--	---	---	-----

<安心・安全な街づくりに関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	ごみのポイ捨てやごみ箱の設置、 街路灯の設置など、子どもが安全 に暮らせるように環境を整備し てほしい。 【ほか、25件】	公園や児童遊園においては、日常 的に家庭ごみが捨てられ、ごみが 溢れ出してしまう場所があるため、 ごみ箱については、設置が難しい 場所があります。 また、夜間の安全な通行と防犯対 策のために、各地域の町会や警察 の協力を得て、暗い場所には街路 灯の増設を行うなどの取組を行 ってきました。もし、暗い場所が ありましたら、家族の人に伝え、 区に連絡するようお願いしてく ださい。	○	162
2	「110番の家」の掲示が小さ く、不審者等に困ったときに気づ きにくい。	「110番の家」の担当である警 察署にもご意見をお伝えします。 また、区には黄色い丸型のステッ カーが目印の「わがまちあんしん 110番」という危険を感じた際 に避難ができる場所があります。 このステッカーについては、これ までも、より分かりやすい表示と するために、大きさやデザインを 変更してきました。 今後も、いただいたご意見を参考 とさせていただきながら、検討し てまいります。	—	—

3	区内で安全に過ごせるよう、不審者などの防犯対策をしてもらいたい。 【ほか、5件】	これまで、区内の警察署と教育委員会、区で話し合い、危険な場所や犯罪が発生しやすい場所に計画的に防犯カメラを設置してきました。今後も、防犯カメラの設置を推進します。 さらに区では、青色灯を付けたパトロールカー5台が、児童・学童の下校時間帯に合わせて通学路や公園、駅周辺のにぎやかな場所、犯罪が多く起こっている場所や区民から不安の声をいただいた場所について、巡回を強化するなどの対策を行っています。	○	163
4	道幅が狭く、緊急車両が通りにくい道があるので、道路を拡張してほしい。 【ほか、1件】	区内には比較的狭い道路が多く緊急車両が通行しにくいことから、区では消防活動が困難な区域における道幅6メートル未満の道路を「優先整備路線」に指定し、土地を少しずつ買い取りながら、道幅の拡張に取り組んでいます。 今後緊急車両が通行しやすく、安全な道路となるよう、計画的に道幅の拡張に取り組んでいます。	—	—

<その他>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子どもの学力向上に力を入れてほしい。	区では、学力向上のため、小学校低学年を対象とした算数・国語の授業支援、デジタルドリルコンテンツを活用した学習、あらかわ寺子屋、中学校第1学年を対象に夏季休業中に実施している補習事業等を実施しています。 教員に対しても、日常の授業改善に生かせる研修会等を実施し、授業の質を高めるように努めています。 引き続き、子どもたちの学力向上に向けて、さまざまな取組を充実させます。	—	—
2	戦争語り部などで人から聞いたり、平和について考える機会が欲しい。また、学校の図書館に戦争、平和、人権、差別、SDGsなど、世界の状況を知れる本を増やしてほしい。	区立小中学校では語り部を招いた講演会を実施したり、平和教育の一環として、広島への修学旅行を実施した学校があります。 平和学習としては、社会科等で戦争に関する学習をする際、すべての区立小中学校で子どもたちが考えています。 また、学校図書館では、子どもたちの学習活動における思考力・判断力・表現力等の育成のために、学校司書や教員が連携して幅広い分野にわたって選書を行っています。	—	—

3	学校の施設（校舎、体育館、トイレ）をきれいにしてもらいたい。 【ほか、１件】	校舎、体育館、トイレ等の改修・修繕については、これまでも計画的に改修等を実施してまいりました。また、トイレの改修についても、洋式化について早期に取り組むなど、改善を図ってきたところです。 今後も、児童・生徒のみなさんが安全・安心に学校生活を送れるよう環境整備に努めてまいります。	—	—
4	防災の学習をして、防災グッズや備蓄品の充実を図ってほしいと思った。 【ほか、１０件】	区では、これまでの経験も踏まえながら、防災備蓄倉庫の設置や備蓄物資の保管スペース、備蓄品のさらなる充実を計画的に行っており、引き続き、みなさんが安心して生活できるよう努めてまいります。みなさんのご家庭でも、いざというときに備えた準備をしていただければ幸いです。	—	—
5	ショッピングモールなどの商業施設があるとよい。 【ほか、１２件】	これまで区では、駅前の再開発により、南千住駅前などに大型商業施設が整備されているほか、今後も、西日暮里駅前に大型商業施設が整備される予定です。また、再開発以外では、広い土地がないのが現状ですが、今後、広い空き地ができた場合は、民間事業者が大型商業施設を検討する可能性があります。	—	—

【中学2年生】

<主な区への期待など>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子どもを中心とした政策が多く、安心して暮らせるようにという思いを感じることができる計画だった。これからどう変わるのか楽しみである。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	—	—
2	この計画通りになったら、とてもよいまちづくりができるようになると思う。応援している。頑張っていてほしい。			
3	素晴らしい計画だと思う。荒川区がもっとよい街になると思う。一緒に頑張っていきたい。			

<主な計画全般に関する意見>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	区がこのような取組をしていることを知らなかったのでびっくりした。取組がたくさんあってすごくよい計画だなと感じた。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	—	—
2	この計画を読んで、若者や子どもが安心して過ごせるようにしてくれていることを知り、荒川区の思いが伝わってきた。これからの荒川区がもっとよくなるよう私も少し考えてみようと思った。			
3	区が子どもや子育てをしている人に対するさまざまな取組をしているのを知らなかったので、このような取組があるのはとてもよいと思ったので、周りの人にも知ってもらうことも必要だと思った。			

<子どもの権利に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	子どもの権利について知らなかった。区営掲示板や施設にポスターを貼ったり、区ホームページなどに掲載し、お知らせしたらよいのではないか。【ほか、37件】	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。いただいたご意見を踏まえ、新たにポスターを作成するなど子どもの権利を知るために、よりよい方法を検討してまいります。	◎	129
2	子どもの権利について知らなかったので、子どもの権利についての授業があるとよいと思う。 【ほか、11件】	区で独自に作成している中学校社会科副読本に、令和6年度から「荒川区子どもの権利条例」を掲載し、授業で子どもの権利について学習できるようにしています。また、小学校の社会科副読本には、令和7年度以降に掲載する予定です。	—	—
3	子どもの権利を大切にするためには、子どもの周りにいる大人へもお知らせした方がよいと思う。	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。今後も、あらゆる年代のみなさんに向けて、子どもの権利について知る機会や考える機会をつくってまいります。	◎	129
4	悩みごとや困りごとについて、LINEなどのSNSやメールで相談できるとよいと思う。 【ほか、10件】	区では、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、LINEなどのSNSやメール等によるさまざまな相談窓口を開設してきましたが、みなさんのご意見を踏まえ、この計画に子どもの相談窓口一覧を掲載しました。 困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	◎	302 ～ 304

5	悩んだり、困ったりしたときに、話を聞いてくれる、解決方法を一緒に考えてくれる、相談者が解決できなさそうなら代わりに解決してあげるなどの取組があるといいと思う。	区では、子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」を開設し、学校や家庭での子どもの困りごとなどについて、専門家が電話やメールで相談に乗り、解決の手助けを行っているほか、学校でもスクールソーシャルワーカーによる解決の手助けを行っています。 そのほかにも、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、さまざまな相談窓口を開設しています。 この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	○	1 3 6 ・ 1 3 7 ・ 3 0 2 ～ 3 0 4
6	いじめや、人間関係に困ったときに直接相談できるよう、スクールカウンセラーが必要だと思う。 【ほか、1件】	各区立小中学校・幼稚園等には、子どもが困ったり、悩んだりした際に、直接相談できるようスクールカウンセラーを配置しており、みなさんとの良好な人間関係を築き、安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。	○	1 3 6 ・ 1 3 7 ・ 1 9 8 ・
7	困ったことや悩みごとについて、スクールカウンセラーなどに気軽に相談できる環境があると思う。 【ほか、14件】	学校だより等で案内していますので、困ったり、悩んだりした際は、一人で悩まずに、気軽に相談してください。		3 0 2 ～ 3 0 4

8	相談や困ったことを聞いてくれるカウンセリングルームを作ったらよいと思う。	子どもが安心して相談ができるよう、各区立小中学校・幼稚園等では相談室の雰囲気づくりやスペースの確保等を行っており、今後も、安心して相談しやすい場となるよう努めています。	—	—
9	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、学校に1つ、意見箱を設置したらよいと思う。 【ほか、1件】	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施していますが、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。 また、この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	—	—
10	いじめや虐待から子どもを守るために、保護者と学校の先生が直接話し合える機会が増えるとういと思う。	各学校では保護者会や個人面談だけでなく、土曜授業日を実施したり、道徳授業地区公開講座を実施し、保護者のみなさんに学校の様子を知ってもらうとともに、保護者のみなさんと教職員が話し合いをする機会を設けています。	—	—

11	いじめや虐待されていて相談しにくい人がいるかもしれないからもっと相談しやすい環境をつくってほしい。	すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施したり、困ったことや悩みを信頼できる大人に相談することができるよう、SOSの出し方教育を全学年で実施したり、悩みを聞く体制を整えています。また、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。 この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	—	—
----	---	---	---	---

<子どもの居場所に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	いじめや虐待にあった子どもが一時的にでも安心して過ごせる施設があるとよいと思う。 【ほか、1件】	区には、虐待などを受けている子どもが安全に家へ帰れるようになるまでの間、安心して生活できる区の施設があります。	—	—
2	子どもが安心して過ごせて、子ども同士で勉強や友人関係の悩みなどの共有・解決ができる場所があるとよいと思う。 【ほか、14件】	区では、あらゆる世代の区民が交流し、自主的な活動ができる場所としてふれあい館を運営しています。ふれあい館では勉強したり、友人とお話することが出来るサロンスペースなどがあります。また、ひろば館やふれあい館は0～18歳までの子どもがいつでも来館できる施設です。来館した子どもが安心して安全に過ごせるよう、体を動かせる場所、ゆったりと過ごせる場所など環境を整えています。相談に関する資格を持った職員がいますので気軽にお声がけください。	○	125
3	ひろば館などのイベントのほかに、もっとさまざまなイベントがあるとよいと思う。 【ほか、2件】	中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。また、あらかわの伝統技術展、荒川区文化祭等の伝統文化や芸術に触れることができるイベントも開催しています。今後も、区報や区ホームページ、SNS等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	123 ～ 125

4	子ども食堂があるとよいと思う。	区内には食事を提供する子どもの居場所や子ども食堂が各地区にあります。子どもの居場所や子ども食堂について知りたい時は、まずは、区ホームページでご確認ください。	○	177
5	スポーツができる施設を増やしてほしい。【ほか、1件】	区では、あらかわ遊園スポーツハウスの改修を計画しており、新たにスポーツができるスタジオを設ける予定です。また、三河島駅前北地区の再開発における体育館機能を持つ多目的アリーナの整備や、今後隅田川沿いに整備を予定している町屋公園には屋外スポーツ施設を整備するなど、スポーツができる場所、施設を増やしてまいります。	○	162 ・ 200

<地域との交流に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	他の中学校の生徒や多世代と交流を持てるイベント等があるとよいと思う。【ほか、3件】	ひろば館やふれあい館では各館で活動している子ども同士の交流を深めるために、交流フェスタを実施しています。また、各館では来館している子ども同士が交流できるイベントを多数実施しています。 さらに中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。 今後も、区報や区ホームページ、SNS等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	123 ・ 125 ・ 194

2	外国の生活習慣やイベント等について、体験できる機会があると思う。	区では、荒川区国際交流協会と連携し、日本人と在住外国人が交流できるさまざまなイベント等を開催しています。今後も、イベントをお知らせし、より多くの子どもたちにも参加いただけるよう工夫してまいります。	○	127
---	----------------------------------	--	---	-----

<子育て支援に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもの面倒を見てくれたり、子ども同士や、子育て中の保護者が交流できる場所があると、保護者もゆっくりできてよいと思う。	区内に24か所ある子育て交流サロンでは、0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者同士の交流とつながりを持つ場となっています。また、子育て交流サロンや保育園の一部では、一時預かりや一時保育を実施しており、両親のリフレッシュ等にも利用されていますので、ぜひご利用ください。	○	157・158
2	子どもが体調不良のときには保護者が看病してくれるが、仕事を休みづらい環境にある場合もあるので、子どもだけでなく、保護者への支援も力を入れてもらいたい。	これまで区では、仕事と子育てを両立する家庭をはじめ、さまざまな家庭が安心して出産・子育てができるよう、さまざまな理由で一時的に育児援助を受けたい保護者を援助するためのヘルパー派遣や子どもを一時的に預かったりするなどの支援に取り組んでまいりました。今後も、子育て家庭が必要とする支援を行えるよう、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。	○	144～160
3	子どもだけでなく、子どもを育ててくれている大人への支援もあると思う。			

<公園に関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	公園について、ボールが使えるなどの規制緩和や安全に遊べる遊具の設置、トイレの整備をしてほしい。【ほか、２２件】	公園には、小さな子どもからお年寄りまで、さまざまな方が利用するため、安全に利用できるようなルールを設けています。一方で、なるべく自由に公園を利用できるように、区では、安全にボール遊びができる場所の整備やプレーパークの開催など、今後も、安全を確保しながら、検討してまいります。 また、トイレの整備についても、トイレを洋式化するなど、きれいで使いやすいトイレを整備していきます。	○	162

<安心・安全な街づくりに関すること>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への 反映	該当 ページ
1	交通安全や災害対策について体験できる機会があるとよいと思う。	区では、荒川警察署と連携し荒川自然公園交通園で実施している「自転車安全利用講習会」や区役所分庁舎に設置している安全・安心スポットにおいて、交通ルールを学ぶ機会をつくっています。 また、災害対策について、各町会では、消防署も参加するなどした防災訓練や避難所の訓練が行われており、区においても、子どもから大人まで防災に関する知識や技術を学べる「あらBOUSA I」などを開催しています。 今後も区報や区ホームページ、SNS等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	—	—

2	道幅が狭く、緊急車両が通りにくい道があるので、道路を拡張してほしい。【ほか、3件】	区内には比較的狭い道路が多く緊急車両が通行しにくいことから、区では消防活動が困難な区域における道幅6メートル未満の道路を「優先整備路線」に指定し、土地を少しずつ買い取りながら、道幅の拡張に取り組んでいます。今後緊急車両が通行しやすく、安全な道路となるよう、計画的に道幅の拡張に取り組んでいます。	—	—
3	学校や部活の帰りに子どもが被害にあわないよう、防犯対策をしてほしい。【ほか、1件】	これまで、区内の警察署と教育委員会、区で話し合い、危険な場所や犯罪が発生しやすい場所に計画的に防犯カメラを設置してきました。今後も、防犯カメラの設置を推進します。 さらに区では、青色灯を付けたパトロールカー5台が、児童・学童の下校時間帯に合わせて通学路や公園、駅周辺のにぎやかな場所、犯罪が多く起こっている場所や区民から不安の声をいただいた場所について、巡回を強化するなどの対策を行っています。	○	163

<その他>

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	荒川区の中学校の生徒同士で話し合える機会があると、他の学校の子どもとの交流が図れ、何かの解決や課題の発見につながるのではないかと思います。	生徒同士の交流は生徒の成長にとって重要な要素であり、共通の課題の解決につながる可能性があります。よりよい交流活動のあり方を各区立中学校と連携して検討するなどして、みなさんの成長を支援してまいります。	—	—

2	学校の授業で校外学習を増やし、自然に触れる機会を増やしてほしい。	区立中学校では、第1学年で清里移動教室、第2学年で下田移動教室を全校で実施し、登山やオリエンテーション等を通じて、自然に触れる体験学習の機会を積極的に設けています。今後も、自然体験学習の充実を図ってまいります。	—	—
3	教育タブレットの性能やインターネットへの接続環境を改善してほしい。【ほか、11件】	児童・生徒用タブレットパソコンについては、令和7年4月に性能を改善したタブレットパソコンに更新予定です。タブレットパソコンの更新に合わせてネットワーク機器を更新し、通信環境の向上を図ってまいります。	—	—
4	学校の施設（校舎、体育館、トイレ）をきれいにしてもらいたい。【ほか、31件】	校舎、体育館、トイレ等の改修・修繕については、これまでも計画的に改修等を実施してまいりました。また、トイレの改修においては、洋式化について早期に取り組むなど、改善を図ってきたところです。 今後も、児童・生徒のみなさんが安全・安心に学校生活を送れるよう環境整備に努めてまいります。	—	—
5	災害時の避難場所になるため、校舎の老朽化について検討した方がよいと思う。【ほか、3件】	学校施設については、令和7年度に「学校施設建替え計画」の策定を予定しており、築年数の経った建物は計画的に建替えを実施するなど、現在、策定に係る調査・検討を行っているところです。 学校施設は災害時の避難所としての機能を有しており、建替えに当たっては、必要な設備等の整備について、防災担当部署とも連携しながら進めてまいります。	—	—

6	有名店舗やショッピングモールなどの商業施設があるとよい。 【ほか、３３件】	これまで区では、駅前の再開発により、南千住駅前などに大型商業施設が整備されているほか、今後も、西日暮里駅前に大型商業施設が整備される予定です。また、再開発以外では、広い土地がないのが現状ですが、今後、広い空き地ができた場合は、民間事業者が大型商業施設を検討する可能性があります。	—	—
---	---	--	---	---

2 荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の検討経過

(1) 荒川区子ども・子育て会議

開催年月日	議事
令和6年3月27日(水)	・(仮)荒川区子ども計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)の策定にかかるニーズ調査の実施について
令和6年11月8日(金)	・荒川区子ども・若者総合計画の策定状況について

(2) 荒川区児童福祉審議会

開催年月日	議事
令和6年11月13日(水)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について(里親部会)
令和6年11月14日(木)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について(権利擁護部会)
令和6年12月12日(木)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について(権利擁護部会)
令和7年1月21日(火)	・「荒川区子ども・若者総合計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)」について(本会)

(3) 荒川区子ども・若者総合計画検討委員会

開催年月日	議事
令和6年4月26日（金）	1 荒川区子ども計画（第3期荒川区子ども・子育て支援計画）検討委員会について 2 荒川区子ども計画について 3 第3期荒川区子ども・子育て支援計画策定のためのニーズ調査報告書について 4 今後のスケジュール（案）について
令和6年6月17日（月）	1 荒川区子ども計画（第3期荒川区子ども・子育て支援計画）の名称について 2 荒川区子ども計画の構成について 3 今後のスケジュール（案）について
令和6年9月9日（月）	1 各部における今後の方向性について 2 荒川区子ども・若者総合計画における基本理念について 3 今後のスケジュール（案）について
令和6年10月30日（水）	1 荒川区子ども・若者総合計画素案について 2 今後のスケジュール（案）について
令和7年1月23日（木）	1 荒川区子ども・若者総合計画に係るパブリックコメント等の実施結果について 2 今後のスケジュール（案）について

3 荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の根拠法令等

(1) 荒川区子ども・子育て会議の根拠法令等

①荒川区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 10 日

条例第 33 号

改正 令和元年 12 月 16 日条例第 28 号 令和 4 年 12 月 16 日条例第 35 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。（一部改正〔令和 4 年条例35号〕）

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒川区内に住所を有する子どもの保護者
- (3) 荒川区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。]

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(一部改正〔令和元年条例28号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第45号で平成25年12月1日から施行)

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年荒川区条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和元年12月16日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月16日条例第35号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

②荒川区子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 11 月 29 日
25 荒 子 子 第 2927 号
(副 区 長 決 定)
令和 4 年 5 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区子ども・子育て会議条例（平成 25 年荒川区条例第 33 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、荒川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区子ども・子育て会議傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

- 2 傍聴券は、会議の当日に会長が指定する時刻（以下「指定時刻」という。）までに傍聴の申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、交付する。ただし、申出者が定員に満たない場合は、指定時刻を過ぎても傍聴の申出を受け付け、定員となるまで受付順に交付することができる。
- 3 指定時刻までに申出者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。
- 5 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。
- 6 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの（張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類等）を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 写真等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音、録画等をしている者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) みだりに席を離れないこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退出)

第6条 会長は、条例第9条の規定により会議を公開することが適当でないと認めたときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

- 2 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催の1週間前までに公表する。

- 2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 会議名
 - (2) 日時
 - (3) 開催場所
 - (4) その他会議に必要な事項

(資料の配布)

第8条 会議に用いる資料は、出席した委員にのみ配布するものとする。

(会議録等)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

- 2 会議録及び会議において配布した資料は、公開する。ただし、条例第9条による非公開とされた会議のほか、会議において非公開とされた資料については、公開しない。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

③荒川区子ども・子育て会議 委員名簿

【令和5年度】

役職	氏 名	所属等
会長	佐藤 隆之	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副会長	長谷川 かほる	東京未来大学特任教授 元荒川区立小学校校長
	増田 修治	白梅学園大学子ども学部教授
	木村 千里	東京都立大学大学院人間健康科学研究科教授 あらかわ子ども応援ネットワーク学術会員
	金子 織善	荒川区医師会理事
	荒原 文	公募委員
	瀧原 絵梨奈	公募委員
	佐々木 由恵	荒川区私立幼稚園等保護者
	田島 真奈美	荒川区立幼稚園・こども園保護者
	河野 達朗	荒川区私立保育園保護者
	奥田 紗也香	荒川区立保育園保護者
	緒方 裕作	荒川区立小学校PTA連合会代表
	鈴木 義則	荒川区立小学校PTA連合会代表
	千田 公隆	荒川区私立幼稚園等協会代表
	高田 大	荒川区立幼稚園・こども園園長会代表
	小西 睦子	荒川区私立保育園園長会代表
	阿部 陽子	荒川区立保育園園長会代表
	沼田 幸子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
	山本 洋	荒川区立小学校長会代表
	塩尻 浩	荒川区立中学校長会代表
	杉山 律子	荒川区民生委員・児童委員協議会代表
	越村 桂子	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会代表
	北川 嘉昭	副区長

(敬称略)

【令和6年度】

役職	氏 名	所属等
会長	佐藤 隆之	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副会長	長谷川 かほる	東京未来大学特任教授 元荒川区立小学校校長
	増田 修治	白梅学園大学子ども学部教授
	木村 千里	東京都立大学健康福祉学部教授 あらかわ子ども応援ネットワーク学術会員
	金子 織善	荒川区医師会理事
	荒原 文	公募委員
	瀧原 絵梨奈	公募委員
	佐々木 由恵	荒川区私立幼稚園等保護者
	田島 真奈美	荒川区立幼稚園・こども園保護者
	河野 達朗	荒川区私立保育園保護者
	奥田 紗也香	荒川区立保育園保護者
	吉澤 伸幸	荒川区立小学校PTA連合会代表
	田村 学彦	荒川区立中学校PTA連合会代表
	千田 公隆	荒川区私立幼稚園等協会代表
	石塚 秀行	荒川区立幼稚園・こども園園長会代表
	小西 睦子	荒川区私立保育園園長会代表
	加藤 亮子	荒川区立保育園園長会代表
	沼田 幸子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
	猪瀬 賢一	荒川区立小学校長会代表
	塩尻 浩	荒川区立中学校長会代表
	杉山 律子	荒川区民生委員・児童委員協議会代表
	安部 義治	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会代表
	北川 嘉昭	副区長

(敬称略)

(2) 荒川区児童福祉審議会の根拠法令等

①荒川区児童福祉審議会条例

令和2年3月25日

条例第3号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前条第2項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 各部会に、委員の互選による部会長1人を置く。

3 第5条から第7条までの規定は、部会の会議について準用する。

4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

②荒川区児童福祉審議会条例施行規則

令和2年6月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区児童福祉審議会条例（令和2年荒川区条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(部会)

第3条 条例第9条に規定する部会の構成員（以下「部会員」という。）は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

③荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

令和2年6月30日制定
2 荒 子 子 第 938 号
(副 区 長 決 定)

(趣旨)

第1条 荒川区児童福祉審議会条例(令和2年荒川区条例第3号。以下「条例」いう。)第1条に規定する荒川区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)に、条例第9条第1項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第2条 審議会に、部会として里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検証部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第29条に基づき、里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。)の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第33条の15第2項の規定による被措置児童等虐待(法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。)に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第3項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

4 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
 - (6) 認定こども園法第 21 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
 - (7) 認定こども園法第 22 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- 5 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第 4 条第 5 項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第 4 条第 2 項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第 9 条第 2 項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第 3 条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

- 第 4 条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。
- (1) 部会の開催年月日及び開催場所
 - (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
 - (3) 部会に付した議題
 - (4) 議事の顛末^{てん}
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項
- 2 議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員 1 名が署名するものとする。
- 3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長において必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

（委員等の除斥）

第 5 条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

（庶務）

第 6 条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

④荒川区児童福祉審議会委員名簿

役職	氏 名	所属等
委員長	河津 英彦	社会福祉法人友愛学園理事長 社会福祉法人子どもの虐待防止センター副理事長 元東京都子ども家庭部長・玉川大学教育学部長
副委員長	川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授 元厚生労働省児童福祉専門官
	坂井 隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授 元東京都児童相談所長
	鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科教授
	師岡 章	白梅学園大学子ども学部教授
	須永 美紀	こども教育宝仙大学こども教育学部教授
	片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事
	池田 清貴	弁護士
	掛川 亜季	弁護士
	後藤 啓二	弁護士
	松岡 郁美	小児科医 荒川区医師会理事
	金子 織善	小児科医 荒川区医師会理事
	阿部 哲夫	精神科医 荒川区医師会理事
	成重 竜一郎	児童精神科医
	齋藤 美江子	児童養護施設統括施設長
	中村 聡	一級建築士
	長谷川 猛	中小企業診断士
	大内 康弘	社会保険労務士

(敬称略)

(3) 荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の根拠法令等

①荒川区子ども・若者総合計画検討委員会設置要綱

26 荒 子 子 第 1347 号
平成 26 年 6 月 30 日制定
(副 区 長 決 定)
平成 31 年 1 月 11 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

(設置)

第1条 子育て環境の充実を目指し、荒川区子ども・若者総合計画の策定にあたり、荒川区の子育て支援施策を総合的・効果的に推進し、よりよい計画の策定を図るため、荒川区子ども・若者総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 荒川区子ども・若者総合計画の策定に関すること。
- (2) 荒川区子ども・若者総合計画の総合的な企画及び推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は副区長の職にある者とし、副委員長は子ども家庭部長の職にある者とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は別表1に掲げるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会について必要な事項は、委員長が定める。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

別表1（第4条関係）

荒川区子ども・若者総合計画検討委員会委員

委員長	副区長
副委員長	子ども家庭部長
委員	総務企画部長
//	区民生活部長
//	地域文化スポーツ部長
//	産業経済部長
//	福祉部長
//	健康部長
//	防災都市づくり部長
//	教育部長

4 子どもの相談窓口

区では、子どもや若者が抱える悩みや困りごとについて、さまざまな相談窓口を開設しています。学校や家で困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してみてください。

(1) 子どもの悩み１１０番

荒川区に住んでいるか、荒川区内の学校に通っている小学生、中学生からの相談を受け付けています。友達や家族のこと、勉強や進路、いじめなどの学校生活に関すること、学校へ行きたくないといったことなど、悩みや聞いてもらいたいことがあれば、電話でご相談ください。

相談方法

電話で相談ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、午前９時から午後５時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

電話番号

０１２０－１３６－１１０（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、子どもの悩み１１０番の二次元コードです。



(2) あらかわ子どもほっとらいん

子どもの権利が守られていないと感じたとき（学校や家庭での困りごと等）、相談を受け付けています。相談には、弁護士や臨床心理士の資格をもった「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決を手助けします。困っていることがあったら、気軽に相談してみてください。

相談方法

電話のほか、メール、チャット（LINE）で相談ができます。

受付時間

火曜日 午後1時から午後6時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

木曜日 午後1時から午後6時

土曜日 午前10時から午後3時

※年末年始を除く

※原則、火曜日・土曜日は弁護士、木曜日は臨床心理士が担当します。

電話番号

0120-136-110（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、あらかわ子どもほっとらいんの二次元コードです。



(3) 児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）

「お母さんやお父さんから無視されたり、暴言をはかれたりする・・・」「友達が家でお母さんやお父さんに叩かれているみたい・・・」など、気になる子どもがいる、子どもを虐待しそう、親に虐待されているといったときは、相談してみてください。

相談方法

電話で相談できます。

受付時間

24時間（いつでも受け付けています。）

電話番号

189（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、児童相談所虐待対応ダイヤル189の二次元コードです。



(4) 荒川区子ども家庭総合センター

家に帰るのが怖いなどの子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談窓口です。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

相談方法

荒川区子ども家庭総合センターでの対面での相談のほか、電話でも相談ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

電話番号

03-3802-3765

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、荒川区子ども家庭総合センターの
二次元コードです。



(5) 荒川区若者相談「わっか」

さまざまな悩みや不安を抱える若者（概ね15歳～39歳）が気軽に話せる相談先です。
相談員がお話を伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人ひとりに合わせた
ご支援をします。学校や職場のこと、家族や友達のこと、どんなことでもお気軽にご相談
ください。

相談方法

電話、メール、チャット（LINE）、出張わっか（ふれあい館等で行う対面相談）で相談
ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、正午から午後8時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

電話番号

0120-101-911（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、荒川区若者相談「わっか」の
二次元コードです。



荒川区子ども・若者総合計画

(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)

令和7～11年度

編集・発行 荒川区 子ども家庭部 子育て支援課

〒116-8501東京都荒川区荒川二丁目2番3号

TEL 03-3802-3111 (内線 3811) FAX 03-3802-4919

令和7年3月

登録(06)0108号